

文部科学省科学研究費

特定領域研究

Grant-in-Aid for Scientific Research

for Priority Areas

「法化社会における紛争処理と民事司法」

Dispute Resolution and Civil Justice

in the Legalizing Society

ワーキングペーパー第3集

Working Papers, Vol.3

2008年4月

April 2008

# 目次

## Contents

はじめに Introduction		ii
Citizens' Access to Legal Advice in Contemporary Japan - Findings from the 2006 National Survey -	Iwao Sato	1
Evaluation of Civil Litigation Experience among Japanese People — From National Survey on Litigants and Lawyers —	OTA Shozo	18
民事訴訟の概要・単純集計 — 全国訴訟記録調査から —		河合幹雄 28
「訴訟行動調査」の基本集計結果 — 代理人付原告調査票 —		垣内秀介 35
訴訟行動調査の概要と基本集計結果 — 本人訴訟被告調査票について —		前田智彦 141
「訴訟上の和解」の成立要因 — 訴訟当事者の訴訟関心・和解関心の分析から —	守屋明	190
女性と民事訴訟 — 訴訟行動調査班による二つの調査から —	神長百合子	224
「一般人調査」の概要 — 「訴訟行動調査」との比較検討のために —	和田安弘	239

## はじめに

このワーキングペーパー第3集は、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」参加者が、2007年度に海外の学会で行った報告を基に手を加えた論文、および国内の学会あるいは全体研究会で行った報告に手をいれた論文を収録している。英文の論文2篇のうち、最初の佐藤論文はB班の研究成果の一部であり、次の太田論文はC班の研究成果の一部である。邦文の論文はすべてC班の研究成果の一部である。

## INTRODUCTION

This is the third volume of our Working Papers, which presents findings of national surveys conducted in the research project, Grant-in-Aid Scientific Research for Priority Areas “Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society.” The first two papers in English are based on presentations made at the Socio-Legal International Conference in Berlin in July 2007, and the other papers in Japanese are based on presentation at our discussion meetings.

# **Citizens' Access to Legal Advice in Contemporary Japan**

## **- Findings from the 2006 National Survey -**

**Iwao Sato**

**University of Tokyo**

**iwsato@iss.u-tokyo.ac.jp**

**[Summary]** This paper analyses the general pattern of advice-seeking behavior in Japan based on a national survey conducted in 2006. The results shows that the types of advice providers used are distributed differently by type of trouble. The “typical” path of advice seeking is established and well recognized by citizens in certain kind of trouble, whereas appropriate advice providers are not necessarily clear to citizen and as a result of that, the providers used are widely different according to the trouble. The analysis shows that there was a significant correlation between such characteristics of cases as type of trouble and the amount of damages, and the way the people deal with the trouble. Moreover, some respondents mentioned institutions that they did not use after all, although they had considered using them once, and the reason for it. This suggests that there are some barriers to obtaining advice, but simultaneously shows how to make these advice providers more accessible to citizens.

**[Keywords]** Access to Legal Advice / “Typical” Path of Advice Seeking / Barriers to Obtaining Advice/ Strategies for Resolving Troubles

### **1. Introduction**

In Japan, there are various professionals, governmental organs, and non-governmental organizations that provide citizens involved in disputes with advice about how to resolve the trouble. Naturally, this does not mean that all citizens involved in disputes utilize those third-party advice providers to resolve the trouble. Some people would rather resolve the trouble on their own without seeking any kind of third-party advice or do not take any action whatsoever.

This paper analyses the configuration and determinants of advice-seeking behavior by using the data from a nationwide survey conducted in 2006<sup>1</sup>. Table 1 shows the overall pattern of the advice-seeking behavior. Out of 11,000 persons whom we attempted to interview, 5,300 persons

---

<sup>1</sup> Details on the set-up of our survey are explained in Shiro Kashimura's paper “The Design and Methodology of the Research of the 2006 National Survey on Legal Advice Seeking” in this volume.

responded (response rate 48.5%). 1,946 respondents answered that they experienced at least one troublesome event within the past 5 years (36.5% of all respondents) and 1,851 respondents identified the most serious trouble (34.7% of all respondents). The number of the respondents who specified “the most serious event” and for whom the type of response was known was 1,821 (34.4% of all respondents)<sup>2</sup>. A total of 520 respondents sought advice from at least one institutional - either non-legal or legal - advisor (9.8% of all respondents) and 80 respondents sought advice from at least one legal advisor (either a lawyer or a judicial scrivener) (1.5% of all respondents).

**Table 1. General Pattern of Advice Seeking**

The National Sample of Ages 20 - 70 to Whom Interview Was Attempted	11,000
Those who agreed to the interview	5,330 (100%)
Respondents who experienced at least one troublesome events within the past 5 years	1,946 (36.5%)
Respondents who identified the most serious trouble	1,851 (34.7%)
Respondents who specified “the most serious event” and for whom the type of response was known	1,821 (34.4%)
Respondents who sought advice from at least one institutional advisor (either a non-legal or a legal advisor)	520 (9.8%)
Respondents who sought advice from at least one legal advisor (either a lawyer or a judicial scrivener)	80 (1.5%)

## 2. Types of Troubles

First of all, we will investigate the types of troubles facing the respondents.

### 2.1 Types of “Troublesome Events”

Our survey shows that 1,946 respondents experienced 4,656 troublesome events, which is 2.39 per person on average.

The distribution of the types of the troubles experienced is naturally uneven. Table 2 shows that troubles arising from “Information Technology or Telecommunications” were most common (31.7% of all the troublesome events experienced). “Goods or Services” (12.1%), “Neighborhood” (11.4%), and “Accident or Crime” (8.6%) follow it. Contrary to those, troubles arising from “School” (3.1%), “Business” (2.9%), “Money Loan” (2.6%), and “Landlord-Tenant Relations” (2.4%) were not experienced very often.

<sup>2</sup> Out of 1,851 respondents who specified “the most serious event,” for 30 persons the type of their response was not known.

**Table 2. Types of "Troublesome Events"**

	Number of problems reported		Number of respondents who experienced the trouble
	N	%	
1 Information Technology or Telecommunications	1,475	31.7	1,116
2 Good or Service	564	12.1	431
3 Neighborhood	530	11.4	454
4 Accident or Crime	402	8.6	372
5 Hospital	299	6.4	234
6 Workplace	298	6.4	247
7 National or Local Government	218	4.7	192
8 Family or Relative	191	4.1	172
9 Buying, Selling or Repair of Real Properties	150	3.2	138
10 School	143	3.1	112
11 Business	134	2.9	107
12 Money Loan	121	2.6	109
13 Landlord-Tenant Relations	114	2.4	102
14 Others	17	0.4	17
Total	4,656	100.0	1,946

## 2.2 Types of "Troublesome Events"

On the basis of the overall experience of troublesome events, for the second stage of our investigation, we asked the respondents to select "the most serious event" out of the events that they had experienced. The results are shown in Table 3. Troubles arising from "Information Technology or Telecommunications" were the most common, here too (28.6% of the most serious events), are relatively few compared to the stage of troublesome events. "Neighborhood" (11.7%), "Goods or Services" (11.5%), and "Accident or Crime" ( 11.2%) follow it. Troubles arising from "School" (2.7%), "Business" (2.6%), and "Money Loan" (2.5%) were few. Troubles arising from "Landlord-Tenant Relations" (3.2%) were also few, but raised rank slightly from 13 to 10.

**Table 3. Types of "Most Serious Trouble"**

	N	%
1. Information Technology or Telecommunications	530	28.6
2. Neighborhood	216	11.7
3. Good or Service	212	11.5
4. Accident or Crime	207	11.2
5. Workplace	133	7.2
6. Hospital	105	5.7
7. National or Local Government	76	4.1
8. Family or Relative	75	4.1
9. Buying, Selling or Repair of Real Properties	71	3.8
10. Landlord-Tenant Relations	60	3.2
11. School	50	2.7
12. Business	48	2.6
13. Money Loan	46	2.5
14. Others	22	1.2
Total	1,851	100.0

### **2.3 Some Remarks on the Types of Troubles**

Recently, claims or inquiries on the fraudulent practice of sending postcards or fictitious emails to claim a sum of money have been increasing. This seems to explain the major background of the frequent experience of troublesome events/ troubles arising from “Information Technology or Telecommunications.” Troublesome events/ troubles arising from “Information Technology or Telecommunications” constitute a unique category for two reasons. First, as Figure 1 shows, the amount of money related to the damage was considerably low<sup>3</sup>. Second, the ratio of the respondents who think that the damage cannot be estimated by money is very large in the category of “Information Technology or Telecommunications.” Only 15.5% (60 respondents) of the total respondents who experienced troublesome events arising from “Information Technology or Telecommunications” gave the exact monetary amount of the damage, whereas 84.5% (326 respondents) answered that the damage could not be estimated by money. This seems to suggest that this type of trouble may cause no more than a feeling of anxiety in most cases.

<sup>3</sup> 100,000 Japanese yen is about 820.7 US dollars and 595.8 Euro (at the currency rate of July 2007).

**Figure 1. Distribution of Damages by Trouble Types**

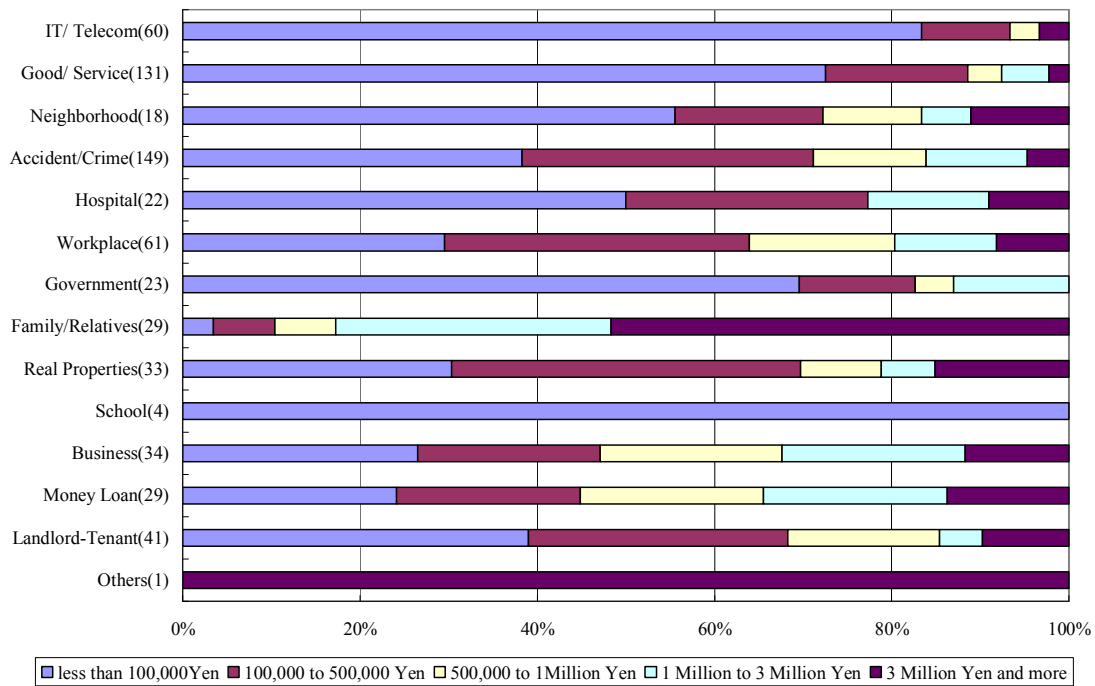


Figure 1 shows that the amount of money considered by the respondent to cover the damage, was also relatively small also in category of “Goods or Services,” “Neighborhood,” “Government,” and “School,” whereas that in the category of “Family or Relatives” was considerably large. Regarding the possibility of estimation of damages by money, contrary to the tendency of the category “Information Technology or Telecommunications,” 85.6% of the respondents who experienced troublesome events arising from “Accident or Crime” gave the exact amount of the damage.

### 3. Advice-seeking Behavior

We then proceed to investigate what kind of strategies the respondents who experienced troubles choose to resolve their trouble and how they contact legal advice providers. The experience of the “most serious troubles” constitutes the baseline of our following analysis.

#### 3.1 Three Strategies for Resolving Troubles

We have adopted a distinction between three types of reactions to the trouble:

- “Lumpers” do not take any action. They do not attempt to contact the other party, do not use a third-party advice provider, and do not try to do anything else to tackle the trouble.
- “Self-helpers” take the problem into their own hands without using a third-party advice provider.



For those who “take the trouble into their own hands,” we listed actions such as attempts “to obtain information concerning their trouble via the Internet,” “to contact the other party,” “to ask to their family for advice or help,” or “to ask to their friends or colleagues for advice or help.”

- “Advice seekers” use one or more third-party advice provider to deal with their troubles.

Our survey indicates that 16.3% (300 cases) of the respondents who specified “the most serious event” and for whom the type of response was known (N=1,821) are the lumpers, 55.0% (1,001 cases) the self-helpers, and 28.6% (520 cases) the advice seekers.

We compared the results of our survey to those of a survey conducted in England (lumpers: 5%, self-helpers: 35%, advice seekers: 60%) (Genn 1999: 68) and the Netherlands (lumpers: 9.6%, self-helpers: 46.3%, advice seekers: 44.1%) (Velthoven and Voert 2004: 9). More people did not take any action in Japan than in England or in the Netherlands and few used third-party advice providers to tackle their trouble. This demands careful analysis, but this may be explained partly by our research design that adopts the widest range of troublesome event sources as possible without limiting the trouble to “difficult” or “difficult to solve.” As a result, even “trivial” troublesome events constitute part of the “the most serious event” by definition, if that trouble is the only one the respondents experienced. In fact, our survey shows that 28% of the respondents who did not take any action to deal with their trouble have selected “their trouble was not serious” as the reason for their inaction, followed by “thought that it would take up too much time”(11.7%), and “I am not too keen to take any action” (11.3%). Nevertheless, the important point worth noting is that not all the respondents who experienced a “trivial” trouble are necessarily lumpers and that some of those respondents, even if relatively few, may possibly attempt to use advice providers. Investigating the landscape of advice-seeking behavior as widely as meaningfully possible was the aim of our survey<sup>4</sup>.

### **3.2 Patterns of Advice-seeking Behavior**

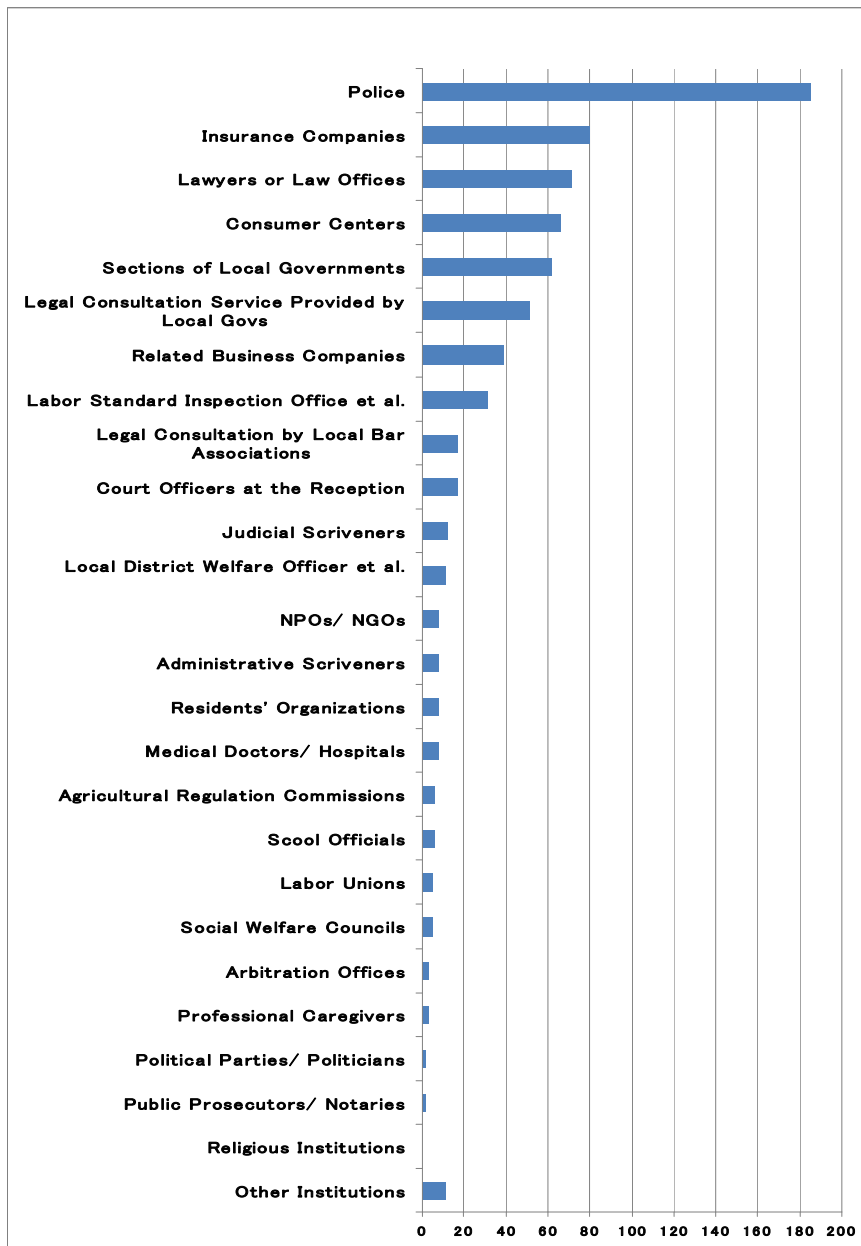
The total number of advice providers used by the 520 respondents was 717, 1.38 per person on average.

Figure 2 shows the variety and distribution of the advice providers used by the respondents. The most frequently used advice provider is the police. Insurance companies are the second, lawyers are the third, then consumer centers run by local government, sections of local government in charge of matters related to the type of trouble, legal consultation services provided by local governments, companies or associations of companies related to the particular type of trouble, and “labor standard inspection office branches, national taxation office branches, or a local probation center” followed these. We can observe some features of advice providers in Japan.

---

<sup>4</sup> See also Kashimura, *supra* note 1.

**Figure 2. Expert persons/organizations approached for advice or assistance**



First, the police play a very significant role as advice providers. The Japanese police have a “consultation section for citizens with trouble” in district police stations and handle various type of troubles or unease, that citizens encounter in their everyday life, such as domestic violence, delinquency, stalking, and traffic trouble, even if these do not reach the level of crime that would be considered criminal law.

Second, we can point out the significant role of the administrative advice provider such as consumer centers run by local government, sections of local government, labor standard inspection

office branches, national taxation office branches, and local probation centers. They provide citizens with advice by using their competence and expertise.

Third, private advice providers are rarely used in Japan, except insurance companies that handle damages due to personal injury and companies or associations of companies related to the particular type of trouble.

Lawyers are naturally important advice providers. Though it is often discussed that the remarkably small population of lawyers has narrowed citizens' access to lawyers, lawyers are still ranked as the third most frequently used advice provider, following the police and insurance companies.

Our survey investigated the total number of advice providers that were used by the respondents and the order of them. The number of advice providers used was distributed from one to six. Out of all respondents (520 cases), 73.7% of the respondents (383 cases) used only a single advice provider, 18.1% (94 cases) two, 6.2% (30 cases) three, 1.8% (10 cases) four, 0.1% (2 cases) five, and 0.1% (1 case) six.

Table 4 shows the top three advice providers that were approached as first adviser, by type of trouble. There are two important points.

**Table 4. Frequently Used Advice Providers:  
By the Type of Trouble as the First Approached Adviser**

	Most Frequently Used Advice Providers						Number of Respondents
	Comes in 1st Place	% of respondents used	Comes in 2nd Place	% of respondents used	Comes in 3rd Place	% of respondents used	
Goods/Services	Consumer Centers	50.0	Police	12.5	a	12.5	24
Money Loan	Police	28.6	Court Officers at the Reception	14.3	Legal Consultation by Local Gov.	7.1	14
					Consumer Centers	7.1	
					Lawyers	7.1	
					a	7.1	
					b	7.1	
					d	7.1	
					e	7.1	
					f.	7.1	
Real Properties	Lawyers	33.3	Legal Consultation	16.7	Police	8.3	12

			by Local Govs		Consumer Centers	8.3	
					a	8.3	
					c	8.3	
					f	8.3	
					g	8.3	
Landlord-Tenant Relations	Legal Consultation by Local Govs	22.7	Judicial Scriveners	18.2	Lawyers	13.6	22
IT/Telecommunication	Police	43.9	Consumer Centers	36.4	a	6.5	107
Workplace	Labor Standard Inspection Office	53.2	Labor Unions	13.3	Legal Consultation by Local Govs	10.0	30
Hospital	Sections of Local Governments	17.6	Labor Standard Inspection Office	17.6	c	17.6	17
School	Sections of Local Governments	50.0	Teachers/School	35.7	Labor Standard Inspection Office	7.1	14
					h	7.1	
Neighborhood	Police	29.8	Sections of Local Governments	26.3	Legal Consultation by Local Govs	12.3	57
Family/Relatives	Lawyers	21.6	Legal Consultation by Local Govs	21.1	Police	10.5	38
Accident/Crime	Police	52.4	Insurance Companies	37.8	Lawyers	2.8	143
Government	Sections of Local Governments	40.0	Police	10.0	—	—	10
			Local District Welfare Officer	10.0			
			Related Business Companies	10.0			
			Political Parties	10.0			
			Lawyers	10.0			
			Administrative Scriveners	10.0			
Business	Police	26.3	Lawyers	26.3	a	10.0	19
Others	Sections of Local	33.3	Police	22.2	Legal Consultation	11.1	9

	Governments			by Local Govs	
				a	11.1
				Lawyers	11.1
				Other	11.1

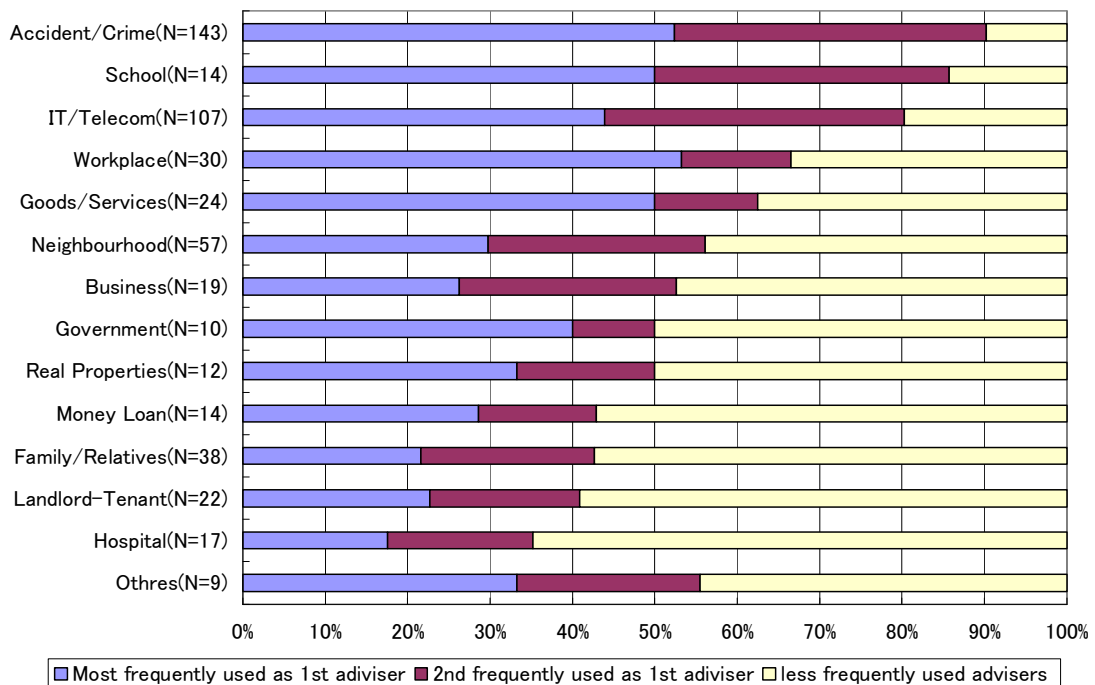
- a. Companies or Associations of Business Companies Relating to the Particular Type of Trouble
- b. Local District Welfare Officer (*Minsei-lin*), a local Civil Rights Protection Officer (*Jinken-Yogo-lin*), or a local Probation Officer (*Hogo-shi*)
- c. NGOs, NPOs, or Volunteer Groups/Associations
- d. Agricultural Regulation Commissions or the Farmers' Cooperatives
- e. Legal Consultation Service Provided by Local Bar Associations or Legal Aid Societies
- f. Administrative Scriveners, Tax Consultants, or Social Insurance Labor Consultants
- g. Sections of Local Governments in Charge of Matters Relating to the Type of Trouble
- h. Social Welfare Councils

First, types of advice providers used are distributed differently by type of trouble. The police, which was overall the most frequently used, was most frequently used in the category of "Accident or Crime," "Information Technology or Telecommunications," "Neighborhood," "Money Loan," and "Business." In the category of "Goods or Services" consumer centers run by local governments were most frequently used, and in the categories, of "Real Properties" and "Family or Relatives," "lawyers or law offices" were used most often. The reason that each advice provider was frequently used in each category of trouble can be explained mainly by their expertise concerning the matters involved in the troubles. As far as the frequent use of lawyers' services in the category of "Real Properties" and "Family or Relatives" is concerned, it was caused partly by their complexity as legal problems and partly by their seriousness in terms of the amount of damage (see Figure 1 above).

Second, besides the order of the various advice providers in each category, the proportion of providers used is significant. In some categories, citizens' use of an advice provider was remarkably concentrated on one or two providers, and in others, it was widely distributed across various providers. For example, in the category of "Accident or Crime," 52.4% of the respondents who used one or more advice providers to deal with their trouble, used the police as first adviser, and in that of "Information Technology or Telecommunications," 43.9% used the police. In the category of "Goods or Services," 50.0% of the respondents used consumer centers as first adviser, and in that of "Workplace," 50.0% used Labor Standard Inspection Office branches as first adviser. When we calculate the proportion of the most frequently used providers and second most frequently used providers, this tendency becomes clearer (Figure 3). In the category of "Accident or Crime," the top two providers, police and insurance companies, occupied 90.2% of the respondents, and in

“Information Technology or Telecommunications,” the police and consumer centers accounted for 80.3%. On the other hand, there are some categories where the proportion of the first most and/or second-most frequently used providers was relatively small and the use of advice providers was widely distributed among many providers. These findings suggest the fact that the “typical” path of advice seeking is established and well recognized by citizens in certain types of trouble, whereas appropriate advice providers are not necessarily clear to citizens, and as result, the providers used are widely different in some other troubles.

**Figure 3. “Typical” Path of Advice Seeking: Distribution of the Frequently Used Advisers as First Adviser by the Type of Troubles**



### 3.3 Determinants of the Advice-seeking Behavior

When and by whom third-party advice providers are used to deal with troubles can depend on various factors. To make this point clear, we investigated the influence of the cases’ characteristics of the above-mentioned three strategies for resolving troubles (case factors), and that of the demographic characteristics of the respondents (demographic factors).

Table 5 shows the relation between types of troubles and the strategies for resolving them. According to a chi-square test, there is a significant correlation between them at a 0.001 level and adjusted residuals of more than +/- 2 are indicated by “+/-.” The respondents who experienced trouble relating to “Information Technology or Telecommunications” and “Hospital” tend not to take

any action. Troubles related to “Goods or Services,” “Real Properties,” and “Government” are often dealt with by the people themselves. Focusing on the advice-seeking behavior, the respondents who experienced the trouble relating to “Family or Relatives” and “Accident or Crime” tend to use a third-party advice provider to deal with their troubles relatively often.

**Table 5. Types of Dispute Resolution Behavior by Trouble Type**

	Lumpers	Self-helpers	Advise seekers	Number of problems
	N=300	N=995	N=516	
	%			
Goods/ Service	13.1	75.2 <sup>+</sup>	11.7	206
Money Loan	6.7	62.2	31.1	45
Real Properties	9.9	73.2 <sup>+</sup>	16.9 <sup>-</sup>	71
Landlord-Tenant	5.0 <sup>-</sup>	58.3	36.7	60
IT/ Telecommunications	29.2 <sup>+</sup>	50.2 <sup>-</sup>	20.6 <sup>-</sup>	520
Workplace	13.4	63.0	23.6	127
Hospital	24.8 <sup>+</sup>	59.0	16.2 <sup>-</sup>	105
School	8.0	64.0	28.0	50
Neighborhood	11.8 <sup>-</sup>	61.1	27.0	211
Family/ Relative	9.7	37.5 <sup>-</sup>	52.8 <sup>+</sup>	72
Accident/ Crime	7.5 <sup>-</sup>	21.0 <sup>-</sup>	71.5 <sup>+</sup>	200
Government	14.9	71.6 <sup>+</sup>	13.5 <sup>-</sup>	74
Business	0.0 <sup>-</sup>	60.4	39.6	48
Others	13.6	45.5 <sup>-</sup>	40.9	22
Total	16.6	54.9	28.5	1,811

p.<.001

Note: +/-: the adjusted residuals in case indicated are more than +/- 2.

There is also a significant correlation between the seriousness of the troubles and the strategies for resolving troubles. Table 6 indicates that the larger the amount of damage, the more often the respondents used a third-party advice provider.

**Table 6. Types of Dispute Resolution Behaviors by Amount of Damages**

	Lumpers	Self-helpers	Advise seekers	Number of problems
	N=300	N=995	N=516	
	%			
less than 100,000 Yen	11.5 <sup>+</sup>	67.4 <sup>+</sup>	21.1 <sup>-</sup>	304
100,000 to 500,000	9.3	45.0 <sup>-</sup>	45.7 <sup>+</sup>	151
500,000 to 1,000,000	4.7	48.4	46.9	64
100,000 to 3,000,000	6.2	41.5 <sup>-</sup>	52.3 <sup>+</sup>	65
3,000,000 and more	1.8 <sup>-</sup>	28.6 <sup>-</sup>	69.6 <sup>+</sup>	56
Total	8.9	54.2	36.9	640

p.<.001

Note: see Table 5.

On the other hand, as Table 7 indicates, correlation between the demographic characteristics of the respondents and the strategies for resolving troubles was weak. Only age had a significant effect on the way people deal with their trouble at the 0.05 level, whereas there is no significant correlation between other characteristics of the respondents and the strategies for resolving troubles. Gender and affiliation to some social group had some effect, but at the 0.10 level.

**Table 7 Demographic Attributes of Respondents and Types of Trouble Responses**

(%)

	Lumpers	Self-helpers	Advise seekers	Number of Respondents
	N=300	N=995	N=516	
	%			
Total	16.6	54.9	28.5	1,821
Gender (N=1,821) +				
Male	17.8	52.0 <sup>-</sup>	30.1	813
Female	15.4	57.3 <sup>+</sup>	27.3	1,008
Age (N=1,821) *				
20-29	12.2	69.1 <sup>+</sup>	18.6 <sup>-</sup>	188
30-39	15.2	56.1	28.7	335
40 - 49	15.3	57.2	27.5	404
50 - 59	19.0	49.3 <sup>-</sup>	31.7	483



> 60	17.5	52.1	30.4	411
Housing tenure (N=1,814) n.s.				
Homeowner	16.0	54.6	29.4	1,491
Tenant	18.6	56.7	24.8	323
Marital Status (N=1,817) n.s.				
Unmarried	17.5	58.6	23.8	302
Married	15.9	54.8	29.3	1,379
Widow/widower	20.0	50.0	30.0	50
Divorced	18.6	47.7	33.7	86
Level of Education(N=1,777) n.s.				
Below Junior High School	18.4	51.3	30.3	228
High School	16.6	52.3	31.1	797
Junior College/ National College of Technology	15.6	59.4	25.0	288
University or Higher	16.2	57.5	26.3	464
Job status (N=1,814) n.s.				
Executives/Company Owner	18.3	49.5	32.3	93
Regular Employee	14.0	56.7	29.3	600
Temporary Employee	16.4	56.2	27.4	329
Self-Employed/ Professional Worker	22.5	44.9	32.6	187
Family Worker	10.1	62.0	27.8	79
Housewife/ Househusband	18.4	55.7	25.9	332
Student	14.3	67.9	17.9	28
Unemployed	16.9	53.6	29.5	166
Household Income(N=1,144) n.s.				
less than 1,500,000 Yen	24.6	50.9	24.6	57
1,500,000 to 3,000,000	18.1	50.0	31.9	160
3,000,000 to 5,000,000	18.8	56.3	24.9	229
5,000,000 to 7,000,000	13.9	54.5	31.6	244
7,000,000 to 10,000,000	20.0	52.1	27.9	240
10,000,000 to 20,000,000	17.1	59.7	23.2	181
20,000,000 to 30,000,000	20.0	50.0	30.0	20
30,000,000 and more	15.4	46.2	38.5	13
Social Group (N=1,814) + Participant	15.0	55.3	29.8	1,042

Non-participant	18.5 <sup>+</sup>	54.5	26.9	772
-----------------	-------------------	------	------	-----

\* p<.05, + p<.10

Notes: see Table 5.

### 3.4 Barriers to Advice

Investigating the barriers to using a third-party advice provider was one of the important aims of our survey. We asked the respondents if there were any institution that they did not use after all, although they had considered using it once, and, if yes, what the institution was and why they did not use it.

The result is that 219 respondents considered using 259 such institutions. Table 8 shows that the most-mentioned institution was consumer centers (57 respondents), followed by the police (49), lawyers (28), legal consultation services provided by local governments (24) and sections of local governments (20). It is worth noting that most of these advice providers overlapped with the advice providers that were most frequently used, only with the exception of insurance companies. This indicates that these advice providers have potential ability as advice providers. So, we tried to further our investigation for the reason that these institutions were not used.

**Table 8. Institutions not used, and the Barriers to Access to Those Institutions**

	Too Much Cost	Time Consuming	Too Far Distant	Opposition from Family Member	Seems Indecent	Needs Met	Lacks Proper Expertise	Distrust to Institutions	Unwilling to Use	Others	Total number
	%										
1. Consumer Centers	1.8	24.6	1.8	5.3	1.8	5.3	7.0		17.5	35.1	57
2. Police		22.4		4.1		4.1	10.2	4.1	22.4	30.6	49
3. Lawyers/ Law Offices	64.3	3.6			3.6	10.7	3.6		3.6	10.7	28
4. Legal Consultation provided by Local Govs	8.3	33.3				12.5			16.7	29.2	24
5. Sections of Local Governments		20.0		5.0				5.0	25.0	45.0	20
6. Related Business Companies	8.3	25.0				8.3			33.3	25.0	12
7. The Labor Standard Inspection Office	10.0	10.0							30.0	40.0	10
8. Consultation at Court	22.2	22.2				22.2			22.2	11.1	9

9.	Legal Consultation by Bar Associations	62.5								37.5	8
10.	Insurance Companies			16.7		50.0			16.7	16.7	6
11.	Litigation at Courts	20.0	20.0						20.0	40.0	5
12.	Other Institutions					20.0			20.0	60.0	5
13.	A Local District Welfare Officer								25.0	75.0	4
14.	Labor Unions		25.0					25.0	25.0	25.0	4
15.	Agricultural Regulation Commissions			33.3		33.3			33.3		3
16.	NGOs/ NPOs					33.3			66.7		3
17.	Mediation at Courts	66.7	33.3								3
18.	Religious Institutions			50.0			50.0				2
19.	Other Procedure at Courts			50.0						50.0	2
20.	Political Parties/ Politicians						100.0				1
21.	Social Welfare Councils		100.0								1
22.	Judicial Scriveners									100.0	1
23.	Administrative Scriveners									100.0	1
24.	Arbitration Offices									100.0	1

Two remarkable tendencies are found in Table 8. In the case of consumer centers, the police, the legal consultation service provided by local governments, and sections of local governments, the time factor (“thought that it would take up too much time”), and the psychological factor (“was not willing to use it without special reason”) were relatively important, whereas in the case of the lawyers, the cost factor (“thought that it would cost too much”) was significant. These findings might suggest how to make these advice providers more accessible to citizens. The former institutions have all the characteristics of administrative branches and it seems to be effective in making the workload more efficient and make the atmosphere less authoritative. As concerns lawyers, it would expand the citizens’ access to lawyers by increasing legal aid, which would reduce costs. It might also be important to give citizens precise information on the cost needed to use a

lawyer so that the citizens can estimate the cost in advance.

#### **4. Conclusions**

We come to some conclusions. First, compared to the survey conducted in England and in the Netherlands, our results show that more people do not take any action in Japan than in England and in the Netherlands and few used third-party advice providers to tackle their trouble. But this may be explained partly by our research design that adopts the widest range of troublesome event sources as possible without limiting the trouble to “difficult” or “difficult to solve.” Our survey aims to investigate the landscape of advice-seeking behavior as widely as meaningfully possible.

Second, types of the advice providers used are distributed differently by type of trouble. Our survey suggests that the “typical” path of advice seeking is established and well recognized by citizens in certain kinds of trouble, whereas appropriate advice providers are not necessarily clear to citizens and as a result of that, the providers used are widely different in other kinds of trouble.

Third, there was a significant correlation between such characteristics of the cases as the type of trouble and the amount of damages, and the way the people deal with the trouble.

Finally, some respondents mentioned institutions which they did not use after all, although they had considered using it once and the reason for it. This suggests that there are some barriers to obtaining advice, but simultaneously shows how to make these advice providers more accessible to citizens.

#### **References:**

Hazel Genn (with National Center for Social Research) (1999) *Paths to Justice: What People Do and Think About Going to Law* (Oxford/Portland Oregon, Hart Publishing).

Velthoven, Ben C. J. van, & Marijke ter Voert (2004) *Paths to Justice in the Netherlands: Looking for Signs of Social Exclusion*, Leiden University - Department of Economics Research Memorandum.04.

# **Evaluation of Civil Litigation Experience**

## **among Japanese People**

### **— From National Survey on Litigants and Lawyers —**

OTA Shozo

Graduate Schools for Law & Politics

The University of Tokyo

sota@j.u-tokyo.ac.jp

[Abstract] This working paper is to show our preliminary findings of the behavior, decision-making, and evaluation of Japanese civil litigants. We analyzed the questionnaire survey results comparing among litigant types and between settlement group and judgment group. Our objective is to find out whether and how litigants are willing to use litigation in a similar future dispute, what kind of images litigants have and how they are changed by the litigation experience, how they felt their involvement in a lawsuit, and how they evaluate the result of proceeding, etc.

[Keywords] civil litigants, evaluation of lawsuit, images of lawsuit, settlement, judgment, pro se litigant, represented litigants

[Table of Contents]

1. Introduction
2. Overall Evaluation of the Litigants
3. Change in the Image of Lawsuits
4. Vexatious Experience
5. Result Evaluation: Won or Lost?
6. Concluding Remarks

#### 1. Introduction

This working paper is to show our preliminary findings of the behavior, decision-making, and evaluation of Japanese civil litigants. Our project, Civil Litigation Research Project, is composed of 4 subprojects, i.e., Nationwide Civil Case File Research, Nationwide Survey of Civil Litigants &

Their Lawyers, Nationwide Survey of General Public Regarding Civil Litigation, and Nationwide Internet Survey of General Public Regarding Civil Litigation, and the project members<sup>(5)</sup> are as follows:

Chief

Daniel H. FOOTE (The University of Tokyo)

Members

KAMINAGA Yuriko (Senshu University)

WADA Yasuhiro (Osaka Prefectural University)

MORIYA Akira (Kwansei Gakuin University)

KAWAI Mikio (Toin Yokohama University)

KAKIUCHI Shusuke (The University of Tokyo)

OTA Shozo (The University of Tokyo)

Our Civil Litigation Research Project is one of the three component project of Civil Justice Research Project (Grant-in-Aid for Scientific Research of Priority Areas: “Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society,” the leader: MURAYAMA Masayuki (Meiji University)).

We visited all of the 50 district courts (main offices) in 2005 to gather information of 1032 civil cases that ended in 2004 (Nationwide Civil Case File Research). The cases were randomly selected from the all civil cases with stratification by caseload of each district court. The case numbers were supplied by the Supreme Court. We collected various information of the cases including litigant information, representing lawyer information, so that we can conduct questionnaire survey to them. Based upon these information, we conducted the questionnaire survey to all the litigants (limited to natural persons) and their lawyers (Nationwide Survey of Civil Litigants & Their Lawyers).

The litigant database from our Nationwide Civil Case File Research contained 2300, out of which 537 turned out to be unreachable (moved out to unknown places, out of town for unspecified long term, improper addresses, dead and so on). Thus we could reach 1763 out of which 533 returned the questionnaires, i.e., return rate was 30.2%.

This paper is based upon my presentation at the LSA-RCSL Joint Annual Meeting held at Humboldt University, Berlin, Germany, in July 2007, which is a preliminary analyses of the results of our Nationwide Survey of Civil Litigants & Their Lawyers.

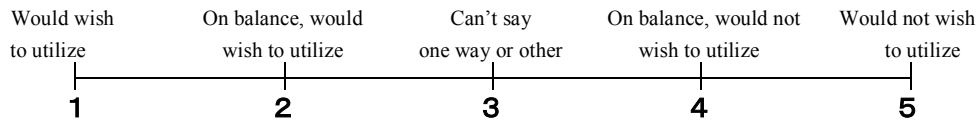
---

<sup>(5)</sup> Our project is assisted by the following project associates. HASEGAWA Kiyoshi (Tokyo Metropolitan University), FUJITA Masahiro (National Graduate Institute for Policy Studies), IIDA Takashi (Seikei University), SAKAI Masahiro (Doctorate Course Student, The University of Tokyo), IRIE Hideaki (Doctorate Course Student, The University of Tokyo), ONO Hiroaki (Doctorate Course Student, The University of Tokyo), HIRATA Ayako (Master Course Student, The University of Tokyo), and SAEKI Masahiko (Master Course Student, The University of Tokyo).

## 2. Overall Evaluation of the Litigants

We asked the following question in order to find the litigants overall evaluation of litigation experiences.

Question 2 Looking back on the overall litigation experience, if you ever became involved in a similar matter in the future, would you wish to utilize a lawsuit again? Please circle the number of the single most applicable response.



NA

The results are shown in tables 1 and 2.

<Table 1>

Subject types	N	Subgroups by $\alpha = .05$ Non-homogeneous Variances		
		1	2	3
Pro se Plaintiff	35	2.2		
Represented Plaintiff	217	2.48	2.48	
Represented Defendant	123		2.85	2.85
Pro se Defendant	96			3.13

As the Table 1 shows, Pro se Plaintiffs are the most willing to utilize a lawsuit again in a similar dispute. Defendants, pro se or represented, are less willing to utilize a lawsuit in a similar dispute than Pro se Plaintiffs. Pro se Defendants are the least willing to utilize a lawsuit in a similar dispute. Plaintiffs, pro se or represented, are more willing to utilize a lawsuit in a similar matter than Pro se Defendants. The average scores of Pro se Plaintiffs, Represented Plaintiffs, and Represented Defendants are all less than 3 (“Can’t say one way or other”), i.e., they are all relatively willing to utilize a lawsuit, vis-a-vis the score of Pro se Defendants, which is more than 3, i.e., they are not willing to utilize a lawsuit in a similar matter. In particular, Pro se Plaintiffs (2.2) and Prose Defendants (3.13) make a strong contrast. Pro se Plaintiffs sued without a lawyer while Pro se Defendants were forced to respond and did not hire a lawyer. These facts may explain the different overall evaluation between them.

<Table 2>

Statistically significant by 1% level Homogeneous Variances		
	N	Mean
Judgment Group	206	2.45
Settlement Group	185	2.88

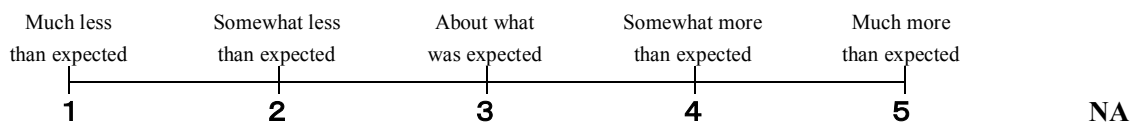
As Table 2 shows, we find out a difference between litigants who settled (settlement group) and those who didn't (judgment group). The average score of judgment group is statistically significantly lower than that of settlement group. That is, litigants who end up with judgment are more willing to utilize a lawsuit in a similar dispute than litigants who settled. Settlement may not mean higher evaluation and more satisfaction.

### 3. Change in the Image of Lawsuits

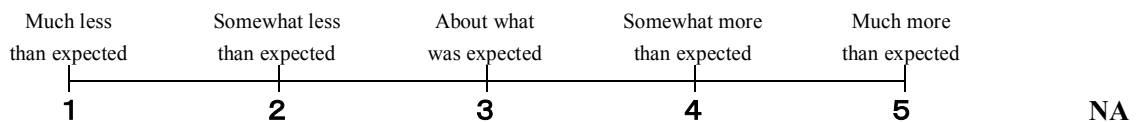
In addition, we adopted another way to measure the litigants' evaluation of litigation experience, namely we asked the change of their image of lawsuits.

Question 3 After experiencing this lawsuit, did your image of lawsuits change? Please answer the following questions in terms of the applicable degree.

(1) Was the amount of money required less than you expected prior to the lawsuit, or more than you expected prior to the lawsuit? Please choose the single most applicable response.

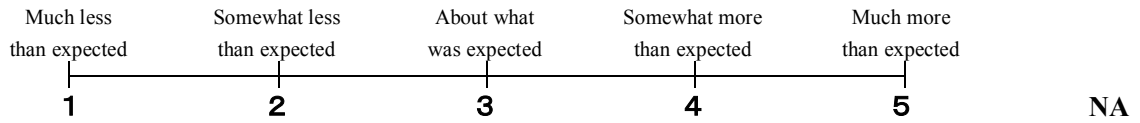


(2) Was the amount of time required less than you expected prior to the lawsuit, or more than you expected prior to the lawsuit? Please choose the single most applicable response.

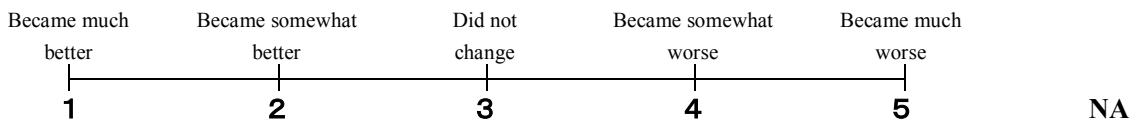


(3) Was the amount of mental fatigue (stress) less than you expected prior to the lawsuit, or more than you expected prior to the lawsuit? Please choose the single most applicable response.





(4) Compared to prior to the lawsuit, did your image of the courts become better, or become worse? Please choose the single most applicable response.



The answers to the question (1)-(4) are shown in Table 3 through Table (6).

<Table 3>

Q3_1. Money: expected v. real			
Duncan	N	$\alpha = .05$ Subgroup	
		1	2
Pro se Defendant	61	2.82	
Pro se Plaintiff	34	3.03	3.03
Represented Plaintiff	195		3.48
Represented Defendant	100		3.65

As Table 3 shows, it appears that only Pro se Defendants said the monetary costs were less than they formerly expected, i.e., their average score 2.82 is less than 3 (“about what was expected”). But the average scores of Pro se Plaintiffs (3.03) and of Pro se Defendants (2.82) are not different from 3, i.e., the differences are not statistically significant. Both Pro se Plaintiffs and Prose Defendants didn’t change the litigation image in terms of monetary costs. On the other hand, litigants represented by lawyer, plaintiffs or defendants, changed their image of litigation in terms of monetary costs, in particular, their images got worsened.

<Table 4>

Q3_2. Time: expected v. real			
Tamhane	N	$\alpha = .05$ Subgroup	
		1	2
Pro se Defendant	87	2.67	
Pro se Plaintiff	35	3.29	3.29
Represented Plaintiff	214		3.57
Represented Defendant	117		3.81

The average scores are different from 3, i.e., in terms of statistical significance, except Pro se Plaintiff. Only Pro se Defendants improved their image of litigation in terms of temporal costs. Litigants represented by lawyer, plaintiffs or defendants, worsened their images of litigation in terms of temporal costs.

<Table 5>

Q3_3. Stress: expected v. real			
Tamhane	N	$\alpha = .05$ Subgroup	
		1	2
Pro se Defendant	100	3.35	
Represented Plaintiff	220	3.50	
Pro se Plaintiff	36	3.69	3.69
Represented Defendant	124		3.98

All the average scores are different from 3, i.e., the differences are statistically significant. As is shown in Table 5, all the litigants worsened their images of litigation in terms of stress. The stress of litigation is more than expected by all people. The lawyer representation doesn't seem to shield litigants from the stress of litigation. In the case of plaintiffs, lawyer representation didn't make any difference, hence both are in the same Subgroup. In the case of defendants, lawyer representation appears to worsen the stress of litigation, i.e., the average score of Pro se Defendant is less than that of Represented Defendant which is statistically significant.

<Table 6>

Q3_4. Image of Court: expected v. real		
	N	$\alpha = .05$ Subgroup
		1
Pro se Defendant	87	3.03
Represented Plaintiff	190	3.14
Pro se Plaintiff	34	3.26
Represented Defendant	109	3.42

As Table 6 shows, only one subgroup was found, i.e., there is no statistically significant difference among the four types of litigants. In fact only the average score of Represented Defendant is larger than 3 in terms of statistical significance. Thus generally speaking, all the litigants didn't change their images of court after experiencing litigation in it.

The changes in litigation images were compared between the settlement group and the judgment group. The result is shown in Table 7.

<Table 7>

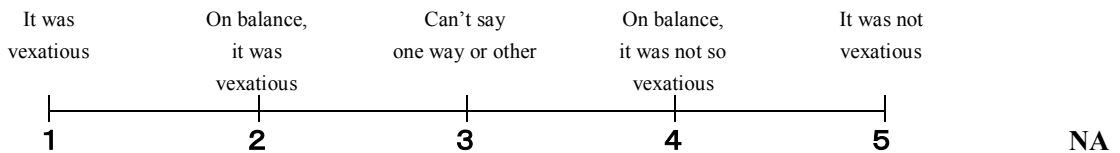
		N	Mean
Q3_1. Money: expected v real	Judgment	184	3.45
p=0.599	Settlement	156	3.38
Q3_2. Time: expected v real	Judgment	210	3.55
p=0.342	Settlement	185	3.42
Q3_3. Stress: expected v real	Judgment	215	3.72
p=0.331	Settlement	190	3.6
Q3_4. Court Image Change	Judgment	191	3.35
p=0.132	Settlement	168	3.17

There is no difference in changes of lawsuit images in terms of money, time, stress, or court. In fact, all the images were worsened in the two groups. The comparison between judgment group and settlement group in each type of litigants yielded almost no statistically significant differences either. Only one exception to that is Pro se Plaintiff on stress ( $p=0.011$ ) where the average scores of judgment group and settlement group are 3.36 and 4.44 respectively. In other words, the settlement group in Pro se Plaintiffs worsen their images of litigation in terms of stress much more than the judgment group.

4. Vexatious Experience

We asked if the litigants felt their involvement in the lawsuits to be vexatious as follows.

Question 27 Did you feel your involvement in the lawsuit to be vexatious? Please choose the single most applicable response.



<Table 8>

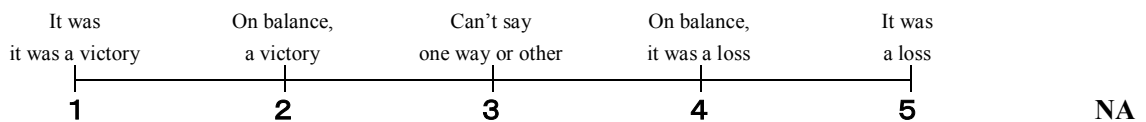
	Represented Defendant	Pro se Defendant	Represented Plaintiff	Pro se Plaintiff
Represented Defendant	1.88	X	O	O
Pro se Defendant	X	2.05	O	X
Represented Plaintiff	O	O	2.52	X
Pro se Plaintiff	O	X	X	2.59

The result is shown in Table 8. Since the non-homogeneous variance was detected, we used Tamhane and Dennett T3 method. Thus the Table 8 is a bit difficult to read. O stands for statistical significance, while X stands for non statistical significance. All litigants found their involvement in lawsuit to be vexatious. Defendants, especially the defendants who were represented, found their litigation involvement more vexatious compared to plaintiffs, especially the Pro se Plaintiffs.

5. Result Evaluation: Won or Lost?

We asked litigants about their subjective evaluation of the results of the first instance in terms of victory or defeat.

Was the judgment(settlement) in substance a victory for your side, or a loss for your side? Please choose the single most applicable response.



In the actual questionnaire, we asked the question separately to judgment group and settlement group, but we integrated the answers for the analysis here.

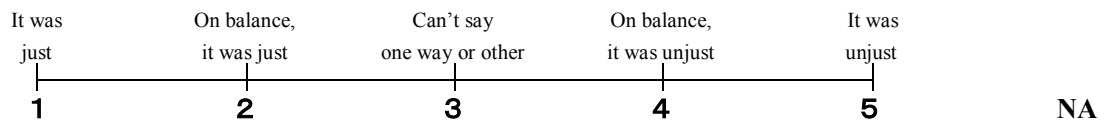
<Table 9>

Victory or Defeat?			
Duncan	N	$\alpha = .05$ Subgroup	
		1	2
Represented Plaintiff	194	2.46	
Pro se Plaintiff	35	2.74	2.74
Represented Defendant	116		3.05
Pro se Defendant	83		3.14

As Table 9 shows, Represented Plaintiffs tend to deem the result more victorious compared to defendants (whether represented or pro se). Defendants were around 3, i.e., not victory nor defeat. There was no statistically significant difference between judgment group and settlement group.

We asked then their evaluation of the results in terms of just or in just.

How do you evaluate the judgment? Please choose the single most applicable response.



In this question, no statistically significant difference emerged in comparisons among litigant types, judgment/settlement groups.

## 6. Concluding Remarks

This working paper reports only a tiny portion of our research results and even it is preliminary. As to willingness to use litigation again in a similar future dispute, plaintiffs are more willing than defendants and judgment group is more willing than settlement group. As to the images of lawsuit in terms of money and time, Pro se Defendants found the real lawsuit cheaper and quicker than expected, and Represented Defendants found it more expensive and longer than expected. In terms of stress and court images, all litigants found the real lawsuit worse than expected. As to whether litigants felt vexatious to be involved in a lawsuit, defendants felt vexatious more than plaintiffs. As to victory or defeat in substance, plaintiffs felt more victorious, while defendants are

around 3.0. The evaluation of the litigation results as just or unjust, we found no statistically significant different among litigant types or between judgment and settlement groups.

# 民事訴訟の概要・単純集計

## — 全国訴訟記録調査から —

河合幹雄  
桐蔭横浜大学  
kawai@cc.toin.ac.jp

### 【論文要旨】

2004年に終局した民事訴訟について、全国50地裁において、事件数に比例したサンプリング調査を実施した。その事件記録の単純集計の報告が本稿の内容である。原告は半分強が自然人であるのに対して被告は、8割がたが自然人である。また、原告が法人である場合は、ほとんど一法人のみが単独で訴訟している。対象事件は「土地建物の明け渡し」がトップで22%、「交通事故以外の損害賠償」が続いて12.6%、三位が、「貸し金関係」の11.2%である。代理人の選定は、双方に代理人がつく場合が、40.7%、原告側のみにつく場合が41.6%、被告側のみにつく場合が4.8%、双方に代理人がつかない場合は、12.8%、代理人の有無については、概ね、最高裁が同時期に実施した調査報告と一致した。

【キーワード】 民事訴訟 訴訟当事者 弁護士

### 目次

1. はじめに
2. 訴訟記録調査の方法
3. 自然人か法人か
4. 訴訟の内容・結果・価額
5. 代理人の状況
6. おわりに

### 1. はじめに

日本における民事訴訟当事者は、どのような人達なのであろうか。訴訟利用者に日本の裁判について、満足度やイメージをアンケートしてみたところで、その回答が、日本国民を代表していると簡単に考えるわけにはいかない。そもそも、訴訟利用者が、極めて偏ったグループの人達であるなら、それは、潜在的利用者の声も代表しているとみるわけには

いかない。基本的なデータとして、訴訟利用者とは誰なのか、また、その訴訟の内容、結果、利用形態、つまり、代理人を付けているのかどうか、単独なのか集団なのかなどを明らかにしておくことは、重要な一歩であると考ええる。

本稿は、民事訴訟 2004 年に終局した民事訴訟（ただし家事事件を除く）を、ランダムサンプリングし、日本全国 50 地裁において、訴訟記録を閲覧して得ることができた当事者についてのデータを分析するものである<sup>6</sup>。

## 2. 訴訟記録調査の方法

本調査は、最高裁事務総局の協力のもと、事件記録番号を使用して、全国 50 地裁において、各地裁の事件数に比例した民事事件を抽出して実施したものである。事件記録閲覧を申請し、共同研究者、研究協力者と法科大学院ならびに大学院生が、事件記録を閲覧してデータを記録してきた。

対象事件は、2004 年終局事件で、家事事件は除いた。控訴中で地裁に戻っていない事件は結果として対象からはずれた。また、アンケート調査の対象とする当事者を選ぶことが目的であったため、原告・被告双方に、一人も自然人が含まれない事件、つまり、法人どうしの事件は除外した。しかし、これは一割以下であった。

その結果選ばれた 1132 の事件について以下、基本的な事項についての単純集計を示す。最高裁事務総局が、ほとんど同時期における調査報告を出している。裁判の迅速化に係る検証に関する報告書である<sup>7</sup>。この調査は、2004 年 4 月から 12 月までの、地裁第一審の民事訴訟 10 万件余りを対象とする。人事訴訟も含まれているが、少数である。この最高裁の調査と、われわれの調査を比較しておきたい。

---

<sup>6</sup> この調査は、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事訴訟」の C 班が実施した訴訟行動調査のことである。

<sup>7</sup> 最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』（最高裁判所 2005 年 7 月）



3. 自然人か法人か

原告個人数

原告個人数	度数	有効パーセント
0	504	44.5
1	499	44.1
2	68	6.0
3	24	2.1
4	18	1.6
5	3	0.3
6	6	0.5
7	3	0.3
9	1	0.1
14	1	0.1
16	1	0.1
27	1	0.1
30	1	0.1
38	1	0.1
不明	1	0.1
合計	1132	100.0

被告個人数

被告個人数	度数	有効パーセント
0	237	20.9
1	646	57.1
2	155	13.7
3	46	4.1
4	20	1.8
5	9	0.8
6	6	0.5
7	1	0.1
8	2	0.2
9	2	0.2
10	1	0.1
11	1	0.1
13	2	0.2
14	1	0.1
不明	3	0.3
合計	1132	100.0

原告法人数

原告法人数	度数	有効パーセント
0	593	52.4
1	525	46.4
2	8	0.7
3	2	0.2
4	1	0.1
7	2	0.2
不明	1	0.1
合計	1132	100.0

被告法人数

被告法人数	度数	有効パーセント
0	766	67.7
1	313	27.7
2	31	2.7
3	13	1.1
4	3	0.3
5	1	0.1
9	1	0.1
15	1	0.1
不明	3	0.3
合計	1132	100.0

原告は半分強が自然人であるのに対して被告は、8割がたが自然人である。また、原告が法人である場合は、ほとんど一法人のみが単独で訴訟している。被告側は、複数の法人が同時に訴えられているケースもそこそこ存在する。消費者金融会社をまとめて過払いで訴えているケースなどである。

#### 4. 訴訟の種類・結果・価額

訴訟の種類について、事件記録の表紙にある標目を分類した。地裁ごとに違いがあることもあり、事件内容を吟味の上、分類し直している。

##### 事件の種類・標目

	度数	有効パーセント
土地建物の明け渡し	249	22.0
交通事故以外の損害賠償	142	12.6
貸金関係	127	11.2
立替金・求償金関係	112	9.9
その他	98	8.7
交通事故関係	73	6.5
保証関係	53	4.7
不当利得変換(消費者金融に対する過払い金返還請求を含む)	51	4.5
契約関係の損害賠償	37	3.3
土地・建物登記関係	36	3.2
労働	24	2.1
売買代金関係	21	1.9
請負関係	21	1.9
相続関係	19	1.7
家賃・地代関係	16	1.4
債務不存在確認	16	1.4
預託金	12	1.1
土地・建物の所有権	9	0.8
手形	7	0.6
境界確定	5	0.4
離婚関係	2	0.2
	1130	100.0

「土地建物の明け渡し」がトップで22%、「交通事故以外の損害賠償」が続いて12.6%、

三位が、「貸し金関係」の11.2%である。

地裁での結果は以下のごとくである。複数当事者の一部が和解と請求認容、和解と取下など、複数の結果がある場合を省いて、結果が単独であるものを集計し「和解」「請求認容」などとしている。

一審手続結果	度数	有効パーセント
和解	389	34.4
請求認容	371	32.8
請求の取下	146	12.9
請求の一部認容	86	7.6
請求棄却	66	5.8
請求の認諾	13	1.1
訴え却下	8	0.7
複数の結果	36	3.2
その他	16	1.4
なし	1	0.1
合計	1132	100.0

訴訟の価額については、最高裁の報告と比較してみた。その結果、当然であるが、極めて類似の結果となっており、1132のサンプルの代表性が高いことが確認できる。

#### 訴訟物の価額カテゴリー

	度数	%	最高裁調査
500万まで	733	64.9	63
1000万まで	135	11.9	14.3
5000万まで	175	15.5	16.2
1億まで	39	3.5	3.1
5億まで	27	2.4	2
10億まで	1	0.1	0.1
50億まで	3	0.3	0
算定不能・非財産	17	1.5	1.1
合計	1130	100	100

5. 代理人の状況

原告代理人、被告代理人の数は、以下のようであった。

原告代理人数

原告代理人数	度数	有効パーセント
0	212	18.7
1	472	41.7
2	202	17.8
3	108	9.5
4	50	4.4
5	36	3.2
6	16	1.4
7	14	1.2
8	5	0.4
9	3	0.3
10	3	0.3
11	1	0.1
12	3	0.3
13	2	0.2
18	1	0.1
40	1	0.1
47	1	0.1
不明	2	0.1
合計	1132	100.0

被告代理人数

被告代理人数	度数	有効パーセント
0	625	55.2
1	270	23.9
2	104	9.2
3	36	3.2
4	33	2.9
5	21	1.9
6	14	1.2
7	9	0.8
8	4	0.4
9	2	0.2
10	4	0.4
11	1	0.1
12	1	0.1
13	2	0.2
16	1	0.1
17	1	0.1
20	1	0.1
51	1	0.1
不明	2	0.2
合計	1132	100.0

最高裁の調査と比較するために、相手側の代理人の有無を考慮した統計を使用すると、かなり、よく似た結果となっている。

	度数	%	最高裁調査
双方代理人あり	460	40.7	40.1
原告側のみ代理人あり	470	41.6	35.6
被告側のみ代理人あり	54	4.8	4.5
双方代理人なし	145	12.8	19.7
合計	1129	100	100

ところが、代理人の人数を考慮した比較をしてみると、次のような大きな違いが現れる。私たちの調査では、訴訟記録に載っている代理人を全員カウントしたが、最高裁のデータは、実際に法廷に出るなど実働人数ではないかと予想される。

代理人の人数	度数	%	最高裁調査
原告1・被告1	139	30.8	69.3
原告1・被告2～9	96	21.2	22
原告1・被告10～	5	1.1	0.5
原告2～9・被告1	98	21.7	5.4
原告2～9・被告2～9	100	22.1	2.6
原告2～9・被告10～	4	0.9	0
原告10～・被告1	3	0.7	0.2
原告10～・被告2～9	5	1.1	0.1
原告10～・被告10～	1	0.2	0
	451	100	100

## 6. おわりに

以上、民事訴訟についての最も基本的なデータの単純集計を示した。今後、当事者と代理人に対して実施したアンケートの結果分析を行って、さらに民事訴訟当事者の属性を明らかにしていきたい。

### 【文献】

最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』（最高裁判所,2005年7月）

# 「訴訟行動調査」の基本集計結果

## — 代理人付原告調査票 —

垣内 秀介

東京大学

s-kaki@j.u-tokyo.ac.jp

### 【論文要旨】

「訴訟行動調査」の一環として実施された代理人付原告に対する調査について、その単純集計を中心とした検討を行った。その結果、裁判の利用が利用者の当初の予想以上に大きな負担を強いるものであること、代理人付原告の中でも、弁護士のアクセスに関して、すでに弁護士の知り合いがいる層と知らない層とで若干の差があること、弁護士を替えたいと考える当事者はそれなりに存在するが、実際に弁護士が交替される例はわずかであることなど、いくつかの興味深い知見を得ることができた。

【キーワード】 民事訴訟、調査、訴訟当事者、原告、代理人弁護士

### 1. はじめに

本稿は、「訴訟行動調査」の一環として実施された代理人付原告に対する調査の概要を示すものである。

訴訟行動調査は、民事訴訟における当事者および代理人の紛争行動・訴訟追行行動を実証的に探究する目的で、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事訴訟」のC班が実施した質問票調査である。この調査の対象となったのは、全国の地裁本庁において2004年に終了した民事訴訟事件のうち、当事者の一方または双方に自然人を含むものから無作為に抽出された1132件の事件の自然人当事者と代理人弁護士であり、調査にあたっては、自然人当事者について、代理人付原告、代理人付被告、本人訴訟原告、本人訴訟被告の4種の調査票を、代理人弁護士について、原告代理人及び被告代理人の2種の調査票を使用した。

本稿は、これらのうち代理人原告を対象とした調査の結果について、その概要を報告するものである。

### 2. データセットについて

本調査の対象となった1132件の事件の代理人付自然人原告のうち、死亡・収監などの事情が当初から判明していたために調査対象とならなかった者を除外した総数は、874名であり、うち、回答を得た者は、243名であった。したがって、回収率は、27.8%となる。

ただし、上記 874 名の中には、その後、転居（86 名）、長期不在（7 名）、住所不明（70 名）、対象不適格（死亡など）（16 名）が判明し、結果として調査が不可能であった者 179 名が含まれており、これを分母から除外した場合には、回収率は 35.0%となる。

### 3. 代理人付原告調査票の構成

代理人付原告調査票の構成は、以下の通りである。

まず、冒頭に、民事裁判の経験の有無、裁判の再利用意欲などに関する総論的な質問が置かれ（問 1～問 3）、以下の本体部分においては、紛争行動・訴訟行動の時系列に沿う形で、紛争発生から提訴までの段階（問 4～問 12）、提訴時における期待・懸念事項（問 13、問 14）、訴訟追行中の弁護士との関係（問 15～問 27）、裁判の結果とその評価（問 28～問 32）、裁判過程における本人の行動（問 33～問 40）、裁判官・裁判所職員についての評価（問 41～問 43）、共同原告について（問 44）、相手方当事者について（問 45～問 48）、それぞれ質問がなされ、末尾に、回答者の属性に関する諸質問が置かれている。

以下、4において、各質問項目についての調査結果について、その概要を述べる。

### 4. 調査結果の概観

#### （1）裁判所利用の経験

民事裁判の経験があると答えた者は 47 名（19.5%）であり、裁判所での調停の経験があると答えた者は 48 名（20.3%）である（表 1-1a、1-2a）。また、裁判経験があると答えた者のうち、調停の経験もあると答えた者が 29 名おり、両者の経験の間には相関があることが窺われる（Pearson のカイ 2 乗検定で有意：有意確率 0.000）。

これらの経験率は、一般人調査（裁判経験 5.6%、調停経験 6.7%）よりは高いが、当事者の 4 カテゴリーの中では、いずれも最も低い値となっている。

経験回数については、裁判、調停いずれについても、1 回との回答が半数以上を占める（表 1-1b、1-2b）。

表1-1a: 問1(1) 民事裁判の経験有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なかった	194	79.8	80.5	80.5
	あった	47	19.3	19.5	100.0
	合計	241	99.2	100.0	
欠損値	わからない	1	.4		
	無回答	1	.4		
	合計	2	.8		
合計		243	100.0		

表1-1b: 問1(1) 民事裁判の経験回数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	25	10.3	55.6	55.6
	2	9	3.7	20.0	75.6
	3	6	2.5	13.3	88.9
	6	2	.8	4.4	93.3
	10	1	.4	2.2	95.6
	15	1	.4	2.2	97.8
	50	1	.4	2.2	100.0
	合計	45	18.5	100.0	
欠損値	非該当	196	80.7		
	無回答	2	.8		
	合計	198	81.5		
合計		243	100.0		

表1-2a: 問1(2) 裁判所調停の経験有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なかった	188	77.4	79.7	79.7
	あった	48	19.8	20.3	100.0
	合計	236	97.1	100.0	
欠損値	わからない	5	2.1		
	無回答	2	.8		
	合計	7	2.9		
合計		243	100.0		



表1-2b: 問1(2) 裁判所調停の経験回数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	35	14.4	74.5	74.5
	2	5	2.1	10.6	85.1
	3	2	.8	4.3	89.4
	4	2	.8	4.3	93.6
	6	1	.4	2.1	95.7
	10	1	.4	2.1	97.9
	12	1	.4	2.1	100.0
	合計	47	19.3	100.0	
欠損値	非該当	195	80.2		
	無回答	1	.4		
	合計	196	80.7		
合計		243	100.0		

(2) 調査対象となった裁判経験についての総合的評価

類似問題が起きた場合に裁判を再び利用したいかどうかについては、「利用したい」、「どちらかといえば利用したい」との積極的な回答が半数を超えている（表2、グラフ2）。

これに対して、裁判に対するイメージについては、費用、時間、精神的疲労につき、いずれも「予想よりもかなり多かった」、「予想よりもある程度多かった」との回答が過半数を占めており、裁判の利用が事前の予想よりも大きな負担を当事者に課していることが示唆される（表3-1～3-4、グラフ3）。ただし、裁判所のイメージについては、積極、消極両方向がほぼ拮抗している。

表2: 問2 類似問題が起きた場合に裁判を利用するか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	利用したい	69	28.4	31.8	31.8
	どちらかといえば 利用したい	46	18.9	21.2	53.0
	どちらともいえない	52	21.4	24.0	77.0
	どちらかといえば 利用したくない	29	11.9	13.4	90.3
	利用したくない	21	8.6	9.7	100.0
	合計	217	89.3	100.0	
欠損値	わからない	24	9.9		
	無回答	2	.8		
	合計	26	10.7		
合計		243	100.0		

グラフ2: 問2 類似問題が起きた場合に裁判を利用するか

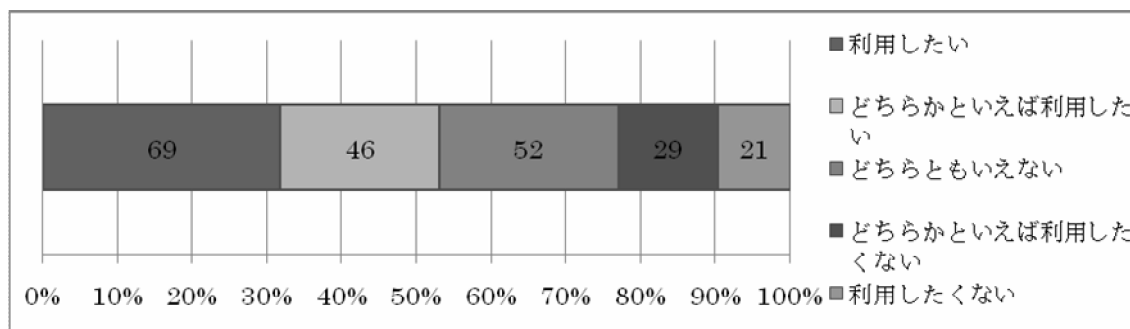


表3-1: 問3(1) 裁判に対するイメージ・費用

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり安かった	17	7.0	8.7	8.7
	予想よりある程度安かった	28	11.5	14.4	23.1
	予想通りだった	44	18.1	22.6	45.6
	予想よりある程度高かった	56	23.0	28.7	74.4
	予想よりかなり高かった	50	20.6	25.6	100.0
	合計	195	80.2	100.0	
欠損値	わからない	46	18.9		
	無回答	2	.8		
	合計	48	19.8		
合計		243	100.0		

表3-2: 問3(2) 裁判に対するイメージ・時間

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり短かった	23	9.5	10.7	10.7
	予想よりある程度短かった	34	14.0	15.9	26.6
	予想通りだった	32	13.2	15.0	41.6
	予想よりある程度長かった	49	20.2	22.9	64.5
	予想よりかなり長かった	76	31.3	35.5	100.0
	合計	214	88.1	100.0	
欠損値	わからない	28	11.5		
	無回答	1	.4		
	合計	29	11.9		
合計		243	100.0		

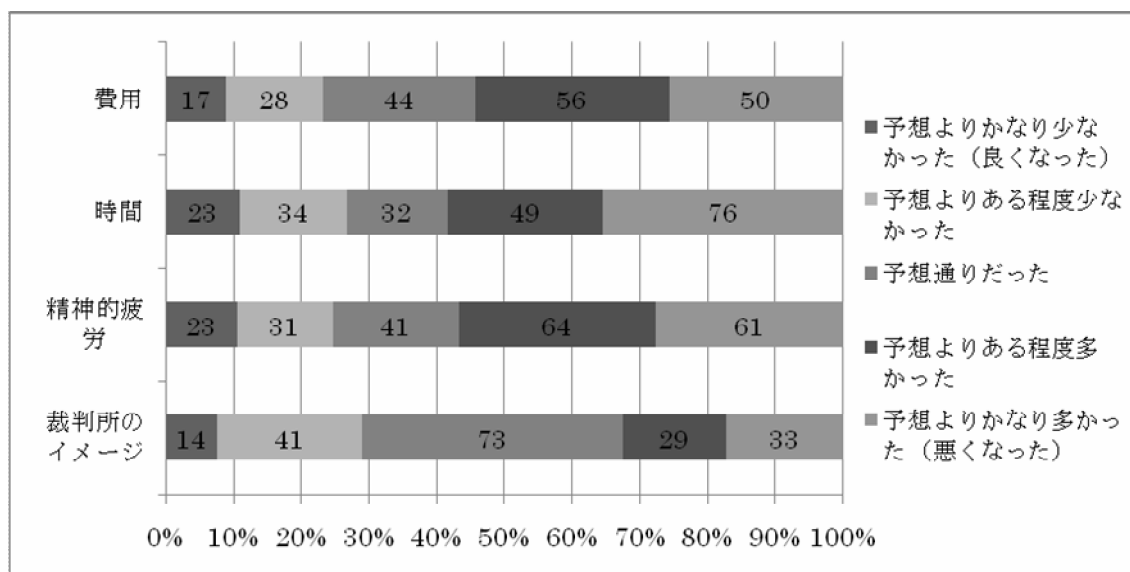
表3-3: 問3(3) 裁判に対するイメージ・精神的疲労

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり少なかった	23	9.5	10.5	10.5
	予想よりある程度少なかった	31	12.8	14.1	24.5
	予想通りだった	41	16.9	18.6	43.2
	予想よりある程度多かった	64	26.3	29.1	72.3
	予想よりかなり多かった	61	25.1	27.7	100.0
	合計	220	90.5	100.0	
欠損値	わからない	19	7.8		
	無回答	4	1.6		
	合計	23	9.5		
合計		243	100.0		

表3-4: 問3(4) 裁判に対するイメージ・裁判所

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	かなり良くなった	14	5.8	7.4	7.4
	ある程度良くなった	41	16.9	21.6	28.9
	変わらなかった	73	30.0	38.4	67.4
	ある程度悪くなった	29	11.9	15.3	82.6
	かなり悪くなった	33	13.6	17.4	100.0
	合計	190	78.2	100.0	
欠損値	わからない	50	20.6		
	無回答	3	1.2		
	合計	53	21.8		
合計		243	100.0		

グラフ3： 問3(2) 裁判に対するイメージ



(3) 提訴前の交渉、相談、弁護士へのアクセス

提訴前に相手方と直接に交渉をしたかどうかについては、半数以上の回答者が、交渉はしていない、と答えており(51.0%)、交渉をした、と回答した者の中では、弁護士などと一緒にではなく、自分だけで交渉したとする者が比較的多いという結果になっている(表4)。

表4： 問4 裁判前に相手方と直接交渉したか

	度数	該当率(%)*
自分の弁護士と一緒に相手方と交渉した	26	10.7
弁護士以外の人と一緒に相手方と交渉した	32	13.2
自分だけで交渉した	52	21.4
相手方とは交渉はしていない	124	51.0
覚えていない	12	4.9

\* 回答者 243 名中

裁判前に相談した弁護士については、多くの回答者は、裁判を依頼した弁護士のみに相談した、と回答しているが、それ以外の弁護士に相談した、としている者も少なくない(23.5%) (表5)。

裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談したかどうかと、担当弁護士を見つけた決め手との関係をみると、裁判を依頼した弁護士のみに相談した、と回答した者においては、「以前からの知り合い」という回答が比較的多いものに対して(20.6%)、裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談した、と回答した者においては、「以前からの知り合い」は少な

く（5.4%）、代わりに「弁護士会の法律相談から」との回答が比較的多い（19.6%）という結果となっている。

また、裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談したとしている回答者と、裁判を依頼した弁護士のみ相談したとしている回答者について、弁護士を探すのは大変だったかについての回答を比較すると、前者は、後者に比べて「大変だった」、「どちらかといえば大変だった」と答えている者が多いことが分かる（グラフ5。分散分析： $p=0.000$ ）。

以上から考えると、裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談した、と回答している者には、もともと知り合いに弁護士がおらず、弁護士会の相談などを通じ、それなりに苦労して弁護士を探したという者が多く含まれていることが示唆される。

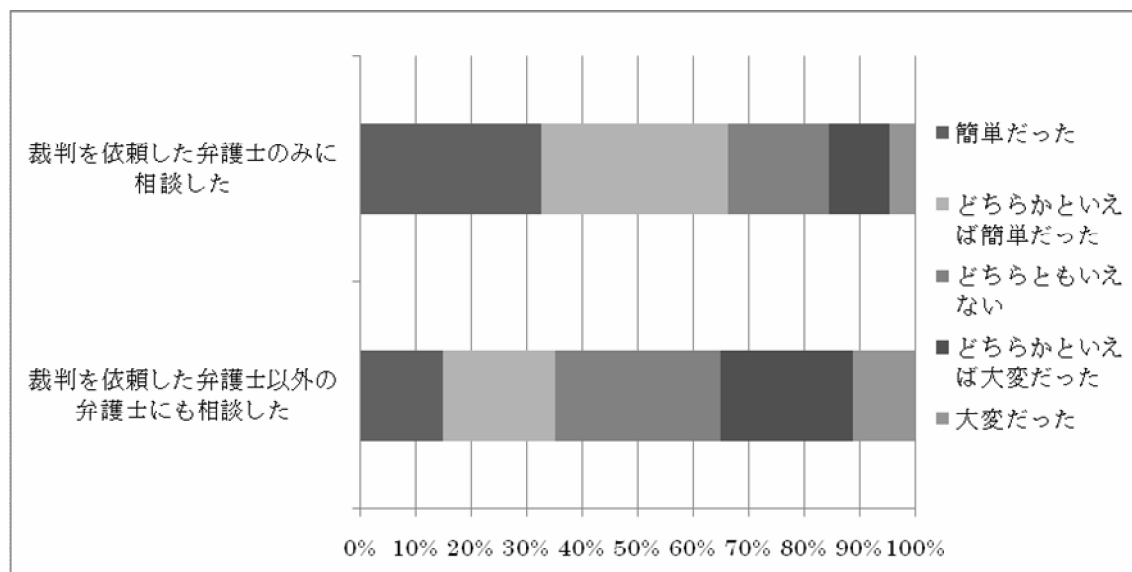
表5-1： 問5 裁判前に弁護士に相談したか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	裁判を依頼した弁護士のみに相談した	165	67.9	74.3	74.3
	裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談した	57	23.5	25.7	100.0
	合計	222	91.4	100.0	
欠損値	覚えていない	16	6.6		
	無回答	5	2.1		
	合計	21	8.6		
合計		243	100.0		

表5-2: 問9 担当弁護士を見つけた決め手 と 問5 裁判前に弁護士に相談したか のクロス表

		裁判前に弁護士に相談したか	
		裁判を依頼した弁護士のみに相談した	裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談した
担当 弁護 士を 見 つ け た 決 め 手	以前からの知り合い	34 (20.6%)	3 (5.4%)
	家族・親戚にいた	1 (.6%)	0 (0.0%)
	家族・親戚のつて	20 (12.1%)	7 (12.5%)
	友人のつて	34 (20.6%)	10 (17.9%)
	職場のつて	5 (3.0%)	4 (7.1%)
	他の弁護士の紹介	4 (2.4%)	4 (7.1%)
	弁護士会の法律相談から	27 (16.4%)	11 (19.6%)
	弁護士会以外の法律相談から	9 (5.5%)	5 (8.9%)
	電話帳	2 (1.2%)	0 (0.0%)
	広告を見て	1 (.6%)	0 (0.0%)
	インターネットで検索	2 (1.2%)	0 (0.0%)
	新聞記事やテレビで目にした 弁護士	2 (1.2%)	1 (1.8%)
	その他	24 (14.5%)	11 (19.6%)
	合計	165 (100.0%)	56 (100.0%)

グラフ5: 問5 裁判前に弁護士に相談したか と 問7 弁護士を探すのは大変だったか のクロス



弁護士以外の者への相談に関しては、家族・親戚 (37.4%)、友人・知人 (20.6%) に相

談したと答えている者が多く、そのほかでは、各種相談機関（22.2%）が比較的多くなっている（表6）。

なお、問5において、裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談した、と回答した57名のうち26名（45.6%）が、各種相談機関に相談した、と答えている（裁判を依頼した弁護士のみ相談した、と回答した者では、28名（17.0%））。このことも、上記の推測を裏付けるものであろう。

表6：問6 裁判前に弁護士以外で相談した人

	度数	該当率(%)*
各種相談機関	54	22.2
警察・警察官	33	13.6
司法書士	22	9.1
税理士	14	5.8
公認会計士	7	2.9
保険会社	16	6.6
職場の同僚・上司など	19	7.8
有力者	12	4.9
上記以外の家族・親戚	91	37.4
上記以外の友人・知人	50	20.6
その他	25	10.3

\* 回答者243名中

#### （4）弁護士へのアクセス、弁護士の選任

弁護士を探すのが大変だったかについては、半数以上の回答者が「簡単だった」（24.3%）、「どちらかといえば簡単だった」（27.2%）と回答しており（表7-1、グラフ7-1）、全体としては、本調査票の対象者は、現に弁護士を選任していることもあり、弁護士を探すことにそれほど苦労はしていないようにもみえる。

もっとも、弁護士を探すことの難易については、後記問9（担当弁護士を見つけた決め手）の回答別に比較すると、かなりのばらつきが存在する（表7-2）。とりわけ、「以前からの知り合い」に依頼した回答者と、弁護士会または弁護士会以外の法律相談から弁護士を見つけたと回答した者との間では、後者のほうが弁護士探しにより困難を感じていたことになる（表7-3）。



表7-1: 問7 裁判を依頼した弁護士を探すのは大変だったか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	簡単だった	59	24.3	27.4	27.4
	どちらかといえば簡単だった	66	27.2	30.7	58.1
	どちらともいえない	47	19.3	21.9	80.0
	どちらかといえば大変だった	30	12.3	14.0	94.0
	大変だった	13	5.3	6.0	100.0
	合計	215	88.5	100.0	
欠損値	わからない	24	9.9		
	無回答	4	1.6		
	合計	28	11.5		
合計		243	100.0		

グラフ7-1: 問7 裁判を依頼した弁護士を探すのは大変だったか

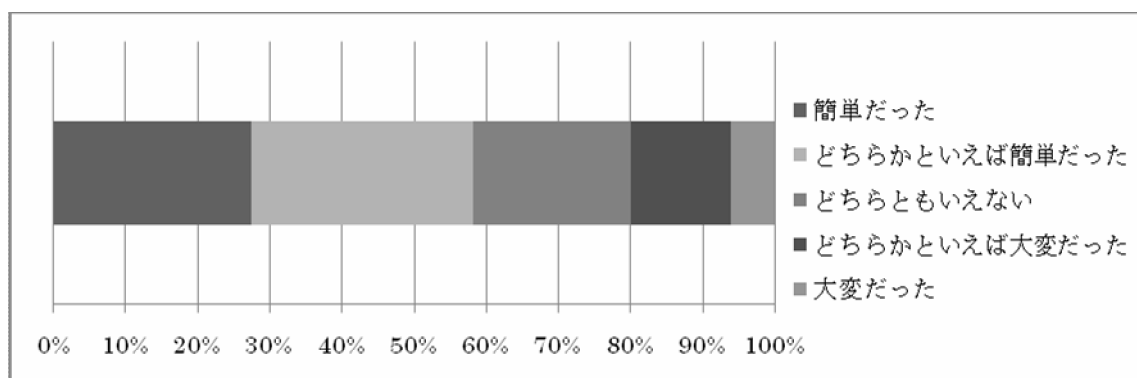


表7-2: 裁判を依頼した弁護士を探すのは大変だったか(「担当弁護士を見つけた決め手」別の  
平均値)

	度数	平均値
以前からの知り合い	36	1.58
家族・親戚にいた	1	4.00
家族・親戚のつて	27	2.96
友人のつて	47	2.49
職場のつて	8	2.00
他の弁護士の紹介	8	2.63
弁護士会の法律相談から	32	2.66
弁護士会以外の法律相談から	14	3.14
電話帳	2	2.50
広告を見て	1	3.00
インターネットで検索	2	2.50
新聞記事やテレビで目にした弁護士	3	3.00
その他	33	2.12
合計	214	2.41

表7-3: 裁判を依頼した弁護士を探すのは大変だったか

	担当弁護士を見つけた決め手	度数	$\alpha = .05$ のサブグループ	
			1	2
Tukey HSD(a,b)	以前からの知り合い	36	1.58	
	弁護士会の法律相談から	32		2.66
	弁護士会以外の法律相談から	14		3.14
	有意確率		1.000	.250
Duncan(a,b)	以前からの知り合い	36	1.58	
	弁護士会の法律相談から	32		2.66
	弁護士会以外の法律相談から	14		3.14
	有意確率		1.000	.113
Scheffe(a,b)	以前からの知り合い	36	1.58	
	弁護士会の法律相談から	32		2.66
	弁護士会以外の法律相談から	14		3.14
	有意確率		1.000	.282

等質なサブグループのグループ平均値

a 調和平均サンプルサイズ = 22.996 を使用

b グループサイズが等しくない。グループサイズの調和平均を使用。タイプ I 誤差水準は保証されない。

担当弁護士の性別については、男性であった者が 9 割を超えるという結果となっている（表 8a）。

なお、依頼者の性別と担当弁護士の性別との関係をみると、女性弁護士に依頼した 14 名のうち 8 名（57.1%）が女性であったことが注目される（表 8b）。

表8a: 問8 担当弁護士の性別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	224	92.2	94.1	94.1
	女性	14	5.8	5.9	100.0
	合計	238	97.9	100.0	
欠損値	無回答	5	2.1		
合計		243	100.0		

表8b: F2. 性別 と 問8 担当弁護士の性別 のクロス表

		担当弁護士の性別		合計
		男性	女性	
F2.性別	男性	142(63.4%)	6(42.9%)	148(62.2%)
	女性	82(36.6%)	8(57.1%)	90(37.8%)
合計		224(100.0%)	14(100.0%)	238(100.0%)

担当弁護士を見つけた決め手については、「友人のつて」（19.3%）、「弁護士会の法律相談から」（17.3%）、「以前からの知り合い」（15.2%）、「家族・親戚のつて」（11.1%）の順となっている。

前述のように、以前からの知り合いに弁護士がいるかどうかにより、弁護士を探すことの難易も相当に異なってくるようである。

ちなみに、「以前からの知り合い」と回答した 37 名のうち、問 1（1）において民事裁判の経験があると答えた者が 16 名おり、これらの回答者の民事裁判経験率（43.2%）は、それ以外の回答者の経験率よりも（15.6%）、高くなっている。このことは、民事裁判のリピーターにとっては、すでに弁護士の知り合いが多く、次に裁判を行う際に弁護士を新たに探す苦労が少ないという事情を示すものであろう。

表9: 問9 担当弁護士を見つけた決め手

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	以前からの知り合い	37	15.2	15.5	15.5
	家族・親戚にいた	1	.4	.4	16.0
	家族・親戚のつて	27	11.1	11.3	27.3
	友人のつて	47	19.3	19.7	47.1
	職場のつて	12	4.9	5.0	52.1
	他の弁護士の紹介	9	3.7	3.8	55.9
	弁護士会の法律相談から	42	17.3	17.6	73.5
	弁護士会以外の法律相談から	14	5.8	5.9	79.4
	電話帳	2	.8	.8	80.3
	広告を見て	1	.4	.4	80.7
	インターネットで検索	2	.8	.8	81.5
	新聞記事やテレビで目にした弁護士	3	1.2	1.3	82.8
	その他	41	16.9	17.2	100.0
	合計	238	97.9	100.0	
欠損値	無回答	5	2.1		
合計		243	100.0		

次に、依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したことについては、11項目について5段階スケールで聞いている（表 10-1～10-11）。この中で最も考慮したとされているのは、「紹介してくれた人や機関が信頼できたこと」（平均値 2.06）であり、次いで、「親身になって話を聞いてくれたこと」（平均値 2.14）などが続いている（グラフ 10a、10b）。

なお、当然のことではあるが、「以前からその弁護士を個人的に知っていたこと」については、全体ではそれほど考慮されていないという結果となったが（平均値 3.33）、問 9（担当弁護士を見つけた決め手）について「以前からの知り合い」と回答した者においては、平均値 1.69 であり、最も考慮された要因となっている（その他の回答者の平均値は、3.80。独立サンプルの T 検定による有意確率（両側）＝0.000）。

表10-1: 問10(1) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士の人柄

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	49	20.2	24.4	24.4
	ある程度考慮した	54	22.2	26.9	51.2
	どちらともいえない	41	16.9	20.4	71.6
	あまり考慮しなかった	21	8.6	10.4	82.1
	考慮しなかった	36	14.8	17.9	100.0
	合計	201	82.7	100.0	
欠損値	わからない	40	16.5		
	無回答	2	.8		
	合計	42	17.3		
合計		243	100.0		

表10-2: 問10(2) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士の能力

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	52	21.4	26.8	26.8
	ある程度考慮した	59	24.3	30.4	57.2
	どちらともいえない	42	17.3	21.6	78.9
	あまり考慮しなかった	13	5.3	6.7	85.6
	考慮しなかった	28	11.5	14.4	100.0
	合計	194	79.8	100.0	
欠損値	わからない	47	19.3		
	無回答	2	.8		
	合計	49	20.2		
合計		243	100.0		

表10-3: 問10(3) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士の専門分野

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	47	19.3	24.5	24.5
	ある程度考慮した	59	24.3	30.7	55.2
	どちらともいえない	42	17.3	21.9	77.1
	あまり考慮しなかった	12	4.9	6.3	83.3
	考慮しなかった	32	13.2	16.7	100.0
	合計	192	79.0	100.0	
欠損値	わからない	49	20.2		
	無回答	2	.8		
	合計	51	21.0		
合計		243	100.0		

表10-4: 問10(4) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士の評判

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	41	16.9	22.3	22.3
	ある程度考慮した	46	18.9	25.0	47.3
	どちらともいえない	47	19.3	25.5	72.8
	あまり考慮しなかった	11	4.5	6.0	78.8
	考慮しなかった	39	16.0	21.2	100.0
	合計	184	75.7	100.0	
欠損値	わからない	56	23.0		
	無回答	3	1.2		
	合計	59	24.3		
合計		243	100.0		

表10-5: 問10(5) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・弁護士費用

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	42	17.3	21.1	21.1
	ある程度考慮した	50	20.6	25.1	46.2
	どちらともいえない	45	18.5	22.6	68.8
	あまり考慮しなかった	34	14.0	17.1	85.9
	考慮しなかった	28	11.5	14.1	100.0
	合計	199	81.9	100.0	
欠損値	わからない	41	16.9		
	無回答	3	1.2		
	合計	44	18.1		
合計		243	100.0		

表10-6: 問10(6) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・親身になって話を聞いてくれたこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	75	30.9	35.9	35.9
	ある程度考慮した	67	27.6	32.1	67.9
	どちらともいえない	41	16.9	19.6	87.6
	あまり考慮しなかった	14	5.8	6.7	94.3
	考慮しなかった	12	4.9	5.7	100.0
	合計	209	86.0	100.0	
欠損値	わからない	31	12.8		
	無回答	3	1.2		
	合計	34	14.0		
合計		243	100.0		

表10-7: 問10(7) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・紹介してくれた人への義理

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	39	16.0	23.1	23.1
	ある程度考慮した	40	16.5	23.7	46.7
	どちらともいえない	32	13.2	18.9	65.7
	あまり考慮しなかった	17	7.0	10.1	75.7
	考慮しなかった	41	16.9	24.3	100.0
	合計	169	69.5	100.0	
欠損値	わからない	57	23.5		
	無回答	17	7.0		
	合計	74	30.5		
合計		243	100.0		

表10-8: 問10(8) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・紹介してくれた人や機関が信頼できたこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	73	30.0	41.0	41.0
	ある程度考慮した	53	21.8	29.8	70.8
	どちらともいえない	33	13.6	18.5	89.3
	あまり考慮しなかった	7	2.9	3.9	93.3
	考慮しなかった	12	4.9	6.7	100.0
	合計	178	73.3	100.0	
欠損値	わからない	49	20.2		
	無回答	16	6.6		
	合計	65	26.7		
合計		243	100.0		



表10-9: 問10(9) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・以前からその弁護士を個人的に知っていたこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	31	12.8	19.6	19.6
	ある程度考慮した	20	8.2	12.7	32.3
	どちらともいえない	34	14.0	21.5	53.8
	あまり考慮しなかった	12	4.9	7.6	61.4
	考慮しなかった	61	25.1	38.6	100.0
	合計	158	65.0	100.0	
欠損値	わからない	68	28.0		
	無回答	17	7.0		
	合計	85	35.0		
合計		243	100.0		

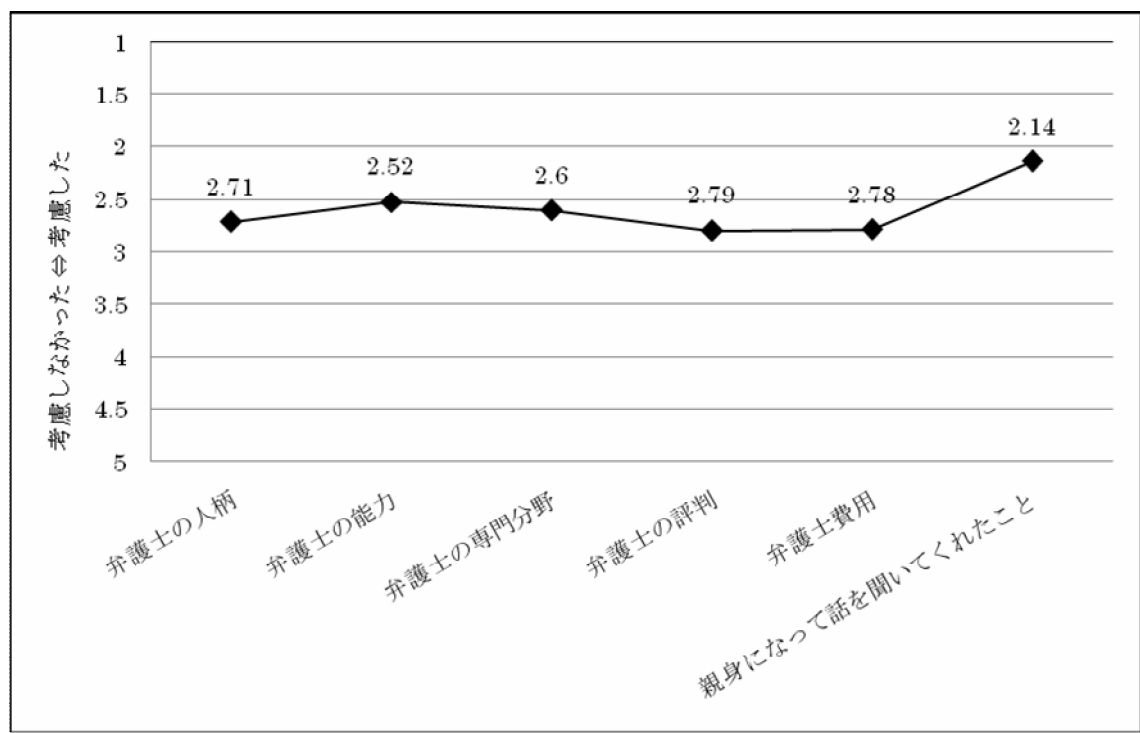
表10-10: 問10(10) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・勝てそうだと行ってくれたこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	52	21.4	26.9	26.9
	ある程度考慮した	62	25.5	32.1	59.1
	どちらともいえない	45	18.5	23.3	82.4
	あまり考慮しなかった	13	5.3	6.7	89.1
	考慮しなかった	21	8.6	10.9	100.0
	合計	193	79.4	100.0	
欠損値	わからない	41	16.9		
	無回答	9	3.7		
	合計	50	20.6		
合計		243	100.0		

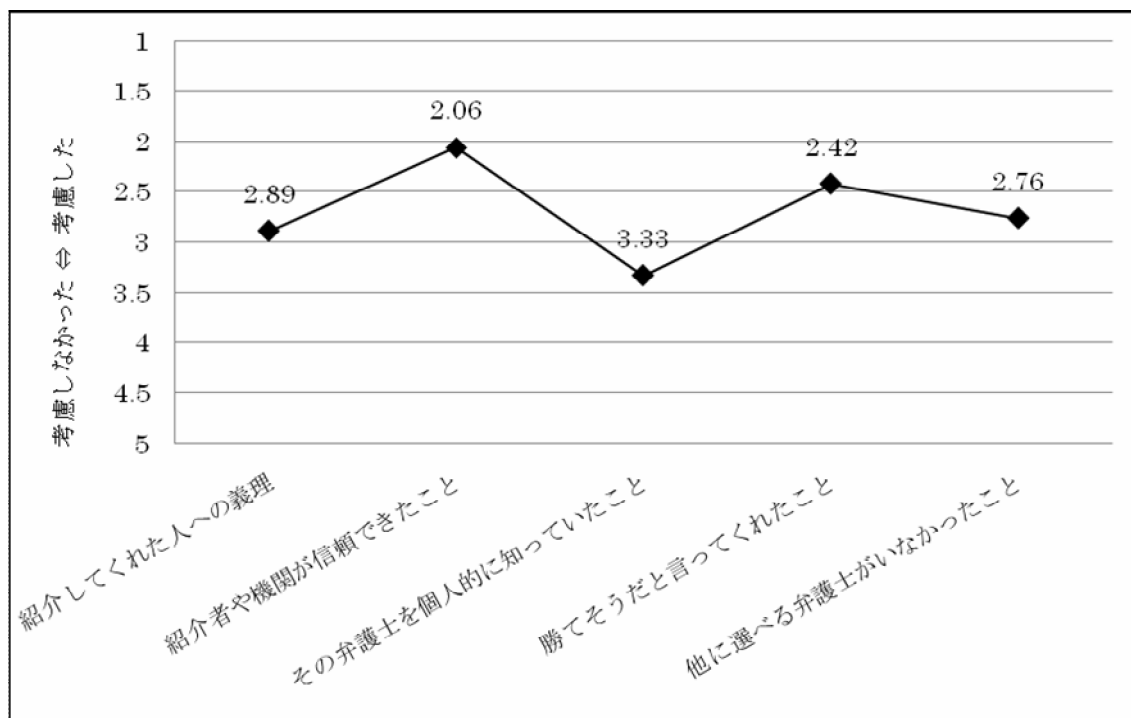
表10-11: 問10(11) 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと・他に選べる弁護士がいなかったこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	46	18.9	26.7	26.7
	ある程度考慮した	28	11.5	16.3	43.0
	どちらともいえない	52	21.4	30.2	73.3
	あまり考慮しなかった	14	5.8	8.1	81.4
	考慮しなかった	32	13.2	18.6	100.0
	合計	172	70.8	100.0	
欠損値	わからない	54	22.2		
	無回答	17	7.0		
	合計	71	29.2		
合計		243	100.0		

グラフ 10a: 問 10 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと



グラフ 10b: 問 10 依頼した弁護士を選んだ時点で考慮したこと



(5) 弁護士の選任から提訴まで

裁判前に弁護士に相手方との交渉をしてもらったかについては、「わからない」と答えた者が 59 名 (24.3%) いるほか、有効回答の中でも、半数以上 (有効回答中 54.2%) の者が「いいえ」と答えている (表 11)。弁護士選任の際、相手方との交渉を行うことは選任の趣旨としてそれほど重視されてはいないことが窺われる。

表11: 問11 裁判前に弁護士に相手方との交渉をしてもらったか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	はい	81	33.3	45.8	45.8
	いいえ	96	39.5	54.2	100.0
	合計	177	72.8	100.0	
欠損値	わからない	59	24.3		
	無回答	7	2.9		
	合計	66	27.2		
合計		243	100.0		

トラブル発生から裁判になるかもしれないと考えるまでの期間については、3 か月未満との回答が最も多く (35.6%)、6 か月未満との回答を合わせると (15.4%)、半数を超える (合

計 51.0%) (表 12-1)。

また、裁判になるかもしれないと考えてから実際に裁判を起こすまでの期間についても、3 か月未満との回答が最も多く (27.6%)、1 年未満とする回答を合計すると、68.3%となる (表 12-2)。

回答者が何をもち「トラブル発生」と把握しているのかについては明らかでないが、いったん「トラブル」として当事者にはっきりと認知された争いについては、さほど長い期間を置くことなく裁判に至る例が少なくないといえよう。

表12-1: 問12(1) 裁判になるかもしれないと考えてから実際に裁判を起こすまでの期間

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3ヶ月未満	61	25.1	27.6	27.6
	3ヶ月～6ヶ月未満	37	15.2	16.7	44.3
	6ヶ月～1年未満	53	21.8	24.0	68.3
	1年～2年未満	49	20.2	22.2	90.5
	2年～3年未満	8	3.3	3.6	94.1
	3年～5年未満	7	2.9	3.2	97.3
	5年以上	6	2.5	2.7	100.0
	合計	221	90.9	100.0	
欠損値	わからない	17	7.0		
	無回答	5	2.1		
	合計	22	9.1		
合計		243	100.0		

表12-2: 問12(2) トラブル発生から裁判になるかもしれないと考えるまでの期間

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3ヶ月未満	74	30.5	35.6	35.6
	3ヶ月～6ヶ月未満	32	13.2	15.4	51.0
	6ヶ月～1年未満	40	16.5	19.2	70.2
	1年～2年未満	38	15.6	18.3	88.5
	2年～3年未満	7	2.9	3.4	91.8
	3年～5年未満	5	2.1	2.4	94.2
	5年以上	12	4.9	5.8	100.0
	合計	208	85.6	100.0	
欠損値	わからない	29	11.9		
	無回答	6	2.5		
	合計	35	14.4		
合計		243	100.0		

(6) 裁判への期待

提訴にあたって裁判に期待したことについては、10項目について5段階スケールで聞いている(表13-1～13-10)。

これらの項目の中で、期待が高かったのは、「白黒をはっきりさせること」(平均値1.53)、「自分の権利を守ること」(平均値1.58)、「紛争を早く解決すること」(平均値1.64)などであり、逆に、期待がそれほど高くなかったのは、「相手と話し合いの場を持つこと」(平均値3.33)、「相手との関係を修復すること」(平均値4.06)である(グラフ13-1a、13-1b)。こうした傾向は、代理人付被告、本人訴訟原告とほぼ同様のものであり、本人訴訟被告のみ、やや独自の傾向を示している。

これらの数値につき、判決で終わった事件と和解で終わった事件の当事者の回答を比較すると、3つの項目で有意差がみられる(グラフ13-2a、13-2b)。まず、「相手との関係を修復すること」については、判決事件の当事者では、平均値4.29とほとんど期待されていないのに対し、和解事件の当事者では、平均値3.79となっている(分散分析： $p=0.005$ )。また、「白黒をはっきりさせること」、「相手に非を認めさせること」については、逆に、判決事件の当事者の期待が高い結果となった(それぞれ $p=0.036$ 、 $p=0.002$ )。これらの項目についての当事者の期待の程度の違いが、事件の解決形態の違いに結びついている可能性が示唆される。

表13-1: 問13(1) 裁判に期待したこと・社会正義を実現すること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	119	49.0	53.4	53.4
	ある程度期待した	58	23.9	26.0	79.4
	どちらともいえない	31	12.8	13.9	93.3
	あまり期待しなかった	10	4.1	4.5	97.8
	期待しなかった	5	2.1	2.2	100.0
	合計	223	91.8	100.0	
欠損値	わからない	16	6.6		
	無回答	4	1.6		
	合計	20	8.2		
合計		243	100.0		

表13-2: 問13(2) 裁判に期待したこと・自分の権利を守ること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	141	58.0	61.6	61.6
	ある程度期待した	58	23.9	25.3	86.9
	どちらともいえない	20	8.2	8.7	95.6
	あまり期待しなかった	5	2.1	2.2	97.8
	期待しなかった	5	2.1	2.2	100.0
	合計	229	94.2	100.0	
欠損値	わからない	10	4.1		
	無回答	4	1.6		
	合計	14	5.8		
合計		243	100.0		

表13-3: 問13(3) 裁判に期待したこと・紛争を早く解決すること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	139	57.2	59.1	59.1
	ある程度期待した	61	25.1	26.0	85.1
	どちらともいえない	22	9.1	9.4	94.5
	あまり期待しなかった	7	2.9	3.0	97.4
	期待しなかった	6	2.5	2.6	100.0
	合計	235	96.7	100.0	
欠損値	わからない	4	1.6		
	無回答	4	1.6		
	合計	8	3.3		
合計		243	100.0		

表13-4: 問13(4) 裁判に期待したこと・相手と話し合いの場をもつこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	42	17.3	18.4	18.4
	ある程度期待した	35	14.4	15.4	33.8
	どちらともいえない	38	15.6	16.7	50.4
	あまり期待しなかった	31	12.8	13.6	64.0
	期待しなかった	82	33.7	36.0	100.0
	合計	228	93.8	100.0	
欠損値	わからない	11	4.5		
	無回答	4	1.6		
	合計	15	6.2		
合計		243	100.0		

表13-5: 問13(5) 裁判に期待したこと・相手との関係を修復すること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	18	7.4	8.2	8.2
	ある程度期待した	18	7.4	8.2	16.4
	どちらともいえない	28	11.5	12.7	29.1
	あまり期待しなかった	25	10.3	11.4	40.5
	期待しなかった	131	53.9	59.5	100.0
	合計	220	90.5	100.0	
欠損値	わからない	22	9.1		
	無回答	1	.4		
	合計	23	9.5		
合計		243	100.0		

表13-6: 問13(6) 裁判に期待したこと・白黒をはっきりさせること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	155	63.8	67.4	67.4
	ある程度期待した	46	18.9	20.0	87.4
	どちらともいえない	17	7.0	7.4	94.8
	あまり期待しなかった	5	2.1	2.2	97.0
	期待しなかった	7	2.9	3.0	100.0
	合計	230	94.7	100.0	
欠損値	わからない	12	4.9		
	無回答	1	.4		
	合計	13	5.3		
合計		243	100.0		



表13-7: 問13(7) 裁判に期待したこと・自分の利益を守ること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	121	49.8	52.8	52.8
	ある程度期待した	53	21.8	23.1	76.0
	どちらともいえない	29	11.9	12.7	88.6
	あまり期待しなかった	11	4.5	4.8	93.4
	期待しなかった	15	6.2	6.6	100.0
	合計	229	94.2	100.0	
欠損値	わからない	13	5.3		
	無回答	1	.4		
	合計	14	5.8		
合計		243	100.0		

表13-8: 問13(8) 裁判に期待したこと・相手をこらしめること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	75	30.9	33.3	33.3
	ある程度期待した	45	18.5	20.0	53.3
	どちらともいえない	57	23.5	25.3	78.7
	あまり期待しなかった	16	6.6	7.1	85.8
	期待しなかった	32	13.2	14.2	100.0
	合計	225	92.6	100.0	
欠損値	わからない	16	6.6		
	無回答	2	.8		
	合計	18	7.4		
合計		243	100.0		

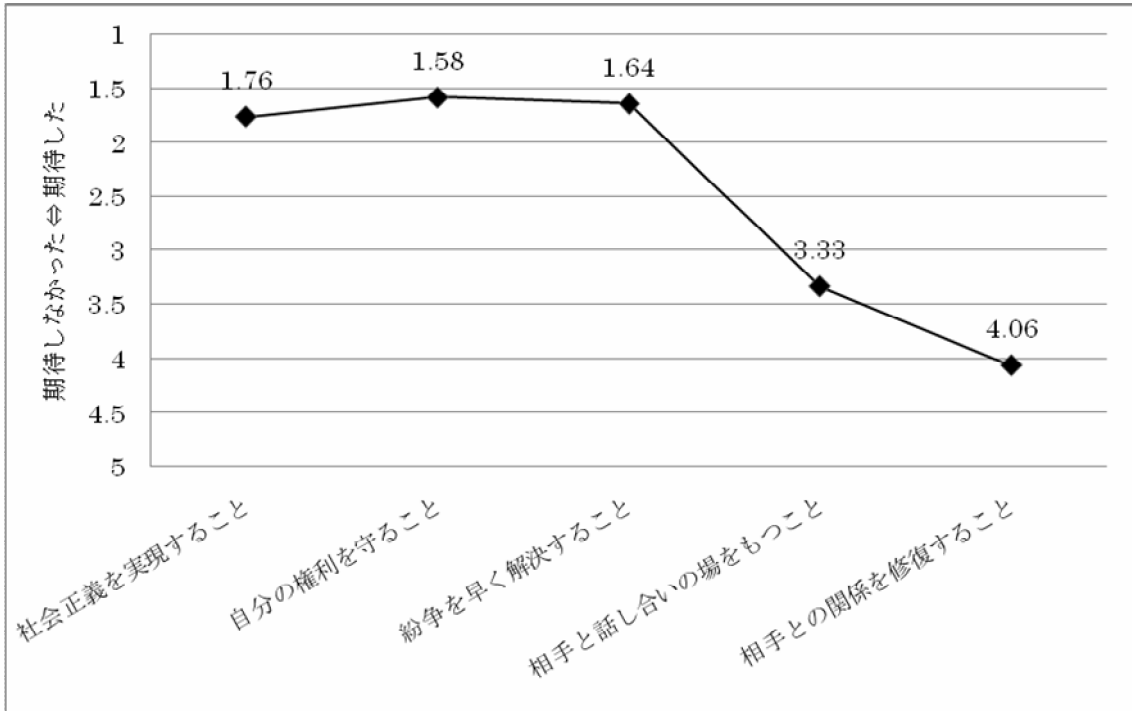
表13-9: 問13(9) 裁判に期待したこと・相手に非を認めさせること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	130	53.5	56.5	56.5
	ある程度期待した	59	24.3	25.7	82.2
	どちらともいえない	21	8.6	9.1	91.3
	あまり期待しなかった	6	2.5	2.6	93.9
	期待しなかった	14	5.8	6.1	100.0
	合計	230	94.7	100.0	
欠損値	わからない	11	4.5		
	無回答	2	.8		
	合計	13	5.3		
合計		243	100.0		

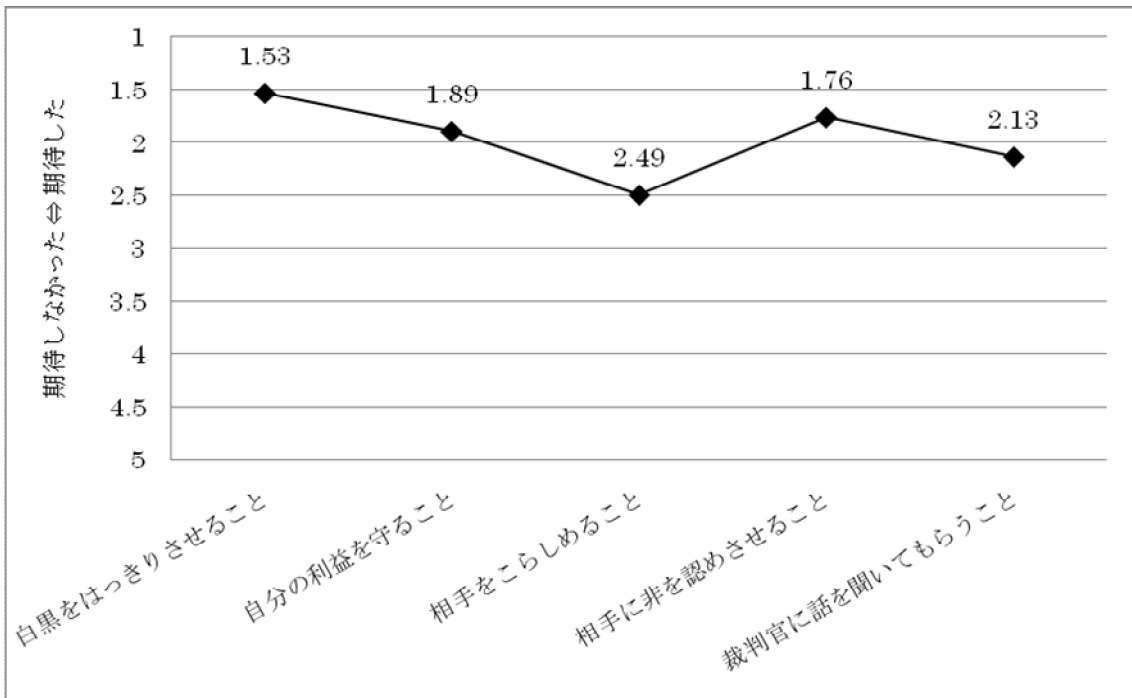
表13-10: 問13(10) 裁判に期待したこと・裁判官に話を聞いてもらうこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	期待した	88	36.2	40.2	40.2
	ある程度期待した	59	24.3	26.9	67.1
	どちらともいえない	44	18.1	20.1	87.2
	あまり期待しなかった	11	4.5	5.0	92.2
	期待しなかった	17	7.0	7.8	100.0
	合計	219	90.1	100.0	
欠損値	わからない	21	8.6		
	無回答	3	1.2		
	合計	24	9.9		
合計		243	100.0		

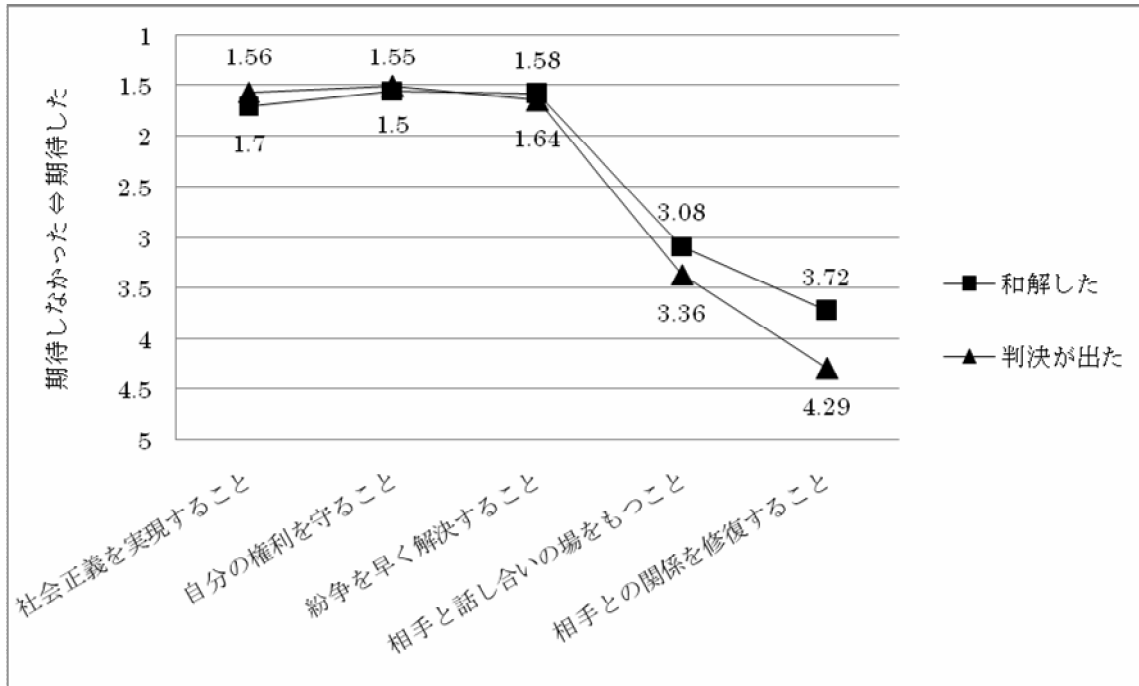
グラフ 13-1a: 問 13 裁判に期待したこと



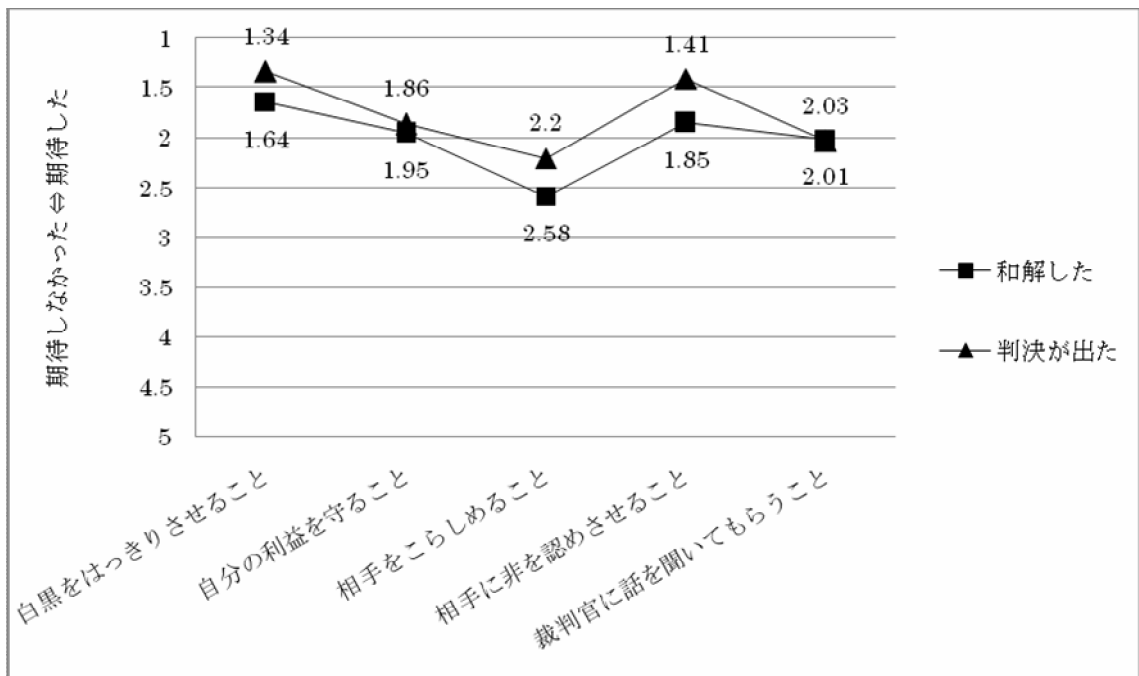
グラフ 13-1b: 問 13 裁判に期待したこと



グラフ 13-2a: 問 13 裁判に期待したこと(判決・和解別)



グラフ 13-2b: 問 13 裁判に期待したこと(判決・和解別)



(7) 提訴にあたって気になったこと

提訴にあたって気になったことが何かについては、6つの項目について質問している（表14-1～14-6）。

それらのうち、気になったとの回答が多かった項目としては、裁判にかかる時間（平均値1.88）、裁判に勝つ見込み（平均値1.88）、裁判にかかるお金（平均値1.96）があり、気にならなかったとの回答が多かった項目としては、家族や勤務先・近所の人への受けとめ方（平均値3.25）、裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性（平均値3.40）があった（グラフ14-1）。これらについては、本人訴訟被告を除く他の当事者のグループとほぼ同様である。

判決事件の当事者と和解事件の当事者とで比較した場合には、平均値に有意差は見られなかったものの、家族や勤務先・近所の人への受けとめ方、裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性の2項目について、判決事件の当事者のほうがむしろ気にしている、という数値が出ていることが注目される（グラフ14-2）。

表14-1: 問14(1) 裁判で気になったこと・裁判にかかるお金

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	104	42.8	44.3	44.3
	ある程度気になった	85	35.0	36.2	80.4
	どちらともいえない	14	5.8	6.0	86.4
	あまり気にならなかった	16	6.6	6.8	93.2
	気にならなかった	16	6.6	6.8	100.0
	合計	235	96.7	100.0	
欠損値	わからない	7	2.9		
	無回答	1	.4		
	合計	8	3.3		
合計		243	100.0		

表14-2: 問14(2) 裁判で気になったこと・裁判にかかる時間

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	106	43.6	45.5	45.5
	ある程度気になった	79	32.5	33.9	79.4
	どちらともいえない	25	10.3	10.7	90.1
	あまり気にならなかった	15	6.2	6.4	96.6
	気にならなかった	8	3.3	3.4	100.0
	合計	233	95.9	100.0	
欠損値	わからない	9	3.7		
	無回答	1	.4		
	合計	10	4.1		
合計		243	100.0		

表14-3: 問14(3) 裁判で気になったこと・裁判に勝つ見込み

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	122	50.2	53.0	53.0
	ある程度気になった	53	21.8	23.0	76.1
	どちらともいえない	27	11.1	11.7	87.8
	あまり気にならなかった	16	6.6	7.0	94.8
	気にならなかった	12	4.9	5.2	100.0
	合計	230	94.7	100.0	
欠損値	わからない	11	4.5		
	無回答	2	.8		
	合計	13	5.3		
合計		243	100.0		

表14-4: 問14(4) 裁判で気になったこと・裁判に勝っても相手がしたがわない可能性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	97	39.9	44.5	44.5
	ある程度気になった	43	17.7	19.7	64.2
	どちらともいえない	31	12.8	14.2	78.4
	あまり気にならなかった	18	7.4	8.3	86.7
	気にならなかった	29	11.9	13.3	100.0
	合計	218	89.7	100.0	
欠損値	わからない	24	9.9		
	無回答	1	.4		
	合計	25	10.3		
合計		243	100.0		

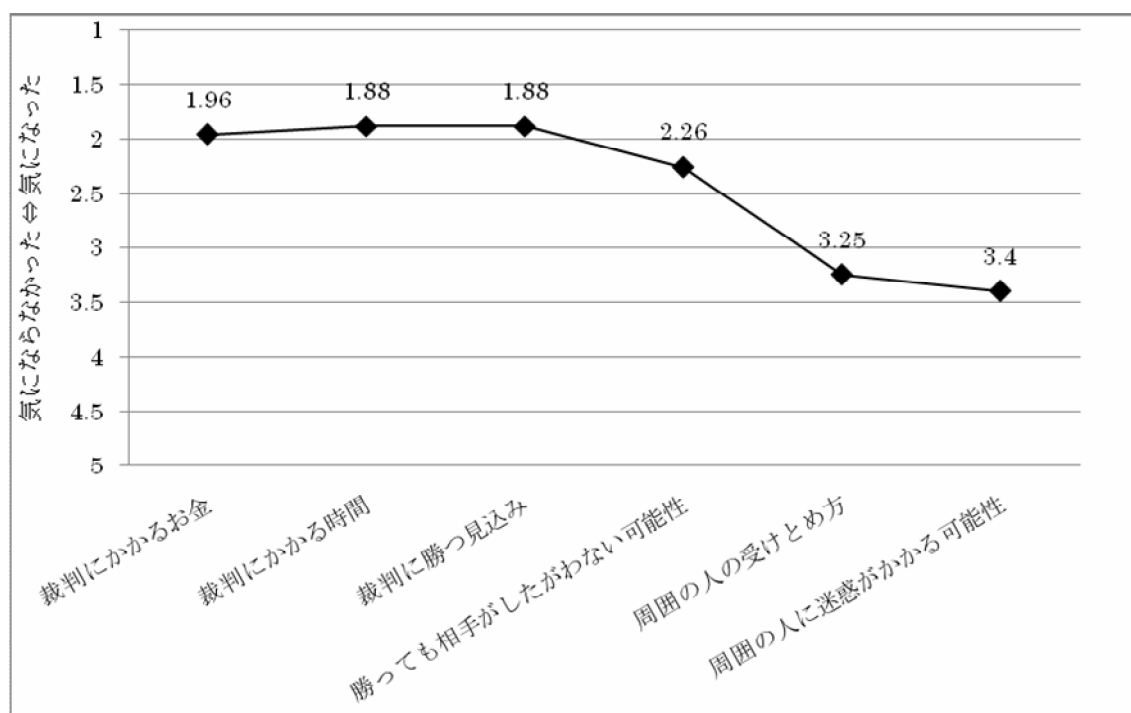
表14-5: 問14(5) 裁判で気になったこと・家族や勤務先・近所の人の受けとめ方

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	46	18.9	21.3	21.3
	ある程度気になった	27	11.1	12.5	33.8
	どちらともいえない	36	14.8	16.7	50.5
	あまり気にならなかった	40	16.5	18.5	69.0
	気にならなかった	67	27.6	31.0	100.0
	合計	216	88.9	100.0	
欠損値	わからない	25	10.3		
	無回答	2	.8		
	合計	27	11.1		
合計		243	100.0		

表14-6: 問14(6) 裁判で気になったこと・裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性

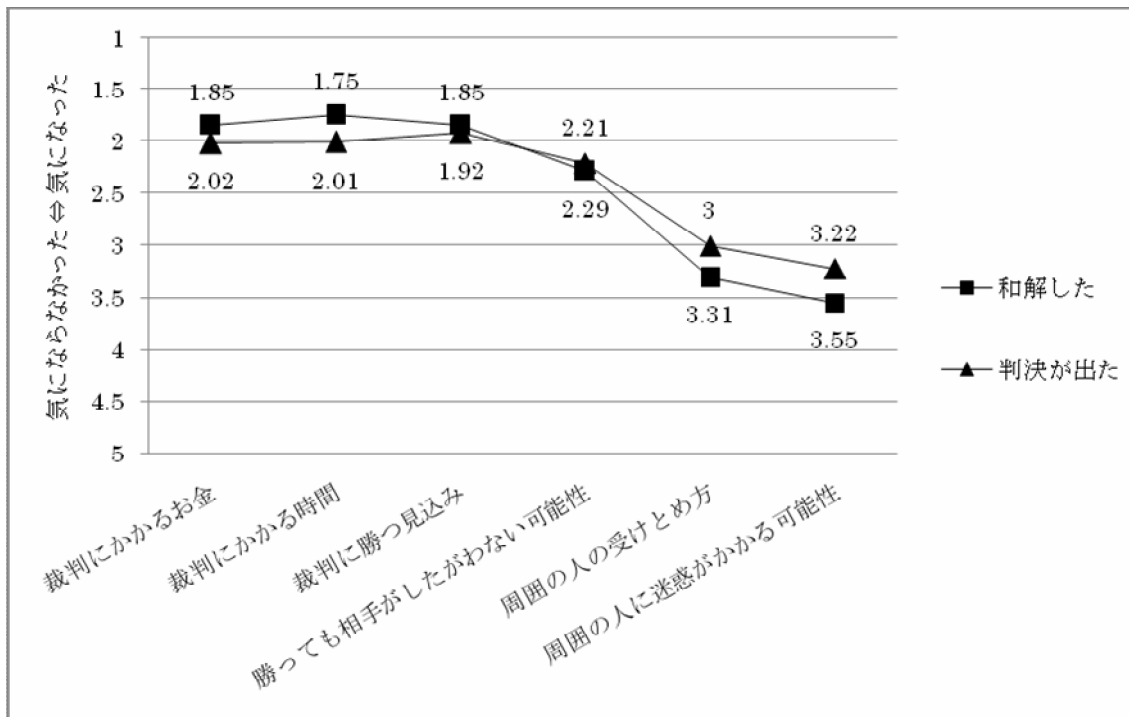
		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	気になった	46	18.9	20.4	20.4
	ある程度気になった	28	11.5	12.4	32.9
	どちらともいえない	28	11.5	12.4	45.3
	あまり気にならなかった	35	14.4	15.6	60.9
	気にならなかった	88	36.2	39.1	100.0
	合計	225	92.6	100.0	
欠損値	わからない	16	6.6		
	無回答	2	.8		
	合計	18	7.4		
合計		243	100.0		

グラフ 14-1: 問 14 裁判で気になったこと(平均値)





グラフ 14-2: 問 14 裁判で気になったこと(判決・和解別)



(8) 提訴を決めた時点

提訴を決めた時点については、弁護士に相談する以前から決めていたとするものと、裁判を依頼した弁護士と相談してから決めたとするものが、ほぼ半数ずつで拮抗している(表15)。

表15: 問15 裁判を起こすと決めたとき

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	裁判を依頼した弁護士に相談する以前から決めていた	104	42.8	48.6	48.6
	裁判を依頼した弁護士と相談してから決めた	110	45.3	51.4	100.0
	合計	214	88.1	100.0	
欠損値	覚えていない	24	9.9		
	無回答	5	2.1		
	合計	29	11.9		
合計		243	100.0		

(9) 弁護士による見通しと説明

問 16 では、4 つの項目について、弁護士からの説明があったかどうかを聞いている（表 16-1～16-4）。

これらの項目のうち、裁判の見通し、弁護士費用については、概ねよく説明されているようであるが、訴訟救助制度、法律扶助制度については、さほど説明がされているわけではなく（グラフ 16）、また、「わからない」との回答も相当数あった。

表16-1: 問16(1) 弁護士からの説明の有無・裁判の見通し

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく説明してくれた	88	36.2	38.4	38.4
	ある程度説明してくれた	87	35.8	38.0	76.4
	どちらともいえない	32	13.2	14.0	90.4
	あまり説明してくれなかった	14	5.8	6.1	96.5
	説明してくれなかった	8	3.3	3.5	100.0
	合計	229	94.2	100.0	
欠損値	わからない	12	4.9		
	無回答	2	.8		
	合計	14	5.8		
合計		243	100.0		

表16-2: 問16(2) 弁護士からの説明の有無・弁護士費用

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく説明してくれた	85	35.0	38.3	38.3
	ある程度説明してくれた	76	31.3	34.2	72.5
	どちらともいえない	30	12.3	13.5	86.0
	あまり説明してくれなかった	16	6.6	7.2	93.2
	説明してくれなかった	15	6.2	6.8	100.0
	合計	222	91.4	100.0	
欠損値	わからない	18	7.4		
	無回答	3	1.2		
	合計	21	8.6		
合計		243	100.0		

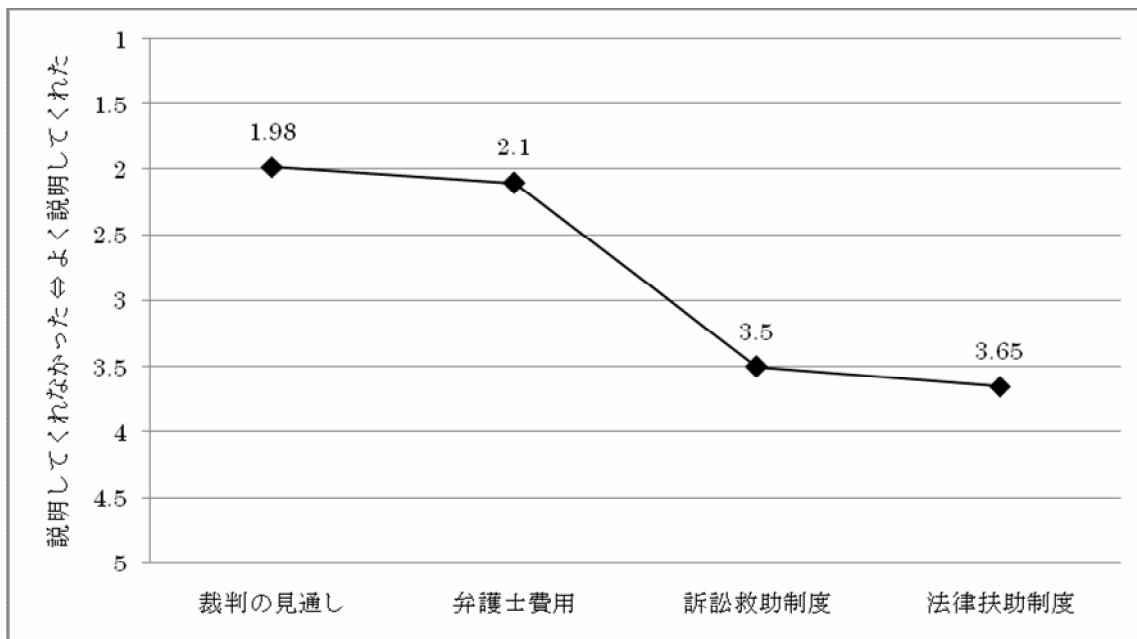
表16-3: 問16(3) 弁護士からの説明の有無・訴訟救助制度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく説明してくれた	31	12.8	16.3	16.3
	ある程度説明してくれた	34	14.0	17.9	34.2
	どちらともいえない	20	8.2	10.5	44.7
	あまり説明してくれなかった	19	7.8	10.0	54.7
	説明してくれなかった	86	35.4	45.3	100.0
	合計	190	78.2	100.0	
欠損値	わからない	49	20.2		
	無回答	4	1.6		
	合計	53	21.8		
合計		243	100.0		

表16-4: 問16(4) 弁護士からの説明の有無・法律扶助制度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく説明してくれた	24	9.9	12.4	12.4
	ある程度説明してくれた	34	14.0	17.6	30.1
	どちらともいえない	23	9.5	11.9	42.0
	あまり説明してくれなかった	17	7.0	8.8	50.8
	説明してくれなかった	95	39.1	49.2	100.0
	合計	193	79.4	100.0	
欠損値	わからない	46	18.9		
	無回答	4	1.6		
	合計	50	20.6		
合計		243	100.0		

グラフ 16: 問 16 弁護士からの説明の有無(平均値)



問 17 では、弁護士の当初の見通しが当たっていたかどうかを、3 項目について聞いている（表 17-1～17-3）。その結果、すべての項目につき、「当たっていた」、「ある程度当たっていた」との回答が半数程度を占めており、肯定的な評価が多いといえる（平均値につき、グラフ 17 を参照）。

表17-1: 問17(1) 弁護士の見通し・裁判にかかるお金の見通し

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	当たっていた	42	17.3	20.7	20.7
	ある程度当たっていた	80	32.9	39.4	60.1
	どちらともいえない	46	18.9	22.7	82.8
	あまり当たっていなかった	17	7.0	8.4	91.1
	当たっていなかった	18	7.4	8.9	100.0
	合計	203	83.5	100.0	
欠損値	わからない	37	15.2		
	無回答	3	1.2		
	合計	40	16.5		
合計		243	100.0		

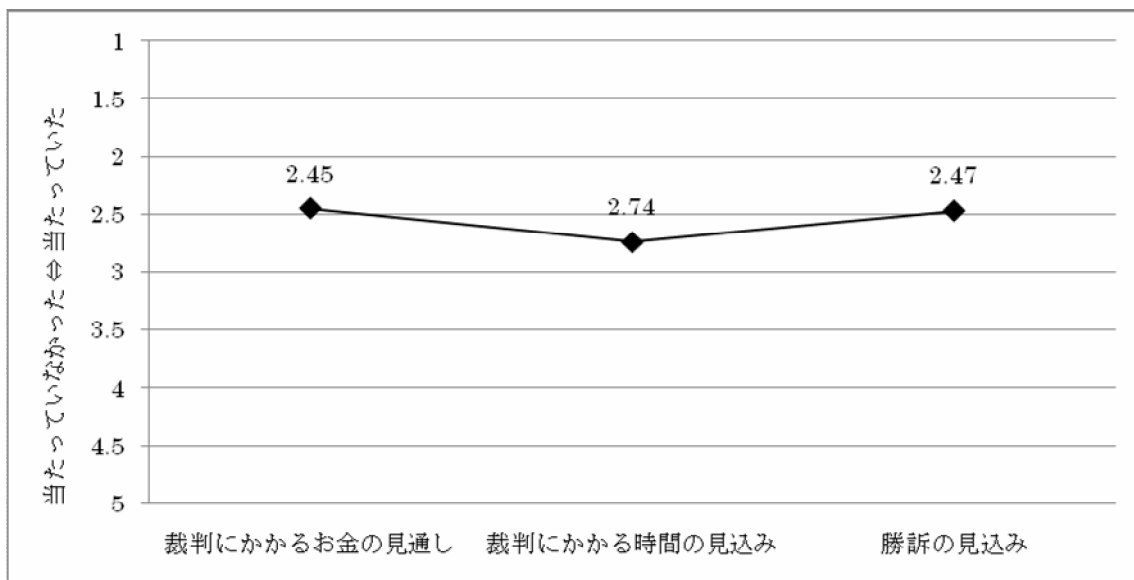
表17-2: 問17(2) 弁護士の見通し・裁判にかかる時間の見込み

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	当たっていた	26	10.7	13.3	13.3
	ある程度当たっていた	70	28.8	35.7	49.0
	どちらともいえない	52	21.4	26.5	75.5
	あまり当たっていなかった	25	10.3	12.8	88.3
	当たっていなかった	23	9.5	11.7	100.0
	合計	196	80.7	100.0	
欠損値	わからない	44	18.1		
	無回答	3	1.2		
	合計	47	19.3		
合計		243	100.0		

表17-3: 問17(3) 弁護士の見通し・勝訴の見込み

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	当たっていた	53	21.8	24.8	24.8
	ある程度当たっていた	67	27.6	31.3	56.1
	どちらともいえない	54	22.2	25.2	81.3
	あまり当たっていなかった	20	8.2	9.3	90.7
	当たっていなかった	20	8.2	9.3	100.0
	合計	214	88.1	100.0	
欠損値	わからない	27	11.1		
	無回答	2	.8		
	合計	29	11.9		
合計		243	100.0		

グラフ 17: 問 17 弁護士の見通し(平均値)



(10) 弁護士の人数

弁護士の人数については、有効回答の9割超が1人(68.6%)または2人(22.4%)としている(表18a)。

3人以上いる場合の人数についても、3人とするものが最も多いが、30人との回答が1件あった(表18b)。

表18a: 問18 弁護士の人数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	一人	153	63.0	68.6	68.6
	二人	50	20.6	22.4	91.0
	三人以上	20	8.2	9.0	100.0
	合計	223	91.8	100.0	
欠損値	わからない	19	7.8		
	無回答	1	.4		
	合計	20	8.2		
合計		243	100.0		

表18b: 問18 3人以上の弁護士の場合の人数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3.0	8	3.3	47.1	47.1
	4.0	4	1.6	23.5	70.6
	5.0	1	.4	5.9	76.5
	6.0	1	.4	5.9	82.4
	7.0	1	.4	5.9	88.2
	9.0	1	.4	5.9	94.1
	30.0	1	.4	5.9	100.0
	合計	17	7.0	100.0	
欠損値	非該当	223	91.8		
	無回答	3	1.2		
	合計	226	93.0		
合計		243	100.0		

(11) 弁護士交代の希望

裁判途中で弁護士を替えたいと思ったかどうかについては、17.6%が「替えたいと思った」としているのに対して(17.6%)、実際に弁護士が替わったのは、4.2%にとどまっている(表19-1、19-2)。

替えたいと思った理由については、複数回答の設問に対して最も該当の多かったのは「十分に話を聞いてくれない」(40.5%)であったが(表20a)、最大の理由として最も回答数の多かったのは、「相手方弁護士との間に馴れ合いがあるように思われた」との理由であった(表20b)。

表19-1: 問19(1) 裁判途中で弁護士を替えたいと思ったか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	替えたいと思った	42	17.3	17.6	17.6
	替えたいと思わなかった	197	81.1	82.4	100.0
	合計	239	98.4	100.0	
欠損値	無回答	4	1.6		
合計		243	100.0		

表19-2: 問19(2) 裁判途中で弁護士が替わったか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	替わった	10	4.1	4.2	4.2
	替わらなかった	228	93.8	95.8	100.0
	合計	238	97.9	100.0	
欠損値	無回答	5	2.1		
合計		243	100.0		

表 20a: 問 20 弁護士を替えたいと思った理由

	度数	該当率*
勝敗の見通しについての意見の違い	9	21.4
和解の方針についての意見の違い	9	21.4
裁判の進め方についての意見の違い	13	40.0
争点・問題を正確に理解していない	17	40.5
熱心に仕事をしてくれない	13	40.0
仕事が遅い	8	19.0
こちらの感情に無神経である	14	33.3
十分に話を聞いてくれない	17	40.5
相手方本人に配慮しすぎる	7	16.7
相手方弁護士との間に馴れ合いがあるように思われた	14	33.3
裁判所の言うなりである	14	33.3
経験不足である	14	33.3
説明をしてくれない	11	26.2
費用が高すぎる	9	21.4
その他	2	4.8

\* 「替えたいと思った」と回答した42名中。



表20b: 問20 弁護士を替えたいと思った最大の理由

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝敗の見通しについての意見の違い	3	1.2	8.8	8.8
	和解の方針についての意見の違い	1	.4	2.9	11.8
	裁判の進め方についての意見の違い	3	1.2	8.8	20.6
	争点・問題を正確に理解していない	4	1.6	11.8	32.4
	熱心に仕事をしてくれない	3	1.2	8.8	41.2
	仕事が遅い	1	.4	2.9	44.1
	こちらの感情に無神経である	1	.4	2.9	47.1
	十分に話を聞いてくれない	2	.8	5.9	52.9
	相手方弁護士との間に馴れ合いがあるように思われた	6	2.5	17.6	70.6
	裁判所の言うなりである	5	2.1	14.7	85.3
	経験不足である	3	1.2	8.8	94.1
	費用が高すぎる	2	.8	5.9	100.0
	合計	34	14.0	100.0	
欠損値	非該当	201	82.7		
	無回答	8	3.3		
	合計	209	86.0		
合計	243	100.0			

(12) 進み具合についての説明

裁判の進み具合について、弁護士から当事者本人に対してどの程度の頻度で説明があったかについては、半数以上の回答が「裁判が開かれるたびに説明してくれた」としている(表 21-1a)。

もっとも、問 19 (1) において、「弁護士を替えたいと思った」と回答した当事者の場合には、「裁判が終わるまでほとんど説明してくれなかった」との回答が最も多くなっており(36.1%)、弁護士を替えたいとの希望の背景には、弁護士とのコミュニケーションに関する不満が一定程度存在することが示唆される(表 21-1b)。

弁護士による説明がどの程度理解できたかについては、全体では、「ある程度理解できた」が最も多く(48.4%)、「よく理解できた」(20.9%)と合わせて肯定的な回答が7割近くを占める(69.3%)(表 21-2)。

しかし、問 19 (1) において、「弁護士を替えたいと思った」と回答した当事者の場合に

は、「あまりよく理解できなかった」との回答が最も多く（30.8%）、「まったく理解できなかった」（20.5%）と合わせて、否定的な回答が半数以上を占める（グラフ 21-2）。両グループの平均値を見ても、「替えたいと思わなかった」回答者の平均は 2.11 なのに対して、「替えたいと思った」回答者の平均は 3.31 であり、両者の間には有意な差が存在する（分散分析：p=0.000）。

表21-1a: 問21(1) 裁判の進み具合の説明

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	裁判が開かれるたびに説明してくれた	115	47.3	57.5	57.5
	数回裁判が開かれるごとに説明してくれた	50	20.6	25.0	82.5
	裁判が終わるまでほとんど説明してくれなかった	31	12.8	15.5	98.0
	まったく説明してくれなかった	4	1.6	2.0	100.0
	合計	200	82.3	100.0	
欠損値	おぼえていない	34	14.0		
	無回答	9	3.7		
	合計	43	17.7		
合計		243	100.0		

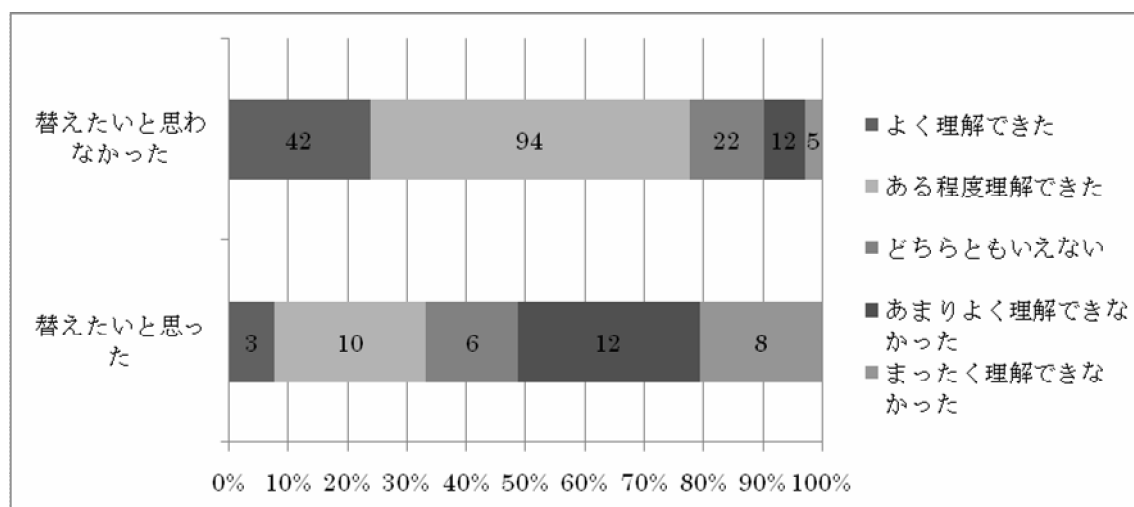
表21-1b: 問21(1) 裁判の進み具合の説明 と 問19(1) 裁判途中で弁護士を替えたいと思ったかのクロス表

裁判の進み具合の説明	裁判途中で弁護士を替えたいと思ったか		合計
	思った	思わなかった	
裁判が開かれるたびに説明してくれた	12(33.3%)	103(62.8%)	115(57.5%)
数回裁判が開かれるごとに説明してくれた	9(25.0%)	41(25.0%)	50(25.0%)
裁判が終わるまでほとんど説明してくれなかった	13(36.1%)	18(11.0%)	31(15.5%)
まったく説明してくれなかった	2(5.6%)	2(1.2%)	4(2.0%)
合計	36(100.0%)	164(100.0%)	200(100.0%)

表21-2: 問21(2) 裁判の進み具合についての説明の理解度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく理解できた	45	18.5	20.9	20.9
	ある程度理解できた	104	42.8	48.4	69.3
	どちらともいえない	28	11.5	13.0	82.3
	あまりよく理解できなかった	25	10.3	11.6	94.0
	まったく理解できなかった	13	5.3	6.0	100.0
	合計	215	88.5	100.0	
欠損値	わからない	23	9.5		
	無回答	5	2.1		
	合計	28	11.5		
合計		243	100.0		

グラフ 21-2: 問 19(1) 裁判途中で弁護士を替えたいと思ったか と 問 21(2) 裁判の進み具合の説明 のクロス



### (13) 弁護士についての評価

弁護士に対する評価に関しては、5つの項目について5段階スケールで聞いている（表22-1～22-5）。

これらのうち、「事件の内容や背景についてよく理解していた」、「あなたの気持ちを親身になって理解しようとした」については、「よくあてはまる」、「ある程度あてはまる」合わせて7割を超えており（それぞれ、77.8%、74.0%）、「紛争当事者全員にとって良い解決を考えていた」についても6割を超えているが（60.7%）、「当事者になっていない家族等への配慮をしていた」については、「どちらともいえない」との回答が多く、肯定的

な回答は5割足らず（47.3%）となっている。とはいえ、平均値については、いずれの項目についても、肯定的な評価を示すものとなっている（グラフ22）。

表22-1: 問22(1) 弁護士に対する評価・事件の内容や背景についてよく理解していた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	96	39.5	42.7	42.7
	ある程度あてはまる	79	32.5	35.1	77.8
	どちらともいえない	26	10.7	11.6	89.3
	あまりあてはまらない	13	5.3	5.8	95.1
	あてはまらない	11	4.5	4.9	100.0
	合計	225	92.6	100.0	
欠損値	わからない	16	6.6		
	無回答	2	.8		
	合計	18	7.4		
合計		243	100.0		

表22-2: 問22(2) 弁護士に対する評価・あなたの気持ちを親身になって理解しようとした

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	81	33.3	35.7	35.7
	ある程度あてはまる	87	35.8	38.3	74.0
	どちらともいえない	31	12.8	13.7	87.7
	あまりあてはまらない	11	4.5	4.8	92.5
	あてはまらない	17	7.0	7.5	100.0
	合計	227	93.4	100.0	
欠損値	わからない	14	5.8		
	無回答	2	.8		
	合計	16	6.6		
合計		243	100.0		

表22-3: 問22(3) 弁護士に対する評価・事件の法律的説明をわかりやすくしてくれた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	65	26.7	29.0	29.0
	ある程度あてはまる	92	37.9	41.1	70.1
	どちらともいえない	36	14.8	16.1	86.2
	あまりあてはまらない	16	6.6	7.1	93.3
	あてはまらない	15	6.2	6.7	100.0
	合計	224	92.2	100.0	
欠損値	わからない	17	7.0		
	無回答	2	.8		
	合計	19	7.8		
合計		243	100.0		

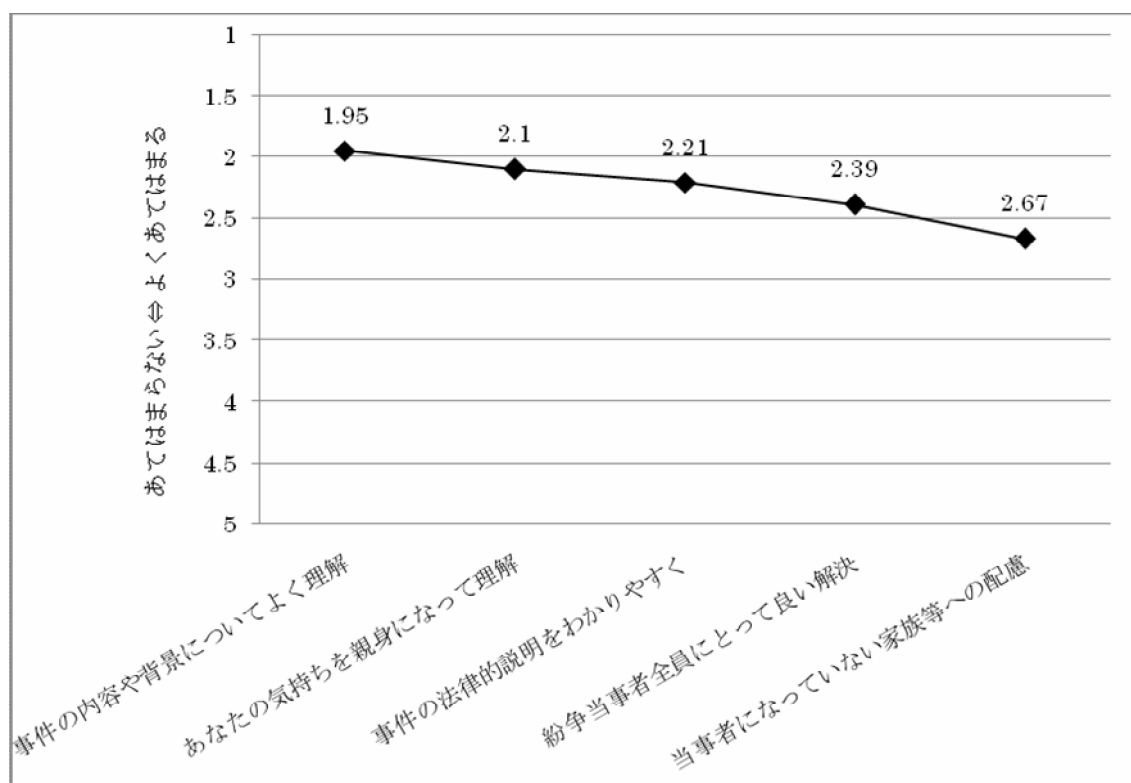
表22-4: 問22(4) 弁護士に対する評価・紛争当事者全員にとって良い解決を考えていた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	54	22.2	25.6	25.6
	ある程度あてはまる	74	30.5	35.1	60.7
	どちらともいえない	50	20.6	23.7	84.4
	あまりあてはまらない	12	4.9	5.7	90.0
	あてはまらない	21	8.6	10.0	100.0
	合計	211	86.8	100.0	
欠損値	わからない	30	12.3		
	無回答	2	.8		
	合計	32	13.2		
合計		243	100.0		

表22-5: 問22(5) 弁護士に対する評価・当事者になっていない家族等への配慮をしていた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よくあてはまる	35	14.4	18.8	18.8
	ある程度あてはまる	53	21.8	28.5	47.3
	どちらともいえない	61	25.1	32.8	80.1
	あまりあてはまらない	12	4.9	6.5	86.6
	あてはまらない	25	10.3	13.4	100.0
	合計	186	76.5	100.0	
欠損値	わからない	52	21.4		
	無回答	5	2.1		
	合計	57	23.5		
合計		243	100.0		

グラフ 22: 問 22 弁護士に対する評価(平均値)



弁護士に対する総合的な満足度に関しても、肯定的な回答が多く、「満足している」(33.9%)、「ある程度満足している」(33.0%)を合わせると、67.0%が肯定的な回答をしている(表 23-1)。また、友人や親戚に弁護士を紹介するか、との設問についても、満足度の場合ほどではないが、半数以上(50.7%)が肯定的な回答をしている。

当然のことではあるが、これらのいずれについても、問 19 (1) で「弁護士を替えたいと思った」と回答した者は、むしろ否定的な回答が多くなっている。総合的な満足度については、「替えたいと思わなかった」回答者の平均が 1.91 なのに対し、「替えたいと思った」回答者の平均は 3.86 である。また、友人や親戚に紹介するかについては、「替えたいと思わなかった」回答者の平均が 2.30 なのに対し、「替えたいと思った」回答者の平均は 4.14 となっている。

なお、判決で終わった事件と和解で終わった事件とで比較した場合には、満足度、紹介の意志ともに有意差が見られなかった。

表23-1: 問23(1) 弁護士に対する総合的な評価

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	満足している	78	32.1	33.9	33.9
	ある程度満足している	76	31.3	33.0	67.0
	どちらともいえない	38	15.6	16.5	83.5
	ある程度不満である	11	4.5	4.8	88.3
	不満である	27	11.1	11.7	100.0
	合計	230	94.7	100.0	
欠損値	わからない	11	4.5		
	無回答	2	.8		
	合計	13	5.3		
合計		243	100.0		

表23-2: 問23(2) 友人や親戚に弁護士を紹介するか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	紹介する	55	22.6	24.7	24.7
	たぶん紹介する	58	23.9	26.0	50.7
	どちらともいえない	56	23.0	25.1	75.8
	たぶん紹介しない	16	6.6	7.2	83.0
	紹介しない	38	15.6	17.0	100.0
	合計	223	91.8	100.0	
欠損値	わからない	18	7.4		
	無回答	2	.8		
	合計	20	8.2		
合計		243	100.0		

次に、弁護士の性別が逆であったならば、裁判の結果に違いがあったと思うかどうか、

との設問に対しては、8割以上の回答者（82.8%）が「変わらなかったと思う」と答えている（表 23-3a）。

担当弁護士の性別ごとに回答を比較すると、担当弁護士が女性の場合については、もともと該当数が少ないこともあるが、性別が逆であったならば（すなわち、弁護士が男性であったならば）「有利になっていたと思う」との回答は皆無であった（表 23-3b）。

表23-3a: 問23(3) 弁護士の性別により裁判結果に違いがあったと思うか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	有利になっていたと思う	14	5.8	8.3	8.3
	変わらなかったと思う	140	57.6	82.8	91.1
	不利になっていたと思う	15	6.2	8.9	100.0
	合計	169	69.5	100.0	
欠損値	わからない	72	29.6		
	無回答	2	.8		
	合計	74	30.5		
合計		243	100.0		

表23-3b: 問23(3) 弁護士の性別により裁判結果に違いがあったと思うか と 問8 担当弁護士の性別 のクロス表

		担当弁護士の性別		合計
		男性	女性	
弁護士の性別により裁判結果に違いがあったと思うか	有利になっていたと思う	14(8.7%)	0(0.0%)	14(8.3%)
	変わらなかったと思う	133(82.6%)	6(85.7%)	139(82.7%)
	不利になっていたと思う	14(8.7%)	1(14.3%)	15(8.9%)
合計		161(100.0%)	7(100.0%)	168(100.0%)

#### (14) 相手方弁護士の印象

相手方弁護士の有無については、「ついていた」との回答が8割を超えている（84.3%）（表 24-1）。

相手方弁護士の印象については、「ほとんど印象がない」との回答が最も該当が多いが（36.1%）、「悪徳弁護士に見えた」（30.1%）、「自分の弁護士より有能に見えた」（22.3%）との回答が相当数あったことが注目される（表 24-2）。



表24-1: 問24(1) 相手方弁護士の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	ついていた	166	68.3	84.3	84.3
	ついていなかった	31	12.8	15.7	100.0
	合計	197	81.1	100.0	
欠損値	わからない	43	17.7		
	無回答	3	1.2		
	合計	46	18.9		
合計		243	100.0		

表 24-2: 問 24(2) 相手方弁護士に対する評価

	度数	該当率* (%)
相手方弁護士の方が自分の弁護士より有能に見えた	37	22.3
相手方弁護士は裁判官と親しげだった	11	6.6
相手方弁護士は自分の弁護士と親しげだった	11	6.6
相手方弁護士は親切そうだった	5	3.0
相手方弁護士は悪徳弁護士に見えた	50	30.1
もし将来裁判をするなら、相手方弁護士に依頼したい	9	5.4
相手方弁護士についてほとんど印象がない	60	36.1
その他	29	17.5

\* 相手方に弁護士がついていたと回答した 166 名中。

#### (15) 裁判にかかった費用

裁判にかかった費用については、当然のことであるが、「使った」との回答が9割を超えており（表 25-1a）、使った額は、30 万円以下が約 4 分の 1（25.5%）、30 万を超えて 200 万円までが約半数（49.0%）、残り約 4 分の 1 が 200 万円を超えている、という結果となっている（表 25-1b）。

表25-1a: 問25(1) 裁判全体での費用負担の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	使った	154	63.4	93.9	93.9
	使っていない	10	4.1	6.1	100.0
	合計	164	67.5	100.0	
欠損値	わからない	74	30.5		
	無回答	5	2.1		
	合計	79	32.5		
合計		243	100.0		

表25-1b: 問25(1) 裁判全体での負担額

(単位:万円)		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	10	4	1.6	2.6	2.6
	13	1	.4	.7	3.3
	15	5	2.1	3.3	6.5
	20	8	3.3	5.2	11.8
	25	5	2.1	3.3	15.0
	30	16	6.6	10.5	25.5
	35	2	.8	1.3	26.8
	38	1	.4	.7	27.5
	40	2	.8	1.3	28.8
	45	1	.4	.7	29.4
	50	12	4.9	7.8	37.3
	60	9	3.7	5.9	43.1
	67	1	.4	.7	43.8
	70	7	2.9	4.6	48.4
	80	9	3.7	5.9	54.2
	90	1	.4	.7	54.9
	100	12	4.9	7.8	62.7
	130	1	.4	.7	63.4
	140	1	.4	.7	64.1
	150	6	2.5	3.9	68.0
160	1	.4	.7	68.6	
190	1	.4	.7	69.3	
200	8	3.3	5.2	74.5	

	211	1	.4	.7	75.2
	220	2	.8	1.3	76.5
	230	1	.4	.7	77.1
	250	3	1.2	2.0	79.1
	300	9	3.7	5.9	85.0
	350	1	.4	.7	85.6
	400	5	2.1	3.3	88.9
	450	2	.8	1.3	90.2
	500	4	1.6	2.6	92.8
	600	2	.8	1.3	94.1
	700	2	.8	1.3	95.4
	800	2	.8	1.3	96.7
	1000	3	1.2	2.0	98.7
	5000	1	.4	.7	99.3
	40000	1	.4	.7	100.0
	合計	153	63.0	100.0	
欠損値	非該当	89	36.6		
	無回答	1	.4		
	合計	90	37.0		
合計		243	100.0		

負担額が高いかどうか（表 25-2）、正当かどうか（表 25-3）、という設問に対しては、いずれも「どちらともいえない」との回答が最も多いが（それぞれ 38.1%、43.2%）、前者については、「高い」（22.2%）、「どちらかといえば高い」（22.8%）を合わせて半数近く（45.0%）に上るのに対して、後者については、「正当だ」（14.6%）、「どちらかといえば正当だ」（22.2%）という肯定的な評価が比較的多かった（合計 36.8%）。

金額の多寡、正当性については、判決で終わった事件と和解で終わった事件とで有意差は見られないが、判決事件においては、結果の勝敗の評価と、負担額の正当性の評価との間で正の相関がみられ、また、結果の正当性の評価と、負担額の高さ及び正当性の評価双方との間で正の相関がみられた（表 25-4a）。これに対して和解事件においては、結果の評価と負担額の高さの評価との間に相関はなく、ただ、負担額の正当性との間には、結果の勝敗の評価、正当性の評価ともに正の相関がみられた（表 25-4b）。

表25-2: 問25(2) 負担額は高いか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	安い	13	5.3	6.9	6.9
	どちらかといえば安い	19	7.8	10.1	16.9
	どちらともいえない	72	29.6	38.1	55.0
	どちらかといえば高い	43	17.7	22.8	77.8
	高い	42	17.3	22.2	100.0
	合計	189	77.8	100.0	
欠損値	わからない	51	21.0		
	無回答	3	1.2		
	合計	54	22.2		
合計		243	100.0		

表25-3: 問25(3) 負担額は正当な額か

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	27	11.1	14.6	14.6
	どちらかといえば正当だ	41	16.9	22.2	36.8
	どちらともいえない	80	32.9	43.2	80.0
	どちらかといえば不当だ	20	8.2	10.8	90.8
	不当だ	17	7.0	9.2	100.0
	合計	185	76.1	100.0	
欠損値	わからない	56	23.0		
	無回答	2	.8		
	合計	58	23.9		
合計		243	100.0		

表25-4a: 負担額と裁判の勝敗との相関(判決事件)

		負担額は高いか	負担額は正当な額か
負担額は高いか	Pearson の相関係数	1	.640(**)
	有意確率 (両側)		.000
	N	87	77
負担額は正当な額か	Pearson の相関係数	.640(**)	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	77	83
判決内容の評価・勝敗	Pearson の相関係数	.171	.400(**)
	有意確率 (両側)	.112	.000
	N	87	83
判決内容の評価・正当性	Pearson の相関係数	.312(**)	.472(**)
	有意確率 (両側)	.003	.000
	N	87	83

\*\* 相関係数は 1% 水準で有意 (両側)。

表25-4b: 負担額と裁判の勝敗との相関(和解事件)

		負担額は高いか	負担額は正当な額か
負担額は高いか	Pearson の相関係数	1	.727(**)
	有意確率 (両側)		.000
	N	77	72
負担額は正当な額か	Pearson の相関係数	.727(**)	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	72	75
和解内容の評価・勝敗	Pearson の相関係数	.186	.380(**)
	有意確率 (両側)	.107	.001
	N	76	75
和解内容の評価・正当性	Pearson の相関係数	.168	.409(**)
	有意確率 (両側)	.146	.000
	N	76	74

\*\* 相関係数は 1% 水準で有意 (両側)。

(16) 費用についての説明

費用についての説明に関しては、弁護士費用と裁判所に納める費用の区別（表 26-1）、弁護士報酬と弁護士実費の区別の有無（表 26-2）ともに、7 割前後の回答者が「説明を受けた」と回答している（それぞれ 71.3%、64.5%）。

表26-1: 問26(1) 費用内訳説明の有無・弁護士費用と裁判所に納める費用の区別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	区別について説明を受けた	139	57.2	71.3	71.3
	区別について説明を受けていない	44	18.1	22.6	93.8
	費用の請求を受けていない	12	4.9	6.2	100.0
	合計	195	80.2	100.0	
欠損値	わからない	44	18.1		
	無回答	4	1.6		
	合計	48	19.8		
合計		243	100.0		

表26-2: 問26(2) 費用内訳説明の有無・弁護士報酬と弁護士実費の区別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	区別について説明を受けた	127	52.3	64.5	64.5
	区別について説明を受けていない	57	23.5	28.9	93.4
	費用の請求を受けていない	13	5.3	6.6	100.0
	合計	197	81.1	100.0	
欠損値	わからない	42	17.3		
	無回答	4	1.6		
	合計	46	18.9		
合計		243	100.0		

(17) 裁判のわずらわしさ

訴訟の過程でわずらわしいと感じたかどうかについては、「わずらわしかった」(27.0%)、「どちらかといえばわずらわしかった」(33.0%)を合わせると、6割の回答者が一定程度わずらわしさを感じていたことになる（表 27）。

この設問に対する回答は、原告側（代理人付原告、本人訴訟原告）と、被告側（代理人

付被告、本人訴訟被告) とできれいに差が出ており、原告側よりも被告側のほうがより大きなわずらわしさを感じているという結果となっている(表 27b)。

表27: 問27 訴訟の過程でわずらわしいと感じたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	わずらわしかった	62	25.5	27.0	27.0
	どちらかといえばわずらわしかった	76	31.3	33.0	60.0
	どちらともいえない	37	15.2	16.1	76.1
	どちらかといえばわずらわしくなかった	21	8.6	9.1	85.2
	わずらわしくなかった	34	14.0	14.8	100.0
	合計	230	94.7	100.0	
欠損値	わからない	11	4.5		
	無回答	2	.8		
	合計	13	5.3		
合計		243	100.0		

表27b: 訴訟の過程でわずらわしいと感じたか(質問票別平均値)

	度数	平均値
代理人付原告	230	2.52
代理人付被告	130	1.88
本人原告	37	2.59
本人被告	104	2.05
合計	501	2.26

#### (18) 裁判の結果

第一審の裁判結果については、判決 48.5%、和解 42.7%、取下げ 6.3%となっている(表 28a)。

平成 16 年度の司法統計年報によれば、地裁の第一審訴訟既済事件 14 万 8706 件のうち、判決で終結したものが 7 万 1428 件 (48.0%)、和解が 5 万 1331 件 (34.5%)、取下げが 2 万 1140 件 (14.2%) であるから、本調査の回答者には、和解で終結した事件の当事者がやや多く、逆に取下げで終結した事件の当事者がやや少なく含まれている可能性があることになる。ただし、和解と回答した者の中には、裁判外の和解を経て取下げになった事案の当事者が含まれている可能性もあろう。

なお、回答のあった事件について、訴訟記録調査から明らかになっている終局区分は、表 28b の通りとなっている。

表28a: 問28 地方裁判所での裁判結果

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決が出た	100	41.2	48.5	48.5
	地方裁判所で和解した	88	36.2	42.7	91.3
	地方裁判所で訴えを取り下げた	13	5.3	6.3	97.6
	その他	5	2.1	2.4	100.0
	合計	206	84.8	100.0	
欠損値	わからない	33	13.6		
	無回答	4	1.6		
	合計	37	15.2		
合計		243	100.0		

表28b: 地方裁判所での裁判結果(訴訟記録による)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	その他	2	.8	.8	.8
	一部認容	30	12.3	12.3	13.2
	一部認容:取下	2	.8	.8	14.0
	棄却	24	9.9	9.9	23.9
	取下	29	11.9	11.9	35.8
	認諾	2	.8	.8	36.6
	認諾:取下	1	.4	.4	37.0
	認容	36	14.8	14.8	51.9
	和解	108	44.4	44.4	96.3
	和解:その他	2	.8	.8	97.1
	和解:取下	7	2.9	2.9	100.0
	合計	243	100.0	100.0	

(19) 判決の内容・評価

判決で終わった事件の当事者が判決書を読んだかどうかについては、「冒頭の結論のみ読んだ」(25.6%)、「結論以外の部分も読んだ」(60.0%)を合わせると、85.6%の回答者が読ん



だ、と答えている（表 29-1）。また、「結論以外の部分も読んだ」と答えた回答者がその内容を理解できたかどうかについては、「理解できた」（25.9%）、「ある程度理解できた」（51.9%）となっており、おおむね理解できたと考えられているといえる（表 29-2）。

表29-1： 問29(1) 判決書を読んだか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	冒頭の結論のみ読んだ	23	9.5	25.6	25.6
	結論以外の部分も読んだ	54	22.2	60.0	85.6
	判決書を読んでいない	13	5.3	14.4	100.0
	合計	90	37.0	100.0	
欠損値	わからない	7	2.9		
	非該当	143	58.8		
	無回答	3	1.2		
	合計	153	63.0		
合計		243	100.0		

表29-2： 問29(2) 判決書を自分で読んで理解できたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	理解できた	14	5.8	25.9	25.9
	ある程度理解できた	28	11.5	51.9	77.8
	どちらともいえない	4	1.6	7.4	85.2
	あまり理解できなかった	4	1.6	7.4	92.6
	理解できなかった	4	1.6	7.4	100.0
	合計	54	22.2	100.0	
欠損値	非該当	189	77.8		
合計		243	100.0		

判決書の内容を弁護士が説明してくれたかどうかについては、「くわしく説明してくれた」（31.9%）、「ある程度説明してくれた」（50.5%）を合わせて 82.4%の回答者が肯定的な回答をしている（表 29-3a）。

もともと、説明の有無と判決内容の評価との関係を見ると、説明の有無について否定的な回答（あまり・まったく説明してくれなかった）をしている回答者群においては、判決内容についてもより否定的な評価がなされている（表 29-3b）。これが、判決内容が不利ないし不当である場合に弁護士による説明が不足する傾向があることを示すものか、それとも逆に、弁護士による説明が不十分である場合に判決内容に対する不満が高まる傾向があることを示すものかは、検討の余地がある。

表29-3a: 問29(3) 弁護士は判決書の内容を説明してくれたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	くわしく説明してくれた	29	11.9	31.9	31.9
	ある程度説明してくれた	46	18.9	50.5	82.4
	あまり説明してくれなかった	5	2.1	5.5	87.9
	まったく説明してくれなかった	11	4.5	12.1	100.0
	合計	91	37.4	100.0	
欠損値	わからない	7	2.9		
	非該当	143	58.8		
	無回答	2	.8		
	合計	152	62.6		
合計		243	100.0		

表29-3b: 弁護士による判決書内容の説明と判決内容の評価(平均値の比較)

	弁護士は判決書の内容 を説明してくれたか	N	平均値
判決内容の評価・勝敗	あまり・まったく説明して くれなかった	16	3.63*
	くわしく・ある程度説明し てくれた	75	2.39*
判決内容の評価・正当 性	あまり・まったく説明して くれなかった	16	3.88**
	くわしく・ある程度説明し てくれた	75	2.40**

\* 独立サンプルのT検定:  $p=0.016$ (等分散性を仮定しない)

\*\*  $p=0.001$ (等分散性を仮定しない)

判決内容が勝訴であったかどうかの評価については、「勝訴だった」が最も多く(41.0%)、「どちらかといえば勝訴だった」(16.0%)を合わせると、肯定的な評価が半数を超えている(57.0%) (表 29-4)。前掲表 28b にあるように、訴訟記録からも、認容 36 件、一部認容 30 件などに対し、棄却は 24 件となっており、回答者の勝敗評価も、おおむねこれと対応しているといえる。

また、判決内容の正当性についても、「正当だ」とするものが最も多く(37.0%)、「どちらかといえば正当だ」(14.0%)を合わせると、肯定的な評価が半数を超えている(51.0%) (表 29-5)。

なお、判決内容の勝敗の評価と、正当性の評価との間には、強い正の相関が認められる

(表 29-6)。

表29-4: 問29(4) 判決内容の評価・勝敗

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝訴だった	41	16.9	41.0	41.0
	どちらかといえば勝訴だった	16	6.6	16.0	57.0
	どちらともいえない	8	3.3	8.0	65.0
	どちらかといえば敗訴だった	12	4.9	12.0	77.0
	敗訴だった	23	9.5	23.0	100.0
	合計	100	41.2	100.0	
欠損値	非該当	143	58.8		
合計		243	100.0		

表29-5: 問29(5) 判決内容の評価・正当性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	37	15.2	37.0	37.0
	どちらかといえば正当だ	14	5.8	14.0	51.0
	どちらともいえない	11	4.5	11.0	62.0
	どちらかといえば不当だ	17	7.0	17.0	79.0
	不当だ	21	8.6	21.0	100.0
	合計	100	41.2	100.0	
欠損値	非該当	143	58.8		
合計		243	100.0		

表29-6: 問29(4) 判決内容の評価・勝敗 と 問29(5) 判決内容の評価・正当性との相関

		判決内容の 評価・勝敗	判決内容の 評価・正当性
判決内容の評価・勝敗	Pearson の相関係数	1	.779(**)
	有意確率 (両側)		.000
	N	100	100
判決内容の評価・正当性	Pearson の相関係数	.779(**)	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	100	100

\*\* 相関係数は 1% 水準で有意 (両側)。

(20) 和解の内容・評価

和解内容の勝敗についても、「勝訴だった」、「どちらかといえば勝訴だった」いずれも 31.4%、合計 62.8%となっており、肯定的な評価が多い (表 30-1)。また、和解内容の正当性についても、ほぼ同様の傾向である (表 30-2)。

勝敗の評価と正当性の評価との間に強い正の相関がある点も (表 30-3)、判決の場合と同様である。

表30-1: 問30(1) 地方裁判所における和解内容の評価・勝敗

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝訴だった	27	11.1	31.4	31.4
	どちらかといえば勝訴だった	27	11.1	31.4	62.8
	どちらともいえない	17	7.0	19.8	82.6
	どちらかといえば敗訴だった	8	3.3	9.3	91.9
	敗訴だった	7	2.9	8.1	100.0
	合計	86	35.4	100.0	
欠損値	わからない	1	.4		
	非該当	155	63.8		
	無回答	1	.4		
	合計	157	64.6		
合計		243	100.0		

表30-2: 問30(2) 地方裁判所における和解内容の評価・正当性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	24	9.9	27.9	27.9
	どちらかといえば正当だ	24	9.9	27.9	55.8
	どちらともいえない	17	7.0	19.8	75.6
	どちらかといえば不当だ	12	4.9	14.0	89.5
	不当だ	9	3.7	10.5	100.0
	合計	86	35.4	100.0	
欠損値	わからない	2	.8		
	非該当	155	63.8		
	合計	157	64.6		
合計		243	100.0		

表30-3: 問30(1) 地方裁判所における和解内容の評価・勝敗 と 問30(2) 地方裁判所における和解内容の評価・正当性 との相関

		和解内容の評価・勝敗	和解内容の評価・正当性
和解内容の評価・勝敗	Pearson の相関係数	1	.806(**)
	有意確率 (両側)		.000
	N	86	85
和解内容の評価・正当性	Pearson の相関係数	.806(**)	1
	有意確率 (両側)	.000	
	N	85	86

\*\* 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

#### (2 1) 和解締結にあたっての考慮事項

和解締結にあたって何を考慮したかについては、11 項目に分けて質問している (表 31-1 ~31-11)。

その結果、強く考慮されていた項目としては、弁護士からのすすめ (平均値 2)、裁判官からのすすめ (平均値 2.06)、紛争解決の相場等に沿った和解であること (平均値 2.13)、紛争に早く決着をつけること (平均値 2.18) などがあり、それほど強く考慮されていなかった項目としては、裁判継続により家族等に迷惑がかかること (平均値 3.57)、裁判継続に対する家族等の受けとめ方 (平均値 3.43)、家族からのすすめ (平均値 3.11) などがある (グラフ 31a、31b)。

表31-1: 問31(1) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判官からのすすめ

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	23	9.5	29.5	29.5
	ある程度考慮した	32	13.2	41.0	70.5
	どちらともいえない	20	8.2	25.6	96.2
	あまり考慮しなかった	1	.4	1.3	97.4
	考慮しなかった	2	.8	2.6	100.0
	合計	78	32.1	100.0	
欠損値	わからない	10	4.1		
	非該当	155	63.8		
	合計	165	67.9		
合計		243	100.0		

表31-2: 問31(2) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・弁護士からのすすめ

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	31	12.8	37.3	37.3
	ある程度考慮した	38	15.6	45.8	83.1
	どちらともいえない	5	2.1	6.0	89.2
	あまり考慮しなかった	1	.4	1.2	90.4
	考慮しなかった	8	3.3	9.6	100.0
	合計	83	34.2	100.0	
欠損値	わからない	5	2.1		
	非該当	155	63.8		
	合計	160	65.8		
合計		243	100.0		

表31-3: 問31(3) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・家族からのすすめ

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	15	6.2	20.0	20.0
	ある程度考慮した	15	6.2	20.0	40.0
	どちらともいえない	16	6.6	21.3	61.3
	あまり考慮しなかった	5	2.1	6.7	68.0
	考慮しなかった	24	9.9	32.0	100.0
	合計	75	30.9	100.0	
欠損値	わからない	11	4.5		
	非該当	155	63.8		
	無回答	2	.8		
	合計	168	69.1		
合計		243	100.0		

表31-4: 問31(4) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・和解しないと裁判でさらにお金がかかること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	19	7.8	22.9	22.9
	ある程度考慮した	24	9.9	28.9	51.8
	どちらともいえない	11	4.5	13.3	65.1
	あまり考慮しなかった	10	4.1	12.0	77.1
	考慮しなかった	19	7.8	22.9	100.0
	合計	83	34.2	100.0	
欠損値	わからない	5	2.1		
	非該当	155	63.8		
	合計	160	65.8		
合計		243	100.0		

表31-5: 問31(5) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・和解の内容が納得できること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	18	7.4	21.7	21.7
	ある程度考慮した	38	15.6	45.8	67.5
	どちらともいえない	17	7.0	20.5	88.0
	あまり考慮しなかった	4	1.6	4.8	92.8
	考慮しなかった	6	2.5	7.2	100.0
	合計	83	34.2	100.0	
欠損値	わからない	5	2.1		
	非該当	155	63.8		
	合計	160	65.8		
合計		243	100.0		

表31-6: 問31(6) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判に疲れたこと

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	16	6.6	19.5	19.5
	ある程度考慮した	25	10.3	30.5	50.0
	どちらともいえない	13	5.3	15.9	65.9
	あまり考慮しなかった	4	1.6	4.9	70.7
	考慮しなかった	24	9.9	29.3	100.0
	合計	82	33.7	100.0	
欠損値	わからない	6	2.5		
	非該当	155	63.8		
	合計	161	66.3		
合計		243	100.0		



表31-7: 問31(7) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・紛争に早く決着をつけること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	27	11.1	32.9	32.9
	ある程度考慮した	36	14.8	43.9	76.8
	どちらともいえない	6	2.5	7.3	84.1
	あまり考慮しなかった	3	1.2	3.7	87.8
	考慮しなかった	10	4.1	12.2	100.0
	合計	82	33.7	100.0	
欠損値	わからない	5	2.1		
	非該当	155	63.8		
	無回答	1	.4		
	合計	161	66.3		
合計		243	100.0		

表31-8: 問31(8) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・相手が解決内容にしたがう可能性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	26	10.7	32.1	32.1
	ある程度考慮した	29	11.9	35.8	67.9
	どちらともいえない	13	5.3	16.0	84.0
	あまり考慮しなかった	2	.8	2.5	86.4
	考慮しなかった	11	4.5	13.6	100.0
	合計	81	33.3	100.0	
欠損値	わからない	7	2.9		
	非該当	155	63.8		
	合計	162	66.7		
合計		243	100.0		

表31-9: 問31(9) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・紛争解決の相場等に沿った和解であること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	18	7.4	23.7	23.7
	ある程度考慮した	37	15.2	48.7	72.4
	どちらともいえない	17	7.0	22.4	94.7
	あまり考慮しなかった	1	.4	1.3	96.1
	考慮しなかった	3	1.2	3.9	100.0
	合計	76	31.3	100.0	
欠損値	わからない	11	4.5		
	非該当	155	63.8		
	無回答	1	.4		
	合計	167	68.7		
合計		243	100.0		

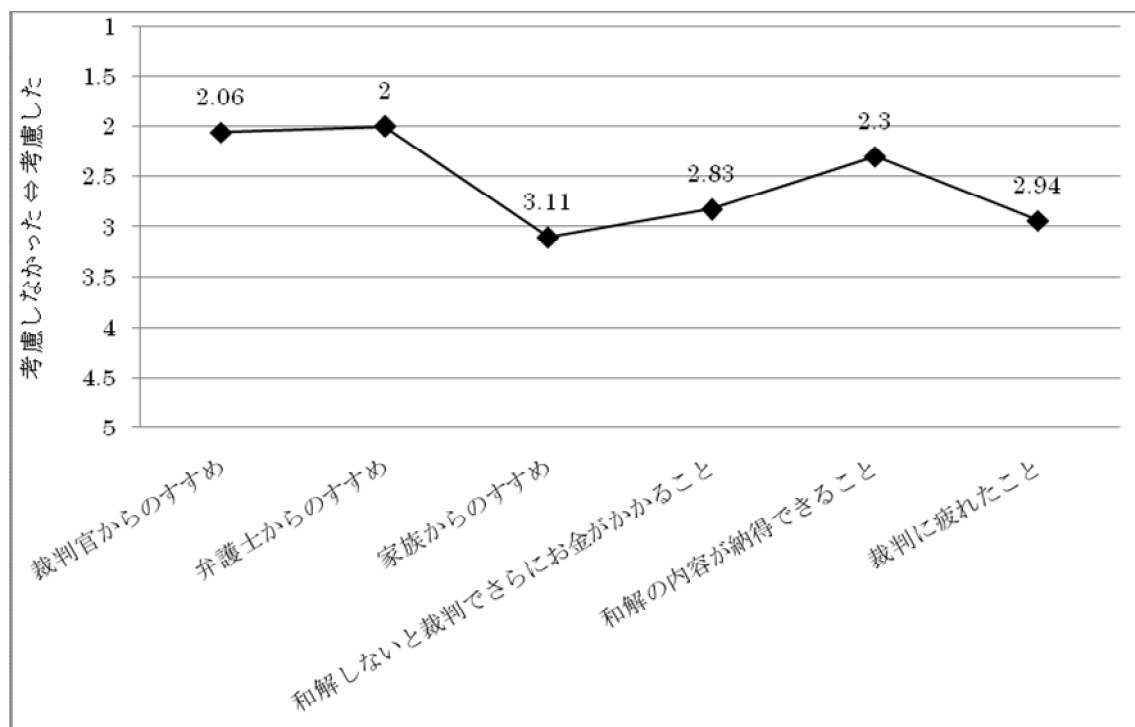
表31-10: 問31(10) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判継続に対する家族や勤務先等の受けとめ方

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	6	2.5	8.3	8.3
	ある程度考慮した	17	7.0	23.6	31.9
	どちらともいえない	13	5.3	18.1	50.0
	あまり考慮しなかった	12	4.9	16.7	66.7
	考慮しなかった	24	9.9	33.3	100.0
	合計	72	29.6	100.0	
欠損値	わからない	15	6.2		
	非該当	155	63.8		
	無回答	1	.4		
	合計	171	70.4		
合計		243	100.0		

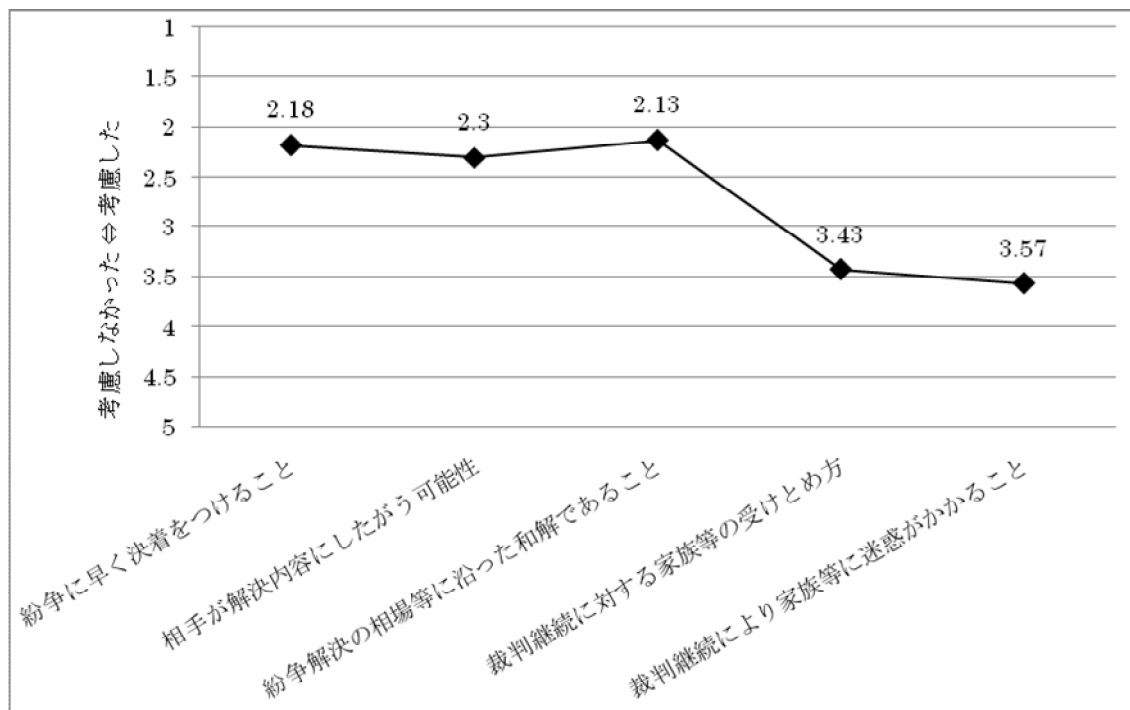
表31-11: 問31(11) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判継続により家族等に迷惑がかかること

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	考慮した	7	2.9	9.7	9.7
	ある程度考慮した	12	4.9	16.7	26.4
	どちらともいえない	14	5.8	19.4	45.8
	あまり考慮しなかった	11	4.5	15.3	61.1
	考慮しなかった	28	11.5	38.9	100.0
	合計	72	29.6	100.0	
欠損値	わからない	15	6.2		
	非該当	155	63.8		
	無回答	1	.4		
	合計	171	70.4		
合計		243	100.0		

グラフ 31a: 問 31 地方裁判所における和解の際、考慮したこと(平均値)



グラフ 31b: 問 31 地方裁判所における和解の際、考慮したこと(平均値)



(22) 裁判外の和解の内容と評価

第一審で訴えを取り下げたと答えた回答者 13 名のうち、裁判外で和解をしたと答えた者は、6 名であった (表 32-1)。

そのうち、3 名 (50%) は、和解の内容が「勝訴だった」と答えており (表 32-2)、2 名が和解内容が「正当だ」、1 名が「どちらかといえば正当だ」としている (表 32-3)。もっとも、正当性に関しては、「不当だ」とした回答者も、2 名いた。

表32-1: 問32(1) 裁判外での和解(示談)の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	はい、裁判外で和解しました	6	2.5	46.2	46.2
	いいえ、裁判外で和解をしていません	7	2.9	53.8	100.0
	合計	13	5.3	100.0	
欠損値	非該当	230	94.7		
合計		243	100.0		

表32-2: 問32(2) 裁判外での和解(示談)内容の評価・勝敗

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝訴だった	3	1.2	50.0	50.0
	どちらともいえない	2	.8	33.3	83.3
	敗訴だった	1	.4	16.7	100.0
	合計	6	2.5	100.0	
欠損値	非該当	237	97.5		
合計		243	100.0		

表32-3: 問32(3) 裁判外での和解(示談)内容の評価・正当性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	2	.8	33.3	33.3
	どちらかといえば正当だ	1	.4	16.7	50.0
	どちらともいえない	1	.4	16.7	66.7
	不当だ	2	.8	33.3	100.0
	合計	6	2.5	100.0	
欠損値	非該当	237	97.5		
合計		243	100.0		

## (23) 主張・証拠収集過程

証拠等の収集に関しては、3分の1程度の回答者が、「自分の独自の判断で、事実や証拠・証人を探した」(37.0%)、「弁護士の指示で、事実や証拠・証人を自分で探した」(32.5%)としている。これに対して、弁護士が探してくれた、との回答は、2割弱(19.3%)であった(表33)。

証拠収集・事実調査での苦勞の有無については、「特に困難でなかった」との回答が最も多いものの(26.3%)、「相手方の持っている証拠や事実を調べるのが困難だった」との回答も少なくない(22.2%)(表34)。

表33: 問33 証拠等の収集方法

	度数	該当率*(%)
自分の独自の判断で、事実や証拠・証人を探した	90	37.0
弁護士の指示で、事実や証拠・証人を自分で探した	79	32.5
弁護士が、事実や証拠・証人を探してくれた	47	19.3
事実や証拠・証人をさがさなかった	21	8.6
わからない	41	16.9

\* 回答者 243 名中。

表 34: 問 34 証拠収集での苦勞の有無

	度数	該当率*(%)
相手方の持っている証拠や事実を調べるのが困難だった	54	22.2
第三者のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった	33	13.6
官公署のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった	24	9.9
証拠や事実を調べることは特に困難でなかった	64	26.3
証拠や事実をさがす必要がなかった	25	10.3
その他	9	3.7
わからない	60	24.7

\* 回答者 243 名中。

問 35 では、法的な主張や請求、反論をするにあたってのイニシアティブについて聞いている。

結果としては、「あなたと相談しながら、主として弁護士が決めた」が最も多く (40.5%)、次いで、「弁護士と任せた」(39.5%) となっており、「あなたが決めた」と回答したものは、少数 (3.3%) であった (表 35a)。

なお、数としてはごく少数であるが、最後の「あなたが決めた」と回答しているグループは、他の回答者と比較して調査対象となっている裁判経験に対する評価が厳しいことが注目される。

すなわち、サンプル数が少ないためか、必ずしもすべてが統計的に有意というわけではないが、判決内容の勝敗・正当性、和解内容の勝敗、正当性のいずれについても、このグループが最も否定的な評価を示している (表 35b)。このうち、和解内容の勝敗、正当性についての「あなたが決めた」回答者と他の回答者との差は、統計的にも有意のようである (Dunnett T3 でいずれも  $p=0.000$ )。

これについて、主体的な関与を通じて裁判結果への不信・不満が形成されるにいったとみるか、もともと裁判手続への不信・不満があるために自ら関与せざるを得なかったとみるかは、検討の余地がある。

表35: 問35 イニシアティブ

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	弁護士に任せた	85	35.0	39.5	39.5
	あなたと相談しながら、主として弁護士が決めた	87	35.8	40.5	80.0
	弁護士と相談しながら、主としてあなたが決めた	36	14.8	16.7	96.7
	あなたが決めた	7	2.9	3.3	100.0
	合計	215	88.5	100.0	
欠損値	わからない	24	9.9		
	無回答	4	1.6		
	合計	28	11.5		
合計		243	100.0		

表35b: 問35 イニシアティブ の回答と 裁判結果についての評価

		度数	平均値
判決内容の評価・ 勝敗	弁護士に任せた	33	2.82
	あなたと相談しながら、主として弁護士が決めた	40	2.65
	弁護士と相談しながら、主としてあなたが決めた	17	2.00
	あなたが決めた	3	3.67
	合計	93	2.62
判決内容の評価・ 正当性	弁護士に任せた	33	2.79
	あなたと相談しながら、主として弁護士が決めた	40	2.80
	弁護士と相談しながら、主としてあなたが決めた	17	2.47
	あなたが決めた	3	3.67
	合計	93	2.76

地方裁判所における和解内容の評価・勝敗	弁護士に任せた	31	2.10
	あなたと相談しながら、主として弁護士が決めた	35	2.26
	弁護士と相談しながら、主としてあなたが決めた	16	2.38
	あなたが決めた	2	5.00
	合計	84	2.29
地方裁判所における和解内容の評価・正当性	弁護士に任せた	30	2.33
	あなたと相談しながら、主として弁護士が決めた	35	2.49
	弁護士と相談しながら、主としてあなたが決めた	16	2.50
	あなたが決めた	2	5.00
	合計	83	2.49

#### (24) 当事者尋問経験

当事者尋問の有無については、3割弱の回答者が、「宣誓をした上で、法廷で証言した」としているが(29.1%)、多くは、「法廷で証言したことはない」と回答している(67.3%) (表36-1a)。

当事者尋問の有無と裁判結果についての評価との関係を見ると、当事者尋問の有無は、必ずしも評価の差には結びついていないといえる(表36-1b)。

なお、「宣誓をした上で、法廷で証言した」と回答した者のうち、16名(30.6%)は、「あなたが証言した日」に地方裁判所に行ったとは回答しておらず、他方で、「法廷で証言したことはない」としている者のうち6名(9.2%)は、「あなたが証言した日」に地方裁判所に行ったと回答しているのは、やや不可解な結果である(表36-1c)。

表36-1a: 問36(1) 当事者尋問の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	宣誓をした上で、法廷で証言した	57	23.5	29.1	29.1
	宣誓はしないで、法廷で証言した	7	2.9	3.6	32.7
	法廷で証言したことはない	132	54.3	67.3	100.0
	合計	196	80.7	100.0	
欠損値	わからない	28	11.5		
	無回答	19	7.8		
	合計	47	19.3		
合計		243	100.0		



表36-1b: 問36(1) 当事者尋問の有無 に対する回答と 裁判結果の評価(平均値)

		度数	平均値
判決内容の評価・勝敗	宣誓をした上で、法廷で証言した	43	2.65
	宣誓はしないで、法廷で証言した	2	2.50
	法廷で証言したことはない	46	2.63
	合計	91	2.64
判決内容の評価・正当性	宣誓をした上で、法廷で証言した	43	2.79
	宣誓はしないで、法廷で証言した	2	3.00
	法廷で証言したことはない	46	2.65
	合計	91	2.73
地方裁判所における和解 内容の評価・勝敗	宣誓をした上で、法廷で証言した	10	2.80
	宣誓はしないで、法廷で証言した	4	2.75
	法廷で証言したことはない	53	2.15
	合計	67	2.28
地方裁判所における和解 内容の評価・正当性	宣誓をした上で、法廷で証言した	10	3.30
	宣誓はしないで、法廷で証言した	4	2.25
	法廷で証言したことはない	53	2.30
	合計	67	2.45

表36-1c: 問36(1) 当事者尋問の有無 と 問40(5) 地方裁判所にいった場面-あなたが証言した日 のクロス表

当事者尋問の有無	地方裁判所に行った場面- あなたが証言した日		合計
	off	行った	
宣誓をした上で、法廷で証言した	16(30.2%)	37(69.8%)	53(100.0%)
宣誓はしないで、法廷で証言した	3(60.0%)	2(40.0%)	5(100.0%)
法廷で証言したことはない	59(90.8%)	6(9.2%)	65(100.0%)
合計	78(63.4%)	45(36.6%)	123(100.0%)

当事者尋問で十分に発言できたかどうかについては、6割近くの回答者が(計59.7%)、「言えた」(22.6%)、「ある程度言えた」(37.1%)としている(表36-2a)。

当事者尋問によって不愉快な思いをしたかどうかについては、相手方による質問については、6割近くの回答者が(計59.3%)、「不愉快になった」(40.7%)、「やや不愉快になった」(18.6%)としているのに対し(表36-2b)、裁判所による質問については、「どちらともいえない」(39.3%)との回答が最も多かった(表36-2c)。

また、証言内容については、事前の弁護士の指導を受けたとする者が多い（66.7%）（表36-2d）。

表36-2a: 問36(2)(a) 当事者尋問で十分に発言できたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	言えた	14	5.8	22.6	22.6
	ある程度言えた	23	9.5	37.1	59.7
	どちらともいえない	8	3.3	12.9	72.6
	あまり言えなかった	12	4.9	19.4	91.9
	言えなかった	5	2.1	8.1	100.0
	合計	62	25.5	100.0	
欠損値	非該当	179	73.7		
	無回答	2	.8		
	合計	181	74.5		
合計		243	100.0		

表36-2b: 問36(2)(b) 相手側の質問により不愉快になったか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	不愉快になった	24	9.9	40.7	40.7
	やや不愉快になった	11	4.5	18.6	59.3
	どちらともいえない	13	5.3	22.0	81.4
	あまり不愉快にならなかった	3	1.2	5.1	86.4
	不愉快にならなかった	8	3.3	13.6	100.0
	合計	59	24.3	100.0	
欠損値	わからない	2	.8		
	非該当	179	73.7		
	無回答	3	1.2		
	合計	184	75.7		
合計		243	100.0		

表36-2c: 問36(2)(c) 裁判官の質問により不愉快になったか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	不愉快になった	6	2.5	9.8	9.8
	やや不愉快になった	10	4.1	16.4	26.2
	どちらともいえない	24	9.9	39.3	65.6
	あまり不愉快にならなかった	6	2.5	9.8	75.4
	不愉快にならなかった	15	6.2	24.6	100.0
	合計	61	25.1	100.0	
欠損値	わからない	1	.4		
	非該当	179	73.7		
	無回答	2	.8		
	合計	182	74.9		
合計		243	100.0		

表36-2d: 問36(2)(d) 証言内容について弁護士の指導を前もって受けたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	指導を受けた	40	16.5	66.7	66.7
	指導を受けなかった	20	8.2	33.3	100.0
	合計	60	24.7	100.0	
欠損値	わからない	2	.8		
	非該当	179	73.7		
	無回答	2	.8		
	合計	183	75.3		
合計		243	100.0		

## (25) 和解交渉過程

裁判中に和解交渉をしたかどうかについては、「しなかった」という回答が 56.0%で「した」という回答 (44.0%) を上回っているが (表 37-1a)、「わからない」とした 20 名の中にも、代理人が和解交渉をした事例が相当数含まれていると推測される (なお、この 20 名のうち、事件が和解で終わったとしている者は、12 名である)。

なお、当事者が和解交渉をしたと回答している事件は、69.6%が和解で、しなかったと回答している事件は、68.8%が判決で、それぞれ終結している (表 37-1b)。

表37-1a: 問37(1) 裁判途中の和解交渉の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	85	35.0	44.0	44.0
	しなかった	108	44.4	56.0	100.0
	合計	193	79.4	100.0	
欠損値	わからない	42	17.3		
	無回答	8	3.3		
	合計	50	20.6		
合計		243	100.0		

表37-1b: 問28 地方裁判所での裁判結果 と 問37(1) 裁判途中の和解交渉の有無 のクロス表

地方裁判所での裁判結果	裁判途中の和解交渉の有無		合計
	した	しなかった	
判決が出た	20(25.3%)	66(68.8%)	86(49.1%)
地方裁判所で和解した	55(69.6%)	20(20.8%)	75(42.9%)
地方裁判所で訴えを取り下げた	2(2.5%)	8(8.3%)	10(5.7%)
その他	2(2.5%)	2(2.1%)	4(2.3%)
	79(100.0%)	96(100.0%)	175(100.0%)

和解交渉における話合いの主体については、「あなたと相談しながら、主として弁護士が話し合いをした」としているものが最も多く(59.8%)、次いで、「弁護士に任せた」(29.3%)となっている(表37-2)。

表37-2: 問37(2) 和解のための話し合いをどのようにしたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	弁護士に任せた	24	9.9	29.3	29.3
	あなたと相談しながら、主として 弁護士が話し合いをした	49	20.2	59.8	89.0
	弁護士と相談しながら、主として あなたが話し合いをした	6	2.5	7.3	96.3
	あなたが話し合いをした	3	1.2	3.7	100.0
	合計	82	33.7	100.0	
欠損値	わからない	1	.4		
	非該当	158	65.0		
	無回答	2	.8		
	合計	161	66.3		
合計		243	100.0		

和解交渉のために事前に弁護士と検討した事項については、4項目について聞いている。その結果は、すべての項目について、6割を超える回答が、「検討した」としているが、「検討した」との回答が最も多かったのは、「どこまで譲歩できるか」(74.4%)であり、次いで、「どういう判決が出るかの見通し」(72.5%)であった(表37-3a~37-3d)。

表37-3a: 問37(3)(a) 和解交渉のために事前に弁護士と検討したこと・どこまで譲歩できるか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	検討した	61	25.1	74.4	74.4
	検討しなかった	14	5.8	17.1	91.5
	わからない	7	2.9	8.5	100.0
	合計	82	33.7	100.0	
欠損値	非該当	158	65.0		
	無回答	3	1.2		
	合計	161	66.3		
合計		243	100.0		

表37-3b: 問37(3)(b) 和解交渉のために事前に弁護士と検討したこと・どういう判決が出るかの見通し

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	検討した	58	23.9	72.5	72.5
	検討しなかった	11	4.5	13.8	86.3
	わからない	11	4.5	13.8	100.0
	合計	80	32.9	100.0	
欠損値	非該当	158	65.0		
	無回答	5	2.1		
	合計	163	67.1		
合計		243	100.0		

表37-3c: 問37(3)(c) 和解交渉のために事前に弁護士と検討したこと・相手を説得するための材料

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	検討した	49	20.2	62.0	62.0
	検討しなかった	18	7.4	22.8	84.8
	わからない	12	4.9	15.2	100.0
	合計	79	32.5	100.0	
欠損値	非該当	158	65.0		
	無回答	6	2.5		
	合計	164	67.5		
合計		243	100.0		

表37-3d: 問37(3)(d) 和解交渉のために事前に弁護士と検討したこと・相手が判決や和解にしたがわない可能性

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	検討した	48	19.8	60.8	60.8
	検討しなかった	21	8.6	26.6	87.3
	わからない	10	4.1	12.7	100.0
	合計	79	32.5	100.0	
欠損値	非該当	158	65.0		
	無回答	6	2.5		
	合計	164	67.5		
合計		243	100.0		

和解交渉にいつ立ち会ったかについては、「立ち会ったことはない」という回答が最も多かった（28.2%）（表 37-4）。このように回答した者のうち、事件が和解で終了したと答えている者は 12 名おり、これらの者については、本人が一度も立ち会うことなく和解の成立に至った、ということになる。

他方で、「和解書に署名するとき」に立ち会ったと回答した 10 名のうち、事件が判決で終了したと答えている者が 3 名いる。事件記録から採取した事件結果においても、これらの 10 名のうち 1 名は「認容」、2 名は「一部認容」で終了したものとされており、回答者の誤解に基づくものである可能性もあるが、あるいは、事件の一部についてのみ和解が成立し、残部について判決が言い渡された事案だったとも考えられる。

表 37-4: 問 37(4) 和解交渉に立ち会ったとき

	度数	該当率*
立ち会ったことはない	24	28.2
毎回立ち会った	18	21.2
和解のための話し合いをはじめたとき	21	24.7
和解のための話し合いの途中の段階	13	15.3
和解書に署名するとき	10	11.8
その他	2	2.4
わからない	4	4.7

\* 和解交渉をしたと回答した 85 名中。

裁判官が和解を勧めた程度については、「ある程度進めた」との回答が最も多く、次いで、「強く勧めた」、「非常に強く勧めた」の順であった（表 38a）。

なお、裁判官が勧めた程度が強い場合に和解がよく成立している、という関係は、必ずしも認められないようである（表 38b）。

表38a: 問38 裁判官が和解を勧めた程度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	非常に強く勧めた	11	4.5	17.2	17.2
	強く勧めた	14	5.8	21.9	39.1
	ある程度勧めた	28	11.5	43.8	82.8
	それほどは勧めなかった	9	3.7	14.1	96.9
	勧めなかった	2	.8	3.1	100.0
	合計	64	26.3	100.0	
欠損値	わからない	18	7.4		
	非該当	158	65.0		
	無回答	3	1.2		
	合計	179	73.7		
合計		243	100.0		

表38b: 問28 地方裁判所での裁判結果 と 問38 裁判官が和解を勧めた程度 のクロス表

地方裁判所での裁判結果		裁判官が和解を勧めた程度					合計
		非常に強く勧めた	強く勧めた	ある程度勧めた	それほどは勧めなかった	勧めなかった	
判決		3(27.3%)	4(28.6%)	5(17.9%)	4(50.0%)	0(.0%)	16(25.4%)
和解		8(72.7%)	10(71.4%)	22(78.6%)	3(37.5%)	2(100.0%)	45(71.4%)
取下げ		0(.0%)	0(.0%)	0(.0%)	1(12.5%)	0(.0%)	1(1.6%)
その他		0(.0%)	0(.0%)	1(3.6%)	0(.0%)	0(.0%)	1(1.6%)
合計		11(100.0%)	14(100.0%)	28(100.0%)	8(100.0%)	2(100.0%)	63(100.0%)

## (26) 裁判結果の履行状況

裁判結果の履行状況については、「現実に履行された」が最も多く(65.5%)、「全く履行されていない」は6.9%にとどまった(表39a)。

なお、裁判結果と履行状況の関係をみると、「現実に履行された」との回答が判決では57.1%、和解では81.6%となっており、和解のほうが若干高いように見受けられる(表39b)。もっとも、判決の場合には、「履行されるべき内容がなかった」(10.2%)、「その他」(8.2%)との回答が和解よりも多くなっており、これらを除いた場合には、「現実に履行された」の割合は70%となる。また、相手方に弁護士が付いているかどうかという点は、履行状況に目立った影響を与えていないようである(表39c)。



表39a: 問39 裁判の最終結果とその履行状況

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決や和解の内容が現実に履行された	152	62.6	65.5	65.5
	判決や和解の内容の一部が現実に履行された	23	9.5	9.9	75.4
	判決や和解の内容は全く履行されていない	16	6.6	6.9	82.3
	再び話し合って裁判の結果とは別の合意となって履行された	5	2.1	2.2	84.5
	裁判の結果とは別の合意となり、全く履行されていない	3	1.2	1.3	85.8
	履行されるべき内容がなかった	17	7.0	7.3	93.1
	その他	16	6.6	6.9	100.0
	合計	232	95.5	100.0	
欠損値	無回答	11	4.5		
合計		243	100.0		

表39b: 問39 裁判の最終結果とその履行状況 と 問28 地方裁判所での裁判結果 のクロス表

履行状況	地方裁判所での裁判結果				合計
	判決	和解	取下げ	その他	
判決や和解の内容が現実に履行された	56(57.1%)	71(81.6%)	6(46.2%)	2(40.0%)	135(66.5%)
判決や和解の内容の一部が現実に履行された	12(12.2%)	9(10.3%)	1(7.7%)	1(20.0%)	23(11.3%)
判決や和解の内容は全く履行されていない	9(9.2%)	3(3.4%)	2(15.4%)	0(.0%)	14(6.9%)
再び話し合って裁判の結果とは別の合意となって履行された	2(2.0%)	1(1.1%)	1(7.7%)	0(.0%)	4(2.0%)
裁判の結果とは別の合意となり、全く履行されていない	1(1.0%)	0(.0%)	1(7.7%)	0(.0%)	2(1.0%)
履行されるべき内容がなかった	10(10.2%)	2(2.3%)	1(7.7%)	0(.0%)	13(6.4%)
その他	8(8.2%)	1(1.1%)	1(7.7%)	2(40.0%)	12(5.9%)
合計	98 (100.0%)	87 (100.0%)	13 (100.0%)	5 (100.0%)	203 (100.0%)

表39c: 問39 裁判の最終結果とその履行状況 と 問24(1) 相手方弁護士の有無 のクロス表

履行状況	相手方弁護士の有無		合計
	ついていた	ついていなかった	
判決や和解の内容が現実に履行された	108(66.7%)	19(65.5%)	127(66.5%)
判決や和解の内容の一部が現実に履行された	15(9.3%)	5(17.2%)	20(10.5%)
判決や和解の内容は全く履行されていない	11(6.8%)	2(6.9%)	13(6.8%)
再び話し合っただけで裁判の結果とは別の合意となって履行された	2(1.2%)	1(3.4%)	3(1.6%)
裁判の結果とは別の合意となり、全く履行されていない	3(1.9%)	0(0.0%)	3(1.6%)
履行されるべき内容がなかった	12(7.4%)	2(6.9%)	14(7.3%)
その他	11(6.8%)	0(0.0%)	11(5.8%)
合計	162(100.0%)	29(100.0%)	191(100.0%)

(27) 裁判所への出頭状況

地方裁判所へ行った頻度については、「まったく行かなかった」とする回答が最も多く(35.7%)、次いで、「毎回行った」(24.6%)であり、両極端に分かれる傾向がある(表40-1)。

地方裁判所にいった場面としては、「初回の審理の日」(41.7%)、「裁判の初期の段階」(41.7%)が、それぞれ高い該当率となっている(表40-2)。

表40-1: 問40(1) 地方裁判所に行った頻度

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	毎回行った	55	22.6	24.6	24.6
	しばしば行った	21	8.6	9.4	33.9
	ときどき行った	22	9.1	9.8	43.8
	まれにしか行かなかった	46	18.9	20.5	64.3
	まったく行かなかった	80	32.9	35.7	100.0
	合計	224	92.2	100.0	
欠損値	わからない	12	4.9		
	無回答	7	2.9		
	合計	19	7.8		
合計		243	100.0		

表 40-2: 問 40(2) 地方裁判所にいった場面

	度数	該当率* (%)
初回の審理の日	60	41.7
裁判の初期の段階	60	41.7
裁判の半ばの頃	46	31.9
証人尋問の日	31	21.5
あなたが証言した日	49	34.0
相手が証言した日	32	22.2
和解成立の日	42	29.2
判決の日	40	27.8
その他	17	11.8
わからない	7	4.9

\* 裁判所に行ったと回答した 144 名中。

#### (28) 裁判官についての評価

裁判官の評価については、7つの項目について質問している(表 41-1~41-7)。

これらの項目は、肯定的な内容((1)~(3))と否定的な内容((4)~(7))を含むが、結果は、肯定的な項目については、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という回答が優勢であり、逆に、否定的な項目については、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」の方向に傾いている。したがって、どちらかといえば肯定的な評価がみられたといえよう(グラフ 41)。

また、肯定的な項目についての回答は、互いに正の相関関係があるほか、裁判の再利用意欲についての回答、裁判所のイメージが良くなったかどうかについての回答、判決の正当性についての回答、和解の正当性についての回答と、それぞれ正の相関関係がある(表 41-8)。

表41-1: 問41(1) 裁判官に対する総合評価・裁判官はよく話を聞いてくれた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	26	10.7	17.0	17.0
	どちらかといえばそう思う	45	18.5	29.4	46.4
	どちらともいえない	40	16.5	26.1	72.5
	どちらかといえばそう思わない	17	7.0	11.1	83.7
	そう思わない	25	10.3	16.3	100.0
	合計	153	63.0	100.0	
欠損値	わからない	77	31.7		
	無回答	13	5.3		
	合計	90	37.0		
合計		243	100.0		

表41-2: 問41(2) 裁判官に対する総合評価・裁判官は問題とその背景をよく理解していた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	36	14.8	22.5	22.5
	どちらかといえばそう思う	37	15.2	23.1	45.6
	どちらともいえない	40	16.5	25.0	70.6
	どちらかといえばそう思わない	15	6.2	9.4	80.0
	そう思わない	32	13.2	20.0	100.0
	合計	160	65.8	100.0	
欠損値	わからない	70	28.8		
	無回答	13	5.3		
	合計	83	34.2		
合計		243	100.0		

表41-3: 問41(3) 裁判官に対する総合評価・裁判官の言うことはわかりやすかった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	18	7.4	11.4	11.4
	どちらかといえばそう思う	49	20.2	31.0	42.4
	どちらともいえない	55	22.6	34.8	77.2
	どちらかといえばそう思わない	12	4.9	7.6	84.8
	そう思わない	24	9.9	15.2	100.0
	合計	158	65.0	100.0	
欠損値	わからない	72	29.6		
	無回答	13	5.3		
	合計	85	35.0		
合計		243	100.0		

表41-4: 問41(4) 裁判官に対する総合評価・裁判官は相手方に味方しているように見えた

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	22	9.1	14.4	14.4
	どちらかといえばそう思う	15	6.2	9.8	24.2
	どちらともいえない	61	25.1	39.9	64.1
	どちらかといえばそう思わない	15	6.2	9.8	73.9
	そう思わない	40	16.5	26.1	100.0
	合計	153	63.0	100.0	
欠損値	わからない	77	31.7		
	無回答	13	5.3		
	合計	90	37.0		
合計		243	100.0		

表41-5: 問41(5) 裁判官に対する総合評価・裁判官は自分を見下しているようだった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	14	5.8	9.0	9.0
	どちらかといえばそう思う	10	4.1	6.5	15.5
	どちらともいえない	41	16.9	26.5	41.9
	どちらかといえばそう思わない	18	7.4	11.6	53.5
	そう思わない	72	29.6	46.5	100.0
	合計	155	63.8	100.0	
欠損値	わからない	75	30.9		
	無回答	13	5.3		
	合計	88	36.2		
合計		243	100.0		

表41-6: 問41(6) 裁判官に対する総合評価・裁判官の裁判のすすめ方は強引だった

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	12	4.9	7.9	7.9
	どちらかといえばそう思う	19	7.8	12.6	20.5
	どちらともいえない	42	17.3	27.8	48.3
	どちらかといえばそう思わない	27	11.1	17.9	66.2
	そう思わない	51	21.0	33.8	100.0
	合計	151	62.1	100.0	
欠損値	わからない	79	32.5		
	無回答	13	5.3		
	合計	92	37.9		
合計		243	100.0		

表41-7: 問41(7) 裁判官に対する総合評価・審理の途中で裁判官が交替して審理が滞った

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	そう思う	5	2.1	4.8	4.8
	どちらかといえばそう思う	3	1.2	2.9	7.6
	どちらともいえない	25	10.3	23.8	31.4
	どちらかといえばそう思わない	9	3.7	8.6	40.0
	そう思わない	63	25.9	60.0	100.0
	合計	105	43.2	100.0	
欠損値	わからない	109	44.9		
	無回答	29	11.9		
	合計	138	56.8		
合計		243	100.0		

グラフ 41: 問 41 裁判官に対する総合評価(平均値)

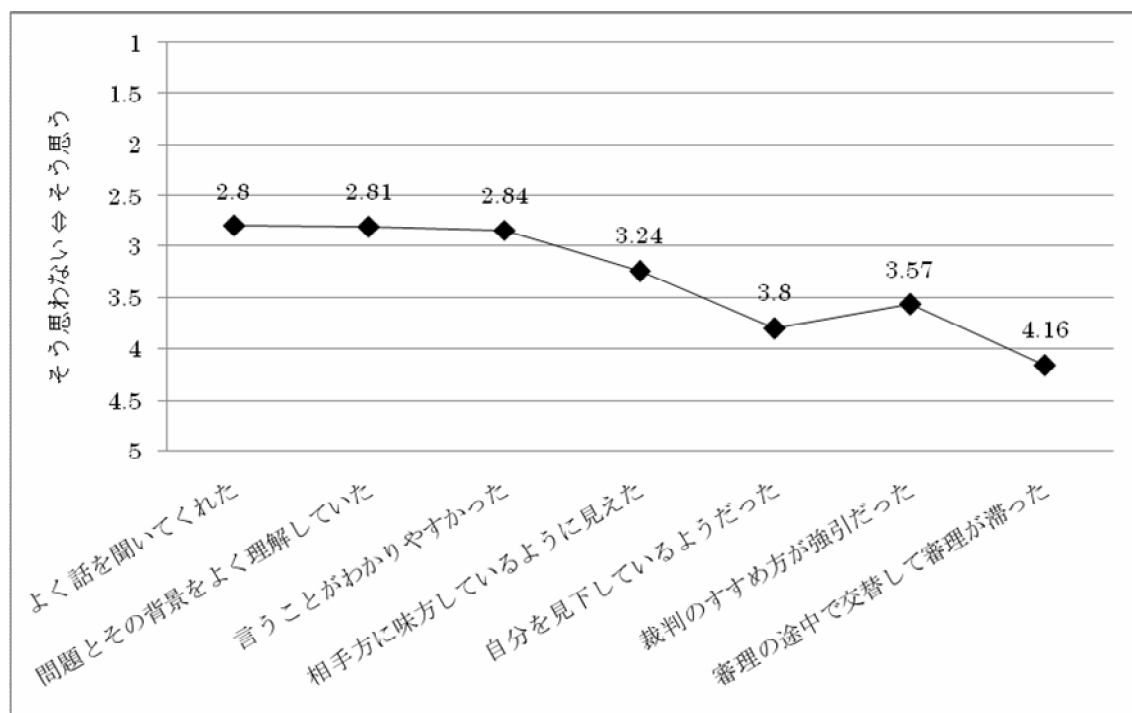


表41-8: 裁判官に対する評価と裁判結果等の評価との相関

		裁判官はよく話を聞いてくれた	裁判官は問題とその背景をよく理解していた	裁判官の言うことはわかりやすかった
裁判官はよく話を聞いてくれた	Pearson の相関係数 有意確率 (両側) N	1  153	.815(**) .000 148	.625(**) .000 148
裁判官は問題とその背景をよく理解していた	Pearson の相関係数 有意確率 (両側) N	.815(**) .000 148	1  160	.627(**) .000 151
裁判官の言うことはわかりやすかった	Pearson の相関係数 有意確率 (両側) N	.625(**) .000 148	.627(**) .000 151	1  158
類似問題が起きた場合に裁判を利用するか	Pearson の相関係数 有意確率 (両側) N	.196(*) .018 145	.150 .064 153	.223(**) .006 150
裁判に対するイメージ・裁判所	Pearson の相関係数 有意確率 (両側) N	.529(**) .000 141	.514(**) .000 149	.400(**) .000 146
判決内容の評価・正当性	Pearson の相関係数 有意確率 (両側) N	.616(**) .000 72	.586(**) .000 74	.314(**) .006 74
地方裁判所における和解内容の評価・正当性	Pearson の相関係数 有意確率 (両側) N	.522(**) .000 63	.611(**) .000 65	.569(**) .000 63

\*\* 相関係数は 1% 水準で有意 (両側)。

\* 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)。

#### (29) 裁判官の性別・年齢

担当裁判官の性別については、男性が多いという回答が多く (85.8%)、実情を反映した結果となっている (表 42-1)。

なお、「わからない」との回答が相当数 (69名) 見られるが、その多くは (51名)、地方裁判所に「まったく行かなかった」と答えた回答者である。ただし、「毎回行った」と答えている回答者も 2名含まれている。



担当裁判官の年齢については、40代、50代が多いという結果になっている。これも、地裁単独事件における実情を、概ね反映したものといえよう。

表42-1: 問42(1) 担当裁判官の性別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	133	54.7	85.8	85.8
	女性	22	9.1	14.2	100.0
	合計	155	63.8	100.0	
欠損値	わからない	69	28.4		
	無回答	19	7.8		
	合計	88	36.2		
合計		243	100.0		

表42-2: 問42(2) 担当裁判官の年齢

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	20代	1	.4	.7	.7
	30代	17	7.0	12.2	12.9
	40代	59	24.3	42.4	55.4
	50代	51	21.0	36.7	92.1
	60代	11	4.5	7.9	100.0
	合計	139	57.2	100.0	
欠損値	わからない	81	33.3		
	無回答	23	9.5		
	合計	104	42.8		
合計		243	100.0		

### (30) 裁判所職員の印象

裁判所職員の印象については、「話をしていない」(該当 50.2%)、「話はしたが特に印象はない」(19.3%)という回答が多く、「何らかの印象を持った」との回答は、少数であった(7.9%) (表 43-1)。

表 43-1: 問 43(1) 裁判所職員の印象

	度数	該当率(%)*
裁判所職員と裁判官の区別が付かなかった	12	4.9
裁判所職員とは話をしていない	122	50.2
裁判所職員と話したが特に印象はない	47	19.3
裁判所職員について何らかの印象を持った	19	7.9
その他	12	4.9

\* 回答者 243 名中。

(31) 共同原告

共同原告の有無については、「いた」という回答と「いなかった」という回答とが、ほぼ拮抗しており（表 44-1a）、「いた」とした者の中では、50.6%が 2 名以下の共同原告がいたとしている（表 44-1b）。

回答者と共同原告との関係については、「配偶者以外の家族・親戚」が最も多く（該当 50.9%）、次いで、「配偶者、元配偶者」（28.1%）となっている（表 44-2）。

中心となって裁判を進めたのが誰であったかについては、「あなた以外の原告」と答えた回答者が（42.9%）、「あなたが中心となって進めた」と答えた回答者（36.6%）よりも若干多かった（表 44-3）。

表44-1a: 問44(1) 味方当事者(共同原告または共同被告)の有無

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	いなかった	111	45.7	49.3	49.3
	いた	114	46.9	50.7	100.0
	合計	225	92.6	100.0	
欠損値	いたかどうかわからない	14	5.8		
	無回答	4	1.6		
	合計	18	7.4		
合計		243	100.0		

表44-1b: 問44(1) 味方当事者(共同原告または共同被告)の人数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	27	11.1	35.1	35.1
	2	12	4.9	15.6	50.6
	3	17	7.0	22.1	72.7
	4	1	.4	1.3	74.0
	5	6	2.5	7.8	81.8
	6	1	.4	1.3	83.1
	7	3	1.2	3.9	87.0
	8	1	.4	1.3	88.3
	10	2	.8	2.6	90.9
	30	2	.8	2.6	93.5
	35	1	.4	1.3	94.8
	36	1	.4	1.3	96.1
	60	1	.4	1.3	97.4
	200	1	.4	1.3	98.7
	5900	1	.4	1.3	100.0
合計	77	31.7	100.0		
欠損値	非該当	129	53.1		
	無回答	37	15.2		
	合計	166	68.3		
合計		243	100.0		

表 44-2: 問 44(2) 味方当事者

	度数	該当率* (%)
配偶者・元配偶者	32	28.1
配偶者以外の家族・親戚	58	50.9
知人・友人	7	6.1
近隣の人	13	11.4
職場の同僚・上司など	8	7.0
それまで知らなかった人	12	10.5
自分の会社	4	3.5
その他	8	7.0

\* 共同原告がいたと答えた回答者 114 名中。

表44-3: 問44(3) 中心になって裁判を進めた人

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	あなたが中心となって進めた	41	16.9	36.6	36.6
	あなた以外の原告が中心となって進めた	48	19.8	42.9	79.5
	誰が中心ということもなかった	23	9.5	20.5	100.0
	合計	112	46.1	100.0	
欠損値	非該当	129	53.1		
	無回答	2	.8		
	合計	131	53.9		
合計		243	100.0		

(32) 被告との関係

回答者と被告との関係については、「それまで知らなかった人」との回答が最も多く(25.1%)、次いで、「配偶者以外の家族・親戚」(14.0%)等となっている(表45)。

これに対応してか、被告と知り合った時期についても、2002年(12.4%)、2003年(9.8%)など、最近とする回答が比較的多く(表46a)、2000年以後とするものが全体の34.2%を占める(表46b)。

表45: 問45 訴訟相手

	度数	該当率*
配偶者・元配偶者	8	3.3
配偶者以外の家族・親戚	34	14.0
知人・友人	14	5.8
近隣の人	14	5.8
職場の同僚・上司など	5	2.1
自分の会社	16	6.6
取引先	21	8.6
それまで知らなかった人	61	25.1
その他	76	31.3

\* 回答者243名中。

表46a: 問46 訴訟相手と知り合った時期(年)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1937	1	.4	.5	.5
	1940	1	.4	.5	1.0
	1944	2	.8	1.0	2.1
	1947	1	.4	.5	2.6
	1948	2	.8	1.0	3.6
	1950	1	.4	.5	4.1
	1951	1	.4	.5	4.7
	1952	1	.4	.5	5.2
	1953	1	.4	.5	5.7
	1955	3	1.2	1.6	7.3
	1960	2	.8	1.0	8.3
	1964	1	.4	.5	8.8
	1965	1	.4	.5	9.3
	1966	1	.4	.5	9.8
	1967	2	.8	1.0	10.9
	1968	2	.8	1.0	11.9
	1969	1	.4	.5	12.4
	1970	1	.4	.5	13.0
	1971	1	.4	.5	13.5
	1972	1	.4	.5	14.0
	1974	2	.8	1.0	15.0
	1975	2	.8	1.0	16.1
	1978	3	1.2	1.6	17.6
	1979	3	1.2	1.6	19.2
	1980	1	.4	.5	19.7
	1981	1	.4	.5	20.2
1983	3	1.2	1.6	21.8	
1984	2	.8	1.0	22.8	
1985	13	5.3	6.7	29.5	
1986	5	2.1	2.6	32.1	
1987	5	2.1	2.6	34.7	
1988	6	2.5	3.1	37.8	
1989	3	1.2	1.6	39.4	

	1990	8	3.3	4.1	43.5
	1991	3	1.2	1.6	45.1
	1992	4	1.6	2.1	47.2
	1993	3	1.2	1.6	48.7
	1995	6	2.5	3.1	51.8
	1996	11	4.5	5.7	57.5
	1997	4	1.6	2.1	59.6
	1998	7	2.9	3.6	63.2
	1999	5	2.1	2.6	65.8
	2000	9	3.7	4.7	70.5
	2001	8	3.3	4.1	74.6
	2002	24	9.9	12.4	87.0
	2003	19	7.8	9.8	96.9
	2004	6	2.5	3.1	100.0
	合計	193	79.4	100.0	
欠損値	無回答	50	20.6		
合計		243	100.0		

表46b: 問46 訴訟相手と知り合った時期(年)(ビン分割済み)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1930-39	1	.4	.5	.5
	1940-49	6	2.5	3.1	3.6
	1950-59	7	2.9	3.6	7.3
	1960-69	10	4.1	5.2	12.4
	1970-79	13	5.3	6.7	19.2
	1980-89	39	16.0	20.2	39.4
	1990-99	51	21.0	26.4	65.8
	2000+	66	27.2	34.2	100.0
	合計	193	79.4	100.0	
欠損値	無回答	50	20.6		
合計		243	100.0		

表46c: 問46 訴訟相手と知り合った時期(月)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	11	4.5	7.3	7.3
	2	13	5.3	8.7	16.0
	3	19	7.8	12.7	28.7
	4	23	9.5	15.3	44.0
	5	19	7.8	12.7	56.7
	6	8	3.3	5.3	62.0
	7	8	3.3	5.3	67.3
	8	9	3.7	6.0	73.3
	9	7	2.9	4.7	78.0
	10	12	4.9	8.0	86.0
	11	5	2.1	3.3	89.3
	12	16	6.6	10.7	100.0
	合計	150	61.7	100.0	
欠損値	無回答	93	38.3		
合計		243	100.0		

被告と他にも紛争を抱えていたかどうかについては、「かかえていた」が23.3%、「かかえていなかった」が76.7%となっている(表47)。

表47: 問47 訴訟相手と他にも紛争を抱えていたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	かかえていた	54	22.2	23.3	23.3
	かかえていなかった	178	73.3	76.7	100.0
	合計	232	95.5	100.0	
欠損値	無回答	11	4.5		
合計		243	100.0		

被告に対する評価としては、「相手方は理不尽だ」(54.3%)、「相手方は犯罪的だ」(37.9%)という否定的な評価が多い(表48a)。

この点について判決で終わった事件の当事者と和解で終わった事件の当事者を比較すると、「相手方は犯罪的だ」については、判決当事者のほうが該当率が高くなっているが、「相手方は理不尽だ」については、むしろ和解当事者のほうが該当率が高くなっており(表48b)、必ずしも一貫した傾向はみられない。もっとも、「相手方の立場は一応理解できる」

については、和解のほうが若干該当率が高く、また、「誠意があることがわかった」、「よい関係を築けた」については、いずれも判決では該当 0 であったのに対し、和解では、若干名が該当する、という結果となった。

また、本人訴訟原告との比較においては、「誠意があることがわかった」についてのみ、有意な差があり（Pearson のカイ 2 乗： $p=0.011$ ）、本人訴訟原告のほうが該当率が高くなっている（表 48c）。

表 48a: 問 48 訴訟相手に対する評価

	度数	該当率* (%)
相手方は犯罪的だ	92	37.9
相手方は理不尽だ	132	54.3
相手方の立場は一応理解できる	34	14.0
相手方にも誠意があることがわかった	9	3.7
相手方とはこの裁判をきっかけに、よい関係を築けた	2	0.8
その他	22	9.1

\* 回答者 243 名中。

表 48b: 問 48 訴訟相手に対する評価 と 問 28 地方裁判所での裁判結果 のクロス表

	判決 (該当率(%))*	和解 (該当率(%)**)
相手方は犯罪的だ	47(47%)	33(37.5%)
相手方は理不尽だ	57(57%)	55(62.5%)
相手方の立場は一応理解できる	9(9%)	13(14.8%)
相手方にも誠意があることがわかった	0(0%)	7(8.0%)
相手方とはこの裁判をきっかけに、よい関係を築けた	0(0%)	1(1.1%)

\* 該当 100 名中。

\*\* 該当 88 名中。



表 48c: 問 48 訴訟相手に対する評価 と 質問票別(代理人付原告・本人訴訟原告) のクロス表

	代理人付原告 (該当率(%))*	本人訴訟原告 (該当率(%)**)
相手方は犯罪的だ	92(37.9%)	18(48.6%)
相手方は理不尽だ	132(54.3%)	22(59.5%)
相手方の立場は一応理解できる	34(14.0%)	5(13.5%)
相手方にも誠意があることがわかった	9(3.7%)	5(13.5%)
相手方とはこの裁判をきっかけに、よい関係を築けた	2(0.8%)	1(2.7%)

\* 該当 243 名中。

\*\* 該当 37 名中。

(33) フェイスシート項目

終局時の年齢については、60代が最も多く(29.9%)、次いで、50代(21.8%)、40代(20.9%)の順となった(表F1)。

性別は、6割以上(62.6%)が男性である(表F2)。

表F1: F1. 終局時の年齢(ビン分割済み)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	20-29	10	4.1	4.3	4.3
	30-39	21	8.6	9.0	13.2
	40-49	49	20.2	20.9	34.2
	50-59	51	21.0	21.8	56.0
	60-69	70	28.8	29.9	85.9
	70-79	28	11.5	12.0	97.9
	80+	5	2.1	2.1	100.0
	合計	234	96.3	100.0	
欠損値	システム欠損値	9	3.7		
合計		243	100.0		

表F2: F2.性別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	152	62.6	62.6	62.6
	女性	91	37.4	37.4	100.0
	合計	243	100.0	100.0	

職業は、無職が最も多く（20.0%）、次いで、商工業の自営業（16.3%）、専業主婦・主夫（9.2%）となっている。無職の者が多いことは、前述の年齢層（60代が最も多い）と対応しているのかもしれない（表F3-1）。

法律に関わる仕事の経験については、大部分が「ない」としているが（71.6%）、通常の仕事の中で関わったことがあるとの回答も、21.0%に上った（表F3-2）。

表F3-1: F3\_1.職業

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	農林漁業の自営業	12	4.9	5.0	5.0
	商業・工業の自営業	39	16.0	16.3	21.3
	その他の自営業	15	6.2	6.3	27.5
	管理的職業の従業員	10	4.1	4.2	31.7
	販売的職業の従業員	9	3.7	3.8	35.4
	技術的職業の従業員	21	8.6	8.8	44.2
	労務的職業の従業員	13	5.3	5.4	49.6
	事務的職業の従業員	12	4.9	5.0	54.6
	教員	3	1.2	1.3	55.8
	専門職業	10	4.1	4.2	60.0
	パート	21	8.6	8.8	68.8
	専業主婦・主夫	22	9.1	9.2	77.9
	学生	1	.4	.4	78.3
	無職	48	19.8	20.0	98.3
	その他	4	1.6	1.7	100.0
合計	240	98.8	100.0		
欠損値	無回答	3	1.2		
合計		243	100.0		

表 F3-2: F3(2) 法律に関わる仕事の経験有無

	度数	該当率* (%)
法律事務に直接関係する部門で仕事をした経験がある	4	1.6
通常の仕事をしながら、法律に関わった経験がある	51	21.0
仕事上で法律に関わった経験はない	174	71.6
わからない	11	4.5

\* 回答者 243 名中。

最終学歴は、高等学校卒が最も多く (41.2%)、次いで大学卒 (24.0%)、小・中学校卒 (18.5%) の順である (表 F4)。

法律に関する勉強については、したことがない者が多数を占めるが (75.5%)、「大学以外でしたことがある」との回答も 15.0%に上った (表 F5)。

表F4: F4.最終学歴

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	小学校、中学校	43	17.7	18.5	18.5
	高等学校	96	39.5	41.2	59.7
	短期大学、高等専門学校	32	13.2	13.7	73.4
	大学	56	23.0	24.0	97.4
	大学院	6	2.5	2.6	100.0
	合計	233	95.9	100.0	
欠損値	わからない	3	1.2		
	無回答	7	2.9		
	合計	10	4.1		
合計		243	100.0		

表F5: F5.法律に関する勉強をしたか

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	法学部系の学部又は大学院で法律を勉強したことがある	8	3.3	3.4	3.4
	法学部系以外の学部又は大学院で法律を勉強したことがある	14	5.8	6.0	9.4
	大学以外で法律を勉強したことがある	35	14.4	15.0	24.5
	法律を勉強したことはない	176	72.4	75.5	100.0
	合計	233	95.9	100.0	
欠損値	わからない	4	1.6		
	無回答	6	2.5		
	合計	10	4.1		
合計		243	100.0		

世帯人数は、2名が最も多く（36.0%）、次いで、3名（22.0%）、4名（16.1%）のじゅんであった（表F6a）。これも、比較的高齢の世代が多いことと対応するかもしれない。

世帯収入については、250万円～500万円未満が最も多く（26.4%）、次いで500万円～750万円未満（21.3%）となっているが、1500万円以上という高所得層も10.2%いたことが注目される（表F7）。

表F6a: F6.世帯人数

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	一人	30	12.3	12.7	12.7
	二人	85	35.0	36.0	48.7
	三人	52	21.4	22.0	70.8
	四人	38	15.6	16.1	86.9
	五人	20	8.2	8.5	95.3
	六人以上	11	4.5	4.7	100.0
	合計	236	97.1	100.0	
欠損値	無回答	7	2.9		
合計		243	100.0		

表F6b: F6.世帯人数(6人以上の数)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	6.0	4	1.6	57.1	57.1
	7.0	2	.8	28.6	85.7
	9.0	1	.4	14.3	100.0
	合計	7	2.9	100.0	
欠損値	非該当	232	95.5		
	無回答	4	1.6		
	合計	236	97.1		
合計		243	100.0		

表F7: F7.世帯収入

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なし	5	2.1	2.3	2.3
	70万円未満	10	4.1	4.6	6.9
	70万～250万円未満	31	12.8	14.4	21.3
	250万～500万円未満	57	23.5	26.4	47.7
	500万～750万円未満	46	18.9	21.3	69.0
	750万～1000万円未満	20	8.2	9.3	78.2
	1000万～1250万円未満	19	7.8	8.8	87.0
	1250万～1500万円未満	6	2.5	2.8	89.8
	1500万円以上	22	9.1	10.2	100.0
	合計	216	88.9	100.0	
欠損値	無回答	27	11.1		
合計		243	100.0		

総資産についても、1000万円未満の者が最も多いものの（38.8%）、1億円以上の富裕層が9.7%含まれていることは、注目に値しよう（表F8）。

表F8: F8.総資産

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1000万円未満	80	32.9	38.8	38.8
	1000万円～3000万円未満	47	19.3	22.8	61.7
	3000万円～5000万円未満	28	11.5	13.6	75.2
	5000万円～7000万円未満	17	7.0	8.3	83.5
	7000万円～1億円未満	14	5.8	6.8	90.3
	1億円以上	20	8.2	9.7	100.0
	合計	206	84.8	100.0	
欠損値	無回答	37	15.2		
合計		243	100.0		

裁判所への所要時間は、30分～1時間未満が最多であり（36.4%）、次いで1時間～1時間半未満（32.9%）となっている。

F9.裁判所への所要時間

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	30分未満	30	12.3	13.0	13.0
	30分～1時間未満	84	34.6	36.4	49.4
	1時間～1時間半未満	76	31.3	32.9	82.3
	1時間半～2時間未満	17	7.0	7.4	89.6
	2時間～3時間未満	6	2.5	2.6	92.2
	3時間以上	18	7.4	7.8	100.0
	合計	231	95.1	100.0	
欠損値	無回答	12	4.9		
合計		243	100.0		

## 5. おわりに

以上で、代理人付原告調査票の集計結果の概観を終わる。

以上は、単純集計を中心とした検討にすぎないが、それでも、裁判の利用が利用者の当初の予想よりも大きな負担を強いるものであること（(2) 参照）、代理人付原告の中でも、弁護士のアクセスに関して、すでに弁護士の知り合いがいる層と知らない層とで若干の差があること（(3) 参照）、裁判への期待や裁判に際して気になることの内容が、判決・和解の選択に関係している可能性が示唆されたこと（(6) (7) 参照）、弁護士を替えたいと考える当事者はそれなりに存在するが、実際に弁護士が交替される例はわずかであること（(11)

参照)、弁護士交替の希望の背景には、当事者本人と弁護士との間のコミュニケーション不全の存在が示唆されること（(12) 参照）など、いくつかの興味深い知見が得られたように思われる。

今後、他の調査票のデータとの比較、訴訟記録調査のデータとの突き合わせなどを通じて、こうした知見について、さらなる検証を加えていくことになろう。

# 訴訟行動調査の概要と基本集計結果

## — 本人訴訟被告調査票について —

前田智彦

名城大学・法学部

tomaeda@ccmfs.meijo-u.ac.jp

### 【論文要旨】

訴訟行動調査では、全国の地方裁判所で2004年に終局をむかえた民事通常訴訟第一審事件を無作為抽出し、それら事件の自然人当事者を対象として行われた。原告・被告の別、代理人弁護士の有無に応じて4種類作成された当事者調査票のうち、本論文では本人訴訟被告票の単純集計結果を報告する。

単純集計からも、本人訴訟被告について、訴訟委任を予定しない弁護士に対する相談行動の存在、訴訟に対する期待と懸念の弱さ（問11、12）、相手方当事者・相手方弁護士に対して比較的良好な印象を持つ者が少なからずいること（問14、問36）など、他の当事者類型と比較した特徴が明らかになった。

【キーワード】 民事訴訟 訴訟当事者 弁護士 本人訴訟

### 1. はじめに

訴訟行動調査では、全国の地方裁判所で2004年に終局をむかえた民事通常訴訟第一審事件を無作為抽出し、それら事件の自然人当事者ならびに自然人当事者の代理人弁護士を対象として留置方式での質問票調査を行った。本調査では、当事者については代理人付原告、代理人付被告、本人訴訟原告、本人訴訟被告の4種の調査票を、代理人弁護士については、原告側、被告側の2種類の調査票を用いた。本論文では、うち本人訴訟被告を対象とした調査票について、リサーチ・デザインの要点と、各質問項目の単純集計を中心とした調査結果を報告する。

### 2. 本人訴訟被告票の前提となった仮説

従来、本人訴訟については、研究者、実務家の意見は分かれている。一方で、紛争処理過程論の分野では和田仁孝らに代表される、本人訴訟・援助型の法的サービスの意義が（主として理念的な側面から）説かれている<sup>8</sup>。他方、和田仁孝らの積極的評価に対する批判も

---

<sup>8</sup> 和田仁孝『民事紛争交渉過程論』（信山社、1991）で、司法書士の援助による本人訴訟について論じられたものが最初期の議論である。



根強くある<sup>9</sup>。

本訴訟行動調査の先行研究としては、司法制度改革審議会が行った民事訴訟利用者調査とそのデータを用いた2次分析がある。本人訴訟当事者の特徴を分析した佐藤岩夫は、本人訴訟被告が訴訟に対する期待が明確でなく、本人訴訟の選択について「自分で訴訟をしようと思った」という積極的な理由を挙げる者が顕著に少ないことなどから、本人訴訟被告については、「弁護士へのアクセス障害から本人訴訟に追い込まれたという受動的性格が強いという傾向がみられる」と論じる<sup>10</sup>。また、濱野亮も、弁護士へのアクセスという観点からの分析で、自然人被告に弁護士へのアクセス障害が原因で本人訴訟を選択する者が相当数あることを指摘している<sup>11</sup>。

司法制度改革審議会の訴訟利用者調査では、当事者の訴訟手続経験と評価が問題関心であったため、訴訟前の紛争処理行動、相談行動に関する質問はほとんど設けられていない。我々は、本人訴訟当事者の中には、訴訟前に弁護士に相談した者がおり、その中には弁護士への相談前にすでに本人訴訟を選択していた者もあるとの仮説にもとづき本調査を設計した。訴訟前の弁護士への相談の有無や、その弁護士に依頼しなかった理由を尋ねることで、本人訴訟の選択理由をより明確にすることができると考えたのである。

民事訴訟利用者調査の分析結果を踏まえると、本人訴訟をめぐる諸々の論点については、本人訴訟被告票の調査結果が特に注目されるところである。

### 3. 本人訴訟被告票のリサーチ・デザイン

訴訟行動調査の当事者調査票は、代理人付原告票をまず制作し、他の3種については代理人付原告票に必要な変更を加えるという方法で制作された。本人訴訟被告票では、代理人付原告票を元に、次の2つの理由から修正が加えられた。

第1に、調査対象者が原告か被告かという違いにより、原告側の「訴訟を提起すること（とき）」に関連する質問で、被告側では「訴訟を提起されたこと（とき）」という捉え方をすることになるため、それに応じて、質問文、回答選択肢を変更する必要性が生じた。

第2に、本人訴訟当事者を対象としているため、本人＝代理人関係が生じることが想定できない。そのため本人訴訟原告・被告票では、本調査のリサーチ・デザイン上重視されている本人＝代理人関係に関する設問が設けられていない。ただし、訴訟前に弁護士に相談していることは十分ありうる。そこで、代理人付原告、被告票の代理人弁護士に委任す

---

<sup>9</sup> 例えば、宮澤節生は弁護士を利用した場合の紛争解決率や当事者の満足度の高さといった調査結果を援用して、和田仁孝の論ずる本人訴訟のメリットが、それら弁護士利用のメリット（反面としての本人訴訟のデメリット）を上回るものか疑問を呈している。宮澤節生『法過程のリアリティ ——法社会学フィールドノート』（信山社、1994）299頁参照。

<sup>10</sup> 佐藤岩夫「本人訴訟当事者の動機と評価」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟 ——司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の2次分析』73頁（日本評論社、2006）。

<sup>11</sup> 濱野亮「弁護士へのアクセス」佐藤岩夫ほか編前掲注10、223頁

るまでの過程に関する質問の文言を修正して、訴訟前に弁護士に相談した場合の、相談までの過程に関する質問を設けている。また、その弁護士を代理人としなかった理由を尋ねている。代理人を依頼しなかった理由については、1つには、弁護士に対する訴訟当事者の不満要素を明らかにする目的で、もう1つには本人訴訟の評価をめぐる議論の資料を得る目的で、代理人付原告、被告票での「弁護士を替えたいと思った理由」とほぼ対応する選択肢を用意した。

#### 4. データセットと調査結果——単純集計を中心に

##### (1) データセット——本人訴訟被告票の回収状況

記録調査事件の本人訴訟被告は、死亡・収監等の明らかに調査不可能な対象を除いた計画サンプル数で 716 人であった。うち事前の問い合わせの段階で回答拒否の返信のあった者を除いた 531 人を対象に留置調査を実施し、回収数は 116 件、回収率（実施対象数に対する回収数の比率）は 21.8%であった。この意味での回収率が低い数値にとどまった原因としては、調査対象の性質上、特に本人訴訟被告票については転居、住所不明による未回収が多数出たことが挙げられる。その典型例は、不動産の明渡し訴訟に敗訴した被告が、判決の確定によって明渡し、転居を強いられるケースであろう。計画サンプル数から、死亡等の対象不適格、転居、住所不明を除いた 390 人を母数とすると、回収率は 29.7%と比較的妥当な水準に達する。

訴訟行動班では、回収された 4 種の当事者調査票および 2 種の一般人調査票のデータを 1 つのデータファイルに統合し、これに記録調査時に転記した各当事者が経験した訴訟の概要を追加したデータセットを用いて分析を行っている。以下の集計、分析結果の報告においては、本人訴訟被告票の質問番号とともに統合データセットでの変数名をカッコ書きで併記する。

##### (2) 以前の裁判所利用経験と再度の裁判利用の意思

問 1 では調査対象事件前の裁判所利用の経験を問うている。本人訴訟被告については、調査対象事件前の裁判経験がある者が 39 人 (34.2%) であり、経験回数は 1 回が大多数 (64.9%) であった (表 1-1a~1-1b)。調停経験がある者が 31 人 (26.7%) であり、経験回数は 1 回の者が裁判経験と比較してもさらに多い (83.3%)。 (表 1-2a~1-2b)。一般人調査でそれぞれ 5.5%、6.6%であったのと比較すると、経験率は顕著に高い。また、裁判経験がない者 75 人中で調停経験がある者は 5 人 (6.7%) であるのに対し、裁判経験がある者 38 人中で調停経験がある者は 26 人 (68.4%) と、2 種類の裁判利用経験には強い相関が見られる。

問 2 では、将来の類似問題での裁判利用の意思を尋ねている。やや「利用したくない」(20 人) 側に偏った分布であるが、「どちらともいえない」が 34 人 (29.3%) ともっと多く、訴

訟に対する否定的な評価をはっきりと示す者は比較的少ない（表 2）。

表 1-1a： 問 1(1)民事裁判の経験有無 (Q1\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なかった	75	64.7	65.8	65.8
	あった	39	33.6	34.2	100.0
	合計	114	98.3	100.0	
欠損値	わからない	2	1.7		
合計		116	100.0		

表 1-1b： 問 1(1) 民事裁判の経験回数 (Q1\_1SQ)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	24	20.7	64.9	64.9
	2	5	4.3	13.5	78.4
	3	2	1.7	5.4	83.8
	4	3	2.6	8.1	91.9
	6	1	.9	2.7	94.6
	9	1	.9	2.7	97.3
	20	1	.9	2.7	100.0
	合計	37	31.9	100.0	
欠損値	非該当	77	66.4		
	無回答	2	1.7		
	合計	79	68.1		
合計		116	100.0		

表 1-2a： 問 1(2) 裁判所調停の経験有無 (Q1\_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なかった	83	71.6	72.8	72.8
	あった	31	26.7	27.2	100.0
	合計	114	98.3	100.0	
欠損値	わからない	2	1.7		
合計		116	100.0		

表 1-2b： 問 1(2) 裁判所調停の経験回数 (Q1\_2SQ)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	25	21.6	83.3	83.3
	2	3	2.6	10.0	93.3
	3	2	1.7	6.7	100.0
	合計	30	25.9	100.0	
欠損値	非該当	85	73.3		
	無回答	1	.9		
	合計	86	74.1		
合計		116	100.0		

表 1-3： 問 1(1)～(2) 民事裁判の経験有無 と 裁判所調停の経験有無 のクロス表

			裁判所調停の経験有無		合計
			なかった	あった	
民事裁判の 経験有無	なかった	度数	70	5	75
		民事裁判の経験有無 の %	93.3%	6.7%	100.0%
	あった	度数	12	26	38
		民事裁判の経験有無 の %	31.6%	68.4%	100.0%
合計		度数	82	31	113
		民事裁判の経験有無 の %	72.6%	27.4%	100.0%

※ Pearson の  $\chi^2$  検定で有意 (有意確率 0.000)

表 2： 問 2 類似問題が起きた場合に裁判を利用するか (Q2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	利用したい	14	12.1	14.6	14.6
	どちらかといえば利 用したい	14	12.1	14.6	29.2
	どちらともいえない	34	29.3	35.4	64.6
	どちらかといえば利 用したくない	14	12.1	14.6	79.2
	利用したくない	20	17.2	20.8	100.0
	合計	96	82.8	100.0	
欠損値	わからない	20	17.2		
合計		116	100.0		

### (3) 民事裁判に対するイメージ

問3では、裁判経験によって民事裁判に対するイメージが変化したかを、費用、時間、精神的疲労、一般的イメージの点から尋ねた。費用、時間の面では予想よりもむしろ安かった、短かったと回答する傾向にあり(表3-1~3-2)、費用・時間とも非常にかかるという裁判の一般的イメージが浸透していること、特に本人訴訟被告においては実際の審理期間が短く、事前の予想に対して実際に要する費用・時間が少ないことがその理由として推測される<sup>12</sup>。それに対し、精神的疲労の面では、予想よりも多かったとする傾向が強い(表3-3)。裁判に対する一般的イメージの面でも、「変わらなかった」という中立的な回答が多数である(表3-4)。

---

<sup>12</sup> 問3の各項目で、4種の当事者調査票の間の一元配置分散分析による比較でも、本人訴訟被告は裁判イメージ・時間の項目で有意に「予想より短い」と回答する傾向がある。

表 3-1 : 問 3(1) 裁判に対するイメージ・費用 (Q3\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり安かった	14	12.1	23.0	23.0
	予想よりある程度安かった	9	7.8	14.8	37.7
	予想通りだった	19	16.4	31.1	68.9
	予想よりある程度高かった	12	10.3	19.7	88.5
	予想よりかなり高かった	7	6.0	11.5	100.0
	合計	61	52.6	100.0	
欠損値	わからない	50	43.1		
	無回答	5	4.3		
	合計	55	47.4		
合計		116	100.0		

グラフ 3-1 : 裁判に対するイメージ・費用

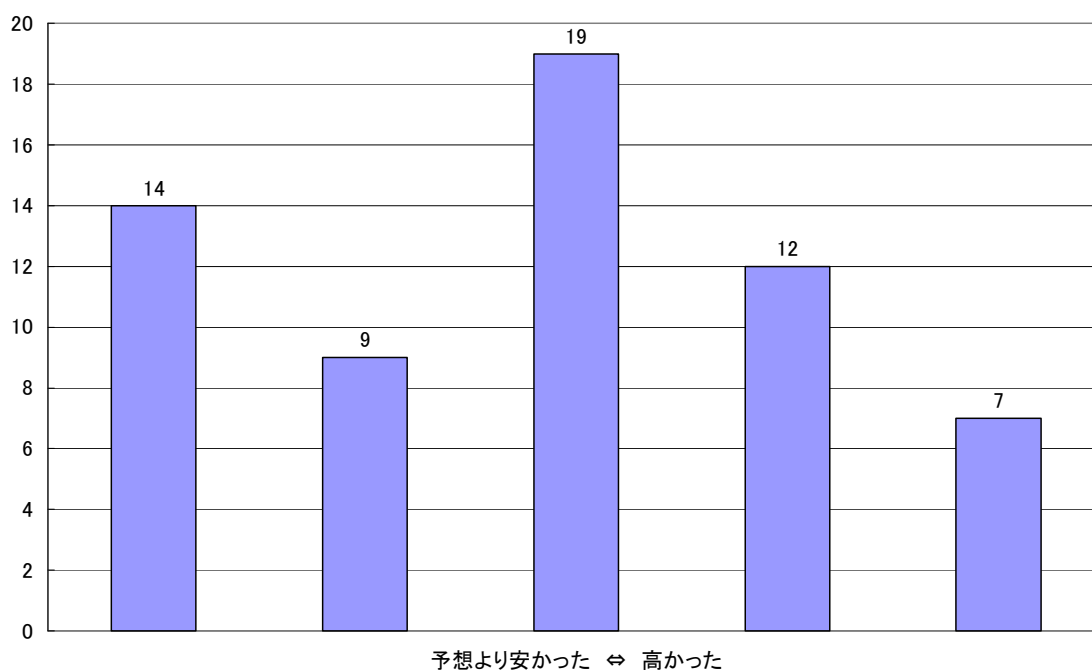


表 3-2： 問 3(2) 裁判に対するイメージ・時間 (Q3\_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり短かった	20	17.2	23.0	23.0
	予想よりある程度短かった	25	21.6	28.7	51.7
	予想通りだった	17	14.7	19.5	71.3
	予想よりある程度長かった	14	12.1	16.1	87.4
	予想よりかなり長かった	11	9.5	12.6	100.0
	合計	87	75.0	100.0	
欠損値	わからない	26	22.4		
	無回答	3	2.6		
	合計	29	25.0		
合計		116	100.0		

グラフ 3-2： 問 3(2) 裁判に対するイメージ・時間

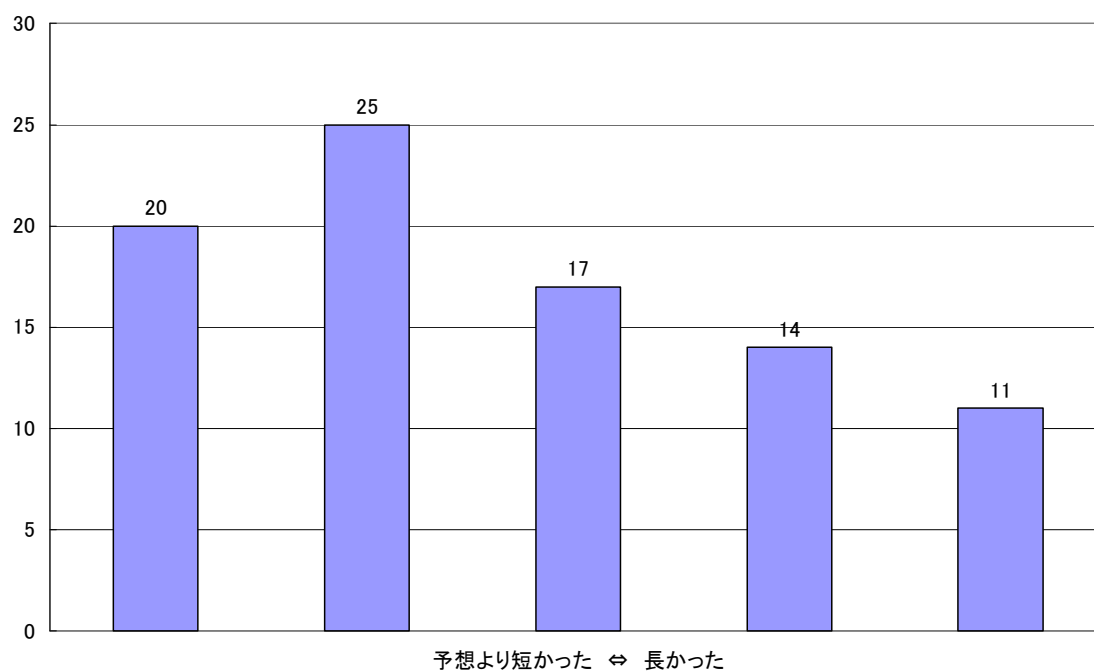




表 3-3： 問 3(3) 裁判に対するイメージ・精神的疲労 (Q3\_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	予想よりかなり少なかった	11	9.5	11.0	11.0
	予想よりある程度少なかった	20	17.2	20.0	31.0
	予想通りだった	17	14.7	17.0	48.0
	予想よりある程度多かった	27	23.3	27.0	75.0
	予想よりかなり多かった	25	21.6	25.0	100.0
	合計	100	86.2	100.0	
欠損値	わからない	15	12.9		
	無回答	1	.9		
	合計	16	13.8		
合計		116	100.0		

グラフ 3-3： 問 3(3) 裁判に対するイメージ・精神的疲労

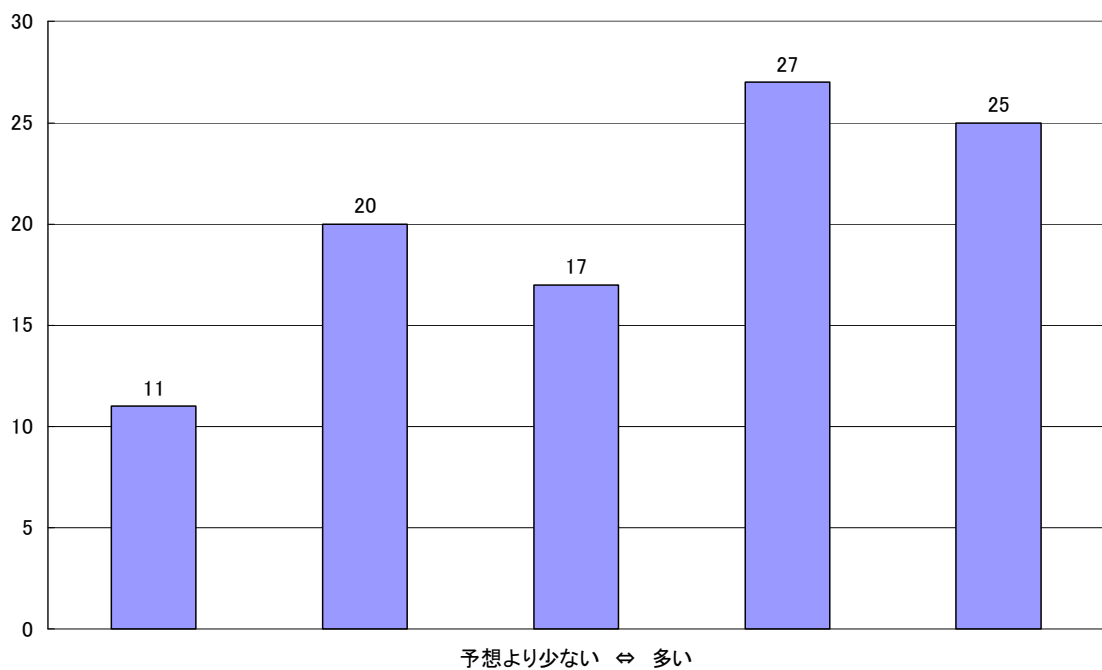
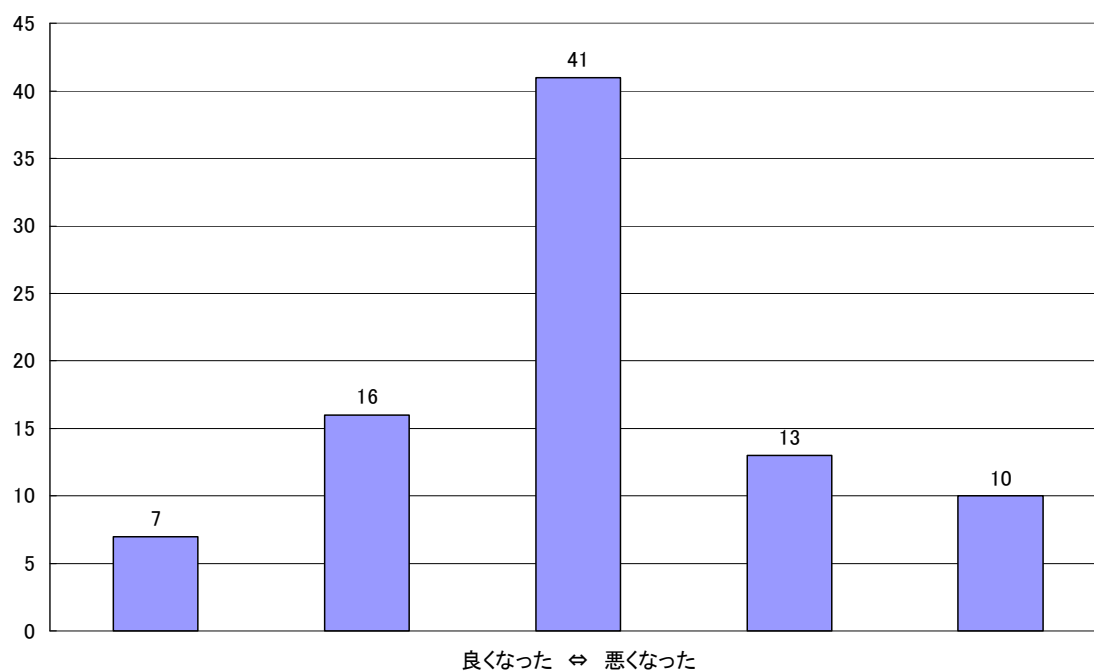


表 3-4：問 3(4) 裁判に対するイメージ・裁判所のイメージ (Q3\_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	かなり良くなった	7	6.0	8.0	8.0
	ある程度良くなった	16	13.8	18.4	26.4
	変わらなかった	41	35.3	47.1	73.6
	ある程度悪くなった	13	11.2	14.9	88.5
	かなり悪くなった	10	8.6	11.5	100.0
	合計	87	75.0	100.0	
欠損値	わからない	28	24.1		
	無回答	1	.9		
	合計	29	25.0		
合計		116	100.0		

グラフ 3-4：問 3(4) 裁判に対するイメージ・裁判所のイメージ



#### (4) 裁判前の交渉と相談

問 4 では、裁判前の相手方との直接交渉の有無を尋ねているが、本人訴訟被告では交渉した者が 49 人 (45.8%) である。同じ質問をおいた本人訴訟原告の場合と比較して、有意に交渉をした率が低い。本人訴訟被告では、事前の交渉がなく、被告が訴訟を予期していないケースが珍しくないことを推測させる結果である。

続いて問 5 では、裁判前の相談相手について多重回答で尋ねている。裁判前の相談相手

として弁護士を挙げる者が回答者の4割を超える48人おり、かつ問5の回答数として最も多いことが注目される。本人訴訟に関連して取り上げられることの多い司法書士については、本人訴訟被告では13人が相談しているにとどまる(表5)。弁護士を探すのが簡単だったか、大変だったかという問6に対して、「簡単だった」とする者が多いこと、後に述べる弁護士の探索経路を踏まえると、弁護士に対する人的コネクションを持ち、比較的容易に弁護士に相談できるような者が回答者に多いことが推測される。

問7では、弁護士の男女の別を尋ねているが、圧倒的多数が男性弁護士である(表7)。

問8では、既存の人的コネクションが弁護士を探す決め手になったとする者が多く、「以前からの友人」、「家族・親戚のつて」、「友人・知人のつて」の合計で23人(48.9%)にのぼる。これに対して、「弁護士会の法律相談」、「弁護士会以外の法律相談」の合計は16人(34.0%)になり、「電話帳」など他の手段による者はごく少数にすぎない(表8)。

相談した弁護士に依頼しなかった理由を尋ねる問9に対する回答では、「はじめから意見を聞くだけで、訴訟を頼むつもりはなかった」が22人と最も該当数が多く、「費用が高すぎる」が11人とこれに続いている(表9-1)。この質問は多重回答可能なものであるが、「もっともあてはまるもの」を回答する質問でも、この2つの理由については、各1人を除いて主要な理由であるとしている(表9-2)。弁護士費用から弁護士に対する訴訟委任を断念するという弁護士へのアクセス障害の問題と捉えうるケースが確認できると共に、(何らかの理由で)弁護士への相談前に本人訴訟を決断し、限定的な目的をもって相談に臨む本人訴訟被告がいることがうかがえる。

表4： 裁判前に相手方と直接交渉をしたか (Q4\_B)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	相手方と交渉した	49	42.2	45.8	45.8
	相手方とは交渉はしていない	58	50.0	54.2	100.0
	合計	107	92.2	100.0	
欠損値	覚えていない	6	5.2		
	無回答	3	2.6		
	合計	9	7.8		
合計		116	100.0		

表5：問5 裁判前の相談相手（Q5\_B, Q6x1～Q6x11）

裁判前の相談相手		度数	該当率 *
弁護士		48	41.4%
弁護士以外	各種相談機関	11	9.5%
	警察・警察官	7	6.0%
	司法書士	13	11.2%
	税理士	1	0.9%
	公認会計士	2	1.7%
	保険会社	2	1.7%
	職場の同僚・上司など	12	10.3%
	上記以外の家族・親戚	34	29.3%
	上記以外の友人・知人	23	19.8%
その他	2	1.7%	
回答者数		116	-

表6：問6 相談した弁護士を探す難易度（Q7\_B）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	簡単だった	21	18.1	46.7	46.7
	どちらかといえば簡単だった	11	9.5	24.4	71.1
	どちらともいえない	6	5.2	13.3	84.4
	どちらかといえば大変だった	5	4.3	11.1	95.6
	大変だった	2	1.7	4.4	100.0
	合計	45	38.8	100.0	
欠損値	わからない	2	1.7		
	非該当	68	58.6		
	無回答	1	.9		
	合計	71	61.2		
合計		116	100.0		

グラフ 6： 問 6 弁護士探索の困難さ

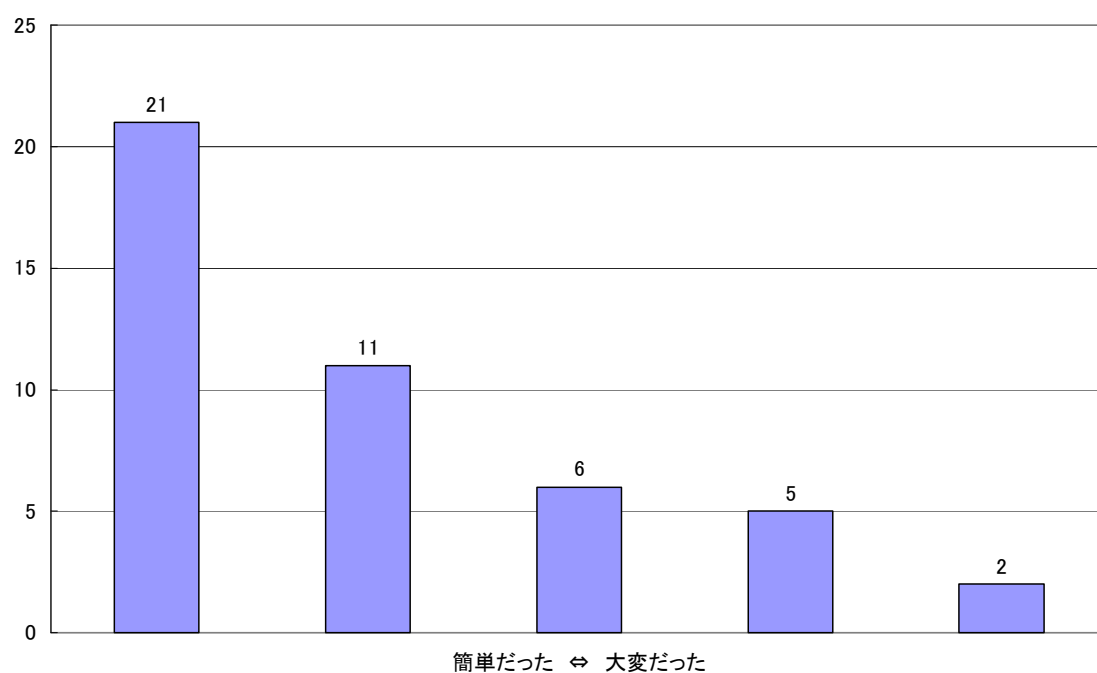


表 7： 問 7 相談した弁護士の性別 (Q8\_B)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	44	37.9	91.7	91.7
	女性	4	3.4	8.3	100.0
	合計	48	41.4	100.0	
欠損値	非該当	68	58.6		
合計		116	100.0		

表 8： 問 8 相談した弁護士を見つけた決め手 (Q9\_B)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	以前からの知り合い	10	8.6	21.3	21.3
	家族・親戚のつて	1	.9	2.1	23.4
	友人のつて	12	10.3	25.5	48.9
	職場のつて	2	1.7	4.3	53.2
	他の弁護士の紹介	1	.9	2.1	55.3
	弁護士会の法律相談から	9	7.8	19.1	74.5
	弁護士会以外の法律相談から	7	6.0	14.9	89.4
	電話帳	3	2.6	6.4	95.7
	インターネットで検索	1	.9	2.1	97.9
	その他	1	.9	2.1	100.0
	合計	47	40.5	100.0	
欠損値	非該当	68	58.6		
	無回答	1	.9		
	合計	69	59.5		
合計		116	100.0		

表 9-1： 問 9 相談した弁護士に依頼しなかった理由 (Q11x1Bs～Q11x15Bs)

依頼しなかった理由	回答数	該当率 *
はじめから意見を聞くだけで、訴訟を頼むつもりはなかった	22	45.8%
対応の態度が悪い	2	4.2%
仕事が遅い	1	2.1%
熱心に仕事をしてくれない	3	6.3%
費用が高すぎる	11	22.9%
勝敗の見通しについての意見の違い	4	8.3%
争点・問題を正確に理解していない	4	8.3%
こちらの感情に無神経である	1	2.1%
十分に話を聞いてくれない	2	4.2%
相手方に配慮しすぎる	3	6.3%
対象数	48	-

\* 弁護士に相談した者 48 人に対するパーセンテージ

表 9-2： 問 9 依頼しなかった理由の中でもっともあてはまるもの (Q11SQ)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	はじめから意見を聞くだけで、訴訟を頼むつもりはなかった	22	19.0	55.0	55.0
	仕事が遅い	1	.9	2.5	57.5
	熱心に仕事をしてくれない	1	.9	2.5	60.0
	費用が高すぎる	10	8.6	25.0	85.0
	勝敗の見通しについての意見の違い	3	2.6	7.5	92.5
	争点・問題を正確に理解していない	1	.9	2.5	95.0
	相手方に配慮しすぎる	2	1.7	5.0	100.0
	合計	40	34.5	100.0	
欠損値	非該当	68	58.6		
	無回答	8	6.9		
	合計	76	65.5		
合計		116	100.0		

(4) 裁判までの期間

問 10 では(1)で裁判の可能性を意識してから実際の訴訟提起までの期間を、(2)で紛争発生から裁判の可能性を意識するまでの期間を尋ねている。裁判の可能性を意識してからの期間は、3ヶ月未満が29人と最も多く、被告側の訴訟準備が不十分なケースが多いことが推測されるが、1年を超えるケースも30%超と少なくない(表 10-1)。(2)の紛争発生から裁判の可能性を意識するまでは4割のケースで3ヶ月以内である(表 10-2)。

表 10-1： 問 10(1) 裁判になるかもしれないと考えてから実際に裁判になるまでの期間 (Q12\_1\_D)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3ヶ月未満	29	25.0	30.9	30.9
	3ヶ月～6ヶ月未満	26	22.4	27.7	58.5
	6ヶ月～1年未満	10	8.6	10.6	69.1
	1年～2年未満	20	17.2	21.3	90.4
	2年～3年未満	3	2.6	3.2	93.6
	3年～5年未満	2	1.7	2.1	95.7
	5年以上	4	3.4	4.3	100.0
	合計	94	81.0	100.0	
欠損値	わからない	18	15.5		
	無回答	4	3.4		
	合計	22	19.0		
合計		116	100.0		

表 10-2： 問 10(2) トラブル発生から裁判になるかもしれないと考えるまでの期間 (Q12\_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	3ヶ月未満	36	31.0	41.4	41.4
	3ヶ月～6ヶ月未満	19	16.4	21.8	63.2
	6ヶ月～1年未満	11	9.5	12.6	75.9
	1年～2年未満	9	7.8	10.3	86.2
	2年～3年未満	5	4.3	5.7	92.0
	3年～5年未満	2	1.7	2.3	94.3
	5年以上	5	4.3	5.7	100.0
	合計	87	75.0	100.0	
欠損値	わからない	24	20.7		
	無回答	5	4.3		
	合計	29	25.0		
合計		116	100.0		

(5) 裁判に対への期待と懸念

問 11 は訴訟開始時に被告が民事裁判に「期待した」ことを、問 12 は訴訟開始時に「気になった」ことを、5段階のスケール尺度で尋ねている。

問 11 では、「紛争を速く解決すること」、「白黒をはっきりさせること」に対する期待が強



く、「相手との関係を修復すること」、「相手をこらしめること」については、明確に「期待しなかった」とする回答が多い<sup>13</sup>。問 12 については、「時間」、「お金」、「勝つ見込み」については比較的気になっているが、他の 3 つ平均が 3（どちらともいえない）を超え、「気にならなかった」と回答する傾向が見られる。さらに、他の当事者調査票と比較すると、「気にならなかった」と答える傾向が強い<sup>14</sup>。

表 11： 問 11(1)～(10)裁判への期待 (Q13\_1～Q13\_10)

	平均値*	期待した	ある程度期待した	えな い	どちらともい な かつた	あまり期待し な かつた	期待しなかつた	有効値・合計
社会正義を実現すること	2.67	22	20	26	14	10	92	
自分の権利を守ること	2.40	32	31	13	13	11	100	
紛争を早く解決すること	2.10	35	37	20	8	3	103	
相手と話し合いの場をもつこと	2.86	21	23	23	11	20	98	
相手との関係を修復すること	3.65	11	14	19	8	46	98	
白黒をはっきりさせること	2.15	38	25	21	5	7	96	
自分の利益を守ること	2.53	28	31	22	5	17	103	
相手をこらしめること	3.41	13	13	22	8	34	90	
相手に非を認めさせること	2.98	24	16	22	6	28	96	
裁判官に話を聞いてもらうこと	2.76	21	26	19	13	16	95	

\* 「期待した」を 1、「期待しなかった」を 5 とする 5 段階スケールの平均値。

<sup>13</sup> 他の当事者調査票との一元配置分散分析による比較では、「相手と話し合いの場を持つこと」、「相手との関係を修復すること」を除いて、いずれの項目でも本人訴訟被告は有意に 5 段階スケールの平均値が高い（つまり、期待が弱い）。

<sup>14</sup> 一元配置の分散分析を行うと、「裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性」を除くすべてで、本人訴訟被告は他の当事者調査票種別と比較して、「気にならなかった」と回答する傾向が有意に強い。

表 12：問 12(1)～(6) 裁判にあたって気になったこと (Q14\_1～Q14\_6)

	平均値 *	気 に な っ た	あ る 程 度 気 に な っ た	え な い	ど ち ら と も い え な い	な ら な か っ た	あ ま り 気 に か っ た	気 に な ら な か っ た	有 効 値 ・ 合 計
裁判にかかるお金	2.70	21	34	12	11	18		96	
裁判にかかる時間	2.35	31	38	7	13	11		100	
裁判に勝つ見込み	2.89	23	13	21	19	15		91	
裁判に勝っても相手がしたがわない可能性	3.05	15	19	17	13	20		84	
家族や勤務先・近所の人への受けとめ方	3.25	25	14	10	22	34		105	
裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	3.37	20	21	9	9	45		104	

\* 「気になった」を1、「気にならなかった」を5とする5段階スケールの平均値。

(6) 裁判の費用にかかわる知識

問 13 では、訴訟開始時点での(1)訴訟救助制度、(2)法律扶助制度に関する知識の程度を尋ねている。代理人付当事者票と比較すると、弁護士が介在しないため、質問が費用負担軽減のための制度の知識のみを問うものとなっている。いずれでも、「知らなかった」「あまり知らなかった」が合計で8割を超えており、本人訴訟被告では、これらの制度の知識に乏しかった者が大半である(表 13-1～13-2)。

表 13-1：問 13(1) どの程度知っていたか・訴訟救助制度 (Q16\_3B)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく知っていた	6	5.2	6.3	6.3
	ある程度知っていた	6	5.2	6.3	12.5
	どちらともいえない	4	3.4	4.2	16.7
	あまり知らなかった	14	12.1	14.6	31.3
	知らなかった	66	56.9	68.8	100.0
	合計	96	82.8	100.0	
欠損値	わからない	15	12.9		
	無回答	5	4.3		
	合計	20	17.2		
合計		116	100.0		

図表 13-2： 問 13(2) どの程度知っていたか・法律扶助制度 (Q16\_4B)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	よく知っていた	9	7.8	9.3	9.3
	ある程度知っていた	8	6.9	8.2	17.5
	どちらともいえない	2	1.7	2.1	19.6
	あまり知らなかった	17	14.7	17.5	37.1
	知らなかった	61	52.6	62.9	100.0
	合計	97	83.6	100.0	
欠損値	わからない	14	12.1		
	無回答	5	4.3		
	合計	19	16.4		
合計		116	100.0		

(7) 相手方弁護士に対する評価

問 14 では相手方（原告側）に弁護士がついていたか、ついていた場合には相手方弁護士に対する評価を尋ねている。

相手方に弁護士がついていた者が 70 人と、有効回答中 8 割を超える大多数のケースで代理人付原告対本人訴訟被告の構図になっている（表 14-1）。なお、「わからない」との回答数が 25 人（回答者数の 21.6%）と相当数あるが、本調査では被告欠席事件も対象にしており、後に問 28 で見るように、地方裁判所に「まったく行かなかった」とする回答者が 35 人いることが原因と考えられる。

相手方弁護士の印象については、「相手方弁護士についてほとんど印象がない」が 30 人と最多であり（表 14-2）、本人訴訟被告票でも他の当事者調査票の回答と比較して該当率に有意な差は見られない（ $\chi^2$  検定による）。これは欠席被告が回答者に少なからず含まれることから説明できよう。その他の項目では、「相手方弁護士は裁判官と親しげだった」（11 人）、「相手方弁護士は悪徳弁護士に見えた」（13 人）が目立つが、他の当事者調査票の回答との比較で差異が現れたのは、「相手方弁護士は親切そうだった」の該当率が有意に高い点、「相手方弁護士は悪徳弁護士に見えた」の該当率が統計的に有意とまではいえないが低い傾向を示す点であった<sup>15</sup>。総じて本人訴訟被告は相手方弁護士からよい印象を受けているといえる。

<sup>15</sup>  $\chi^2$  検定による有意確率は、「相手方弁護士は親切そうだった」が.047、「相手方弁護士は悪徳弁護士に見えた」が.208 である。

表 14-1： 問 14(1)相手方弁護士の有無 (Q24\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	ついていた	70	60.3	81.4	81.4
	ついていなかった	16	13.8	18.6	100.0
	合計	86	74.1	100.0	
欠損値	わからない	25	21.6		
	無回答	5	4.3		
	合計	30	25.9		
合計		116	100.0		

表 14-2： 問 14(2) 相手方弁護士に対する印象  
(Q24\_2x1B、Q24\_2x2、Q24\_2x4～Q24\_2x8)

相手方弁護士に対する印象	回答数	該当率 *
相手方弁護士は有能に見えた	6	8.6%
相手方弁護士は裁判官と親しげだった	11	15.7%
相手方弁護士は親切そうだった	8	11.4%
相手方弁護士は悪徳弁護士に見えた	13	18.6%
もし将来裁判をするなら、相手方弁護士に依頼したい	1	1.4%
相手方弁護士についてほとんど印象がない	30	42.9%
その他	11	15.7%
対象数	70	-
* 相手方に弁護士のついている人数 70 人に対するパーセンテージ		

(8) 裁判に伴う負担とその評価

問 15 では、当事者が訴訟に要した費用と、その評価を尋ねている。

問 15(1)に対する本人訴訟被告の回答では、有効回答中半数近くが、当該訴訟にお金を「使っていない」としている (表 15-1a)。お金を使ったと回答した者でも、5 万円以下の者の累積パーセントが 43.2%にのぼり、本人訴訟被告が訴訟に要した費用が比較的低額であることをうかがわせる。(なお、費用が 1 億円以上の 3 ケースは、「万円」と調査票にあるのを見落としした誤記の可能性が高い)

表 15-1a : 問 15(1)裁判全体での費用負担の有無 (Q25\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	使った	44	37.9	55.0	55.0
	使っていない	36	31.0	45.0	100.0
	合計	80	69.0	100.0	
欠損値	わからない	31	26.7		
	無回答	5	4.3		
	合計	36	31.0		
合計		116	100.0		

表 15-1b : 裁判全体での負担額 (Q25\_1SQ)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1.00	8	6.9	18.2	18.2
	2.00	4	3.4	9.1	27.3
	3.00	3	2.6	6.8	34.1
	5.00	4	3.4	9.1	43.2
	6.00	1	.9	2.3	45.5
	7.00	1	.9	2.3	47.7
	10.00	8	6.9	18.2	65.9
	15.00	1	.9	2.3	68.2
	20.00	1	.9	2.3	70.5
	30.00	2	1.7	4.5	75.0
	40.00	2	1.7	4.5	79.5
	50.00	4	3.4	9.1	88.6
	80.00	1	.9	2.3	90.9
	300.00	1	.9	2.3	93.2
	10000.00	1	.9	2.3	95.5
	40000.00	1	.9	2.3	97.7
	50000.00	1	.9	2.3	100.0
	合計	44	37.9	100.0	
欠損値	非該当	72	62.1		
合計		116	100.0		

訴訟に要した費用の評価については、問 15(2)で費用が安いか高いかを、(3)で費用が正当な学だと評価するか否かを尋ねている。いずれも有効回答の約半数が「どちらともいえない」と中立的な評価を下しており、「安い」「高い」の評価は拮抗しているが、「正当だ」とする評価は「不当だ」という評価を若干上回る(表 15-2～15-3)。本人訴訟被告については、訴訟に要した費用が比較的少額である者が多いこともあり、費用について批判的な見方は少ない。

これに対して、裁判に関わることのわずらわしさを尋ねた問 16 では、「わずらわしかった」「どちらかといえばわずらわしかった」が合計で有効回答の 75%に上る(表 16)。

表 15-2： 問 15(2) 負担額は高いか (Q25\_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	安い	6	5.2	9.4	9.4
	どちらかといえば安い	8	6.9	12.5	21.9
	どちらともいえない	32	27.6	50.0	71.9
	どちらかといえば高い	9	7.8	14.1	85.9
	高い	9	7.8	14.1	100.0
	合計	64	55.2	100.0	
欠損値	わからない	46	39.7		
	無回答	6	5.2		
	合計	52	44.8		
合計		116	100.0		

グラフ 15-2： 問 15(2) 負担額は高いか (Q25\_2)

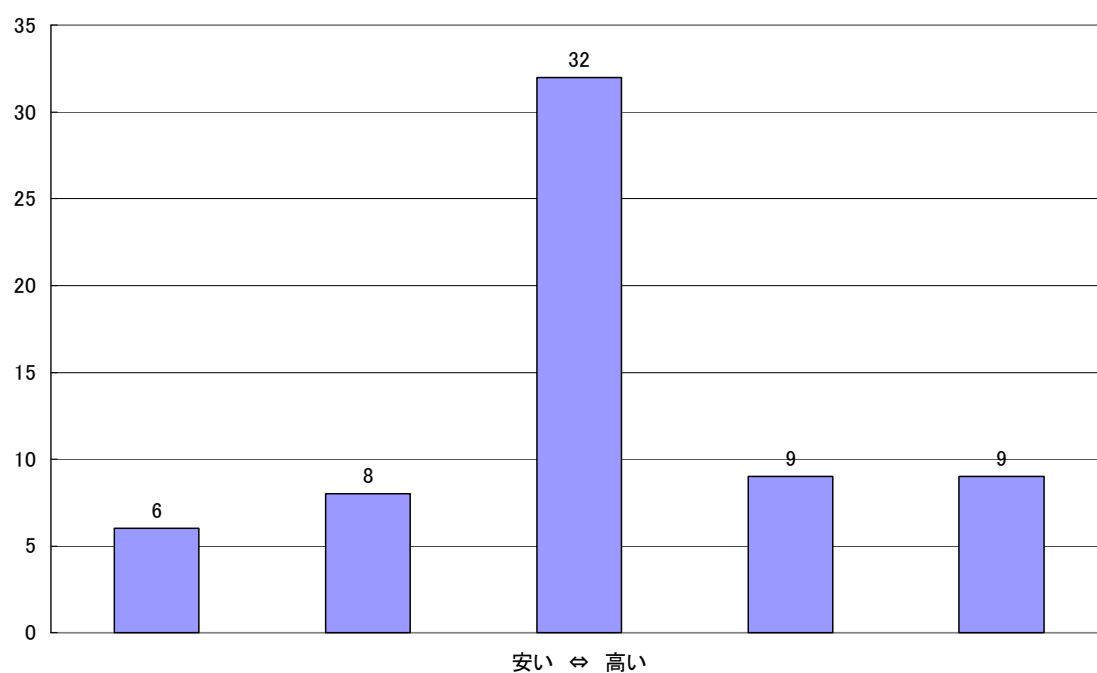


表 15-3： 問 15(3)負担額は正当な額か (Q25\_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	9	7.8	15.3	15.3
	どちらかといえば正当だ	13	11.2	22.0	37.3
	どちらともいえない	30	25.9	50.8	88.1
	どちらかといえば不当だ	3	2.6	5.1	93.2
	不当だ	4	3.4	6.8	100.0
	合計	59	50.9	100.0	
欠損値	わからない	51	44.0		
	無回答	6	5.2		
	合計	57	49.1		
合計		116	100.0		

グラフ 15-3： 問 15(3)負担額は正当な額か (Q25\_3)

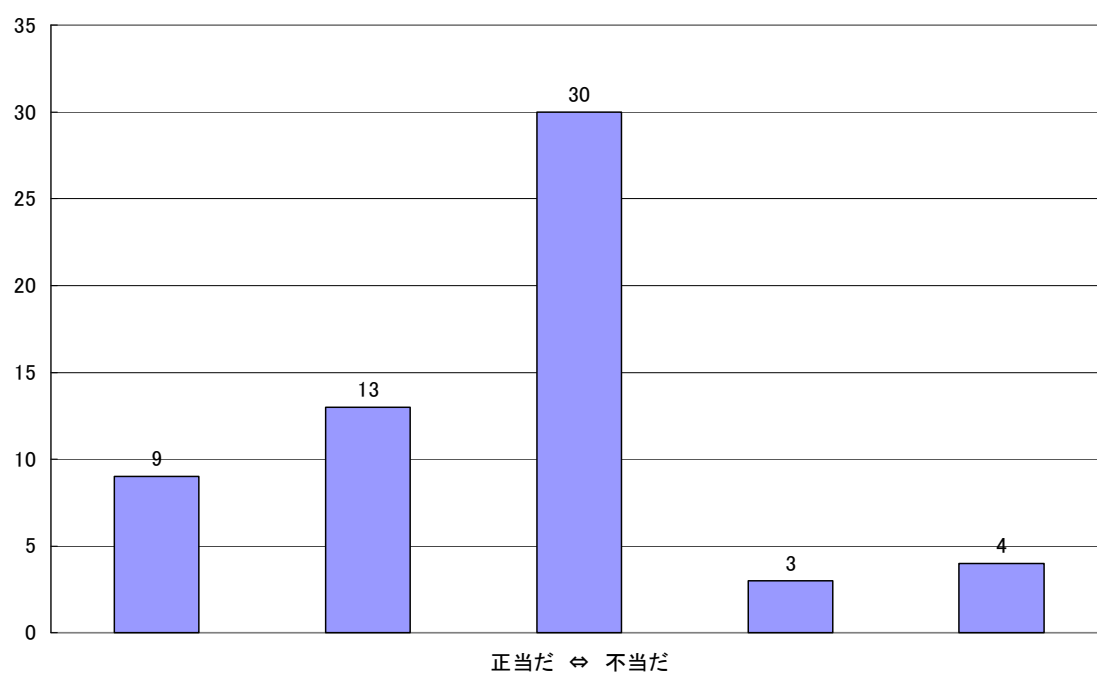
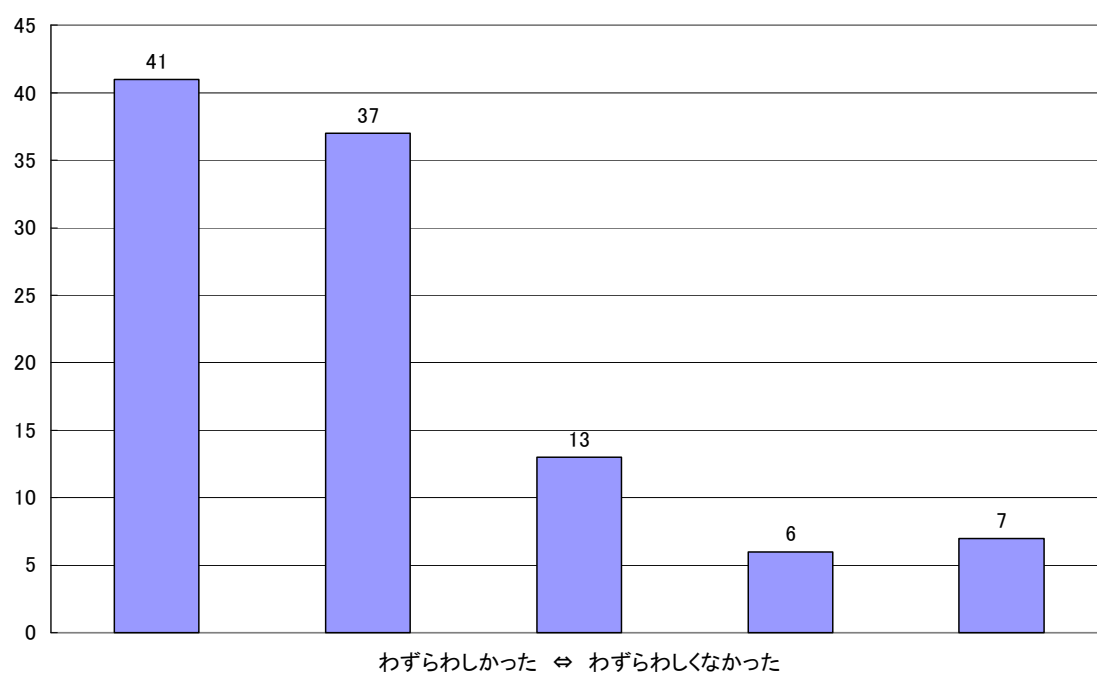


表 16： 問 16 訴訟の過程でわずらわしいと感じたか (Q27)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	わずらわしかった	41	35.3	39.4	39.4
	どちらかといえばわずらわしかった	37	31.9	35.6	75.0
	どちらともいえない	13	11.2	12.5	87.5
	どちらかといえばわずらわしくなかった	6	5.2	5.8	93.3
	わずらわしくなかった	7	6.0	6.7	100.0
	合計	104	89.7	100.0	
欠損値	わからない	8	6.9		
	無回答	4	3.4		
	合計	12	10.3		
合計		116	100.0		



グラフ 16： 問 16 訴訟の過程でわずらわしいと感じたか (Q27)



#### (9) 裁判の結果とその評価

問 17 では裁判の結果を尋ねている。地方裁判所で和解した者が 54 人 (55.1%) であり (表 17)、同時期に終局した地方裁判所通常民事訴訟第一審の終局結果と比較して和解の率が高い<sup>16</sup>。(1) で述べた調査対象の性質による不可避的な回収票の偏りがこのずれの原因の 1 つと考えられる。

<sup>16</sup> 最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』(最高裁判所、2005) 51 頁。

表 17： 問 17 地方裁判所での裁判結果 (Q28)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決が出た	34	29.3	34.7	34.7
	地方裁判所で和解した	54	46.6	55.1	89.8
	地方裁判所で訴えを取り下げた	8	6.9	8.2	98.0
	その他	2	1.7	2.0	100.0
	合計	98	84.5	100.0	
欠損値	わからない	16	13.8		
	無回答	2	1.7		
	合計	18	15.5		
合計		116	100.0		

判決が出た 34 人中、判決理由まで読んだ者は 15 人とどまる (表 18-2)。判決理由の理解についての問 18(3)については回答数の少なさから、回答の傾向を見いだすのが困難である。

問 18(3)、(4)では判決の評価について、勝訴か敗訴か、正当か不当かをそれぞれ尋ねている。4割にあたる 13 人が「敗訴」と回答しているが、勝訴、一部勝訴という者も少なくない。そして、11 人 (34.4%) が判決を「正当」と評価しており、本調査の本人訴訟被告では、勝訴した者も少なからずおり、かつ判決の正当性を肯定的に評価する傾向があるといえる。なお、判決の勝訴・敗訴の評価と、正当・不当の評価には、Pearson の相関係数.532 と 1% 水準で有意な強い相関性が認められる。

表 18-1： 問 18(1) 判決書を読んだか (Q29\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	冒頭の結論のみ読んだ	6	5.2	24.0	24.0
	結論以外の部分も読んだ	15	12.9	60.0	84.0
	判決書を読んでいない	4	3.4	16.0	100.0
	合計	25	21.6	100.0	
欠損値	わからない	9	7.8		
	非該当	82	70.7		
	合計	91	78.4		
合計		116	100.0		

表 18-2： 問 18(2) 判決書を自分で読んで理解できたか (Q29\_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	理解できた	4	3.4	26.7	26.7
	ある程度理解できた	6	5.2	40.0	66.7
	どちらともいえない	1	.9	6.7	73.3
	あまり理解できなかった	2	1.7	13.3	86.7
	理解できなかった	2	1.7	13.3	100.0
	合計	15	12.9	100.0	
欠損値	非該当	101	87.1		
合計		116	100.0		

表 18-3： 問 18(3) 判決内容の評価・勝敗 (Q29\_4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝訴だった	8	6.9	25.8	25.8
	どちらかといえば勝訴だった	4	3.4	12.9	38.7
	どちらともいえない	3	2.6	9.7	48.4
	どちらかといえば敗訴だった	3	2.6	9.7	58.1
	敗訴だった	13	11.2	41.9	100.0
	合計	31	26.7	100.0	
欠損値	わからない	3	2.6		
	非該当	82	70.7		
	合計	85	73.3		
合計		116	100.0		

表 18-4： 問 18(4) 判決内容の評価・正当性 (Q29\_5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	11	9.5	34.4	34.4
	どちらかといえば正当だ	6	5.2	18.8	53.1
	どちらともいえない	7	6.0	21.9	75.0
	どちらかといえば不当だ	1	.9	3.1	78.1
	不当だ	7	6.0	21.9	100.0
	合計	32	27.6	100.0	
欠損 値	わからない	2	1.7		
	非該当	82	70.7		
	合計	84	72.4		
合計		116	100.0		

問 19 では和解内容の評価について尋ねているは。勝敗については「どちらともいえない」が 18 人 (35.5%) で最も多く、「どちらかといえば敗訴だった」が 12 人 (23.5%) でそれに次ぐ (表 19-1)。双方の譲歩があるためか、判決の場合の結果と比較して、中間的な評価が多くなっている。正当・不当の評価については、「正当」とする者が 4 人 (3.4%) と少なく、やはり「どちらかといえば正当だ」が 16 人 (32.7%)、「どちらともいえない」が 15 人 (30.6%) と中間的な評価が多い (表 19-2)。判決の場合と同様に、勝訴・敗訴の評価と正当・不当の評価の間には、Pearson の相関係数.588 と 1%水準で有意な強い相関が見られる。

問 20 では、和解をした際考慮した事項を 5 段階スケールで尋ねている。考慮する者が多い事項は、「裁判官からのすすめ」と紛争の早期解決である。逆に考慮しない者が多い事項は、家族からのすすめ、裁判継続に対する家族等の受け止め方、裁判継続による家族等の迷惑である (表 20)。

問 21 では、訴えを取下げた被告に対して、裁判外での和解について尋ねている。問 21(1) で、裁判外で和解したと回答した者は 2 人であり、(2)の和解内容の勝訴・敗訴の評価については、「勝訴だった」1 人、「どちらともいえない」1 人、(3)の和解内容の正当・不当の評価については、「正当だ」1 人、「どちらともいえない」1 人である (回答者少数のため表は省略する)。

表 19-1： 問 19(1) 地方裁判所における和解内容の評価・勝敗 (Q30\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	勝訴だった	7	6.0	13.7	13.7
	どちらかといえば勝訴だった	7	6.0	13.7	27.5
	どちらともいえない	18	15.5	35.3	62.7
	どちらかといえば敗訴だった	12	10.3	23.5	86.3
	敗訴だった	7	6.0	13.7	100.0
	合計	51	44.0	100.0	
欠損値	わからない	1	.9		
	非該当	62	53.4		
	無回答	2	1.7		
	合計	65	56.0		
合計		116	100.0		

表 19-2： 問 19(2) 地方裁判所における和解内容の評価・正当性 (Q30\_2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	正当だ	4	3.4	8.2	8.2
	どちらかといえば正当だ	16	13.8	32.7	40.8
	どちらともいえない	15	12.9	30.6	71.4
	どちらかといえば不当だ	9	7.8	18.4	89.8
	不当だ	5	4.3	10.2	100.0
	合計	49	42.2	100.0	
欠損値	わからない	4	3.4		
	非該当	62	53.4		
	無回答	1	.9		
	合計	67	57.8		
合計		116	100.0		

表 20： 問 20(1)～(10) 地方裁判所における和解の際、考慮したこと（5段階スケール）  
（Q29\_1、Q29\_3～Q29\_11）

地方裁判所における和解の際、考慮したこと	平均値*	考慮した	た ある程度考慮し ない	ど ちらともいえ なかった	あ まり考慮しな かった	考 慮しなかつた	有 効回答合計
裁判官からのすすめ	2.04	14	22	9	2	1	48
家族からのすすめ	2.98	6	14	9	1	12	42
和解しないと裁判でさらにお金がかかること	2.92	10	13	8	7	11	49
和解の内容が納得できること	2.54	6	21	19	3	3	52
裁判に疲れたこと	3.00	5	14	17	2	11	49
紛争に早く決着をつけること	2.47	9	25	7	4	6	51
相手が解決内容にしたがう可能性	2.74	7	14	16	4	6	47
紛争解決の相場等に沿った和解であること	2.62	3	16	16	1	3	39
裁判継続による家族や勤務先等の受けとめ方	3.78	2	4	9	7	15	37
裁判継続により家族等に迷惑がかかること	3.38	5	8	10	4	15	42

\* 「考慮した」を1、「考慮しなかった」を5とする5段階スケールの平均値

#### （10）裁判過程での経験

裁判過程での経験について、本人訴訟被告に対しては、問 22～23 でまず証拠等の収集について尋ねている。証拠等の収集方法では、独力で証拠等を収集した者が 42 人（36.2%）と最多であるが、証拠等を収集しなかった者も 29 人（25.0%）いる。証拠収集の苦勞についても、「特に困難ではなかった」23 人（19.8%）、「さがさなかった」35 人（30.2%）とする者が多い。本人訴訟被告票のケースでは、事実争いのあるケースが少ないことが推測される。困難を経験した者では、相手方の持っている証拠等を調べるのが困難だったとする回答が 10 人（8.6%）比較的多いという、十分予測される結果になっている。

表 22： 問 22 証拠等の収集方法（Q33x1\_B、Q33x2\_Bs～Q33x5）

証拠等の収集方法	回答数	該当率*
自分ひとりで、事件や証拠・証人をさがした	42	36.2%
事実や証拠・証人をさがす際、他の人に手伝ってもらった	14	12.1%
事実や証拠・証人をさがさなかった	29	25.0%
わからない	25	21.6%
対象数	116	-

\* 対象数 116 人に対するパーセンテージ

表 23：問 23 証拠収集での苦勞 (Q34x1\_B~Q34x7\_B)

証拠収集での苦勞	回答数	該当率 *
相手方の持っている証拠や事実を調べるのが困難だった	10	8.6%
第三者のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった	8	6.9%
官公署のもとにある証拠や事実をしらべることが困難だった	4	3.4%
証拠や事実を調べることは特に困難でなかった	23	19.8%
証拠や事実をさがす必要がなかった	35	30.2%
その他	4	3.4%
わからない	28	24.1%
対象数	116	-

\* 対象数 116 人に対するパーセンテージ

次に、問 24 では当事者尋問の経験を尋ねている。

問 24(1)に対する回答によれば、本人訴訟被告のうち 36 人 (42.4%) が何らかの形で本人尋問を経験している (表 24-1)。その際の経験については問 24(2)で尋ねているが (表 24-2a~24-2c)、十分に言いたいことをいえたかについては、「言えた」とする者、「言えなかった」とする者に評価が 2 分されている。相手方当事者の質問で何らかの程度不愉快になった者 (「不愉快になった」「やや不愉快になった」) は 57.1%と相手方の質問によって不愉快な思いをする当事者が多く、裁判官からの質問についても不愉快な思いをする当事者が 44.1%おり、本人訴訟被告にとって当事者尋問が不愉快な経験になりがちであることを示唆している。

表 24-1：問 24(1) 当事者尋問の有無 (Q36\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	宣誓をした上で、法廷で証言した	22	19.0	25.9	25.9
	宣誓はしないで、法廷で証言した	14	12.1	16.5	42.4
	法廷で証言したことはない	49	42.2	57.6	100.0
	合計	85	73.3	100.0	
欠損値	わからない	22	19.0		
	無回答	9	7.8		
	合計	31	26.7		
合計		116	100.0		

表 24-2a : 問 24(2)(a) 当事者尋問で十分に発言できたか (Q36\_2\_a)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	言えた	6	5.2	17.1	17.1
	ある程度言えた	14	12.1	40.0	57.1
	どちらともいえない	3	2.6	8.6	65.7
	あまり言えなかった	11	9.5	31.4	97.1
	言えなかった	1	.9	2.9	100.0
	合計	35	30.2	100.0	
欠損 値	わからない	1	.9		
	非該当	80	69.0		
	合計	81	69.8		
合計		116	100.0		

表 24-2b : 問 24(2)(b) 相手側の質問により不愉快になったか (Q36\_2\_b)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	不愉快になった	8	6.9	22.9	22.9
	やや不愉快になった	12	10.3	34.3	57.1
	どちらともいえない	7	6.0	20.0	77.1
	あまり不愉快にならな かった	3	2.6	8.6	85.7
	不愉快にならなかった	5	4.3	14.3	100.0
	合計	35	30.2	100.0	
欠損 値	非該当	80	69.0		
	無回答	1	.9		
	合計	81	69.8		
合計		116	100.0		



表 24-2c： 問 24(2)(c) 裁判官の質問により不愉快になったか (Q36\_2\_c)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	不愉快になった	6	5.2	17.6	17.6
	やや不愉快になった	9	7.8	26.5	44.1
	どちらともいえない	5	4.3	14.7	58.8
	あまり不愉快にならな かった	7	6.0	20.6	79.4
	不愉快にならなかった	7	6.0	20.6	100.0
	合計	34	29.3	100.0	
欠損 値	わからない	1	.9		
	非該当	80	69.0		
	無回答	1	.9		
	合計	82	70.7		
合計		116	100.0		

最後に、問 25～26 は、裁判途中の和解交渉の有無と、その進め方について尋ねている。

問 25(1)によれば、裁判途中で和解交渉をした者は 34 人 (35.1%) である (表 25-1)。先に問 17 で見た訴訟上の和解の成立数よりも和解交渉の経験者が少なく、書面による和解条項の受諾などの方法で、訴訟内の交渉過程を経ることなく和解成立に至ったケースがあることが考えられる。問 25(2)では、和解交渉のために事前に検討したこととして挙げた項目については、ほとんどの項目で検討したとする者が多数を占めるが、相手方の不履行・不遵守の可能性は検討した者が 8 人ととどまる (表 25-2)。

問 26 は、裁判官による和解勧試の程度を尋ねているが、やはり大多数の回答者がある程度の裁判官からの和解のすすめがあったとしている (表 26)。

表 25-1： 問 25(1) 裁判途中の和解交渉の有無 (Q37\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	した	34	29.3	35.1	35.1
	しなかった	63	54.3	64.9	100.0
	合計	97	83.6	100.0	
欠損 値	わからない	11	9.5		
	無回答	8	6.9		
	合計	19	16.4		
合計		116	100.0		

表 25-2： 問 25(2) 和解交渉のために事前に検討したこと (Q37\_3\_a\_B~Q37\_3\_d\_B)

和解交渉のために事前に検討したこと	検討した	検討しな かった	わからな い	合計
どこまで譲歩できるか	25	2	5	32
どういう判決が出るかの見通し	17	6	7	30
相手を説得するための材料	13	9	6	28
相手が判決や和解にしたがわない可能性	8	12	8	28

表 26： 問 26 裁判官が和解を勧めた程度 (Q38)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	非常に強く勧めた	3	2.6	9.4	9.4
	強く勧めた	5	4.3	15.6	25.0
	ある程度勧めた	17	14.7	53.1	78.1
	それほどは勧めなかった	4	3.4	12.5	90.6
	勧めなかった	3	2.6	9.4	100.0
	合計	32	27.6	100.0	
欠損 値	わからない	2	1.7		
	非該当	82	70.7		
	合計	84	72.4		
合計		116	100.0		

(1 1) 裁判結果の履行状況

裁判結果については、判決・和解の内容が現実に履行されたとするものが大多数である。一部履行も含めれば 73 人 (67.0%) で履行がなされている。全く履行されていないとの回答は、計 9 人 (8.4%) にすぎない。この結果については、多くの場合履行を求められるのが被告側であることを考えると、解釈にあたっては判決・和解の内容を履行できた本人訴訟被告に回答者が偏っているという可能性も考慮して、原告調査票の回答と比較検討する必要がある。

表 27： 問 27 裁判の最終結果とその履行状況 (Q39)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決や和解の内容が現実に履行された	67	57.8	61.5	61.5
	判決や和解の内容の一部が現実に履行された	6	5.2	5.5	67.0
	判決や和解の内容は全く履行されていない	7	6.0	6.4	73.4
	再び話し合って裁判の結果とは別の合意となって履行された	4	3.4	3.7	77.1
	裁判の結果とは別の合意となり、その一部しか履行されていない	1	.9	.9	78.0
	裁判の結果とは別の合意となり、全く履行されていない	2	1.7	1.8	79.8
	履行されるべき内容がなかった	11	9.5	10.1	89.9
	その他	11	9.5	10.1	100.0
	合計	109	94.0	100.0	
欠損値	無回答	7	6.0		
合計		116	100.0		

(12) 当事者の出廷頻度

問 28 では、当事者の出廷頻度ならびに出廷した時期を尋ねている。

問 28(1)の出廷頻度に関する回答では、35 人 (32.5%) がまったく出廷していないのが目立つが、第 1 回期日前に訴えの取下げがなされた場合、書面による和解条項の受諾が用いられた場合などにはありうる事態である (表 28-1)。問 28(2)については、回答は後掲の通りであるが (表 28-2)、当事者尋問を経験したとする者の数 (問 24(1)) よりも、「あなたが証言した日」に出廷した者の数が少ないなど、回答がかなり不正確であることが疑われる結果となっている。

表 28-1： 問 28(1) 地方裁判所に行った頻度 (Q40\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	毎回行った	31	26.7	28.7	28.7
	しばしば行った	5	4.3	4.6	33.3
	ときどき行った	11	9.5	10.2	43.5
	まれにしか行かなかった	26	22.4	24.1	67.6
	まったく行かなかった	35	30.2	32.4	100.0
	合計	108	93.1	100.0	
欠損値	わからない	7	6.0		
	無回答	1	.9		
	合計	8	6.9		
合計		116	100.0		

表 28-2： 問 28(2) 地方裁判所に行った場面 (Q40\_2x1~Q40\_2x10)

地方裁判所にいった場面	回答数	該当率 *
初回の審理の日	41	56.2%
裁判の初期の段階	20	27.4%
裁判の半ばの頃	14	19.2%
証人尋問の日	14	19.2%
あなたが証言した日	18	24.7%
相手が証言した日	12	16.4%
和解成立の日	29	39.7%
判決の日	19	26.0%
わからない	5	6.8%
対象者数	73	-

\* 対象者数 73 人に対するパーセンテージ

#### (1 2) 裁判官・裁判所職員に対する評価

問 29 で尋ねた裁判官に対する総合評価については、いずれの項目でも裁判官に対して肯定的な評価を下す回答傾向が見られた (表 29)。問 29 で 5 段階スケールの平均値が 3 を超える (思わない側に偏る) のは、いずれも裁判官に対する否定的評価を示す項目である。中でも、裁判官の交代による審理遅延については、他の種類の当事者調査票と比較して有意に平均値が高く、否定傾向が強かった。

問 30 では、(1)で裁判官の性別、(2)で裁判官の年齢 (当事者の推測による) を尋ねているが、性別は 68 人 (82.4%) が男性であり (表 30-1)、年齢は 50 代をピークとするが、一般

人調査で尋ねた担当裁判官の年齢に対する希望と比較すると、むしろ30代、40代という回答もある程度見られることが特徴的である（表30-2）。

表29： 問29(1)～(7)裁判官に対する総合評価（Q41\_1～41\_7）

裁判官に対する総合評価	平均値*	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらともいえない	そう思わない	有効値・合計	わからない
裁判官はよく話を聞いてくれた	2.80	12	22	25	10	10	79	34
裁判官は問題とその背景をよく理解していた	2.80	15	26	18	11	14	84	29
裁判官の言うことはわかりやすかった	2.65	19	20	24	9	10	82	31
裁判官は相手方に味方しているように見えた	3.23	12	13	22	12	22	81	32
裁判官は自分を見下しているようだった	3.64	10	10	16	8	37	81	32
裁判官の裁判のすすめ方は強引だった	3.55	9	9	20	10	30	78	34
審理の途中で裁判官が交替して審理が滞った	4.65	2	0	5	3	50	60	46

\* 「そう思う」を1、「そう思わない」を5とした5段階スケールの平均値

表30-1： 問30(1) 担当裁判官の性別（Q42\_1）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	68	58.6	82.9	82.9
	女性	14	12.1	17.1	100.0
	合計	82	70.7	100.0	
欠損値	わからない	27	23.3		
	無回答	7	6.0		
	合計	34	29.3		
合計		116	100.0		

表30-2： 問30(2) 担当裁判官の年齢（Q42\_2）

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
--	----	-------	---------	---------

有効	30代	12	10.3	15.6	15.6
	40代	24	20.7	31.2	46.8
	50代	38	32.8	49.4	96.1
	60代	3	2.6	3.9	100.0
	合計	77	66.4	100.0	
欠損値	わからない	30	25.9		
	無回答	9	7.8		
	合計	39	33.6		
合計		116	100.0		

裁判所職員についても、問 31 で印象を尋ねているが、何らかの印象を持った回答者は 13 人 (11.2%) と限られる。また、裁判所職員とは話をしていないという者も 40 人 (34.5%) と多いことは、手続教示等が十分なされたのかといった観点から注目される (表 31)。

表 31： 問 31(1)裁判所職員の印象 (多重回答) (Q43\_1x1~43\_1x5)

裁判所職員の印象	回答数	該当率 *
裁判所職員と裁判官の区別が付かなかった	11	9.5%
裁判所職員とは話をしていない	40	34.5%
裁判所職員と話したが特に印象はない	39	33.6%
裁判所職員について何らかの印象を持った	13	11.2%
その他	6	5.2%
対象者数	116	-

\* 対象者数 116 人に対するパーセンテージ

### (13) 共同被告について

問 32 では、共同被告については尋ねている。問 32(1)の回答を見ると、46 人 (44.2%) の回答者が共同被告ありと答えている (表 32-1a)。共同被告としては、「配偶者・元配偶者」15 人 (32.6%)、「配偶者以外の家族・親戚」17 人 (37.0%) と家族・親戚関係にある者が多数を占め、人数は 1～2 人と比較的少数に留まるケースが多い (表 32-1b、32-2)。中心となった者については特に明確な傾向はなく、調査に応じた者が被告側の中心人物に偏っているわけではないことがわかる (表 32-3)。

表 32-1a： 問 32(1)味方当事者（共同被告）の有無（Q44\_1）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	いなかった	58	50.0	55.8	55.8
	いた	46	39.7	44.2	100.0
	合計	104	89.7	100.0	
欠損値	いたかどうかわからない	11	9.5		
	無回答	1	.9		
	合計	12	10.3		
合計		116	100.0		

表 32-1b： 問 32(1) 共同被告の人数（Q44\_1SQ）

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	20	17.2	52.6	52.6
	2	10	8.6	26.3	78.9
	3	4	3.4	10.5	89.5
	4	1	0.9	2.6	92.1
	5	2	1.7	5.3	97.4
	6	1	0.9	2.6	100.0
	合計	38	32.8	100.0	
欠損値	非該当	70	60.3		
	無回答	8	6.9		
	合計	78	67.2		
合計		116	100.0		

表 32-2： 問 32(2) 味方当事者（共同被告）の種別（Q44\_2x1～44\_2x8）

味方当事者	回答数	該当率 *
配偶者・元配偶者	15	32.6%
配偶者以外の家族・親戚	17	37.0%
友人・知人	7	15.2%
職場の同僚・上司など	5	10.9%
それまで知らなかった人	6	13.0%
自分の会社	1	2.2%
その他	3	6.5%
対象者数	46	-

\* 対象者数 46 人に対するパーセンテージ

表 32-3： 問 32(3) 中心になって裁判を進めた人 (Q44\_3)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	あなたが中心となって進めた	19	16.4	63.3	63.3
	あなた以外の原告が中心となって進めた	11	9.5	36.7	100.0
	合計	30	25.9	100.0	
欠損値	誰が中心ということもなかった	14	12.1		
	非該当	70	60.3		
	無回答	2	1.7		
	合計	86	74.1		
合計		116	100.0		

(13) 訴訟の相手方について

訴訟の相手方については、まず問 33 で相手方がどのような人・組織なのか尋ねている。その回答によれば、「それまで知らなかった人」31人(26.7%)が最多であり、「取引先」20人(17.2%)、「知人・友人」11人(9.5%)、「配偶者以外の家族・親戚」9人(7.8%)などの回答が続く(表 33)。「その他」が多いために、自由回答の分析なしには仮説を提示しにくい。比較的人間関係の希薄な相手方との訴訟が多いように思われる。

問 34 では相手方と関係が生じた時期を尋ねているが、1930年から2004年まで非常に広く薄く分布しており、最頻値は2003年の11人となっている。問 35 によれば、他の紛争やもめ事を抱えていた者は7人(6.3%)にとどまり(表 35)、単発的な紛争事例が多いことがうかがえる。

問 36 で訴訟相手に対する評価を見ると、「相手方は犯罪的だ」、「相手方は理不尽だ」といった否定的評価も少なからずあるが、「相手方の立場も一応は理解できる」とする者が51人(44.0%)いることが特徴的である(表 36)。本人訴訟被告においては、相手方の立場に対する理解、あるいは自己の不当性の認識のある者が少なくないことをうかがわせる。



表 33： 問 33 相手方の種別 (Q45x1～45x9)

訴訟相手	回答者	該当率 *
配偶者・元配偶者	2	1.7%
配偶者以外の家族・親戚	9	7.8%
知人・友人	11	9.5%
近隣の人	1	0.9%
職場の同僚・上司など	1	0.9%
取引先	20	17.2%
それまで知らなかった人	31	26.7%
その他	40	34.5%
対象者数	116	-

\* 対象者数 116 人に対するパーセンテージ

表 35： 問 35 訴訟相手と他にも紛争を抱えていたか (Q47)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	かかえていた	7	6.0	6.3	6.3
	かかえていなかった	104	89.7	93.7	100.0
	合計	111	95.7	100.0	
欠損値	無回答	5	4.3		
合計		116	100.0		

表 36： 問 36 訴訟相手方に対する評価 (Q48x1～48x6)

訴訟相手に対する評価	回答数	該当率 *
相手方は犯罪的だ	16	13.8%
相手方は理不尽だ	30	25.9%
相手方の立場は一応理解できる	51	44.0%
相手方にも誠意があることがわかった	16	13.8%
相手方とはこの裁判をきっかけに、よい関係を築けた	4	3.4%
その他	11	9.5%
対象者数	116	-

\* 対象者数 116 人に対するパーセンテージ

(14) 訴訟記録調査による補足——本人訴訟被告票の事件種類

フェイスシート項目に移る前に、訴訟記録調査で抽出した事件と比較して、本人訴訟被告票の回収ケースでどのような偏りが生じているのか、訴訟記録調査での転記をもとに調査班内で検討した結果得られた事件種別（標目）で確認したい（表 37）。本人訴訟被告票で比率が目立って減っているのは、立替金・求償金、不動産明渡であり、特に不動産明渡でそれが顕著である。これは（1）で論じたように、これらの事件類型では敗訴被告が転居して調査不可能になるケースが出ることで避けられないことによる。

表 37： 調査対象事件と被告本人調査票の事件種別の比較

標目	対象事件	%	調査票	%
貸金	127	11.2%	52	9.8%
保証	53	4.7%	15	2.8%
売買代金	21	1.9%	9	1.7%
立替金・求償金	112	9.9%	37	6.9%
契約損害賠償	37	3.3%	18	3.4%
請負	21	1.9%	5	0.9%
交通事故損害賠償	73	6.5%	61	11.4%
その他損害賠償	142	12.6%	91	17.1%
家賃・地代	16	1.4%	10	1.9%
不動産所有権	9	0.8%	7	1.3%
不動産明渡	249	22.0%	64	12.0%
不動産登記	36	3.2%	25	4.7%
離婚	2	0.2%	1	0.2%
相続	19	1.7%	20	3.8%
その他	98	8.7%	46	8.6%
不当利得返還	51	4.5%	19	3.6%
預託金返還	12	1.1%	9	1.7%
債務不存在確認	16	1.4%	14	2.6%
労働	24	2.1%	16	3.0%
手形小切手	7	0.6%	1	0.2%
境界確定	5	0.4%	13	2.4%
合計	1130	100.0%	533	100.0%

(15) フェイスシート項目

最後にフェイスシート項目について、概観しておきたい。

F1では生年を尋ねているが、この回答から計算した訴訟終局時の満年齢を見ると、本人訴訟被告票の回答者が、50歳以上の比較的年齢の高い者が多いことがわかる(表F1)。

性別では男性が8割を占める(表F2)。

表 F1 : F1 終局時の年齢(ビン分割済み)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	21 - 30	4	3.4	3.7	3.7
	31 - 40	15	12.9	13.8	17.4
	41 - 50	18	15.5	16.5	33.9
	51 - 60	32	27.6	29.4	63.3
	61 - 70	23	19.8	21.1	84.4
	71 - 80	16	13.8	14.7	99.1
	81+	1	.9	.9	100.0
	合計	109	94.0	100.0	
欠損値	システム欠損値	7	6.0		
合計		116	100.0		

表 F2 : F2.性別 (F2)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	男性	85	73.3	73.3	73.3
	女性	31	26.7	26.7	100.0
	合計	116	100.0	100.0	

職業では、自営業者で全体の31.9%を占めるのが特徴的である(表F3-1)。法務部等の経験者はわずかであるが、自営業者が多いためか、通常の仕事の中で法律をあつかったことがある者が14人(12.1%)いる。

表 F3-1 : F3(1) 職業 (F3\_1)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	農林漁業の自営業	3	2.6	2.7	2.7
	商業・工業の自営業	23	19.8	20.4	23.0
	その他の自営業	10	8.6	8.8	31.9
	管理的職業の従業員	3	2.6	2.7	34.5
	販売的職業の従業員	5	4.3	4.4	38.9
	技術的職業の従業員	12	10.3	10.6	49.6
	労務的職業の従業員	7	6.0	6.2	55.8
	事務的職業の従業員	7	6.0	6.2	61.9
	専門職業	2	1.7	1.8	63.7
	パート	11	9.5	9.7	73.5
	専業主婦・主夫	4	3.4	3.5	77.0
	学生	2	1.7	1.8	78.8
	無職	22	19.0	19.5	98.2
	その他	2	1.7	1.8	100.0
合計	113	97.4	100.0		
欠損値	無回答	3	2.6		
合計		116	100.0		

表 F3-2 : F3(2)法律に関わる仕事の経験有無 (F3\_2x1~3\_2x4)

F3(2)法律に関わる仕事の経験有無	回答数	該当率 *
法務部・法務課・法規室など、法律事務に直接関係する部門で仕事をした経験がある	3	2.6%
営業・販売・製造など、通常の仕事を行うなかで、法律に関わった経験がある	14	12.1%
仕事上で法律に関わった経験はない	88	75.9%
わからない	7	6.0%
対象者数	116	-

\* 対象者数 116 人に対するパーセンテージ

学歴に関しては、「小学校、中学校」のみの者が 23 人 (20.2%) に上ることが特徴的であり (表 F4)、法律についての勉強も 89 人 (85.6%) と大多数が勉強したことがない。

表 F4： F4.最終学歴 (F4)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	小学校、中学校	23	19.8	20.2	20.2
	高等学校	59	50.9	51.8	71.9
	短期大学、高等専門学校	7	6.0	6.1	78.1
	大学	25	21.6	21.9	100.0
	合計	114	98.3	100.0	
欠損値	無回答	2	1.7		
合計		116	100.0		

表 F5： F5.法律に関する勉強をしたか (F5)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	法学部系の学部又は大学院で法律を勉強したことがある	3	2.6	2.9	2.9
	法学部系以外の学部又は大学院で法律を勉強したことがある	1	.9	1.0	3.8
	大学以外で法律を勉強したことがある	11	9.5	10.6	14.4
	法律を勉強したことはない	89	76.7	85.6	100.0
	合計	104	89.7	100.0	
欠損値	わからない	7	6.0		
	無回答	5	4.3		
	合計	12	10.3		
合計		116	100.0		

世帯人数については、単身者、大家族ともに少なく、2人という者が36人(32.1%)と最多で、3人が23人(20.5%)とそれに続く(表F6)。世帯収入(表F7)、総資産(表F8)については、総資産について7割弱が1000万円以下であるが、1億以上という者も6人いることが注目される。

表 F6 : F6.世帯人数 (F6)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	一人	12	10.3	10.7	10.7
	二人	36	31.0	32.1	42.9
	三人	23	19.8	20.5	63.4
	四人	19	16.4	17.0	80.4
	五人	11	9.5	9.8	90.2
	六人以上	11	9.5	9.8	100.0
	合計	112	96.6	100.0	
欠損値	無回答	4	3.4		
合計		116	100.0		

表 F7 : F7.世帯収入 (昨年1年間) (F7)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	なし	5	4.3	4.6	4.6
	70万円未満	7	6.0	6.5	11.1
	70万～250万円未満	20	17.2	18.5	29.6
	250万～500万円未満	42	36.2	38.9	68.5
	500万～750万円未満	17	14.7	15.7	84.3
	750万～1000万円未満	10	8.6	9.3	93.5
	1000万～1250万円未満	5	4.3	4.6	98.1
	1250万～1500万円未満	1	.9	.9	99.1
	1500万円以上	1	.9	.9	100.0
	合計	108	93.1	100.0	
欠損値	無回答	8	6.9		
合計		116	100.0		

表 F8 : F8.総資産 (F8)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1000万円未満	67	57.8	69.8	69.8
	1000万円～3000万円未満	15	12.9	15.6	85.4
	3000万円～5000万円未満	3	2.6	3.1	88.5
	5000万円～7000万円未満	2	1.7	2.1	90.6
	7000万円～1億円未満	3	2.6	3.1	93.8
	1億円以上	6	5.2	6.3	100.0
	合計	96	82.8	100.0	
欠損値	無回答	20	17.2		
合計		116	100.0		

裁判所への所要時間については、裁判所から 30 分から 1 時間未満の地域に今日中する者が 41 人 (36.6%) と最多であり、78.6%が片道 1 時間半未満と裁判所への日帰りが比較的容易な地域に居住している (表 F9)。

表 F9 : F9.裁判所への所要時間 (F9)

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	30分未満	21	18.1	18.8	18.8
	30分～1時間未満	41	35.3	36.6	55.4
	1時間～1時間半未満	26	22.4	23.2	78.6
	1時間半～2時間未満	12	10.3	10.7	89.3
	2時間～3時間未満	4	3.4	3.6	92.9
	3時間以上	8	6.9	7.1	100.0
	合計	112	96.6	100.0	
欠損値	無回答	4	3.4		
合計		116	100.0		

## 5. 知見と課題

以上、本論文では訴訟行動調査の本人訴訟被告票の調査結果を、単純集計を中心に概観してきた。

本人訴訟被告については、訴訟委任を予定しない限定的な目的での弁護士に対する相談行動（問5～9）、訴訟に対する期待と懸念の弱さ（問11、12）、相手方当事者・相手方弁護士に対して比較的良好な印象を持つ者が少なからずいること（問14、問36）など、他の当事者類型と比較した特徴が明らかになった。また、判決、和解の勝訴・敗訴の評価と正当・不当の評価に強い相関があるなど、当事者の訴訟手続評価の要因に関する手がかりもいくつか得られた。

ただし、これらの結果は事件類型や当事者属性の偏りなどの影響を受けていることも懸念され、今後は統合後の全当事者調査票のデータ、訴訟記録調査のデータを組み合わせ、より踏み込んだ分析を行っていく必要がある。

### 【文献】

- 最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』（最高裁判所、2005）  
佐藤岩夫「本人訴訟当事者の動機と評価」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟——司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の2次分析』73頁（日本評論社、2006）  
濱野亮「弁護士へのアクセス」佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編『利用者からみた民事訴訟——司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の2次分析』223頁（日本評論社、2006）  
宮澤節生『法過程のリアリティ——法社会学フィールドノート』（信山社、1994）  
和田仁孝『民事紛争交渉過程論』（信山社、1991）



# 「訴訟上の和解」の成立要因

## — 訴訟当事者の訴訟関心・和解関心の分析から —

守屋 明

関西学院大学

moriya@kwansei.ac.jp

### 【論文要旨】

訴訟上の和解が成立するかどうか、またどのような和解が成立するかは、当該事件の特性、当事者関係、当事者の属性、当事者を巡る人的関係など多様な要因によって決定されることが考えられるが、これは部分的には、当事者の裁判への期待や和解に対する当事者の評価にも依っている。本稿では、そのような裁判および和解に対する当事者の主観的期待ないし評価が、実際の和解選択とどのように関係しているかを確認すると共に、和解選択において見出される当事者のタイプについて、これを原告・被告の別、あるいは代理人付当事者と本人訴訟当事者と関連づけて分析する。

### 【キーワード】

訴訟上の和解、訴訟関心、和解選択

### 1. はじめに

本稿は、訴訟上の和解の成立をもたらす要因のうち、当事者の訴訟への期待や和解時における当事者の関心などの分析を通じて、訴訟当事者にとっての和解の意義の多義性を確認しようとするものである。訴訟上の和解とは判決類似の結果を低コストで実現するものであるのか、それとも判決では実現困難な独自の紛争解決を現実化する方策であるのか、あるいは訴訟上の和解は判決の不確定性や訴訟遂行のコストを回避しながら行われる消極的な利益確保策であるのか、それとも当事者が自ら合意に到達すること自体が当事者に満足をもたらすものであるのかなど、訴訟上の和解の位置づけについては様々な見方がある。そこで本稿では、訴訟当事者へのアンケート調査の分析を通じて、和解した訴訟当事者が判決で終わった当事者と比べてどのような裁判への期待や不安を抱いていたのか、あるいは当事者が実際に和解を選択するに際してどのような観点を重視したのかなどを確認し、当事者による和解選択の実態を知る手がかりを得ることとしたい。

### 2. 理論と仮説

それぞれの訴訟が和解で終了するかどうかは、当事者の裁判利用の目的ないし裁判への

期待、訴訟遂行の金銭的・時間的・心理的コスト、紛争のタイプ、係争額、当事者の社会的・心理的關係、当事者を取り巻く人的環境、弁護士・裁判官の関与の仕方、訴訟目的実現の蓋然性、当事者の属性・個性、訴訟提起・訴訟遂行に関する文化規範など、多様な要因に依ると考えられる。本稿では、これらの諸要因うち、当事者の裁判利用および和解選択における主観的期待や不安を分析することによって、当事者による判決と和解との選択が当事者自身の主観的評価によってどの程度影響をうけるのか、またどのような当事者グループがそのような影響を受けやすいのか、あるいはまた和解を選択する当事者にはどのようなタイプが見出されるのか、またそのタイプはそれぞれ当事者グループに対してどのような和解傾向の違いをもたらしているのか、などを検討することにする。

訴訟上の和解については、訴訟目的が自己の正当性を相手方に認めさせようとする当事者よりも、話し合いの場を求めて関係修復を図ろうとする当事者により選好されると考えられるのが一般的である。また、当事者の周囲の人々に関する懸念や配慮が強い場合には、当事者は和解を選択する傾向にあると考えるのも通常であろう。果たしてこのような仮説は裏付けられるのか、またそのような仮説が成り立つとした場合、それが当てはまるのはどのような当事者グループであるのか、などについて検討を行う。

但し、訴訟上の和解をもたらす要因の多様性からして、仮に和解に有意に影響を与えている主観的要因が確認されたとしても、それが現実の判決・和解の選択を決定する程度は比較的僅かであろう。また、訴訟上の和解は両当事者の和解の選択によって成立するが、判決という結果はどちらか一方が和解を選好している場合をも含んでいる。従って、判決で終わった当事者の主観的評価の中には、判決を志向する当事者の判断と和解を志向する当事者の判断とが混在していることに注意が必要である。

### 3. データセット

本稿で扱うデータは、2004年に終了した民事通常訴訟（第一審終結事件）の当事者（法人を除く）に対して行った質問紙調査の結果である。対象とした事件は、2004年に終結した全国の民事通常事件より無作為に抽出したものであり、該当する事件について全国の地方裁判所において訴訟記録を閲覧し、事件の概要についての情報を得た。

留置法により行ったアンケート調査への回答数は533であり、その内訳は次のとおりである。

質問票の種別

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	代理人付原告	243	45.6	45.6	45.6
	代理人付被告	137	25.7	25.7	71.3
	本人原告	37	6.9	6.9	78.2
	本人被告	116	21.8	21.8	100.0
	合計	533	100.0	100.0	

また、本稿で扱うデータは、このうち当事者が判決ないし和解で終了したと回答したも

の432である。訴えを取り下げた者は25名であるが、度数が少ないために本稿での分析からはずしている。なお、判決および和解の結果については、当事者の記憶ないし判断と訴訟記録上の記載とが異なっている場合があるが、本稿では当事者の回答に従っている。

地方裁判所での裁判結果

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	判決が出た	230	43.2	49.4	49.4
	地方裁判所で和解した	202	37.9	43.3	92.7
	地方裁判所で訴えを取り下げた	25	4.7	5.4	98.1
	その他	9	1.7	1.9	100.0
	合計	466	87.4	100.0	
欠損値	わからない	61	11.4		
	無回答	6	1.1		
	合計	67	12.6		
合計		533	100.0		

\$サンプルの一審結果(多重)\*アンケートで一審結果 クロス表

			地方裁判所での一審結果(アンケート)				合計
			判決が出た	地方裁判所で 和解した	地方裁判所 で訴えを取り 下げた	その他	
\$サンプル の一審結 果(多重)	一審結果_判決	度数	169	33	6	4	212
	一審結果_和解	度数	45	152	2	2	201
	一審結果_その他 (判決・和解以外)	度数	28	22	19	3	72
合計		度数	230	202	25	9	466

・パーセンテージと合計は応答者数を基に計算。

・一つの事件でも複数の結果が生じている場合があるので、抽出サンプルの一審結果総数は533を超えている。

#### 4. 和解選択と「裁判への期待」

本調査では、訴訟当事者が裁判を起こすと決めたとき（あるいは裁判に応じることになったとき）、裁判にどのような期待をしていたかを5段階評価で尋ねている。裁判結果が判決で終わった当事者と和解で終わった当事者とを比較した場合、裁判への当初の期待にいくつかの項目で優位な差がみられる（平均値は値が小さいほど期待が高いことを示している）。

裁判に期待したこと		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
社会正義を実現すること	1_判決	219	1.73	5.852	.016
	2_和解	185	1.99		
	合計	404	1.85		
自分の権利を守ること	1_判決	224	1.59	8.779	.003
	2_和解	189	1.89		
	合計	413	1.73		
紛争を早く解決すること	1_判決	227	1.61	3.749	.054

	2.和解 合計	191 418	1.79 1.69		
相手と話し合いの場をもつこと	1.判決 2.和解 合計	221 186 407	3.17 2.97 3.08	1.647	.200
相手との関係を修復すること	1.判決 2.和解 合計	216 190 406	4.02 3.68 3.86	5.741	.017
白黒をはっきりさせること	1.判決 2.和解 合計	220 191 411	1.55 1.82 1.67	7.139	.008
自分の利益を守ること	1.判決 2.和解 合計	219 193 412	1.89 2.09 1.98	2.800	.095
相手をこらしめること	1.判決 2.和解 合計	219 181 400	2.47 2.80 2.62	5.173	.023
相手に非を認めさせること	1.判決 2.和解 合計	219 186 405	1.79 2.23 1.99	12.114	.001
裁判官に話を聞いてもらうこと	1.判決 2.和解 合計	213 189 402	2.13 2.28 2.20	1.443	.230

和解を選択した当事者と比べて判決で終わった当事者の期待の方が有意に高かった項目は、「社会正義を実現すること」「自分の権利を守ること」「白黒をはっきりさせること」「相手をこらしめること」「相手に非を認めさせること」である。他方で、和解を選択した当事者に有意に高くみられた期待は、「相手との関係を修復すること」である。「紛争を早く解決すること」についてはやや微妙であるが、その他の「相手と話し合いの場を持つこと」「自分の利益を守ること」「裁判官に話を聞いてもらうこと」については有意差がみられなかった。

「社会正義」「権利」「白黒」「こらしめる」「非を認めさせる」というような観念に、より肯定的に反応する当事者が、和解よりも判決へと至る傾向が強いことは常識に適っている。逆に、「関係修復」への関心が和解選択者の間で高くなっているのも、うなずけることである。他方で、「紛争の早期解決」「自分の利益」への関心に差がみられないのは、そのような関心が判決で満たされるか和解で満たされるかは一概に言えないからであろう。また、「話し合いの場を持つ」および「裁判官に聞いてもらう」について差がみられないのも、これはプロセスへの期待であり、裁判の結果を左右するものとはいえないからであると思われる。

ところで、裁判への期待と裁判結果との関連性は、当事者グループ（代理人付原告・代理人付被告・当事者訴訟原告・当事者訴訟被告）によって異なっている可能性がある。そこで、各グループについて判決・和解選択の結果と裁判への期待との間に関連性があるかどうかを調べると、代理人付原告では「相手との関係を修復すること」については和解選

択者の方が有意に強い関心を抱いているが、「白黒をはっきりつけること」および「相手に非をみとめさせること」については判決選択者の方が強い関心を抱いている。これに対して、代理人被告の場合には、「相手に非を認めさせること」についてのみ、判決選択者の方に強い関心がみられる。本人訴訟原告については、いずれの項目についても有意差はみられなかった。本人訴訟被告については、「自分の権利を守ること」「紛争を早く解決すること」について判決選択者の方に強い関心がみられた。

裁判に期待したこと(代理人付原告)		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
相手との関係を修復すること	1_判決	97	4.29	8.000	.005
	2_和解	83	3.72		
	合計	180	4.03		
白黒をはっきりさせること	1_判決	96	1.34	4.471	.036
	2_和解	88	1.64		
	合計	184	1.48		
相手に非を認めさせること	1_判決	100	1.41	9.888	.002
	2_和解	84	1.85		
	合計	184	1.61		

裁判に期待したこと(代理人付被告)		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
相手に非を認めさせること	1_判決	64	1.86	4.906	.029
	2_和解	46	2.39		
	合計	110	2.08		

裁判に期待したこと(本人訴訟被告)		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
自分の権利を守ること	1_判決	31	1.77	8.397	.005
	2_和解	51	2.57		
	合計	82	2.27		
紛争を早く解決すること	1_判決	32	1.75	4.974	.029
	2_和解	50	2.26		
	合計	82	2.06		

次の表にみられるように、「相手方との関係修復」への期待は4グループに共通して低いが、しかし代理人付原告の場合には、そのような中でも関係修復への期待が相対的に高い場合に、和解の選択に至る傾向があるようである。他方で、「白黒をはっきりさせる」「相手に非を認めさせる」ことについては、本人訴訟被告グループと比べてその他のグループは高い期待を抱いているが、代理人付原告の場合、その中でもさらに高い期待を抱いている者が判決を選択する傾向が見られる。

「相手に非を認めさせること」への期待についても、本人訴訟被告グループを除いて特に有意差はみられないが、しかしその中でも相対的に相手方の非をとがめたい代理人付被告については、判決を選択する傾向がみられる。

本人訴訟被告の場合、「自分の権利をまもること」についても「紛争を早く解決すること」についても、他のグループと比べて有意に期待が低くなっているが、しかしこの項目への関心が相対的に高い場合には判決を求める傾向がみられるようである。ところで、自分の権利を守ることへの関心が判決を志向させることについてははともかく、紛争の早期解決への期待が、本人訴訟被告グループでは和解ではなく判決を志向しているということは、このグループについては、和解のための手間をかけることなく判決を求める方が紛争の早期解決に寄与すると考えられているのかどうか、疑問が残る。

なお、裁判への期待に関する各項目につき、当事者グループ（代理人付原告・代理人付被告・本人訴訟原告・本人訴訟被告）ごとの平均値およびグループ間の有意差の有無を調べた結果は次の通りである。

裁判に期待したこと	当事者グループ	記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
社会正義を実現すること	代理人付原告	223	1.76	18.780	.000
	代理人付被告	128	1.81		
	本人原告	36	1.50		
	本人被告	92	2.67		
	合計	479	1.93		
自分の権利を守ること	代理人付原告	229	1.58	15.719	.000
	代理人付被告	127	1.80		
	本人原告	37	1.41		
	本人被告	100	2.40		
	合計	493	1.79		
紛争を早く解決すること	代理人付原告	235	1.64	7.982	.000
	代理人付被告	130	1.60		
	本人原告	37	1.46		
	本人被告	103	2.10		
	合計	505	1.71		
相手と話し合いの場をもつこと	代理人付原告	228	3.33	2.802	.039
	代理人付被告	124	3.12		
	本人原告	37	2.86		
	本人被告	98	2.86		
	合計	487	3.15		
相手との関係を修復すること	代理人付原告	220	4.06	2.780	.041
	代理人付被告	126	3.78		
	本人原告	37	3.59		
	本人被告	98	3.65		
	合計	481	3.87		
白黒をはっきりさせること	代理人付原告	230	1.53	10.101	.000
	代理人付被告	127	1.76		
	本人原告	37	1.32		
	本人被告	96	2.15		
	合計	490	1.70		
自分の利益を守ること	代理人付原告	229	1.89	8.970	.000
	代理人付被告	120	2.00		
	本人原告	37	1.54		
	本人被告	103	2.53		
	合計	489	2.03		

相手をこらしめること	代理人付原告	225	2.49	10.704	.000
	代理人付被告	125	2.76		
	本人原告	37	2.22		
	本人被告	90	3.41		
	合計	477	2.71		
相手に非を認めさせること	代理人付原告	230	1.76	23.984	.000
	代理人付被告	124	2.11		
	本人原告	36	1.53		
	本人被告	96	2.98		
	合計	486	2.07		
裁判官に話を聞いてもらうこと	代理人付原告	219	2.13	6.406	.000
	代理人付被告	121	2.21		
	本人原告	36	1.97		
	本人被告	95	2.76		
	合計	471	2.27		

このように裁判への期待は、全ての質問項目について回答者グループとの間で有意差がみられるが、その差をもたらしているグループは次のとおりである。

裁判に期待したこと	(I) 当事者グループ	(J) 当事者グループ	平均値の差 (I-J)
社会正義を実現すること	代理人付原告	代理人付被告	-.050
		本人原告	.262
		本人被告	-.912(*)
	代理人付被告	代理人付原告	.050
		本人原告	.313
		本人被告	-.861(*)
	本人原告	代理人付原告	-.262
		代理人付被告	-.313
		本人被告	-1.174(*)
	本人被告	代理人付原告	.912(*)
		代理人付被告	.861(*)
		本人原告	1.174(*)
自分の権利を守ること	代理人付原告	代理人付被告	-.222
		本人原告	.175
		本人被告	-.819(*)
	代理人付被告	代理人付原告	.222
		本人原告	.398
		本人被告	-.597(*)
	本人原告	代理人付原告	-.175
		代理人付被告	-.398
		本人被告	-.995(*)
	本人被告	代理人付原告	.819(*)
		代理人付被告	.597(*)
		本人原告	.995(*)
紛争を早く解決すること	代理人付原告	代理人付被告	.038
		本人原告	.179
		本人被告	-.459(*)
	代理人付被告	代理人付原告	-.038
		本人原告	.141
		本人被告	-.497(*)
	本人原告	代理人付原告	-.179

		代理人付被告 本人被告	-.141 -.638(*)
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	.459(*) .497(*) .638(*)
相手と話し合いの場をもつこと	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	.212 .468 .476(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	-.212 .256 .264
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	-.468 -.256 .008
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	-.476(*) -.264 -.008
相手との関係を修復すること	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	.281 .464 .406
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	-.281 .183 .125
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	-.464 -.183 -.058
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	-.406 -.125 .058
白黒をはっきりさせること	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	-.221 .210 -.611(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	.221 .432 -.390(*)
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	-.210 -.432 -.822(*)
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	.611(*) .390(*) .822(*)
自分の利益を守ること	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	-.109 .350 -.643(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	.109 .459 -.534(*)
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	-.350 -.459 -.993(*)
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	.643(*) .534(*) .993(*)



相手をこらしめること	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	-.271 .273 -.922(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	.271 .544 -.651(*)
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	-.273 -.544 -1.195(*)
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	.922(*) .651(*) 1.195(*)
相手に非を認めさせること	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	-.352 .233 -1.218(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	.352 .585 -.866(*)
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	-.233 -.585 -1.451(*)
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	1.218(*) .866(*) 1.451(*)
裁判官に話を聞いてもらうこと	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	-.074 .160 -.625(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	.074 .234 -.551(*)
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	-.160 -.234 -.786(*)
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	.625(*) .551(*) .786(*)

\*. 平均の差は.05 レベルで重要である

このように各項目について回答者グループ間で裁判への期待に有意差がみられるものの、ほとんどの場合、これは本人訴訟被告とその他のグループとの間にみられる差であることが分かる。本人訴訟被告との有意差が認められないのは「相手方との関係修復」についてのみである。なお、「話し合いの場を持つ」ことへの期待については、代理人付原告と本人訴訟被告との間にのみ有意差がみられる。

ところで、本人訴訟被告は、「社会正義を実現する」「自分の権利を守る」「紛争を早く解決する」「白黒をはっきりさせる」「自分の利益を守る」「相手をこらしめる」「相手に非を認めさせる」「裁判官に話を聞いてもらう」の各項目について、他の全てのグループよりも期待が低い。他方で、「話し合いの場をもつ」ことについては代理人付原告よりも関心が高い。そして、「関係修復」への関心については、他のどのグループとも有意差がない。従っ

て、本人訴訟被告の場合、他のグループと同程度に抱かれている「関係修復」への期待が和解を志向する一方で、「社会正義の実現」「権利の確保」「相手方に非をみとめさせる」などへの期待が弱いために、和解志向が判決志向によって打ち消される可能性が他のグループと比べて低く、そのために結果的にこの本人訴訟被告グループでは、訴訟が和解で終結する蓋然性が高くなると推測される。実際に当事者グループ別に判決・和解別の第一審終結比率をみてみると、本人訴訟被告の場合の和解率が他のグループと比べて明らかに高くなっており、上記の結果と矛盾していない。

他方で、本人訴訟原告は、本人訴訟被告に対して、他のグループに対するよりも一層判決志向につながる各項目について、裁判への期待を強くみせている。この結果についても、本人訴訟原告の場合の判決率が他のグループよりも明らかに高くなっていることと矛盾していない。

回答者グループと第一審結果(判決:和解)のクロス表

			第一審結果(判決:和解)		合計
			1_判決	2_和解	1_判決
回答者グループ	代理人付原告	度数	100	88	188
		質問票の種別の%	53.2%	46.8%	100.0%
	代理人付被告	度数	70	51	121
		質問票の種別の%	57.9%	42.1%	100.0%
本人原告	度数	26	9	35	
	質問票の種別の%	74.3%	25.7%	100.0%	
本人被告	度数	34	54	88	
	質問票の種別の%	38.6%	61.4%	100.0%	
合計		度数	230	202	432
		質問票の種別の%	53.2%	46.8%	100.0%

Pearson のカイ2乗値=14.799, 自由度3, p=.002

以上のように、本人訴訟被告グループは、他のグループと比べて和解を志向しやすい裁判期待を有しており、他方で本人訴訟原告は、特に本人訴訟被告に対して判決を志向するような裁判期待を有しているといえるようである。

ところで、裁判への期待の諸項目のうち、判決と和解の選択に比較的強い影響を与えていると思われる3項目「自分の権利を守ること」「相手との関係を修復すること」「相手に非を認めさせること」を独立変数として判別分析を行うと、判決と和解を判別することの有意確率は.001で有意となるが、判別結果は下記の通りであり、裁判への当事者の期待から裁判結果を予測する場合の正確さは57パーセント程度に過ぎなかった。特に、和解の正答率は5割を下回っている。

標準化された正準判別関数係数

	関数
	1
裁判に期待したこと・自分の権利を守ること	.518
裁判に期待したこと・相手との関係を修復すること	-.353
裁判に期待したこと・相手に非を認めさせること	.530

分類結果(a)

第一審結果(判決:和解)			予測グループ番号		合計
			1_判決	2_和解	
元のデータ	度数	1_判決	134	77	211
		2_和解	91	86	177
		グループ化していないケース	30	33	63
	%	1_判決	63.5	36.5	100.0
		2_和解	51.4	48.6	100.0
		グループ化していないケース	47.6	52.4	100.0

a 元のグループ化されたケースのうち 56.7% 個が正しく分類されました。

5. 和解選択と「裁判時の不安」

本調査では、裁判を起こした際（あるいは裁判を提起された際）にどのようなことが気になったのかについて、5段階評価で尋ねている。この質問についても、第一審が判決で終わった当事者と和解を選択した当事者とでいくつかの項目について有意差がみられている（平均値は値が小さいほど「気になった」ことを示している）。

裁判で気になったこと		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
裁判にかかるお金	1_判決	221	2.15	.095	.758
	2_和解	191	2.19		
	合計	412	2.17		
裁判にかかる時間	1_判決	224	2.03	.009	.926
	2_和解	192	2.04		
	合計	416	2.04		
裁判に勝つ見込み	1_判決	217	1.99	3.120	.078
	2_和解	187	2.22		
	合計	404	2.09		
裁判に勝っても相手がしたがわない可能性	1_判決	206	2.50	.000	.989
	2_和解	181	2.50		
	合計	387	2.50		
家族や勤務先・近所の人への受けとめ方	1_判決	210	2.99	6.548	.011
	2_和解	182	3.38		
	合計	392	3.17		
裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	1_判決	215	3.13	6.959	.009
	2_和解	189	3.55		
	合計	404	3.33		

裁判提起ないし開始時には、判決で終結した当事者も和解した当事者も、費用・時間・勝訴の見込み・相手方の履行の可能性については同様の関心・不安を抱いているが、「家族や勤務先・近所の人の受け止め方」および「裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性」については、判決を求めた当事者の方が和解した当事者よりも有意に気にしていることが分かる。

「家族や勤務先・近所の人」を気にする当事者の方が、早期の紛争終結を目指して和解を選択しそうであるが、結果は逆になっている。そこで、この場合にも回答者グループ別に裁判への不安・懸念と判決・和解の選択をみると、代理人付原告、代理人付被告、本人訴訟原告の3グループについてはいずれの項目についても有意差がみられなかった。他方で、本人訴訟被告グループについてのみ、「家族や勤務先・近所の人の受け止め方」および「家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性」について有意に関心を抱いていた。

裁判で気になったこと(本人訴訟被告)		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
家族や勤務先・近所の人の受け止め方	1_判決	33	2.64	6.203	.015
	2_和解	52	3.48		
	合計	85	3.15		
裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	1_判決	31	2.68	8.359	.005
	2_和解	52	3.69		
	合計	83	3.31		

本人訴訟被告グループを除く3グループについては、家族や勤務先等の受け止め方や迷惑についての懸念は判決・和解の選択に影響を及ぼしていない。つまり、周囲の人間関係への配慮は、特に和解をもたらす誘因とはなっていないようである。他方で、本人訴訟被告グループについてのみ、家族や勤務先等の受け止め方や迷惑がかかる可能性が判決・和解の選択に対して有意に関連しているが、いずれの場合にもその関心が高いほど、和解ではなく判決を選択する傾向が高くなっている。

そこで、訴訟開始に当たって気になったことを回答者グループ別に比較してみると、判決・和解の選択においては有意な差がみられなかった項目（費用・時間・勝訴の見込み・履行の可能性）についてはグループ間に有意差が認められるが、逆に判決・和解の選択に有意な差があった「家族・勤務先・近所の受け止め方・迷惑がかかる可能性」についてはグループ間に有意差がみられないことがわかる。さらに、裁判費用、時間、勝訴の見込み、履行の可能性について差を生じさせているのは、ここでも本人訴訟被告と他のグループとの間の差であり、費用についてみれば本人訴訟被告は代理人付原告および代理人付被告と比べて有意に気にしておらず、時間については代理人付原告と比べて気にしていない。また、勝訴の見込みについてはその他の3グループのいずれと比べても有意差をもって気にしておらず、履行の可能性についても代理人付原告および代理人付被告ほど気にしていな

い。このように、回答者グループ間の差は本人訴訟被告の全般的な「投げやり」的傾向から生じているようであるが、しかしながらグループ毎にみても、本人訴訟被告の場合を含めて、それぞれの項目に対する評価と判決・和解の選択とには有意差がみられない。

他方で、周囲に対する気遣いや懸念に対する気遣いは、各グループ間で有意差がみられず、また本人訴訟被告グループを除く3グループにおいてはグループ内での判決・和解の選択にも差をもたらしていないが、本人訴訟被告グループについてのみ、周囲に対する気遣いや懸念が強い場合に、判決で終わる傾向があるという結果となっているのである。

裁判で気になったこと		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
裁判にかかるお金	代理人付原告	235	1.96	8.136	.000
	代理人付被告	123	2.11		
	本人原告	37	2.11		
	本人被告	96	2.70		
	合計	491	2.15		
裁判にかかる時間	代理人付原告	233	1.88	4.080	.007
	代理人付被告	126	1.98		
	本人原告	37	2.05		
	本人被告	100	2.35		
	合計	496	2.01		
裁判に勝つ見込み	代理人付原告	230	1.88	14.854	.000
	代理人付被告	123	1.96		
	本人原告	37	2.08		
	本人被告	91	2.89		
	合計	481	2.11		
裁判に勝っても相手がしたがわない可能性	代理人付原告	218	2.26	6.258	.000
	代理人付被告	117	2.49		
	本人原告	37	2.49		
	本人被告	84	3.05		
	合計	456	2.48		
家族や勤務先・近所の人への受けとめ方	代理人付原告	216	3.25	2.281	.079
	代理人付被告	110	3.00		
	本人原告	37	3.76		
	本人被告	105	3.25		
	合計	468	3.23		
裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	代理人付原告	225	3.40	1.817	.143
	代理人付被告	118	3.12		
	本人原告	37	3.78		
	本人被告	104	3.37		
	合計	484	3.36		

Tukey HSD

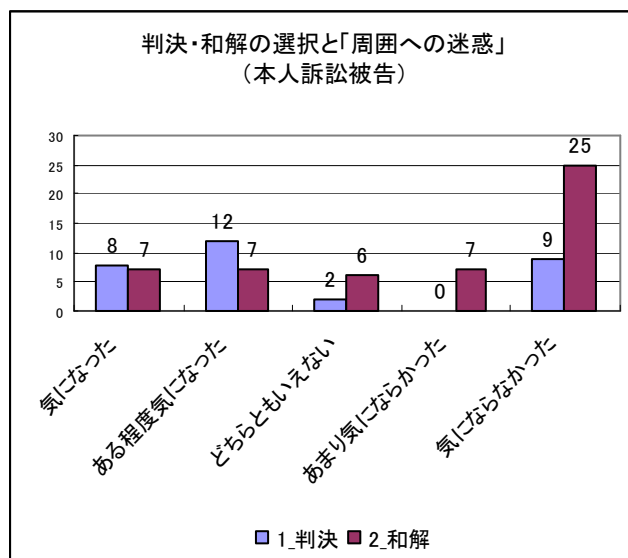
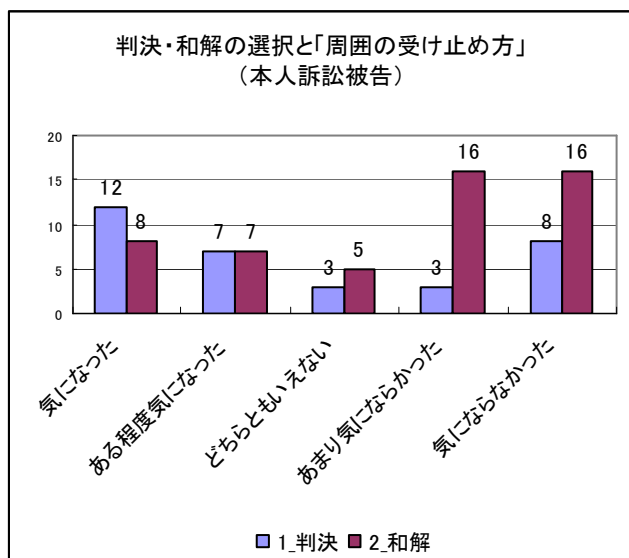
裁判で気になったこと	(I) 質問票の種別	(J) 質問票の種別	平均値の差 (I-J)
裁判にかかるお金	代理人付原告	代理人付被告	-.148
		本人原告	-.151
		本人被告	-.740(*)
	代理人付被告	代理人付原告	.148
		本人原告	-.002

		本人被告	- .592(*)
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	.151 .002 -.590
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	.740(*) .592(*) .590
裁判にかかる時間	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	-.092 -.170 -.466(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	.092 -.078 -.374
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	.170 .078 -.296
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	.466(*) .374 .296
裁判に勝つ見込み	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	-.077 -.198 -1.008(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	.077 -.122 -.931(*)
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	.198 .122 -.809(*)
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	1.008(*) .931(*) .809(*)
裁判に勝っても相手がしたがわない可能性	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	-.226 -.225 -.786(*)
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	.226 .001 -.560(*)
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	.225 -.001 -.561
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告 本人原告	.786(*) .560(*) .561
家族や勤務先・近所の人への受けとめ方	代理人付原告	代理人付被告 本人原告 本人被告	.255 -.502 .007
	代理人付被告	代理人付原告 本人原告 本人被告	-.255 -.757(*) -.248
	本人原告	代理人付原告 代理人付被告 本人被告	.502 .757(*) .509
	本人被告	代理人付原告	-.007

裁判で気になったこと・裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	代理人付原告	代理人付被告 本人原告	.248 -.509
	代理人付被告	代理人付被告 本人原告 本人被告	.286 -.379 .039
		代理人付原告 本人原告 本人被告	-.286 -.665 -.247
		本人原告 代理人付被告 本人被告	.379 .665 .418
	本人被告	代理人付原告 代理人付被告	-.039 .247
		本人原告	-.418

\* 平均の差は .05 レベルで重要です。

何故、本人訴訟被告グループに限って、周囲への気遣いや懸念の強い方が判決と結びつく（あるいはそのような気遣いや懸念の弱い方が和解と親和的である）のか。その1つの説明は、周囲の目や周囲への影響が気になる本人訴訟被告ほど、自らの主張の正当性に関心を持ち、判決を求める傾向をみせるというものであるかもしれない。本人訴訟被告グループの和解率は全体としてみれば他のグループと比べて高いが、そのような中で被告として自己の正当性に関心を抱く者は、弁護士の助言も受けることもないため冷静に自己の立場を評価することができず、一層判決を求める傾向をみせるとも考えられる。これは、先の裁判への期待の場合に、「自分の権利を守ること」に関心の高い本人訴訟被告の方が判決を求める傾向にあったことと整合的である。このように解釈する場合、本人訴訟被告が和解するのは、周囲の目や周囲への影響との関連に限っていえば、和解の方が周囲に迷惑をかけないからという積極的理由によるよりもむしろ、周囲への関心ないし無関心が和解選択に影響を与える程度がそもそも低いからということになるであろう。なお、本人訴訟被告グループの判決・和解の選択と周囲への関心の程度との関係を図示すると、次のようになる。



本人訴訟被告の判決・和解選択と周囲の目に関する態度との関係については、別の説明が可能であるかもしれない。今回の調査は、訴訟利用者に対する事後的アンケートであるために、訴訟の提起時の関心ではなく訴訟終了後の裁判の印象が、この項目に対する回答に影響しているかもしれない。つまり、判決で終わった当事者の方が、事後的に周囲に対する影響を強く感じたために、和解で終わった当事者よりも周囲の目が気になったと回答した可能性がある。

しかしながら、このような事後的評価が反映しているとする、本人訴訟の被告だけでなく、代理人がついた場合の被告についても同様の影響がみられるはずである。また、事後的評価が関わっているとすると、その結果が勝訴であった場合よりも敗訴であった場合の方が、より周囲の目が気になるのではないかと思われるが、判決の場合であれ和解の場合であれ、結果が勝訴と評価されているか敗訴と評価されているかによって「周囲の受け止め方」および「周囲への迷惑」の両項目に対する有意な違いはみられないようである。

家族等の受け止め方や迷惑が気になる回答者の方が判決を求める傾向が強いことの今1つの説明としては、周囲の受け止め方や迷惑を気にする傾向が強い当事者は、裁判を起こされる前に、事前に当事者間で和解しようと努力する傾向が強いであろうから、そこで問題が收拾されることなく裁判になった場合には、訴訟上でも和解の成立が困難で、結果的に判決に至らざるを得ないと考えられるかもしれない。逆に、周囲の受け止め方や迷惑を気にしない当事者の場合、そのような環境への配慮が不足したままに裁判に入り、裁判の過程でそのような問題に直面して和解へと向かうことになる傾向がみられるといえるかもしれない。

しかしながら、判決で終わった本人訴訟被告と和解を選択した本人訴訟被告とについて裁判前の交渉についてみると、判決で終わった回答者の方が特に事前の交渉を入念に行ったという傾向は見られない。

**第一審結果(判決:和解)と裁判前に相手方と直接交渉をしたかのクロス表**

		裁判前に相手方と直接交渉をしたか		合計
		相手方と交渉した	相手方とは交渉はしていない	
第一審結果 (判決:和解)	1_判決	14 42.4%	19 57.6%	33 100.0%
	2_和解	26 51.0%	25 49.0%	51 100.0%
合計		40 47.6%	44 52.4%	84 100.0%

また、和解で終結した訴訟当事者（本人訴訟被告）について、裁判開始時の周囲の受け止め方・迷惑に関する質問への回答と、裁判上で和解を考慮した時点での同様の質問への回答との間に有意差があるかどうかについてみると、周囲の受け止め方については有意差



はみられない。しかしながら、周囲への迷惑については有意差がみられ、和解した本人訴訟被告は、周囲への迷惑を訴訟の過程でより気にするようになったようであり、部分的にはそのような認識の変化が当事者を和解に向かわせた可能性があるかもしれない。

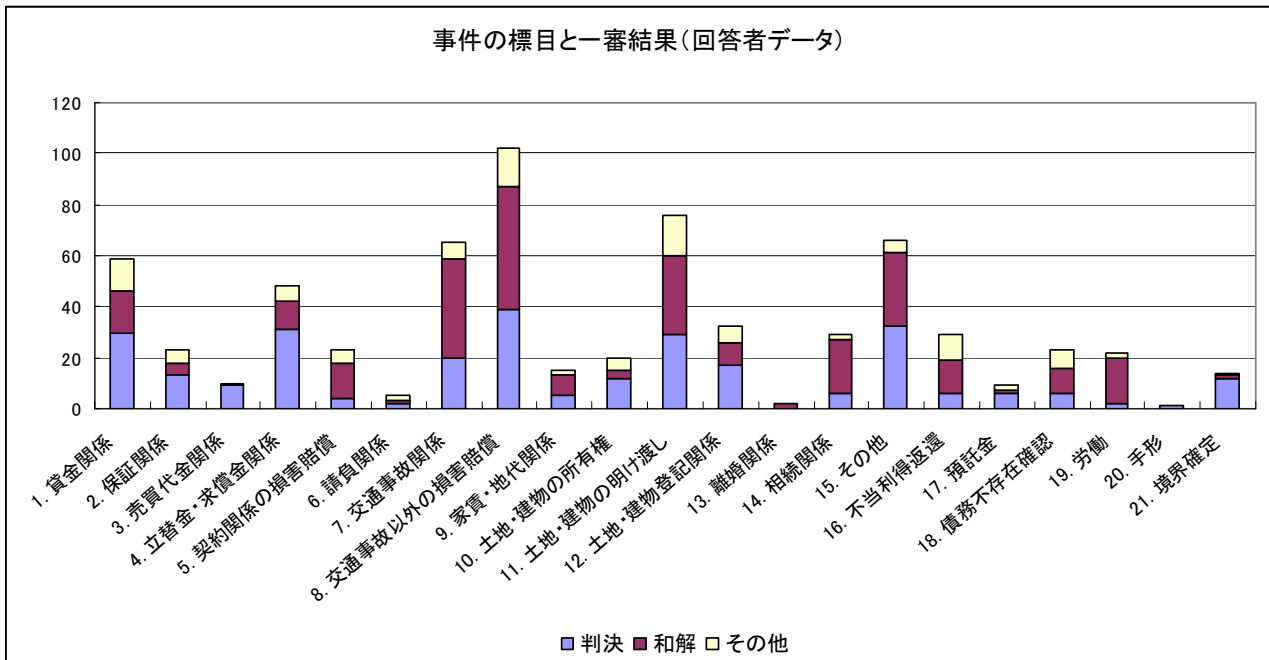
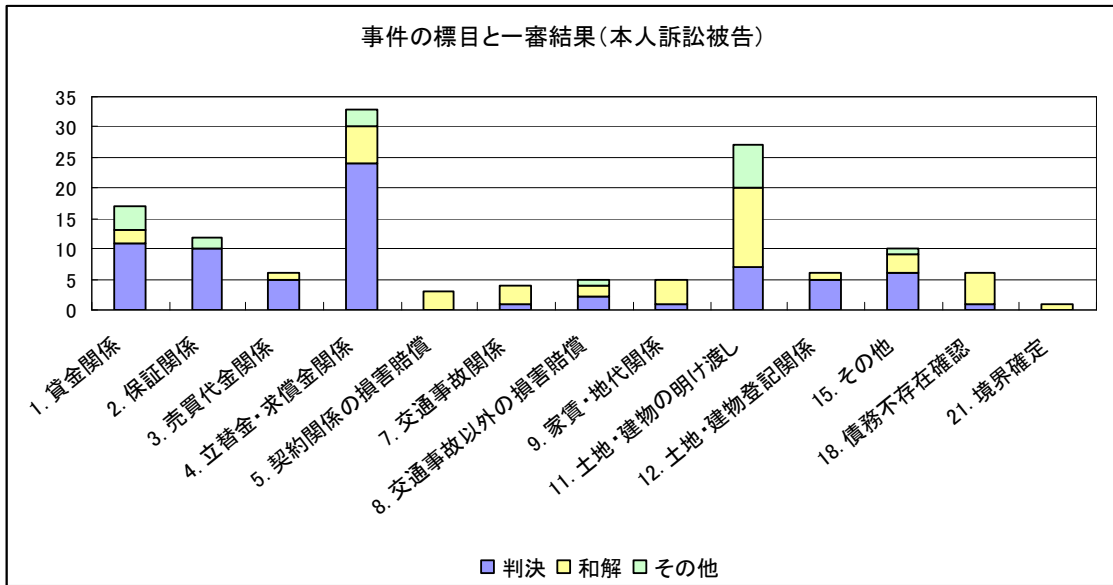
対応サンプルの統計量と検定

		平均値	N	有意確率 (両側)
ペア 1	裁判で気になったこと・家族や勤務先・近所の人の受けとめ方	3.73	37	.836
	地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判継続による家族や勤務先等の受けとめ方	3.78	37	
ペア 2	裁判で気になったこと・裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	3.93	40	.060
	地方裁判所における和解の際、考慮したこと・裁判継続により家族等に迷惑がかかること	3.48	40	

さらに、本人訴訟被告について判決で終結した事案の回答者の方が周囲の目を気にしている別の説明としては、和解で終わりにくく判決となりやすい事案の方が、家族や勤務先・近所の人の目が気になったり周囲に迷惑をかけるようなものであり、逆に、当事者が和解を選択できる事案の方が、周囲の目を気にせずに裁判を進められるようなものである可能性がある。

本人訴訟被告が関わった紛争事例についてみると、「貸金関係」「保証関係」「売買代金関係」「立替金・求償金関係」および「土地建物登記関係」について判決で終わる比率が高くなっている。これらは回答者全体でみても判決で終わる傾向が高い紛争類型であるが、金銭関係の紛争事例は、家族や知人・近隣者を巻き込んでいたり、あるいはその関心事であったりする紛争である可能性が比較的高いといえるであろう。他方で、本人訴訟被告の場合、和解で終了する傾向が強いのは「土地建物の引き渡し」「家賃地代関係」「債務不存在確認」事例などである。これらについては、回答者全体でみても和解で終了する傾向が強いが、金銭関係の紛争事例と比べて、家族や知人・近隣者を巻き込んでいる可能性が少ないと思われる（債務不存在確認訴訟については、金銭関係ではあるが周囲に迷惑をかける心配は少ない）。

回答者全体でみた場合に回答者の占める割合の高い「交通事故関係」「交通事故以外の損害賠償」「土地建物登記関係」「相続関係」などについては、本人訴訟の被告の関与が少ないため、そのような事案における当事者の懸念や判決・和解の選択傾向は、本人訴訟被告の場合に反映されていない。そのため、本人訴訟被告の関わった紛争が、比較的周囲の目が気になるような判決で終わりやすい金銭関係の紛争事案と、比較的周囲に気遣いする必要のない、和解で終わりやすい事案とに分かれたために、周囲に気を遣う回答者の方が判決を選択しているようにみえているに過ぎない可能性がある。



紛争類型と第一審最終結果：多重回答（データセット別）

	抽出データ			回答者データ			本人訴訟被告データ		
	判決	和解	その他	判決	和解	その他	判決	和解	その他
1. 貸金関係	63	41	32	30	16	13	11	2	4
2. 保証関係	40	15	13	13	5	5	10	0	2
3. 売買代金関係	16	5	5	9	1	0	5	1	0

4. 立替金・求償金関係	94	25	13	31	11	6	24	6	3
5. 契約関係の損害賠償	14	17	8	4	14	5	0	3	0
6. 請負関係	9	8	5	2	1	2	0	0	0
7. 交通事故関係	23	47	5	20	39	6	1	3	0
8. 交通事故以外の損害賠償	71	56	24	39	48	15	2	2	1
9. 家賃・地代関係	15	15	3	5	8	2	1	4	0
10. 土地・建物の所有権	10	2	3	12	3	5	0	0	0
11. 土地・建物の明け渡し	138	97	47	29	31	16	7	13	7
12. 土地・建物登記関係	22	10	12	17	9	6	5	1	0
13. 離婚関係	1	2	0	0	2	0	0	0	0
14. 相続関係	4	15	6	6	21	2	0	0	0
15. その他	64	48	21	32	29	5	6	3	1
16. 不当利得返還	11	25	27	6	13	10	0	0	0
17. 預託金	5	6	2	6	1	2	0	0	0
18. 債務不存在確認	8	13	6	6	10	7	1	5	0
19. 労働	6	19	3	2	18	2	0	0	0
20. 手形	4	1	4	1	0	0	0	0	0
21. 境界確定	5	1	1	12	1	1	0	1	0
合計	548	405	208	241	227	86	65	38	18

1. 貸金関係	48.1%	31.3%	24.4%	56.6%	30.2%	24.5%	68.8%	12.5%	25.0%
2. 保証関係	63.5%	23.8%	20.6%	65.0%	25.0%	25.0%	83.3%	0.0%	16.7%
3. 売買代金関係	69.6%	21.7%	21.7%	90.0%	10.0%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%
4. 立替金・求償金関係	75.8%	20.2%	10.5%	73.8%	26.2%	14.3%	80.0%	20.0%	10.0%
5. 契約関係の損害賠償	36.8%	44.7%	21.1%	21.1%	73.7%	26.3%	0.0%	100.0%	0.0%
6. 請負関係	40.9%	36.4%	22.7%	40.0%	20.0%	40.0%	-	-	-
7. 交通事故関係	31.1%	63.5%	6.8%	31.7%	61.9%	9.5%	25.0%	75.0%	0.0%
8. 交通事故以外の損害賠償	47.3%	37.3%	16.0%	39.8%	49.0%	15.3%	40.0%	40.0%	20.0%
9. 家賃・地代関係	45.5%	45.5%	9.1%	33.3%	53.3%	13.3%	20.0%	80.0%	0.0%
10. 土地・建物の所有権	66.7%	13.3%	20.0%	60.0%	15.0%	25.0%	-	-	-
11. 土地・建物の明け渡し	50.0%	35.1%	17.0%	39.2%	41.9%	21.6%	26.9%	50.0%	26.9%
12. 土地・建物登記関係	51.2%	23.3%	27.9%	53.1%	28.1%	18.8%	83.3%	16.7%	0.0%
13. 離婚関係	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	-	-	-
14. 相続関係	16.0%	60.0%	24.0%	20.7%	72.4%	6.9%	-	-	-
15. その他	50.0%	37.5%	16.4%	49.2%	44.6%	7.7%	60.0%	30.0%	10.0%

16. 不当利得返還	18.0%	41.0%	44.3%	25.0%	54.2%	41.7%	-	-	-
17. 預託金	38.5%	46.2%	15.4%	66.7%	11.1%	22.2%	-	-	-
18. 債務不存在確認	29.6%	48.1%	22.2%	26.1%	43.5%	30.4%	16.7%	83.3%	0.0%
19. 労働	22.2%	70.4%	11.1%	9.1%	81.8%	9.1%	-	-	-
20. 手形	44.4%	11.1%	44.4%	100.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
21. 境界確定	71.4%	14.3%	14.3%	85.7%	7.1%	7.1%	0.0%	100.0%	0.0%
合計	48.5%	35.8%	18.4%	45.2%	42.6%	16.1%	56.0%	32.8%	15.5%

以上のように、回答者が周囲の受け止め方を気にしたり周囲への迷惑を気にしたりする場合に判決で終わる可能性が高くなることについて、それが特に本人訴訟被告に見られる特徴であることを前提として、いくつかの理由を検討してみた。但し、いずれもが確定的な理由とはいえないため、今後さらに検討が必要な論点といえる。

なお、先の裁判への期待の3項目に加えて、裁判時に気になる項目としての「家族・勤務先・近所の人の受け止め方」および「家族・勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性」を独立変数として判別分析を行うと、有意確率=.000で判決と和解の差は有意となり、予測の正確さも63パーセントへと若干改善された。この場合には、和解についても5割以上を正確に予測している。

#### 標準化された正準判別関数係数

	関数
	1
裁判に期待したこと・自分の権利を守ること	.460
裁判に期待したこと・相手との関係を修復すること	-.422
裁判に期待したこと・相手に非を認めさせること	.400
裁判で気になったこと・家族や勤務先・近所の人の受けとめ方	.243
裁判で気になったこと・裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	.350

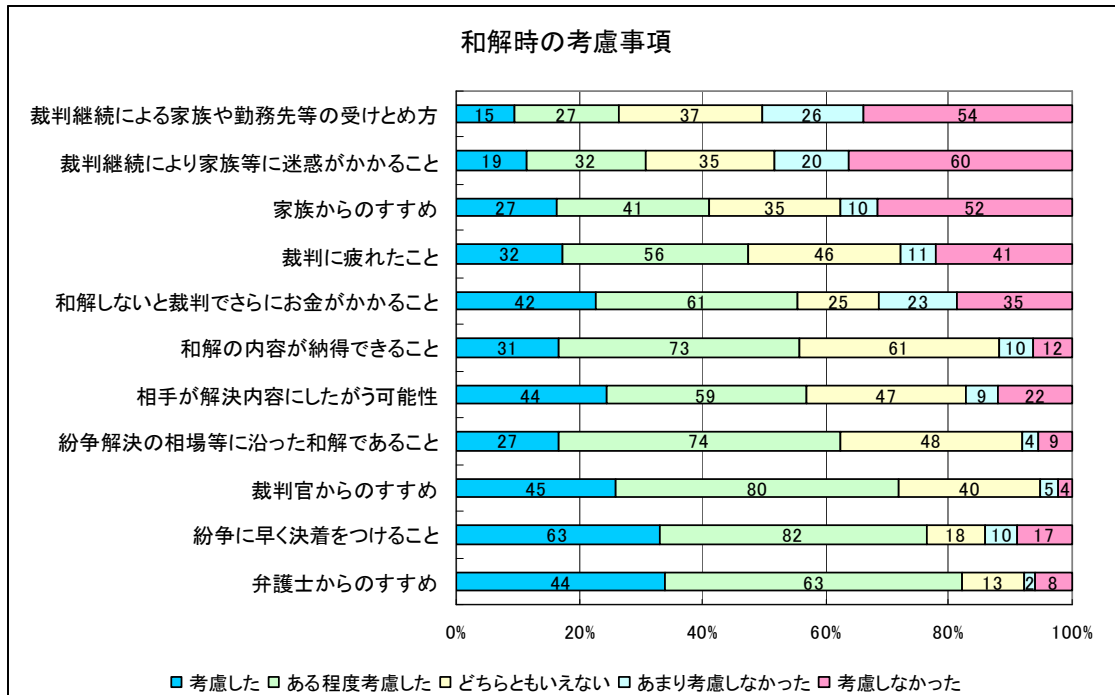
#### 分類結果(a)

第一審結果(判決:和解)		予測グループ番号		合計
		1_判決	2_和解	
元のデータ	度数	1_判決	63	196
		2_和解	96	166
		グループ化していないケース	36	57
%		1_判決	32.1	100.0
		2_和解	57.8	100.0
		グループ化していないケース	63.2	100.0

a 元のグループ化されたケースのうち 63.3% 個が正しく分類されました。

## 6. 和解選択と「和解時の考慮事項」

本調査では、和解で終了した当事者に対して、和解を選択する際にどのような事項を考慮したかについて尋ねている。その回答結果は次の通りである。



実際に和解した回答者にとっては、全体としてみれば「弁護士からのすすめ」「紛争の早期決着」「裁判官からのすすめ」「相場に沿った和解であること」などが重要であり、「家族や勤務先等の受け止め方」や「家族等に迷惑がかかること」「家族からのすすめ」「裁判に疲れたこと」などはあまり重視されていない。

ところで、訴訟上の和解を選択した回答者は、裁判途中で和解のための話し合いをしたと答えた回答者の内の 65 パーセントである。和解の話し合いをしたと回答した者の 29 パーセントは判決に至っている。但し、和解が成立しなかった当事者に対して、その際の考慮内容について尋ねていないので、今回の調査では両グループを比較することはできない。また、裁判途中で和解交渉をしなかったと答えた回答者の内の 26 パーセントは和解で終結しており、判決に至った者は 66 パーセントに留まっているが、その差を生じさせたかもしれない当事者の判断についても今後の検討課題である。

裁判途中の和解交渉の有無 と 地方裁判所での裁判結果 のクロス表

		地方裁判所での裁判結果				合計
		判決が出た	地方裁判所で 和解した	地方裁判所で訴 えを取り下げた	その他	
裁判途中の和解 交渉の有無	した	54 29.2%	121 65.4%	7 3.8%	3 1.6%	185 100.0%
	しなかった	144 65.8%	56 25.6%	14 6.4%	5 2.3%	219 100.0%
合計		198 49.0%	177 43.8%	21 5.2%	8 2.0%	404 100.0%

カイ2乗値=65.213, 自由度=3, 有意確率(両側)=.000

また、当事者グループ別にみると、代理人付原告は和解交渉をした者の73パーセントが和解で終了し、代理人付被告の場合にもその67パーセントが和解を選択している。ところが、本人訴訟原告の場合には、和解交渉をした者の27パーセントしか和解をしていないのに対して、本人訴訟被告の場合には和解交渉をした者の82パーセントが和解で終わっている。なお、本人訴訟被告の場合には、和解交渉を行わなかった者についてもその52パーセントが和解で終わっており、本人訴訟被告が和解を志向する傾向の強いことが分かる。

裁判途中の和解交渉の有無 と 第一審結果(判決:和解) と 質問票の種別 のクロス表

質問票の種別			第一審結果(判決:和解)		合計
			1_判決	2_和解	1_判決
代理人付原告	裁判途中の和 解交渉の有無	した	20 26.7%	55 73.3%	75 100.0%
		しなかった	66 76.7%	20 23.3%	86 100.0%
	合計		86 53.4%	75 46.6%	161 100.0%
代理人付被告	裁判途中の和 解交渉の有無	した	17 32.7%	35 67.3%	52 100.0%
		しなかった	42 82.4%	9 17.6%	51 100.0%
	合計		59 57.3%	44 42.7%	103 100.0%
本人原告	裁判途中の和 解交渉の有無	した	11 73.3%	4 26.7%	15 100.0%
		しなかった	15 78.9%	4 21.1%	19 100.0%
	合計		26 76.5%	8 23.5%	34 100.0%
本人被告	裁判途中の和 解交渉の有無	した	6 18.2%	27 81.8%	33 100.0%
		しなかった	21 47.7%	23 52.3%	44 100.0%
	合計		27 35.1%	50 64.9%	77 100.0%

代理人付原告 : p=.000, 代理人付被告 : p=.000, 本人原告 : p=.506, 本人被告 : p=.006

和解を選択した当事者が和解時に考慮した事項について、裁判途中で和解交渉をしていたグループとそのような交渉をしていないグループとで評価が異なるかどうかを調べると、次のような結果が得られた（平均値の値が小さいほど「考慮した」程度が高い）。多くの項目については差がみられなかったが、「家族からのすすめ」「和解しないと裁判で更にお金がかかること」「紛争解決の相場に沿った解決であること」の3項目については有意差がみられた。このうち「家族からのすすめ」については、和解交渉をしなかったグループの方がより考慮しているのに対して、その他の2項目については和解交渉を行ったグループの方がより考慮したと回答していた。家族の意見を重視する場合には和解交渉を経るまでもなく和解へと向かう傾向があり、また訴訟遂行のための金銭的不安や、折り合う相場に関心が強いと和解交渉を経てから和解へと至るという傾向がありそうである。但し、この場合にも紛争類型との関連性が更に検討される必要がある。

地方裁判所における和解の際、考慮したこと		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
裁判官からのすすめ	した	112	2.15	2.031	.156
	しなかった	51	1.94		
	合計	163	2.09		
弁護士からのすすめ	した	89	1.98	.346	.557
	しなかった	26	1.85		
	合計	115	1.95		
家族からのすすめ	した	96	3.27	5.000	.027
	しなかった	48	2.69		
	合計	144	3.08		
和解しないと裁判でさらにお金がかかること	した	113	2.50	4.186	.042
	しなかった	53	2.98		
	合計	166	2.66		
和解の内容が納得できること	した	113	2.47	.267	.606
	しなかった	55	2.38		
	合計	168	2.44		
裁判に疲れたこと	した	111	2.72	1.327	.251
	しなかった	54	2.98		
	合計	165	2.81		
紛争に早く決着をつけること	した	115	2.03	1.332	.250
	しなかった	54	2.26		
	合計	169	2.11		
相手が解決内容にしたがう可能性	した	109	2.30	2.029	.156
	しなかった	52	2.60		
	合計	161	2.40		
紛争解決の相場等に沿った和解であること	した	103	2.22	5.785	.017
	しなかった	45	2.64		
	合計	148	2.35		
裁判継続による家族や勤務先等の受けとめ方	した	98	3.35	1.349	.247
	しなかった	46	3.63		
	合計	144	3.44		

裁判継続により家族等に迷惑がかかること	した	99	3.34	.042	.837
	しなかった	48	3.29		
	合計	147	3.33		

上記の通り、本調査では和解を選択した当事者を対象として、和解時の考慮事項として11項目を取り出して、その重要性を尋ねた。この回答に対して因子分析を加えることにより、和解の成立をもたらす因子を抽出した結果は次の通りである。

#### 回転後の因子行列(a)

Q31_11.地方裁判所における和解の際、考慮したこと	因子		
	1	2	3
裁判継続により家族等に迷惑がかかること	<b>.825</b>	.130	.344
裁判継続による家族や勤務先等の受けとめ方	<b>.932</b>	.151	.123
家族からのすすめ	<b>.518</b>	.299	.255
和解の内容が納得できること	.251	<b>.756</b>	.091
弁護士からのすすめ	.201	<b>.666</b>	.258
紛争解決の相場等に沿った和解であること	.105	<b>.691</b>	-.118
相手が解決内容にしたがう可能性	-.023	<b>.592</b>	.372
裁判に疲れたこと	.314	-.051	<b>.759</b>
紛争に早く決着をつけること	.096	.202	<b>.696</b>
和解しないと裁判でさらにお金がかかること	.390	.161	<b>.630</b>

因子抽出法: 主因子法

回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

a 5 回の反復で回転が収束しました。

和解時の考慮事項11項目の内、「裁判官からのすすめ」については因子負荷量が低いため分析から除外している。また、上記の尺度の信頼性 ( $\alpha$  係数) は.845である。

第1因子は、「家族への迷惑」「家族や勤務先等の受け止め方」「家族からのすすめ」というように、当事者を取り巻く人的環境への配慮に関わっているため、これを関係性因子と呼ぶことにしよう。第2因子は、「納得できる和解内容」「相場に沿った和解」「相手が履行する可能性」そして「弁護士のすすめ」という合理的な利益獲得への判断に関わるものであるため、これを合理性因子と呼ぶ。第3因子は、「裁判に疲れた」「早く決着をつけたい」「続けるとさらに費用がかかる」という裁判からの離脱それ自体への当事者の関心に関わっているため、これを回避性因子と呼ぶことにしたい。

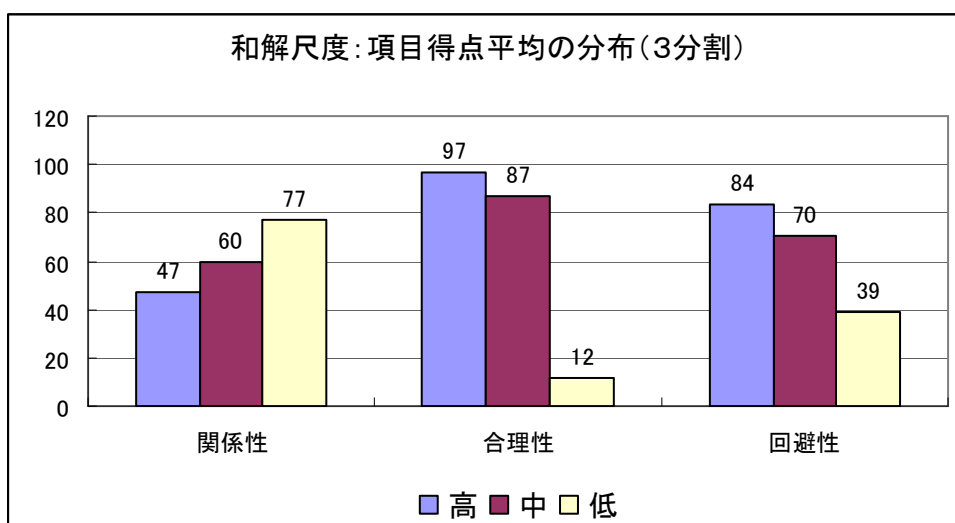
この3因子を取り出した上で、それぞれに関わる項目の得点平均を求め(得点の小さい方が各項目を考慮する度合いが高い)、それを1点から5点の間で均等に3分割してみると、それぞれに属する回答者の分布は次のようになる。ここで分かるように、関係性については、高関心者よりも中関心者、そして低関心者へと該当者数が増加しているが、合理



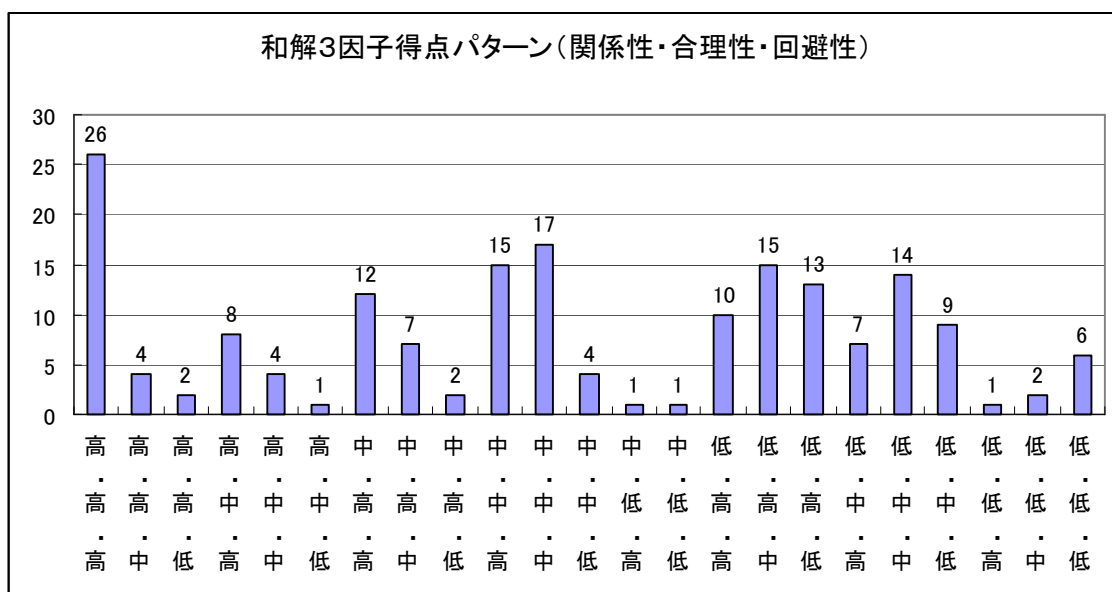
性および回避性については、高関心者が最も多く、次いで中関心者、低関心者の順となる。特に、合理性関心については、低関心者は極めて僅かである。

和解尺度：項目得点平均の分布（3分割）

	関係性	合理性	回避性	関係性	合理性	回避性
高	47	97	84	25.5%	49.5%	43.5%
中	60	87	70	32.6%	44.4%	36.3%
低	77	12	39	41.8%	6.1%	20.2%
合計	184	196	193	100.0%	100.0%	100.0%



回答者は、それぞれが関係性・合理性・回避性の各因子について、高関心・中関心・低関心のいずれかの組み合わせを有している。従って、それぞれの組み合わせごとの分布を調べると次のようになった。



関係性・合理性・回避性の3因子について、すべてに高程度の関心を抱いている者が最も多いが、これに次いで3因子全てに中程度の関心を抱いている者が続き、その他様々なパターンが見出される。そこで、和解3因子それぞれの3分割得点を変数として階層クラスタ分析（Ward法）を行って3クラスタを取り出すと、次のようになった。

階層クラスタ(和解3因子の得点平均3分割) Ward Method3

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	1	69	12.9	38.1	38.1
	2	79	14.8	43.6	81.8
	3	33	6.2	18.2	100.0
	合計	181	34.0	100.0	
欠損値	システム欠損値	352	66.0		
合計		533	100.0		

この3クラスタと先の和解3因子の得点パターンとをクロスさせると、次の表が得られる。ここから各クラスに所属する回答者の傾向を大まかに読み取ることができる。

和解因子の得点パターンと階層クラスタ(和解3因子の得点平均3分割)のクロス表

		和解因子の項目得点による階層クラスタ			合計
		1	2	3	1
関係性・合理性・回避性	高・高・高	0	26	0	26
	高・高・中	0	4	0	4
	高・高・低	0	2	0	2
	高・中・高	0	8	0	8
	高・中・中	0	4	0	4
	高・中・低	0	1	0	1
	中・高・高	12	0	0	12
	中・高・中	7	0	0	7
	中・高・低	0	2	0	2
	中・中・高	0	15	0	15
	中・中・中	0	17	0	17
	中・中・低	0	0	4	4
	中・低・高	1	0	0	1
	中・低・低	0	0	1	1
	低・高・高	10	0	0	10
	低・高・中	15	0	0	15
	低・高・低	0	0	13	13
	低・中・高	7	0	0	7
	低・中・中	14	0	0	14
	低・中・低	0	0	9	9
低・低・高	1	0	0	1	
低・低・中	2	0	0	2	
低・低・低	0	0	6	6	
合計		69	79	33	181

また、クラスタごとに和解3因子の項目得点平均（3分割）に差が生じるかどうかをみ

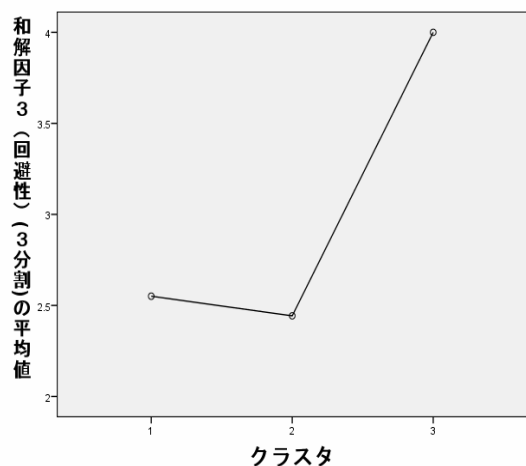
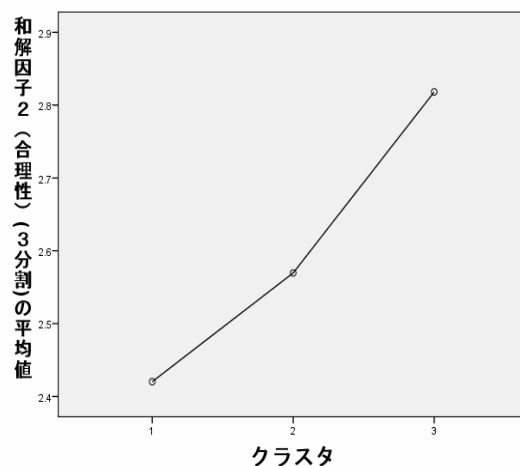
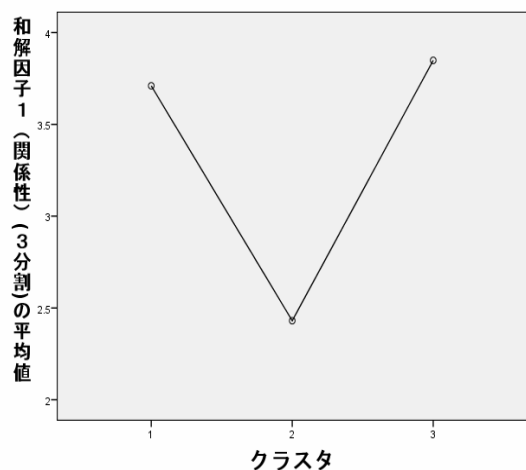
ると、次のようになる（平均値の値が小さいほどそれぞれの関心度が高い）。

		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
和解因子1(関係性)(3分割)	1	69	3.71	184.838	.000
	2	79	2.43		
	3	33	3.85		
	合計	181	3.18		
和解因子2(合理性)(3分割)	1	69	2.42	5.012	.008
	2	79	2.57		
	3	33	2.82		
	合計	181	2.56		
和解因子3(回避性)(3分割)	1	69	2.55	117.902	.000
	2	79	2.44		
	3	33	4.00		
	合計	181	2.77		

従属変数	(I)クラス	(J)クラス	平均値の差 (I-J)	標準誤差	有意確率
和解因子1 (関係性) (得点3分割)	1	2	1.280(*)	.076	.000
		3	-.138	.098	.334
	2	1	-1.280(*)	.076	.000
		3	-1.418(*)	.096	.000
	3	1	.138	.098	.334
		2	1.418(*)	.096	.000
和解因子2 (合理性) (得点3分割)	1	2	-.149	.098	.283
		3	-.398(*)	.126	.005
	2	1	.149	.098	.283
		3	-.249	.123	.112
	3	1	.398(*)	.126	.005
		2	.249	.123	.112
和解因子3 (回避性) (得点3分割)	1	2	.108	.084	.410
		3	-1.449(*)	.108	.000
	2	1	-.108	.084	.410
		3	-1.557(*)	.106	.000
	3	1	1.449(*)	.108	.000
		2	1.557(*)	.106	.000

以上をみると、クラス1は、クラス2と有意差をもって関係性に関心を持たず、クラス3と有意差をもって合理性および回避性に関心を持っている。クラス2は、クラス1およびクラス2と有意差をもって関係性に関心を持ち、クラス3と有意差をもって回避性に関心を持っている。クラス3は、クラス2と有意差をもって関係性に関心を持たず、クラス1とは有意差をもって合理性に関心を持たず、クラス1およびクラス2と有意差をもって回避性に関心を有していない。このような特徴からして、クラス1は、周囲には余り気を遣わず、合理的な利益を追求しながら早く争いを終わらせたい「実利型」、クラス2は、周囲の目を気にしながら、合理的な利益を求めつつ早期に争いを終わらせたい「気遣い型」と呼ぶことができるであろう、クラス3は、和解に当た

って周囲の目もあまり気にせず、また早期の紛争終結への関心も低く、合理的な利益確保への関心も比較的弱いグループであるので、さしあたり「成り行き型」と呼ぶことにしたい。但し、このグループには、今回の調査で質問していない他の様々な理由が重要な関心事であった回答者が含まれている可能性があるため、この命名はあくまで暫定的である。なお、クラスタ1とクラスタ2とは、それぞれ69名と79名と比較的拮抗しているのに対して、クラスタ3は33名と少数派である。



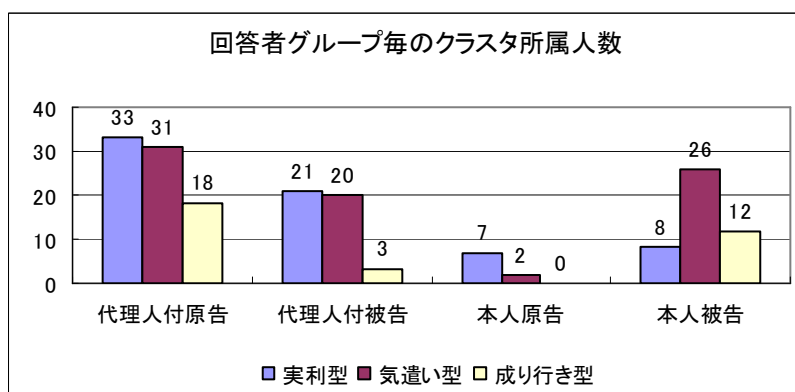
このクラスタ所属者がどの原告・被告および代理人の有無によって分けられたどのグループに所属する傾向があるかをみると、和解した代理人付原告および代理人付被告に「実利型」と「気遣い型」が多いのは共通しているが、代理人付原告には「成り行き型」も少なからずいるのに対して代理人付被告にはこのタイプはごく僅かである。本人訴訟原告については、和解した回答者数が少ないためはっきりとしたことはいえないが、和解する限りでは「実利型」が多いようである。これに対して本人訴訟被告の場合には明らかに「気遣い型」が多くなっており、また「成り行き型」も他のグループと比較すると比較的多くなっている。本人訴訟原告はそもそも判決志向が強く、逆に本人訴訟被告には和解志

向が強くみられることは先に見たとおりであるが、本人訴訟被告の和解は周囲の目を気にしたものであったり、あるいは成り行きに任せたものであったりする可能性が推測される。

回答者グループ と クラスタ(和解得点平均3分割)のクロス表

		クラスタ			合計
		実利型	気遣い型	成り行き型	
質問票の種別	代理人付原告	33 40.2%	31 37.8%	18 22.0%	82 100.0%
	代理人付被告	21 47.7%	20 45.5%	3 6.8%	44 100.0%
	本人原告	7 77.8%	2 22.2%	0 .0%	9 100.0%
	本人被告	8 17.4%	26 56.5%	12 26.1%	46 100.0%
合計		69 38.1%	79 43.6%	33 18.2%	181 100.0%

カイ2乗値=.002 但し、3セルが期待度数5未満。



また、クラスタごとに和解結果に対する評価（勝訴か敗訴か）が異なっているかどうかをみると、実利型と気遣い型の間には有意差がみられなかったが、両者と成り行き型との間については、実利型および気遣い型の方に勝訴感覚の強いことがわかる。逆に言えば、成り行き型は、全体としては和解の成立に対して積極的であったわけではないことが推測される。

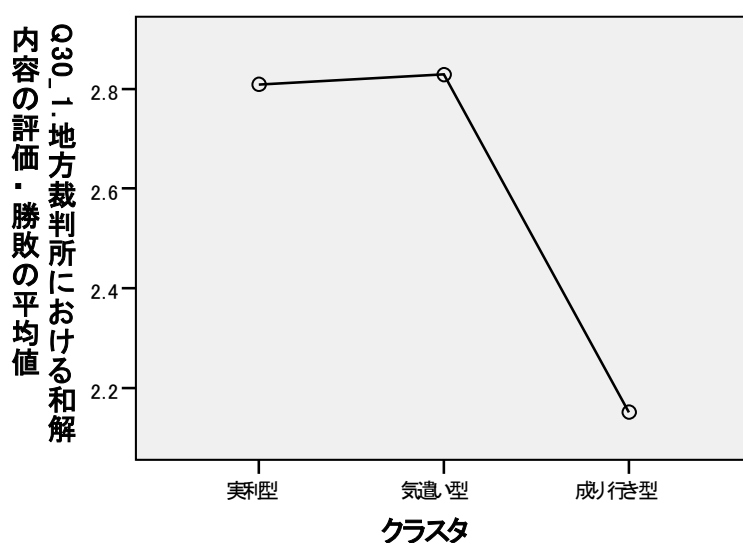
なお、和解の正当性の判断については、3クラスタの間に有意差はみられなかった。

	記述統計		分散分析	
	度数	平均値	F 値	有意確率
実利型	68	2.81	3.786	.025
気遣い型	76	2.83		
成り行き型	33	2.15		
合計	177	2.69		

Tukey HSD

(I)階層クラスタ(和解 得点平均3分割)	(J)階層クラスタ(和解 得点平均3分割)	平均値の差 (I-J)	標準誤差	有意確率
実利型	心配性型	-.020	.210	.995
	気遣い型	.657(*)	.267	.039
気遣い型	実利型	.020	.210	.995
	成り行き型	.677(*)	.262	.029
成り行き型	実利型	-.657(*)	.267	.039
	気遣い型	-.677(*)	.262	.029

\* 平均の差は .05 レベルで重要です。



さらに、クラスタ毎に裁判の事後評価が異なっているか、また裁判所に対する印象はどのように変化したかをみると、「類似問題での裁判利用」「精神的疲労」「裁判所イメージ」について、クラスタ間の差がみられた（平均値は値が小さいほど評価がよいことを示している）。

		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
Q2.類似問題が起きた場合に裁判を利用するか	実利型	65	3.09	6.601	.002
	気遣い型	72	2.97		
	成り行き型	30	2.10		
	合計	167	2.86		
Q3_1.裁判に対するイメージ・費用	実利型	64	3.36	.025	.976
	気遣い型	56	3.41		
	成り行き型	26	3.38		
	合計	146	3.38		
Q3.2.裁判に対するイメージ・時間	実利型	67	3.66	1.315	.271
	気遣い型	71	3.34		
	成り行き型	31	3.26		

	合計	169	3.45		
Q3.3.裁判に対するイメージ・精神的疲労	実利型	68	3.79	5.926	.003
	気遣い型	73	3.70		
	成り行き型	32	2.94		
	合計	173	3.60		
Q3.4.裁判に対するイメージ・裁判所	実利型	61	3.36	3.609	.029
	気遣い型	61	3.15		
	成り行き型	32	2.75		
	合計	154	3.15		

Tukey HSD

従属変数	(I)クラス	(J)クラス	平均値の差 (I-J)
Q2.類似問題が起きた場合に裁判を利用するか	実利型	気遣い型	.120
		成り行き型	.992(*)
	気遣い型	実利型	-.120
		成り行き型	.872(*)
	成り行き型	実利型	-.992(*)
		気遣い型	-.872(*)
Q3.1.裁判に対するイメージ・費用	実利型	気遣い型	-.051
		成り行き型	-.025
	気遣い型	実利型	.051
		成り行き型	.026
	成り行き型	実利型	.025
		気遣い型	-.026
Q3.2.裁判に対するイメージ・時間	実利型	気遣い型	.319
		成り行き型	.399
	気遣い型	実利型	-.319
		成り行き型	.080
	成り行き型	実利型	-.399
		気遣い型	-.080
Q3.3.裁判に対するイメージ・精神的疲労	実利型	気遣い型	.095
		成り行き型	.857(*)
	気遣い型	実利型	-.095
		成り行き型	.761(*)
	成り行き型	実利型	-.857(*)
		気遣い型	-.761(*)
Q3.4.裁判に対するイメージ・裁判所	実利型	気遣い型	.213
		成り行き型	.611(*)
	気遣い型	実利型	-.213
		成り行き型	.398
	成り行き型	実利型	-.611(*)
		気遣い型	-.398

\* 平均の差は .05 レベルで重要です。

以上の結果、「裁判利用意思」については「成り行き型」が「実利型」「気遣い型」と有意差をもって再利用の意思を示し、「精神的疲労」についても「成り行き型」が「実利型」「気遣い型」と有意差をもって「予想より少ない」と答え、また「裁判所イメージ」も「成り行き型」が「実利型」と有意差をもって「良くなった」と答える傾向をみせている。「成り行き型」の和解者の裁判評価ないし裁判所評価が相対的に高くなっていることの理由が

問題となる。

そこで、和解3グループ間に裁判への当初の期待に違いがみられるかどうかを調べると、ほとんどの項目で有意差がみられなかった。関係修復についてのみ「気遣い型」のグループで関心が高くなっている(平均値の値が小さいほど関心が強いことを示している)が、このことから「成り行き型」グループの裁判評価の高さを説明することはできない。

裁判に期待したこと		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
相手との関係を修復すること	実利型	68	3.97	5.953	.003
	気遣い型	75	3.31		
	成り行き型	31	4.16		
	合計	174	3.72		

Tukey HSD

裁判に期待したこと	(I)クラス	(J)クラス	平均値の差 (I-J)
相手との関係を修復すること	実利型	気遣い型	.664(*)
		成り行き型	-.191
	気遣い型	実利型	-.664(*)
		成り行き型	-.855(*)
	成り行き型	実利型	.191
		気遣い型	.855(*)

\* 平均の差は .05 レベルで重要です。

さらに、裁判開始時の当事者の懸念について3グループ間で違いがみられるかどうかを調べると、「勝訴の見込み」「相手方の履行の可能性」以外の項目で3グループの間に有意差がみられる。そのうち、「費用」については、「成り行き型」が「実利型」「気遣い型」に比べて気にしておらず、「時間」についても「成り行き型」が「気遣い型」に比べて気にかけていない。「家族や勤務先等の受け止め方」および「家族や勤務先等に迷惑をかける可能性」についても「成り行き型」(および「実利型」)は「気遣い型」に比べて気にしておらず、「成り行き型」が全体として裁判に対する不安を当初より抱いていないという傾向が見られる。

裁判で気になったこと		記述統計		分散分析	
		度数	平均値	F 値	有意確率
裁判にかかるお金	実利型	67	2.12	6.615	.002
	気遣い型	75	1.97		
	成り行き型	32	2.91		
	合計	174	2.20		
裁判にかかる時間	実利型	66	2.05	3.113	.047
	気遣い型	77	1.82		
	成り行き型	33	2.39		
	合計	176	2.01		
裁判に勝つ見込み	実利型	67	2.16	.194	.824
	気遣い型	74	2.18		
	成り行き型	33	2.33		



裁判に勝っても相手がしたがわれない可能性	合計	174	2.20	2.888	.059
	実利型	67	2.63		
	気遣い型	68	2.19		
	成り行き型	33	2.85		
家族や勤務先・近所の人の受けとめ方	合計	168	2.49	11.148	.000
	実利型	64	3.86		
	気遣い型	73	2.82		
	成り行き型	31	3.84		
裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	合計	174	3.58	9.961	.000
	実利型	67	3.97		
	気遣い型	74	3.01		
	成り行き型	33	4.06		

Tukey HSD

Q14_1.裁判で気になったこと	(I)クラス	(J)クラス	平均値の差 (I-J)
裁判にかかるお金	実利型	気遣い型	.146
		成り行き型	-.787(*)
	気遣い型	実利型	-.146
		成り行き型	-.933(*)
	成り行き型	実利型	.787(*)
		気遣い型	.933(*)
裁判にかかる時間	実利型	気遣い型	.227
		成り行き型	-.348
	気遣い型	実利型	-.227
		成り行き型	-.576(*)
	成り行き型	実利型	.348
		気遣い型	.576(*)
裁判に勝つ見込み	実利型	気遣い型	-.011
		成り行き型	-.169
	気遣い型	実利型	.011
		成り行き型	-.158
	成り行き型	実利型	.169
		気遣い型	.158
裁判に勝っても相手がしたがわれない可能性	実利型	気遣い型	.436
		成り行き型	-.222
	気遣い型	実利型	-.436
		成り行き型	-.657
	成り行き型	実利型	.222
		気遣い型	.657
家族や勤務先・近所の人の受けとめ方	実利型	気遣い型	1.037(*)
		成り行き型	.021
	気遣い型	実利型	-1.037(*)
		成り行き型	-1.017(*)
	成り行き型	実利型	-.021
		気遣い型	1.017(*)
裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	実利型	気遣い型	.957(*)
		成り行き型	-.090
	気遣い型	実利型	-.957(*)
		成り行き型	-1.047(*)
	成り行き型	実利型	.090
		気遣い型	1.047(*)

\* 平均の差は .05 レベルで重要です。

上記の結果、「成り行き型」の裁判利用後の評価が比較的高いのは、そもそも当初より裁判への不安感が弱く、従って事後的にも相対的に「精神的疲労」が少ないために、利用後に裁判イメージが改善し、また再利用意思も高くなっているのではないかと推測される。

## 7. おわりに

以上、訴訟当事者に対するアンケート調査の結果の分析を通じて、当事者の裁判への期待や不安、また訴訟上の和解への当事者の期待がどのように当事者の和解行動ないし訴訟評価と関連づけられているかをみてきた。その結果、当事者の裁判への期待と判決・和解の選択とは単純な対応関係にはなく、当事者が原告であるか被告であるか、また代理人がついているかどうかなどを区別して検討していく必要があることが分かった。特に、本人訴訟被告は他のグループ（代理人付原告・代理人付被告・本人訴訟原告）と比べて様々な点で特殊な傾向をみせており、回答者全体の傾向として見いだせる特徴が実は本人訴訟被告グループの傾向に強く影響されている場合があるので、注意が必要である。

例えば、裁判への不安要因として挙げられる諸項目のうち、当事者を取り巻く人的関係への不安や懸念が強い場合には、訴訟は和解より判決で終結する傾向がみられた。しかしながら、これは実は本人訴訟被告グループの特徴を反映したものであり、それ以外のグループについては特に人的関係への不安が判決に結びつくような関係はみられなかった。とはいえ、全てのグループについて、人的関係への不安ないし配慮が当事者に対して判決よりも和解を選択させるという傾向が見いだせないことには注意が必要である。確かに、人的関係への不安ないし配慮に対して気遣うタイプの当事者は、和解を選択した当事者の中の1つの特徴的なタイプとして抽出することが可能であり、裁判に対して相手方との関係修復を期待しているという特徴を示している。また、関係修復への期待は、和解した当事者全体についてみれば和解と親和的である。しかしながらより詳しくみると、関係修復への期待が和解に結びつくのは代理人付原告の場合のみであり、従って人的関係への不安ないし配慮が一般的に判決よりも和解という結果につながると主張することには、さしあたり慎重であるべきであろう。

本稿は、訴訟を既に利用した当事者へのアンケート調査の結果の一部を分析したものに過ぎず、訴訟類型に即した判決・和解の選択傾向や、当事者間の関係、当事者の属性の分析、訴訟を経験していない一般市民との比較など、さらに検討すべき課題は数多く残っている。そのような検討を進める過程で、本稿での暫定的な解釈に修正が加えられる可能性は大いにあることを最後にお断りしておきたい。

# 女性と民事訴訟

## — 訴訟行動調査班による二つの調査から —

神長百合子

専修大学

[kaminaga@isc.senshu-u.ac.jp](mailto:kaminaga@isc.senshu-u.ac.jp)

### 論文要旨

本稿は、日本の民事訴訟についてのジェンダー分析の試みである。女性はどのように裁判と関わっているのか、それは男性のかかわり方とどのように異なるのか、その要因は何かという問題を、訴訟行動班の行った 2005 年「訴訟記録調査」、2006 年「調査票調査」の二つの調査で得られたデータから見ていく。調査が裁判管轄の変動期に当たったことから通常女性の裁判所利用が多い家事事件を除外せざるを得なかったため、一般民事事件における女性の裁判へのアクセスが少ない現実が明らかになった。

キーワード 民事訴訟 ジェンダー 弁護士 本人訴訟

### 目次

1. 民事訴訟のジェンダー分析について
2. 訴訟記録に見られる女性の裁判へのかかわり
  - (1) 女性当事者
  - (2) 女性がかかわる事件の概観
  - (3) 女性原告事件の訴訟物の価額
  - (4) 女性原告事件の一審手続き結果
3. 女性原告について
  - (1) 女性原告事件が占める割合
  - (2) 原告代理人数
  - (3) 関与した女性弁護士数
4. 女性被告
  - (ア) 女性被告事件が占める割合
  - (イ) 被告代理人数
  - (ウ) 女性被告事件に関与した女性弁護士数
5. 当事者調査における女性
  - (1) 民事裁判の経験
  - (2) 民事調停の経験
  - (3) 本人訴訟では、女性当事者は訴訟前に、弁護士に相談しているか
6. 女性当事者の裁判に関する意見

## 1. 民事訴訟のジェンダー分析について

日本社会において裁判制度の利用度が低いという問題は、川島武宜が日本社会の構造との根源的な関わりがあると論じたこともあって、法社会学における重要なテーマとなっている。裁判は、法の解釈に決着をつけて当該社会における公的な価値の最終決定を行う場である。それとともに、民事訴訟は、法的権利義務をめぐる紛争の当事者である市民によるイニシャティブとしての訴訟の提起を必要とし、原告・被告の両当事者が平等な立場で、裁判所の判断を求めることができるという意味からも、民主主義社会の根幹ともいえるべきものである。それにもかかわらず、裁判利用一般に関して実証的研究が行われることはまれである。日本では近年になってようやく、裁判記録を基礎として、実際に裁判を利用した人々を対象とする実態調査が開始された。<sup>17</sup>

しかしながら、民事裁判をこのようなものと定義づけることは、「市民」の概念が、ア priori に、ジェンダーを超えて適用されることにつながる。現実の裁判利用に関しては、ジェンダーの視点から研究されることはほとんどなく、統計も整備されていないのが現状である。

日本社会が 20 世紀末になって、男女共同社会基本法の制定を必要としたように、また、その裏付けとなった女性の政治的・社会的権利の歴史的研究が明らかにしたところからも、女性が市民としての社会的ステイタスを確立しているかという点は、証明を要する問題である。戦前は法的無能力とされていた女性が、今日、市民としての権利義務を自覚し、さらにそれを裁判利用という行動で実践するに至っているかという問題は、実証的に研究されなければならない。

今回の訴訟行動調査においても、そうした女性の裁判行動についての実態の把握が課題の一つとなっている。上記のように、ここで試みる訴訟行動のジェンダー分析は、今日緊要な研究領域といえよう。本稿は、その調査の第一次分析の報告である。

## 2. 訴訟記録に見られる女性の裁判へのかかわり

### (1) 女性当事者

最初に、訴訟記録調査で得られたサンプル事件の全容を、訴訟当事者から見てみよう。女性のかかわる事件総数は、原告・被告ともに、「女性」としたカテゴリーに、「男女共同」として同一事件の当事者に女性を含むカテゴリーを加えたものである。

本稿の目的はジェンダー分析である。その意味で、女性の実質的かつ独立した裁判との

---

<sup>17</sup> 『「民事訴訟利用者調査」報告書』（2000年12月）、佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦『利用者からみた民事訴訟』（日本評論社2006年）

かかわりを見る必要があるため、「女性」というカテゴリーのみに着目する。すなわち、女性のみで原告あるいは被告になった事件を対象としてジェンダー分析をおこなう。女性原告事件は 184 件<sup>18</sup>、女性被告事件 74 件であった。原告・被告ともに女性である事件は、性別不明の事件等を除く 1116 件<sup>19</sup>中 43 件で、全体の 3.9 パーセントである。

表 1 訴訟当事者の性別

			被告				
			男性	女性	男女共同	法人	合計
原告	男性	度数	141	31	37	151	360
		%	39.2	8.6	10.3	41.9	100.0
	女性	度数	70	43	21	50	184
		%	38.0	23.4	11.4	27.2	100.0
	男女共同	度数	27	9	9	32	77
		%	35.1	11.7	11.7	41.6	100.0
	法人	度数	332	74	87	2	495
		%	67.1	14.9	17.6	0.4	100.0
	合計	度数	570	157	154	235	1,116
		%	51.1	14.1	13.8	21.1	100.0

## (2) 女性がかかわる事件の概観

女性が裁判所を利用する事件類型については別稿で扱ったが、その後データ・クリーニングの段階でカテゴリーが追加され、最終的に以下の表のようになった。最も多いものは、交通事故以外の損害賠償の 21.7%である。次は交通事故と、土地・建物の明け渡しの各 12 パーセントであった。データ・クリーニングによるカテゴリーの追加にもかかわらず、「そ

<sup>18</sup>神長(2006)においては、断ってあるように、データ・クリーニング前の仮の集計を用いたため、女性原告数が異なっている。

<sup>19</sup>女性であるか否かの判断は、主として、訴訟記録に記載された当事者の名前に依拠している。性別が明らかでない「薫」「光」等については、記録の転記に際して、転記者が記載した性別と訴状の抜粋や特記事項等をできる限り対照検討した。それでも性別が確定できなかったものは、本稿の分析においては欠損値として処理した。

の他」が 10.9%ある。

表2 女性が原告となった事件類型

	女性が原告の事件	
	件数	%
貸金関係	18	9.8
保証関係	0	0.0
売買代金関係	3	1.6
立替金・求償金関係	2	1.1
契約関係の損害賠償	9	4.9
請負関係	2	1.1
交通事故関係	22	12.0
交通事故以外の損害賠償	40	21.7
家賃・地代関係	3	1.6
土地・建物の所有権	1	0.5
土地・建物の明け渡し	22	12.0
土地・建物登記関係	11	6.0
離婚関係	1	0.5
相続関係	9	4.9
その他	20	10.9
不当利得返還	10	5.4
預託金返還	3	1.6
債務不存在	4	2.2
労働	3	1.6
手形	1	0.5
境界確定	0	0.0
<b>合計</b>	<b>184</b>	<b>100.0</b>

(3) 女性原告事件の訴訟物の価額

女性が裁判に訴えた事件を全体の傾向と対照表示したものが次の表である。このような大分類であると、全体の傾向とほとんど異ならないことがわかる。女性原告事件の実態を

見るためには、過半数63%の内訳についてより詳細な分析をする必要があると考えられる。

表3 訴訟物の価額カテゴリー

	女性原告事件	%	全数	%
500万まで	116	63	733	64.9
1000万まで	23	12.5	135	11.9
5000万まで	34	18.4	175	15.5
1億まで	7	3.8	39	3.5
5億まで	3	1.6	27	2.4
10億まで	0	0	1	0.1
50億まで	0	0	3	0.3
算定不能・非財産	1	0.5	17	1.5
合計	184	100	1130	100

(全数については本報告書河合論文より再掲)

#### (4) 女性原告事件の一審手続き結果

それでは、女性原告事件は、本調査の対象である地方裁判所における第一審においてどのような結果で終了したのだろうか。

表4 女性原告事件の一審手続き結果

一審手続き結果	度数	有効パーセント
和解	82	44.6
請求認容	30	16.3
請求の取下	22	12.0
請求の一部認容	29	15.8
請求棄却	10	5.4
請求の認諾	3	1.6
訴え却下	0	0.0
複数の結果	5	2.7
その他	3	1.6
合計	184	100

上記の表によれば、和解が44.6%と突出して多いのが特徴的である。他方で、請求の容認と一部容認がそれぞれ16.3%と15.8%であることを見るならば、女性が裁判に訴える事件は、相当程度根拠のある場合が多いように見える。

## 2. 女性原告について

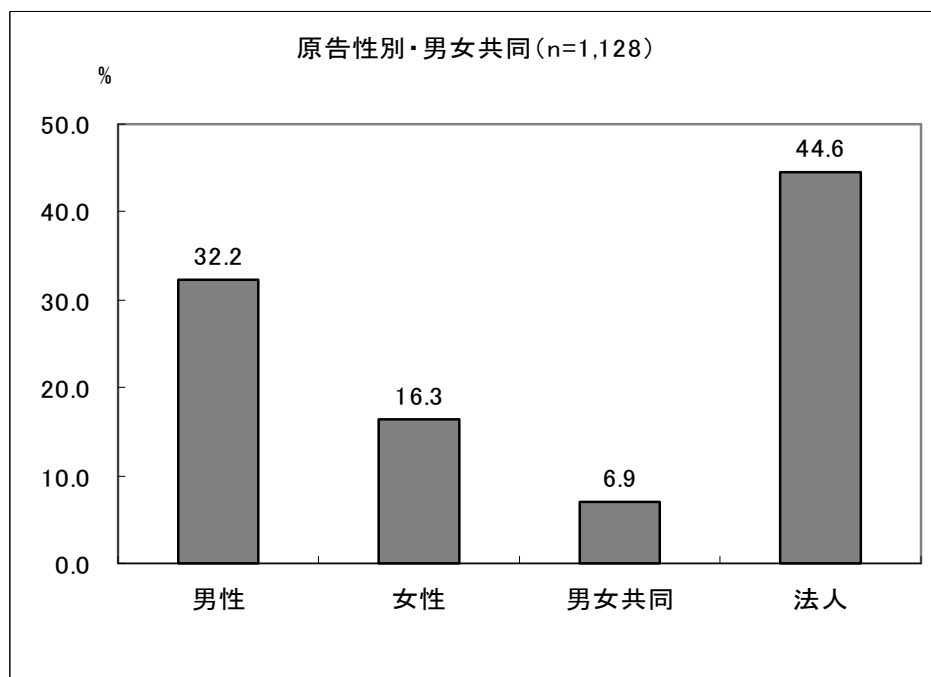
### (1) 女性原告事件が占める割合

ここでは、女性原告事件とカテゴライズされる事件は訴訟記録調査サンプル事件全体でどのような割合を占めているかを見る。次のグラフは、原告全数を男性のみの事件<sup>20</sup>、女性のみの事件、男女が入っている共同原告事件と法人事件に分類したものである。

個人原告の事件における男女の差を見るならば、男性が原告となる事件が女性原告事件の倍となっている。ただし、この数値を見る際には、通常女性の事件に多いといわれる離婚等の家事事件が調査対象から除外されていることに留意しなければならない。

法人事件も法人の代表者が男性であることが多いことを勘案するならば、裁判所の利用者の大半は男性であることがわかる。男女共同事件には、相続事件のように人数の多いもの以外に、夫婦らしい組み合わせが多々みられたが、共同関係については訴訟記録からは不明である。

図1 原告の性別



<sup>20</sup> 「男性」あるいは「女性」というカテゴリーには同性同士の共同事件を含めた。



(2) 原告代理人数

次に掲げる表は、全事件の原告代理人数であり、全体では代理人なしが 19 パーセント、1 人が 41.7 パーセントである。複数の代理人が付いた事件は、受任した弁護士事務所の構成員をすべて含むものから、特定事件において事務所を超えた共同代理があるが、詳細については別の分析が行われる。

この中で、女性原告事件を見るならば、全体の傾向と若干異なり、半数以上の 56.5 パーセントが 1 人の弁護士によって代理されている。その結果、3 人以上の複数代理人事件は、どの項についても他のカテゴリーより割合が少なくなっている。

表 5 原告の性別と代理人数

		原告代理人数						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上	合計	
原告性別・男女共同	男性	度数	69	163	76	25	30	363
		%	19.0	44.9	20.9	7	8.3	100.0
	女性	度数	23	104	31	13	13	184
		%	12.5	56.5	16.8	7	7.1	100.0
	男女共同	度数	2	33	23	11	9	78
		%	2.6	42.3	29.5	14	11.5	100.0
	法人	度数	120	170	72	56	85	503
		%	23.9	33.8	14.3	11	16.9	100.0
	合計	度数	214	470	202	105	137	1,128
		%	19.0	41.7	17.9	9	12.1	100.0

(3) 関与した女性弁護士数

それでは、このような女性原告の代理人委任の状況の中で、女性弁護士がどの程度含まれているかを見てみよう。女性の原告による女性代理人の選好が実際に生じているか、という問題である。

訴訟記録からのデータによれば、女性原告によって女性弁護士が選任されるといった傾

向は見られなかった。この問題は、複雑な要素を有しているため、データの詳細な分析のみならず、日本社会そのものの実情を見る必要がある。たとえば、女性弁護士が1人で受任しているのか、弁護士事務所あるいは弁護団の構成メンバーとしてかかわっているのかを特定しなければ、実際の女性原告による選好の有無はわからない。

同時に、母数である女性弁護士総数が全国で3000名強であり、大都市に集中しているという現状からするならば、女性弁護士へのアクセスそのものが限られている。また、今回の調査には、管轄の変動時期にあった家事事件を対象から除外しているため、女性弁護士の手持ち事件特に女性事件に大きな割合を占めるといわれるカテゴリーそのものが入っていないという重大な事情がある。そうした要因を考慮に入れなければ、女性原告による女性弁護士の選好という問題の正確な理解はありえないのであり、この点は今後の大きな研究課題である。

表6 原告の性別と女性弁護士数

		女性弁護士数						合計
		0人	1人	2人	3人	4人以上	不明	
男性	件数	309	40	8	1	1	4	363
	%	85.1	11.0	2.2	0.3	0.3	1.1	100.0
女性	件数	160	20	4	0	0	0	184
	%	87.0	10.9	2.2	0.0	0	0.0	100.0
男女共同	件数	59	15	1	1	2	0	78
	%	75.6	19.2	1.3	1.3	2.6	0.0	100.0
法人	件数	415	71	10	5	0	2	503
	%	82.5	14.1	2.0	1.0	0	0.4	100.0
合計	件数	943	146	23	7	1	6	1,128
	%	83.6	12.9	2.0	0.6	0.1	0.5	100.0

### 3. 女性被告

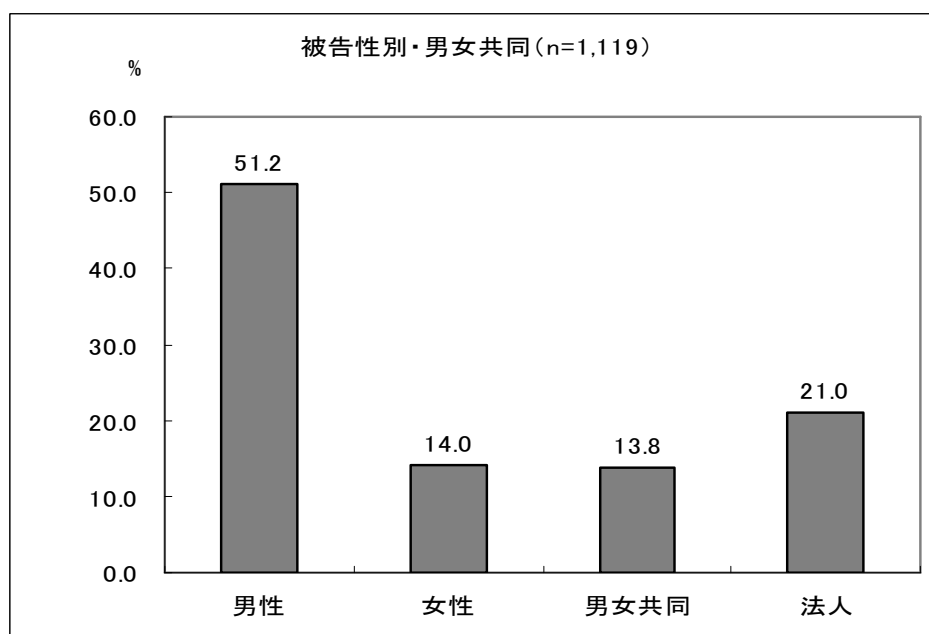
#### (1) 女性被告事件が占める割合

では、女性が民事訴訟の被告として訴えられる場合はどの程度あるのだろうか。次の表

を見るならば、被告となる割合は全事件数に対して14パーセントであり、原告として裁判にかかわる以上に、その割合が低いことがわかる。

一般的に、女性は犯罪率が低いところから刑事事件において被告人となる場合も少ないことも想起するならば、女性が社会においてどのような地位にあり、法とのかかわりにおいてどのような態度をもち行為しているかの実情を反映するものと考えられる。すなわち、女性の遵法性の要因が、反社会的行為の機会からの距離なのか、歴史的に作られてきた女性の特性といわれるものにあるのだろうか。この点についても、本訴訟記録調査のデータは招来の研究への示唆に富むもののようなものである。

図2 被告の性別



## (2) 被告代理人数

被告の性別と代理人弁護士の数とを対比したものが下の表である。

女性被告についてみると、代理人を持たない本人訴訟が54.8パーセントと半数を超えている。しかしこれは、男性個人が被告となる事件が本人訴訟の64.2パーセントであることに比べるならば、代理人選任率は高いといえる。

また、女性被告の場合、代理人が1人とするものは約4分の1の25.5パーセントであり、複数の代理人が付くケースは少ない。この点については原告の場合に類似している。

女性に限らず、被告については、代理人が付く率が原告の場合に比して、どのカテゴリーでも大きく減少している。この点については、他の論文で分析される予定であるが、女性事件に限定しても、被告が出廷しない欠席裁判の割合がどのくらいあるか、事件の内容

から見て、明らかに被告に弁護士を依頼するための資力がないケースがどのくらいあるか、あるいは、リピート・プレーヤーとしての被告がいるのか、逆に、リピート・プレーヤーの法人がルーティン業務として裁判所を利用した事件の被告の場合なのか、等の興味を引く問題を含んでいる。

表7 被告代理人数

		被告代理人数						
		0人	1人	2人	3人	4人以上	合計	
被告性別・男女共同	男性	度数	368	107	40	21	37	573
		%	64.2	18.7	7.0	3.7	6.5	100.0
	女性	度数	86	40	17	6	8	157
		%	54.8	25.5	10.8	3.8	5.1	100.0
	男女共同	度数	80	41	16	5	12	154
		%	51.9	26.6	10.4	3.2	7.8	100.0
	法人	度数	86	77	28	5	39	235
		%	36.6	32.8	11.9	2.1	16.6	100.0
	合計	度数	620	265	101	37	96	1,119
		%	55.4	23.7	9.0	3.3	8.6	100.0

(3) 女性被告事件に関与した女性弁護士数

女性が訴えられたとき、代理人に女性弁護士を依頼するかという問題は、原告による女性弁護士の選好の問題と同様の状況を背景としている。それゆえ、女性被告事件の約9割が女性弁護士を選任していない。被告事件の場合は弁護士事務所や弁護団がかかわることが少ないのか、複数の女性弁護士については、2人という事件が2件あるだけであった。

表8 女性被告事件に関与した女性弁護士数

件数	0人	1人	2人	3人以上	合計
		141	14	2	0
%	89.8	8.9	1.3	0	100

ここまでは、訴訟記録調査から、女性当事者の事件の特性を見てきたが、以後は、そうした女性当事者の実像と裁判に対する意見を見るために、当事者調査データについての報告を行う。

#### 4. 当事者調査における女性

当事者調査は、訴訟記録調査に現れた当事者および代理人に対して行われたものであり、全体についての基本的なデータについては、本報告書中の河合論文のとおりである。ここでは、回答者中の女性当事者<sup>21</sup>について見ていく。

##### (1) 民事裁判の経験

女性は、どの程度、民事訴訟の経験があるのだろうか。まず、対照群としての一般人をしてみるならば、経験者は3.3パーセントにすぎない。それに対して、今回の訴訟当事者は、原告では10人が経験しており、代理人がいる場合は9.9パーセントと一般人の3倍になっている<sup>22</sup>。過去の訴訟体験が今回の訴訟提起の後押しをしたとも考えられ、過去の経験がよい印象を残したケースであると見ることもできるかもしれない。

表9 女性の民事裁判の経験

		なかった	あった	合計
代理人付原告	度数	82	9	91
	%	90.1	9.9	100
代理人付被告	度数	38	9	47
	%	80.9	19.1	100
本人原告	度数	8	1	9
	%	88.9	11.1	100
本人被告	度数	25	6	31
	%	80.6	19.4	100
一般人	度数	498.0	17.0	515
	%	96.7	3.3	100
合計	度数	651	42	693
	%	93.9	6.1	100

<sup>21</sup> 当事者調査では、性別はフェイスシートに回答者本人によって記入されている。それゆえ、現段階では、それぞれの女性当事者が訴訟調査の中の「女性」事件であるのか「男女共同」事件であるのかはわからない。

<sup>22</sup> 本人訴訟の当事者では、回答者9人中1人が過去に訴訟経験がある。

一方の被告では 15 人で、代理人がいる場合の 19.1 パーセント、本人訴訟の場合の 19.4 パーセントが過去に民事訴訟を経験したと回答している。これについては、過去の訴訟においても被告であるかは本調査によってはわからないため、被告になりやすい立場の職種・社会的地位等の特色があるということはできない。今回の調査における回答者が、民事裁判の複数経験者に偏った可能性も残される。

## (2) 民事調停の経験

それでは、訴訟以外の裁判所利用である民事調停については、女性はどの程度経験しているのだろうか。一般人の中では、過去に民事調停の経験のある者は 5 パーセントであり、上記の訴訟経験よりは多いものの微増にすぎない。

それに対して、訴訟記録における当事者は、回答者中、原告側が 16 人、被告側が 13 人である。原告に関しては、民事調停は、代理人付きの場合の 14.3 パーセントに見られるように、訴訟の経験よりも若干多く経験している。しかし被告では、代理人付きで 17 パーセント、本人訴訟で 16.1 パーセントと訴訟経験よりもわずかに少なくなっている。

表 10 女性の民事調停経験

		なかった	あった	合計
代理人付原告	度数	78	13	91
	%	85.7	14.3	100
代理人付被告	度数	39	8	47
	%	83.0	17.0	100
本人原告	度数	6	3	9
	%	66.7	33.3	100
本人被告	度数	26	5	31
	%	83.9	16.1	100
一般人	度数	490	26	516
	%	95.0	5.0	100
合計	度数	639	55	694
	%	92.1	7.9	100

実際に、これらの過去の訴訟あるいは調停の経験が、訴訟を起こす際の、あるいは訴訟を受けてたつ場合（被告の場合は示談等の手段で訴訟回避ができたかも知れない）の判断

に影響を与えているかという問題については、この調査ではわからない。ただ、当事者回答者における訴訟・調停経験が、一般人を上回っているということは、「よい経験であった」当事者が調査に応じたものではないかという疑問を排除できるならば、日本人の訴訟回避の問題を考える際の参考になるであろう。

(3) 本人訴訟では、女性当事者は訴訟前に、弁護士に相談しているか

女性当事者は、本人訴訟をする場合であっても、訴訟の前に弁護士に相談をしているのだろうかという問題は、女性の弁護士へのアクセスの問題と同時に、訴訟委任以外の弁護士利用の可能性を示すという意味で重要である。その意味でここでは、女性の本人訴訟での弁護士への相談の有無の回答を男性のデータと並べて提示する。

回答者のうち、弁護士に相談した者は、原告 18 人と被告 48 人となり、被告の方が多い。回答者に被告が多いことから各カテゴリーの割合で見ると、原告では 48.6 パーセントと半数近く、被告でも 41.4 パーセントである。本人訴訟といってもなんらかに形での弁護士の関与があるように見える。

しかしながら、その割合には性別による差異が見られる。原告の場合は、相談したと言う者が男性では半数を超える 15 人で 55.6 パーセントであるのに対して女性の場合は 3 人とどまる。また、被告の場合を見ても、男性の 42.4 パーセントに対して、女性は 38.7 パーセントと若干少なくなっている。社会生活において弁護士との接点のない女性が、弁護士への距離がありアクセスが限られがちな実態を表しているようである。

表 1 1 本人訴訟における弁護士への相談の有無

		相談しなかった	相談した	合計	
本人原告	男性	度数	12	15	27
		%	44.4	55.6	100.0
	女性	度数	7	3	10
		%	70	30	100.0
	合計	度数	19	18	37
		%	51.4	48.6	100.0
本人被告	男性	度数	49	36	85
		%	57.6	42.4	100.0
	女性	度数	19	12	31
		%	61.3	38.7	100.0
	合計	度数	68	48	116
		%	58.6	41.4	100.0

それでは、本人訴訟の当事者である女性が相談したのは、女性弁護士だったのか、男性弁護士だったのだろうか。次の表は、相談した弁護士の性別である。それによれば、原告3人の全員が男性弁護士に相談しており、被告12人を見ても、男性弁護士に相談したのは8割を超えており、女性弁護士に相談したのは2人だけであった。

すでに、実際に代理人として弁護士を選任した事件については、女性弁護士数のデータを示しており、そこでも依頼された女性弁護士の少なさを指摘した。同様の事情が、より鮮明な形で本人訴訟当事者の相談先としての弁護士の性別に反映してとも考えられる。

表12 本人訴訟女性当事者が相談した弁護士の性別

		相談した弁護士の性別		
		男性	女性	合計
本人原告	度数	3	0	3
	%	100	0	100
本人被告	度数	10	2	12
	%	83.3	16.7	100
合計	度数	13	2	15
	%	86.7	13.3	100

## 5. 女性当事者の裁判に関する意見

当事者調査は、本報告書に収められた他の諸論文で論じられているところであるが、さまざまな質問によって、訴訟当事者に対して、裁判、裁判官、弁護士についてのかかわりや意見を聞いている。たとえば、裁判への期待はどのようなものであったか、裁判をするに当たって考慮した事項、自分自身が裁判手続にどの程度関与したのか、弁護士を探す際の困難の程度から弁護士を替えたかどうか、弁護士選任の際の考慮事由、自分の弁護士についてと相手方弁護士についての評価、弁護士は何をやってくれたのか、裁判官は何をやってくれたのか、裁判における和解の実際とその評価、裁判結果の評価と履行の実態、裁判に対してははじめに持っていたイメージとそれが訴訟後に異なったかどうかなど、多岐にわたっている。

各質問に対して、女性回答者がどのように答えているか、それが男性回答者と異なる特徴が何か見いだされるのか、については、今後の詳細な分析にかける予定である。ここでは、その中の1つの質問を手がかりとして、女性の訴訟当事者の訴訟に対する満足度の一



部を見てみよう。注目した質問は、「この裁判全体をふりかえって、今回と同じような問題に将来巻き込まれたら、また裁判を利用したいと思いますか」というものである。

表 12 は、女性当事者の回答である。それによれば、「どちらともいえない」が 3 分の 1 あるが、「利用したい」が 21.1 パーセント、「どちらかといえば利用したい」が 24.6 パーセントであり、約半数の女性回答者が満足していると見ることができよう。ただし、本人訴訟では、原告被告ともに満足していない方に偏っている。本人訴訟の被告においては、32 パーセントの「どちらともいえない」の次が「利用したくない」の 28 パーセント、「どちらかといえば利用したくない」が 20 パーセントであった。また、本人訴訟原告も同様の傾向を示している。

表 13 将来類似の事件が起こったときに裁判を利用するか

女性当事者		利用したい	どちらかとい えば利用 したい	どちらと もいえな い	どちらかとい えば利用 したくない	利用 したくない	合計
代理人付原告	度数	24	16	19	8	12	79
	%	30.4	20.3	24.1	10.1	15.2	100
代理人付被告	度数	6	9	13	6	3	37
	%	16.2	24.3	35.1	16.2	8.1	100
本人原告	度数	2	1	2	3	1	9
	%	22.2	11.1	22.2	33.3	11.1	100
本人被告	度数	3	2	8	5	7	25
	%	12	8	32	20	28	100
合計	度数	125	146	199	79	44	593
	%	21.1	24.6	33.6	13.3	7.4	100

以上のことから見ると、裁判の利用は当事者にとって、代理人を通して初めて満足のいくものとなる可能性がある。

これは、裁判に素人である一般人が関わる際の困難性を表すものなのか、裁判ないし裁判制度そのものが一般人の感覚や期待と齟齬が存在するということなのか、あるいはここでの回答当事者に特有なものであるのか、今後のより深い分析で少しでも明らかにできることを望んでいる。

# 「一般人調査」の概要

## — 「訴訟行動調査」との比較検討のために —

和田安弘

大阪府立大学

[yktwada@hs.osakafu-u.ac.jp](mailto:yktwada@hs.osakafu-u.ac.jp)

【論文要旨】 「訴訟行動調査」との比較検討のために、一般人を対象として訴訟に関する全国調査を行った。本稿では、その結果を概観する。訴訟当事者に対して行われた全国調査との比較検討を行うための予備的な考察として、度数分布などを中心にしながら基礎的な知見を簡潔に提示する。それに加えて、ジェンダーの観点などからするより詳細な分析につながるように、その分析方向を示唆するような若干の展開も付加される。

【キーワード】 訴訟、一般人、調査、ジェンダー

### 1. はじめに

「訴訟行動調査」とは、科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」（代表：村山眞維）の一部を成す「訴訟行動調査班（略称：C班）」により行われた大規模調査のことである。2005年度には、日本全国の地方裁判所（本庁のみ）で2004年に終結した民事の全事件から無作為抽出によって取り出された1132件の訴訟記録を閲覧することで、その概要を所定の様式に記録する「訴訟記録調査」が行われ、続く2006年度には、前年度の調査によって知られた訴訟当事者および代理人を対象として、アンケート方式の調査票による「当事者／代理人調査」が行われた。

本稿の分析対象となる「一般人調査」は、上記の当事者調査に用いられた調査票にできる限り対応させて、一般人に対して、訴訟に関する意識などを尋ねたアンケート方式の調査（調査員による訪問留め置き調査）である。

### 2. サンプリング

調査対象者は、以下のような、無作為抽出の手順に近いクオータ・サンプリング（割当法）の方式により得られた1000名の成人男女である。

まず、日本全国を、地域性を考慮して、都道府県を単位とし、そのまとまりとして考え

られる以下の 10 の地区に分類する。北海道地区＝北海道（1 道）、東北地区＝青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県（6 県）、関東地区＝茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県（1 都 6 県）、甲信越地区＝新潟県，山梨県，長野県（3 県）、北陸地区＝富山県，石川県，福井県（3 県）、東海地区＝静岡県，愛知県，三重県，岐阜県（4 県）、近畿地区＝滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県（2 府 4 県）、中国地区＝鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県（5 県）、四国地区＝徳島県，香川県，愛媛県，高知県（4 県）、九州地区＝福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県（8 県）。

次に、これら 10 地区のそれぞれにおいて、市区町村単位での都市規模 50 万人以上、50 万人未満の分類を行い、10 地区×2 分類の 20 層に層化する。各層における母集団数（20 歳以上人口）の大きさに比例させて、1000 の標本数を各層に配分する。なおこの際、市区町村を単位とする 1 調査地点あたりの対象数を 10 人とし、全国の地点を 100 となるように標本数を各層に比例配分した。したがって各層における調査地点の数および標本数にはかなりのばらつきがある。各層の母集団数とともに、それらを一覧表にしたものを以下に示す（表 1）。

表 1 層化された母集団人口および地点の分布

		地点規模 (50万人以上)	地点規模 (50万人未満)	合計
1	北海道	1540540	3089358	4629898
		10(1)	30(3)	40(4)
2	東北	805999	7011544	7817543
		10(1)	70(7)	80(8)
3	関東	14130372	19522797	33653169
		140(14)	190(19)	330(33)
4	甲信越	653105	3799524	4452629
		10(1)	30(3)	40(4)
5	北陸	0	2511465	2511465
		0(0)	30(3)	30(3)
6	東海	2968044	8952594	11920638
		30(3)	90(9)	120(12)
7	近畿	5555536	11168337	16723873
		50(5)	110(11)	160(16)
8	中国	1456924	4762138	6219062
		10(1)	50(5)	60(6)

9	四国	413330	2954964	3368294
		0 ( 0 )	30 ( 3 )	30 ( 3 )
10	九州	2907492	8904364	11811856
		30 ( 3 )	80 ( 8 )	110 ( 11 )
	合計	30431342	72677085	103108427
		290 ( 29 )	710 ( 71 )	1000 ( 100 )

上段：層ごとの母集団 20 歳以上人口（2006.3.31 住基人口）

下段：割り振られた標本数、（ ）内は地点数

各層における上記の数の調査地点の選定は市区町村単位での無作為抽出により行い、各調査地点においては住宅地図を用いて再び無作為に世帯を抽出した。抽出された世帯を順に訪問して、最終的には、各地点別（市区町村単位）の性・年代の構成比率に相当する 10 の標本が選ばれるように、その基準に該当する人に調査への協力を依頼して、10 標本から回答が得られた時点で、当該地点での調査を完了した。ただし、同一の世帯から複数の標本を得ることはしていない。

なお、調査に当たっては、後述するように、「裁判」という表記について異なる同一内容の 2 種類の調査票（A 票、B 票）を用いた。その割り当ての方法は以下の通りである。各地点では、その地点での母集団の「年代・性別」に比例させた対象者を 10 名（分）選定し、その二つの変数を一組として考えて同じグループに属する対象者が偶数存在する時には、A と B とを交互に割り振り、奇数の場合には、なるべくその原則を維持しつつ、A,B,A,B… という具合に割り振っていく。しかし、こうした交互の割り振りが貫徹できない場合（同じ属性の対象者が単数の場合や、最後に残った奇数番号の対象者がある場合）には、例外的に、同じグループには属さない対象者の一人に A が、別の一人に B が渡されることがあっても許容することとした。このようにして、A 票を受け取る回答者と B 票を受け取る回答者は、できる限り、群として同一の属性をもつように配慮した。

### 3. 調査票の構成

前述したように、調査票は厳密には 2 種類（A 票、B 票）ある。対象サンプルは各 500 で、合計で 1000 名の回答が得られるように、割当法サンプリングにより調査を行ったことはすでに述べた。A 票 B 票の違いは、以下に述べるように、裁判という用語の表記にかかわるものであり、その内容はまったく同一である。

A 票 B 票ともに、扉の頁には、調査のタイトルと趣旨説明が印刷されている。タイトルは「民事裁判利用に関する国民の皆さまへのアンケート調査」である。また、趣旨説明の中でも「私どもは、21 世紀の日本の民事裁判制度の改善に役立てるための研究をしている、法学の研究者グループです」と記載されている。このように調査票には、これが一般的な

裁判利用に関する調査ではなく、民事裁判の利用に関する調査であることははっきりと明記されている。しかしながら、実際の調査においては、調査票の中の文言として、民事裁判を意味する言葉が、単に「裁判」と表記されるのと、「民事裁判」と明記されるのでは、異なる印象をもたらすかもしれない。つまり、「民事裁判」と注意的に書かずに「裁判」と表記すると、回答者の中には、刑事裁判も含めた裁判一般として理解する人や、自身の裁判イメージによって、刑事裁判を第一義的に思い浮かべる人もいるかもしれず、それが回答に何らかの影響を及ぼすこともありうるということである。

A 票では、民事裁判と注意的に表記せずに、文意からそのように判断できる個所は、単に「裁判」と表記し、B 票では、そのような個所であっても民事裁判を意味している個所ではすべて「民事裁判」と表記した。そうした個所は 50 か所にのぼる。なお、この区別に連動させて、問 1(2)において、A 票では「裁判所での調停の経験」と表記し、B 票では「裁判所での民事調停の経験」と表記しているが、厳密に言えば、民事裁判の利用に関する調査というコンテキストのもとでも両者の意味は同一にはならない(A 票では家事調停を含むとも解釈できるのに対して、B 票ではそれが除かれることになる、回答者がそのような厳密な区別をするかどうかはともかくとして)。この点については、結果分析に際して注意が必要である。また、これとは別に、文章構成上、その意味を限定する必要がある場合には、A 票 B 票ともに「民事(の)裁判」と明記した。その個所は 4 か所である。

前述したように、A 票を受け取る対象者と B 票を受け取る対象者は、できる限り、群として同一の属性をもつように配慮して回答者リストを作成したので、もし、A 票の回答と B 票の回答との間に有意な差が、ある程度一貫して見られるならば、それは、調査票上の表記の違いがもたらしたものと推測される。しかし、そのような有意な差は、個々の設問への回答において若干の例が散見されるだけにとどまる。一般的には、A 票への回答と B 票への回答との間には、有意な差は見られなかったと結論してよいであろう。

たとえば、裁判の経験、調停の経験の有無などについて見てみるとこのようになる。民事裁判の経験の有無につき、A 群では経験者は有効回答 496 中 26 人 (5.2%)、B 群では 494 中 29 人 (5.9%)。民事調停では、A 群の経験者は 496 中 35 人 (7.1%)、B 群では 496 中 31 人 (6.3%) であった。どちらも有意差は見られない。なお、上述したように、A 群の調停経験者には、家事調停を念頭において経験ありと回答している人が、B 群よりも相対的に多く含まれているものと思われるので、その影響がここに若干の数値上の差となって表れている可能性がある。

また、最後の質問(問 25「この質問票にこれまでお答えいただいた際に、あなたが念頭においていた裁判〔B 票では民事裁判〕にもっとも近いものは、次の中のどれでしたでしょうか。もっとも近いもの 1 つに○を付けてお答えください。〕への回答についても、後述する一つの選択肢を除いてほぼ同様な分布となっている。表 2 に示したように、A 群と B 群の回答分布には一般的な違いは見られないのである。したがって、同一の意味に帰結する文脈において「裁判」と表記するか「民事裁判」と表記するかによって生じうる

違いについては、本稿における分析では特には着目する必要はないように思われる。よって、以下の調査結果の検討においては、A 群と B 群を特に区別することなく、回収された 1000 票の回答は、すべて同一の調査への回答として、一括して扱うこととしたい。

表 2 念頭においていた裁判内容 (A 票、B 票への回答)

念頭においていた裁判内容	質問票の種別		合計
	A 票	B 票	
交通事故の損害賠償をめぐる裁判	209	210	419
交通事故以外の事故の損害賠償をめぐる裁判	65	69	134
家賃や地代の取り立て、支払い、変更をめぐる裁判	6	5	11
土地や建物をめぐる裁判	25	32	57
貸したお金の取り立て、支払い、変更をめぐる裁判	11	28	39
売ったり、買ったりしたものの代金についての裁判	3	5	8
クレジットやカード代金についての裁判	4	6	10
契約を守らないことによる損害賠償をめぐる裁判	45	36	81
離婚をめぐる裁判	14	25	39
相続をめぐる裁判	15	16	31
犯罪容疑者を訴追する裁判	70	43	113
その他	15	13	28
合計	482	488	970

なお、上記の「最後の質問」において AB 間で明瞭な差が出たのは、11 番目の選択肢（犯罪容疑者を訴追する裁判）であり、これを選択した人は、A 群では 482 中 70 人（14.5%）、B 群では 488 中 43 人（8.8%）であった。この明瞭な差が生じたのは、「あなたが念頭においていた民事裁判」という字句に目をとめた B 票の回答者の一部が、最後の質問において、11 番目の選択肢に回答することを避けたためであると思われる。なお、民事裁判に関する調査であることを一貫して明記していた B 票の回答者の 1 割近く（A 票の回答者では 1 割超）が、「民事裁判利用に関する調査」において、刑事裁判を念頭においていたことは注目されるべきであろう。単に裁判、あるいは裁判利用といった場合には、第一義的には刑事裁判のことを思い浮かべる一般人の割合は相当に高いことが推量される。

#### 4. 調査内容と結果の概観

以下に、調査結果の概観を行う。上述したように、A 票と B 票の結果を合算して表記するので標本数は 1000 となる。したがって、分布の実数から一桁ずらした数値がそのままパ

ーセント値を示すことになる。

(1) 裁判の経験と利用の意思

問1(民事裁判、民事調停の経験)の結果については、すでに上述したとおりであるが、裁判の経験が55、調停の経験が66であった。どちらの場合もその9割程度は1回のみの経験である。また、裁判経験のある人では調停経験もあると答えた人が三分の二(54人中35人、64.8%)であったのに対し、裁判経験のない人では調停経験もごくわずか(934人中29人、3.1%)にとどまる。同様に、調停経験のある人のうちで裁判経験のある人は半数以上(64人中35人、54.7%)になるが、調停経験のない人では裁判経験もごくわずか(924人中19人、2.1%)にとどまる。要するに、裁判経験と調停経験には、かなりの程度の相関が見られるということである。

ここで裁判についても調停についても、性別と年齢との間で明らかな相関が見られることが注目される。裁判経験は男性が475人中38人(8.0%)、女性が515人中17人(3.3%)、調停経験は男性が476人中40人(8.4%)、女性が516人中26人(5.0%)。裁判、調停ともに、その経験は男性の方が多くなっている。年齢との相関については、表3に示したように、裁判、調停ともに、年齢が上がるほどその経験者の比率が上がっている。

表3 裁判・調停の経験と年齢の相関

裁判の経験 と 年齢カテゴリー					
		年齢カテゴリー			合計
		60歳代以上	40, 50歳代	20, 30歳代	
裁判の経験	なかった	288	324	323	935
	あった	29	19	7	55
合計		317	343	330	990
調停の経験 と 年齢カテゴリー					
		年齢カテゴリー			合計
		60歳代以上	40, 50歳代	20, 30歳代	
調停の経験	なかった	287	319	320	926
	あった	30	25	11	66
合計		317	344	331	992

問2(裁判利用の意思)では「重大な問題に直面したら、民事裁判を利用したいと思」うかどうかを尋ねたが、利用したい(193)ーどちらかといえば利用したい(232)ーどちら

ともいえない (291) - どちらかといえば利用したくない (121) - 利用したくない (35) - わからない (126) - 無回答 (2) という結果になった。肯定派 (425) が否定派 (156) の3倍近い。明確な肯定派 (193) も明確な否定派 (35) の6倍近く、このように区分しても圧倒的に肯定派が多いが、「どちらともいえない」と「わからない」を合計すると417となり、4割を超える人が肯定でも否定でもないということになる。

## (2) 民事裁判に対するイメージ

問3では、民事裁判についてのイメージを、費用・時間・精神的疲労(ストレス)・一般的イメージの諸点から尋ねたが、費用がかかり・長時間を要し・多くのストレスを伴うと考える人が圧倒的多数であった。「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」を合わせると、費用(785)、時間(833)、ストレス(886)になる。しかしながら、一般的イメージを問うと(「裁判所に良いイメージをお持ちですか、悪いイメージをお持ちですか」)、その結果は、半数以上が「どちらともいえない」の中間派(557)となり、肯定派(117)および否定派(252)はともに少数となることが注目される。さまざまな点で、裁判はかなりの負担になるであろうと考えられてはいるが、それだからと言って必ずしも裁判所に対して「悪いイメージ」をもつわけではない、ということのようである。

## (3) 裁判前の交渉と相談

問4では、裁判を利用する以前に相手方との直接交渉をと思うかどうかを尋ねた。交渉はしないと答えた人は1割未満(73)で、大多数の人(835)は裁判の前に交渉があると予想しており、そのうちの7割近く(575)は弁護士を伴っての交渉になるだろうと考えている。

問5では、裁判利用を考える際に弁護士に相談するかどうかを尋ねている。相談しないと答えたのは5%に満たない少数(48)で、圧倒的多数(762)が相談すると答えているが、そのうちの4割(310)は複数の弁護士に相談することを想定している。

問6では、弁護士以外で想定される相談相手がいるかどうかを尋ねている。重複回答方式で、一番多かったのが「各種相談機関(交通事故紛争処理センターなど)」で641、次いで「家族・親戚」が569、「友人・知人」が387となっている。第4位(251)が「警察・警察官」である。民事事件と警察の結びつきは俄かには想定しにくいかもしれないが、念頭においていた裁判内容(問25)と関連づけてみると、警察もかなり広く民事事件の相談相手とされている様子が窺われる。表4参照。なお、相談相手の第5位以下は、職場の同僚・上司など(172)、保険会社(164)、司法書士(99)、有力者(74)、税理士(43)、公認会計士(26)、その他(12)と続いている。



表4 警察・警察官への相談と念頭においていた裁判内容

念頭においていた裁判内容	相談相手：警察・警察官		
	相談しない	相談する	合計
交通事故の損害賠償をめぐる裁判	318	101	419
交通事故以外の事故の損害賠償をめぐる裁判	96	38	134
家賃や地代の取り立て、支払い、変更をめぐる裁判	11	0	11
土地や建物をめぐる裁判	48	9	57
貸したお金の取り立て、支払い、変更をめぐる裁判	29	10	39
売ったり、買ったりしたものの代金についての裁判	7	1	8
クレジットやカード代金についての裁判	9	1	10
契約を守らないことによる損害賠償をめぐる裁判	60	21	81
離婚をめぐる裁判	26	13	39
相続をめぐる裁判	27	4	31
犯罪容疑者を訴追する裁判	74	39	113
その他	22	6	28
合計	727	243	970

#### (4) 弁護士への裁判の依頼

問7(1)は、民事裁判において本人訴訟を選択したいかどうかを尋ねている。「弁護士に依頼したい」が722、「わからない」が220であるのに対して、「自分自身で」は50にとどまった。民事裁判では弁護士に依頼するという考え方が一般的であると言えよう。問7(2)では、依頼すべき弁護士を見つけることの困難度の予想を尋ねている。結果は、簡単だと思う(51) - どちらかといえば簡単だと思う(99) - どちらともいえない(151) - どちらかといえば大変だと思う(379) - 大変だと思う(267) - わからない(49) - 無回答(4)となっており、三分の二ほど(646)の人が弁護士を見つけることを困難なことだと予想していることになる。今後、弁護士の数が大幅に増加することで、こうして傾向に変化がもたらされることになるのか注目したい。

問8では、依頼弁護士の性別選好を尋ねている。「どちらでもよい」と答えた人がもっとも多く、半数を超える524であるが、男性派(284)、女性派(118)ともに、性別選好をもつ人もかなり存在していることがわかる。これを回答者の男女別に見てみると、男女ともに「どちらでもよい」が過半数(男性では460人中の268で58.3%、女性では466人中の256で54.9%)になるが、男性回答者では、男性派が172(37.4%)、女性派が20(4.3%)であるのに対し、女性回答者では、男性派が112(24.0%)、女性派が98(21.0%)となっている。性別選好のある男性では極端に男性弁護士が好まれるが、女性では特にそのような偏

りは見られず、男性弁護士と同じくらいに女性弁護士も好まれる、ということになる。このことはまた、女性弁護士に対する選好においては、性別による違いが際立っており、女性弁護士が好まれるのは依頼者が女性の場合が圧倒的に多いというふうに見ることもできる。ただし、このように言う場合には、上述したように、女性弁護士を好む回答者自体は全体としては少数派であり、全体では 118 (12.7%)、女性だけに限って見ても 98 (21.0%) であることに留意しておくべきであろう。

問 9 は、弁護士を見つける際の「決め手となるであろうもの」を予想してもらった設問である。単一の回答を求めているが、もっとも多かったのは「弁護士会の法律相談」で 299、次いで「家族・親戚のつて」が 167、「知り合いの弁護士」が 114、「友人のつて」が 101 と続く。「わからない」105 を含めて、ここまでが 1 割以上の回答があった選択肢である。弁護士会という存在と個人的ネットワークが大きな意味をもっているようである。なお、1 割未満の回答で一番多かったのは「インターネットで検索」62 であり、「電話帳 (タウンページ)」31 という回答も少なからずあったが、「広告を見て」は 2、「著書によって」は 1 しかなかった。このような「つて」に頼らない弁護士の見つけ方は、現在では少数であるが、社会の変化や制度改革に伴い、どのように変化することになるのか、注目される場所である。

問 10 では、実際に弁護士を依頼する段階で、どのような事項を重視するかについて尋ねている。a 人柄、b 能力、c 専門分野、d 評判、e 費用、f 聞く耳、g 紹介者への義理、h 紹介者への信頼、i 個人的つきあい、j 勝訴の肯定的予想、k 他に選択肢なし、以上の 11 項目について、「考慮する」から「考慮しない」まで 5 段階のスケールで尋ねた結果は以下のようであった。a~f および h の 7 項目で、「考慮する」と「ある程度考慮する」を合計すると 8 割を超えているが、なかでも f「相談のときに親身になって話を聞いてくれること」への回答は、「考慮する」765、「ある程度考慮する」186 で、挙げられた項目のなかでもっとも多かった。この結果からは、現代社会において求められている弁護士像がどのようなものであるか、その一端が示唆されているようにも思われる。なお、これら (a~f および h) 以外の 4 項目も、どちらかといえば考慮されていると言えるが、上記の合計（「考慮する」と「ある程度考慮する」の合計）で示すと、g が 6 割、i が 4 割強、j が 5 割、k が 4 割弱にとどまり、相対的には少数である。

#### (5) 裁判開始前の交渉など

問 11 では、依頼弁護士に、裁判開始前の相手方との交渉を望むかどうかを尋ねている。「してもらいたい」318 と「どちらかといえばしてもらいたい」346 を合わせた肯定派が全体の三分の二になり、その他の回答の大部分は「どちらともいえない」203 であるから、否定派（「どちらかといえばしてほしくない」24、「してほしくない」13）はごく少数であることがわかる。

問 12 では、「(民事) 裁判になるかもしれないと考えるようになってから、実際に (民事) 裁判が始まるまでどのくらい時間がかかりますか」と尋ねている。結果は、「3ヶ月

未満」151、「3ヶ月～6か月未満」320、「6か月～1年未満」174、「1年以上」91、「わからない」262、「無回答」2であった。裁判を起こすつもりになっても、すぐには裁判が始まるわけではないという認識はかなり多くの人に持たれているようである。

#### (6) 裁判への期待と懸念

問13は民事裁判に「期待する」ことを、問14は民事裁判の利用に際して「気になる」ことを、5段階のスケールで尋ねている。

問13で示された期待の内容は、a社会正義の実現、b自己の権利の実現、c紛争の早期解決、d相手方との話し合い、e相手方との関係修復、f白黒をつける決着、g自己の利益の確保、h相手への懲らしめ、i「相手に非を認めさせること」、j「裁判官に話を聞いてもらうこと」の10項目である。「期待する」と「ある程度期待する」を合計すると、一番多いのがb（権利の実現）で903であった。裁判という事柄の性格上、当然の結果とも言えよう。これに続くのが、c（早期解決）で889、以下、f（白黒）が866、g（利益）が803、a（社会正義）が783、j（聞いてもらう）が733、i（非を認めさせる）が675、と続き、ここまです三分の二を超える回答で、d（話し合い）は633、e（関係修復）は516で半数を超えるが、h（懲らしめ）は355で三分の一にとどまった。ただし、これら3つの項目（d,e,h）については「どちらともいえない」の回答が比較的多く（それぞれ238、275、396）、「期待しない」や「あまり期待しない」の否定的な回答が多いわけでは必ずしもない。

問14に挙げられた「気になる」ことは、a裁判にかかる費用、b時間、c勝訴の見込みd勝訴後の不履行、e「家族や勤務先・近所の人の受けとめ方」f「家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性」の6項目である。「気になる」と「ある程度気になる」を合計すると、a～cについては9割を超え、dおよびfが8割、eが7割と、どの項目についても無視しえない関心事であることが窺われる。a～c（費用・時間・勝訴の見込み）が高率になることは、当然のこととして理解することもできるが、e（周囲からの受容）が7割、d（裁判後の履行確保）とf（周囲への配慮）が8割に上ることは、かなりの高率と言えるかもしれない。この結果は、裁判が相手方や周囲の人々を巻き込んだ複雑な営みであると認識されていることを示唆している。

#### (7) 裁判の費用にかかわる知識

問15では、a「弁護士費用と裁判所に納める費用の区別」、b「弁護士報酬と弁護士実費の区別」、c「訴訟救助制度」、d「法律扶助制度」についての知識の度合いを、「よく知っている—知っている—あまり知らない—知らない」の4段階のスケールで尋ねている。結果は、予想通りで、「あまり知らない」と「知らない」の合計が9割ないしそれ以上に達した。「よく知っている」と「知っている」の合計が一番多かったのはb（報酬と実費の区別）であるが、それでも全体の1割（102）にとどまる。それ以外の項目では、その合計が、a（弁護士費用と裁判所費用の区別）では80、c（訴訟救助）では32、d（法律扶助）では72で、いず

れも 1 割に満たない。これは、一般人にとって、裁判に関する基本的知識が、常識からはかなり遠いところに存在していることを窺わせる結果である。

#### (8) 弁護士からの説明への期待

問 16 では、裁判を依頼する弁護士から、以下の諸項目について、どの程度の説明を期待するかを 5 段階のスケール（「よく説明してほしい—ある程度は説明してほしい—どちらともいえない—あまり説明してくれなくてよい—説明してくれなくてよい」）で尋ねている。取り上げた項目は、a 裁判の見通し、b 弁護士費用、c 訴訟救助制度、d 法律扶助制度、e 弁護士費用と裁判所に納める費用の区別、f 弁護士報酬と弁護士実費の区別、である。結果は、すべての項目にわたって「よく説明してほしい」という回答が 7 割を超え（b については 8 割超）、「ある程度は説明してほしい」と合計すると 9 割を超える。要するに、弁護士には丁寧な説明が求められているようである。専門職の説明責任が社会常識化しつつある現代社会においては、当然の結果とも言えるかもしれない。

問 17 では、裁判が継続している際に「(民事) 裁判の進み具合についてどの程度ひんばんに説明してほしい」かを尋ねている。結果は、「(民事) 裁判が開かれるたびに」が圧倒的に多く (828)、これと「数回 (民事) 裁判が開かれるごとに」(117) を合計すると、「わからない」「無回答」を除くほぼすべての回答になる。つまり、「(民事) 裁判が終わるまでほとんど説明してくれなくてよい」という選択肢への回答はほとんどなかった (7) ということである。この結果についても、上述した問 16 への回答と同様に、説明責任の常識化という社会的な枠組みの中で理解できるように思われる。

#### (9) 依頼弁護士への期待

問 18 では、裁判を依頼する弁護士に以下の諸点につき、どの程度期待するかを 5 段階のスケールで尋ねている。取り上げた項目は、a 「あなたの気持ちを親身になって理解しようとする事」、b 「事件の法律的な説明を、あなたにとってわかりやすくしてくれること」、c 「相手方を含め、紛争当事者全員にとって良い解決を考えてくれること」、d 「当事者になっていない家族や関係者への配慮をしてくれること」の 4 項目である。どの項目についても、「期待する」と「ある程度期待する」の合計が 8 割以上で、a (気持ちの理解) と b (法律的な説明) については 9 割を大きく超えている。要するに、丁寧 (親切) かつ的確な事件処理が強く期待されているということになる。

#### (10) 当事者としての主体性

問 19 では、「あなたは自分が当事者 (原告や被告) として裁判 [B 票では、民事裁判] にかかわることを、わずらわしいと感じますか」と尋ね、5 段階のスケールで回答を得ている。その結果は、わずらわしい (375) —どちらかといえばわずらわしい (351) —どちらともいえない (168) —どちらかといえばわずらわしくない (23) —わずらわしくない (25) —

わからない (56) - 無回答 (2)、となっており、裁判を負担に感じない人はごく少数であることがわかる。

これら少数の「煩わしくないと感じている人」(以下、NW と表記する) がどのような人たちなのか、今回の調査結果からは、次のようなことが言える。まず全体では、「わからない」と「無回答」を除いて、NW は 942 中 25 人 (2.7%) である。これが裁判経験者では 53 中 4 人 (7.5%)、未経験者では 880 中 21 人 (2.4%) となる。同様に、調停経験者では 63 中 4 人 (6.3%)、未経験者では 872 中 21 人 (2.4%) となっている。このことは、裁判や調停を経験したことがある人のほうが、裁判に関わることを煩わしくないと感じる傾向にあることを示している。また性別との相関では、男性では NW は 462 中 16 人 (3.5%)、女性は 480 中 9 人 (1.9%) で男性のほうに NW が多いことがわかる。さらに、年齢との相関を見てみると、高齢なほど NW が多いという傾向を見てとることができる。表 5 参照。ただし、本節 (1) において上述したように、裁判/調停の経験と性別・年齢には相関があるので (男性、高齢の人のほうが経験者が多い)、変数相互の関連についてはより詳細な分析が必要になるであろう。

表 5 「煩わしさ」と「経験・性別・年齢」のクロス

裁判経験	わずらわしい	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	わずらわしくない	合計
なかった	353	335	151	20	21	880
あった	15	16	16	2	4	53
合計	368	351	167	22	25	933
調停経験	わずらわしい	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	わずらわしくない	合計
なかった	348	329	153	21	21	872
あった	22	21	14	2	4	63
合計	370	350	167	23	25	935
性別	わずらわしい	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	わずらわしくない	合計
男性	179	174	84	9	16	462
女性	196	177	84	14	9	480
合計	375	351	168	23	25	942

年齢	わずらわしい	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	わずらわしくない	合計
60歳代以上	124	108	45	7	12	296
40, 50歳代	140	130	47	7	8	332
20, 30歳代	111	113	76	9	5	314
合計	375	351	168	23	25	942

問20では、弁護士に依頼した裁判の手続きに、自分自身も関与したいか弁護士に任せたいかということ、手続きの例として以下の局面を提示して尋ね、5段階のスケールで回答を得ている。取り上げた手続きは、a「事実や証拠を集めること」、b「法的な主張や請求、反論を組み立てること」、c「和解のための相手方との話し合い」の3項目であり、その結果は、a（事実・証拠の収集）ではやや「自分」の方に、b（法的主張）とc（和解手続き）では若干「弁護士」の方に偏るものの、どの項目もほぼ半々に分布している（中間の「どちらともいえない」は少なくなる二山型の分布である）。このうちaについて、年齢・性別・学歴とのクロスをとって見たところ、次のようなことが判明した。性別では男性の方に、学歴では高学歴の方に、自ら手続きに関与したいとする人がやや多い傾向が見られるが、もっとも顕著に相関しているのは年齢であった。若い世代の方に自ら関与を希望する人が多く、高年齢世代ではその逆の傾向が明瞭に現れている。表6参照。

表6 「証拠収集関与の希望」と「年齢・性別・学歴」のクロス

年齢	関与したい	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	任せたい	合計
60歳代以上	29	65	48	105	53	300
40, 50歳代	49	108	41	97	39	334
20, 30歳代	49	121	62	62	27	321
合計	127	294	151	264	119	955

性別	関与したい	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	任せたい	合計
男性	65	155	68	121	56	465
女性	62	139	83	143	63	490
合計	127	294	151	264	119	955

学歴	関与したい	どちらかとい えば	どちらともい えない	どちらかとい えば	任せたい	合計
学校歴なし	1	0	0	0	0	1
小、中学校	8	27	23	36	26	120
高等学校	63	142	78	139	51	473
短大、高専	19	44	15	28	11	117
大学	30	68	32	46	29	205
大学院	3	9	0	4	1	17
合計	124	290	148	253	118	933

### (11) 裁判官への期待

問 21 では、以下の項目について、裁判を担当する裁判官にどの程度期待するか、5段階のスケールで尋ねている。取り上げた項目は、a「よく話を聞いてくれること」、b「問題とその背景をよく理解してくれること」、c「わかりやすく話してくれること」、d「中立であること」、e「和解を勧めてくれること」、f「早く判決を出してくれること」、g「権威をもって振る舞って」くれること、の7項目である。a～dについては「期待する」が7割前後あり、「どちらかといえば期待する」と合計すると、すべて9割を超える。これらに次いで「期待」が多いのが、f（早期の判決）で7割を超え（740）、続いてg（権威ある振る舞い）も7割弱（684）になる。e（和解勧告）だけは他の項目と異なり、「どちらともいえない」が多く（392）、それに「期待」する人は4割（403）にとどまる。

こうした「期待」の優勢とは対照的に、すべての項目について、「期待しない」と「あまり期待しない」の回答は少数であり、それがもっとも多かったg（権威ある振る舞い）でも52にしかならなかった。なお「権威的」という言葉には否定的なニュアンスが込められることもあるため、もし調査票の文言が「裁判官が権威的に振る舞うこと」となっていれば、「期待しない」という回答がもっと増えていたかもしれない。以上のことをまとめると、裁判官には、公正・有能・丁寧（親切）・権威といった、「上に立つ人」に求められることになる属性がすべて期待されていると言ってよいであろう。形式的で権威的な一刀両断型の判決を下すだけではない、実体的な納得を伴う裁判を実現してくれる権威ある人間的な裁判官が求められているようである。

問 22 では、担当裁判官の性別および年齢の選好を尋ねている。性別については、「どちらでもよい」（657）が圧倒的に多く、「男性がいい」（111）、「どちらかといえば男性がいい」（106）、「どちらかといえば女性がいい」（29）、「女性がいい」（24）、「わからない」（69）、「無回答」（4）となっている。ここでは「どちらでもよい」が圧倒的に多いことがもっとも注目すべき点であろうが、その回答を除いた場合には、男性裁判官を希望する人の方が多く（男性希望 216 対 女性希望 53）、ほぼ4対1の比率である。これを回答者の性別ごと

に見てみると、男性回答者では120対7、女性回答者では97対46という結果になる。男性裁判官を希望する傾向は、男性回答者においてより顕著であり、女性回答者においては上記の比率はおよそ2対1に縮まっているのがわかる。これは、女性が同性の裁判官を好む傾向が、男性が同性の裁判官を好む傾向に比べて顕著に高いというふうにも読むことのできる結果である。なお、依頼弁護士の性別選好については、本節(4)で問8について上述した通りであるが、担当裁判官の性別選好は依頼弁護士のそれに比較すれば穏やかな形で、しかしながら明白に、存在すると言えそうである。

担当裁判官の年齢選考については、20歳代(3)－30歳代(19)－40歳代(170)－50歳代(442)－60歳代(99)－「わからない」(263)－無回答(4)という結果になった。50歳代がもっとも支持されていて、次いでその前後の40歳代と60歳代が選好されている様子が見てとれる。なお、このパターンは、回答者の性別によって影響されることはなかった。また、回答者の年齢が若ければ40歳代への支持が、年齢が高ければ60歳代への支持が若干増える傾向にあるが、50歳代がもっとも選好される基本パターンは維持されている。表7参照。

表7 「担当裁判官の年齢選好」と「性別・年齢」のクロス

希望する担当裁判官の年齢						
性別	20代	30代	40代	50代	60代	合計
男性	2	13	87	196	49	347
女性	1	6	83	246	50	386
合計	3	19	170	442	99	733
年齢	20代	30代	40代	50代	60代	合計
60歳代以上	0	1	43	160	61	265
40, 50歳代	1	0	51	173	22	247
20, 30歳代	2	18	76	109	16	221
合計	3	19	170	442	99	733

(12) 制度改革に関する回答者の意見

問23では、司法制度改革による法律家(司法試験合格者)の大幅な増加に伴う社会的な変化に関する質問をしている。

質問その1(「あなたは、法律家の数が増加して、(民事)裁判を利用しやすくなると思いますか、利用しにくくなると思いますか。」)に対して、5段階のスケールで、もっとも多い回答は「どちらともいえない」(402)であり、次いで「どちらかといえば利用しやすくな



と思う」(290)、「利用しやすくなると思う」(127)と続く。否定的な意見の回答は、「どちらかといえば利用しにくくなると思う」(29)、「利用しにくくなると思う」(19)とごく少数であった。「わからない」(130)を考慮すると、過半数(532)は明確な意見をもっていないが、意見のある人はほとんどが肯定的に捉えているということになる。

質問その1への付問(「もし(民事)裁判を利用しやすくなるとしたら、あなたはそのことを望ましいと思いますか、望ましくないと思いますか。」)への回答は、質問その1への回答とほぼ同じパターンで、それよりも若干平らな分布を示している。「どちらともいえない」(351)、「どちらかといえば望ましい」(278)、「望ましい」(169)、「あまり望ましくない」(73)、「望ましくない」(27)、「わからない」(90)という回答分布である。明確な意見のない人(441)と、肯定的な意見をもつ人(447)が同じくらいいて、否定的な意見は少数派(100)であることがわかる。

質問その2(「あなたは、法律家の数が増加して法律家の平均的な質が今より向上すると思いますか、低下すると思いますか。」)への5段階スケールの回答は、多い順位に、「どちらともいえない」(393)、「どちらかといえば低下すると思う」(252)、「低下すると思う」(112)、「どちらかといえば向上すると思う」(101)、「向上すると思う」(40)、「わからない」(99)となっている。明確な意見のない人が半数近く(492)いて、意見のある人で見ると、否定的な意見が肯定的な意見の3倍近くあった(364対141)ことになる。全体として見れば、否定的な意見が優勢であったと言ってもよい結果であろう。

質問その3(「あなたは、法律家の数が増加して、弁護士が身近になると思いますか、ならないと思いますか。」)への5段階スケールの回答は、多い順位に、「どちらともいえない」(372)、「どちらかといえば身近になると思う」(284)、「どちらかといえば身近にならないと思う」(100)、「身近にならないと思う」(74)、「身近になると思う」(72)、「わからない」(94)となっている。ここでも、明確な意見のない人が半数近く(466)いるが、意見のある人について見ると、肯定的な意見が否定的な意見の2倍(356対174)になっている。これをもって、全体的には肯定的意見が多かったと言えるかどうかは微妙なところであるが、明確な意見のない人の存在や逆の意見もかなり存在することに留意しつつ、そうした傾向が存在すると述べるのは差し支えないように思われる。

質問その4(「あなたは、法律家の数が増加すると、日本が訴訟社会になると思いますか、訴訟社会にはならないと思いますか。」)への5段階スケールの回答は、多い順位に、「どちらともいえない」(354)、「どちらかといえばなると思う」(266)、「なると思う」(96)、「どちらかといえばならないと思う」(83)、「ならないと思う」(47)、「わからない」(150)となっている。ここでも、明確な意見のない人が多い点では、これまでの回答と同様の傾向が見られる。「どちらともいえない」と「わからない」の合計は過半数(504)になる。意見のある人についてみると、ここでは、訴訟社会になるだろうとの予測をしている人(肯定派362)が、ならないだろうと考えている人(否定派130)の3倍近く存在する。全体的には、訴訟社会になるであろうとの予測が優勢であると言えるように思われる。

質問その4への付問（「もし日本が訴訟社会になるとしたら、あなたはそのことを望ましいと思いますか、望ましくないと思いますか。」）への5段階スケールの回答は、多い順位に、「どちらともいえない」（315）、「あまり望ましくない」（337）、「望ましくない」（146）、「どちらかといえば望ましい」（53）、「望ましい」（17）、「わからない」（124）となっている。ここでも明確な意見のない人が半数近くいてもっとも多い（439）が、これまでの回答とは違って、単独の選択肢で見た場合には、「あまり望ましくない」（337）が「どちらともいえない」（315）より多くなっている。このことにも表れているように、訴訟社会を望ましくないものとする否定派（483）が肯定派（70）を圧倒している状況にある。訴訟社会というイメージは、少なくとも現時点においては、明確に否定的なものとして捉えられている様子が窺われる。

問24では、謝罪と裁判について、以下のような4つの質問をして、回答者の意見を求めている。

質問その1（「あなたが被害者だったら、「相手が謝罪をしたなら（民事）裁判を起こさないうで許す」という気持ちになれますか。」）への5段階スケールの回答は、多い順位に、「どちらともいえない」（384）、「どちらかといえばなれる」（200）、「なれない」（143）、「どちらかといえばなれない」（111）、「なれる」（56）、「わからない」（103）となっている。明確な意見のない人が半数近く（487）いて、許す気持ちに「なれる」（256）と「なれない」（254）がちょうど半々ずつとなっている。この分布は、社会的な意見が一つにまとまっていないことを象徴したような数値であるが、当該の問題に関する社会的コンセンサスが未形成であることが明瞭に示唆されているものと言えよう。

質問その2（「あなたは「裁判官が法律違反者に判決で謝罪を命じるべきである」という意見に賛成ですか、反対ですか。」）への5段階スケールの回答は、多い順位に、「どちらかといえば賛成である」（308）、「賛成である」（306）、「どちらともいえない」（242）、「反対である」（24）、「どちらかといえば反対である」（21）、「わからない」（96）となっている。結果は、圧倒的に賛成多数であった。明確な意見のない人（338）が三分の一にとどまっていることから、これまで見てきた回答パターンとは明らかに違うことがわかる。

質問その3（「あなたは「裁判官は、謝罪をした法律違反者には損害賠償を減額するべきである」という意見に賛成ですか、反対ですか。」）への5段階スケールの回答は、多い順位に、「どちらともいえない」（365）、「どちらかといえば反対である」（218）、「反対である」（213）、「どちらかといえば賛成である」（74）、「賛成である」（24）、「わからない」（105）となっている。結果は、明確な反対多数であった。明確な意見のない人（470）も半数近くいるが、反対派（431）は賛成派（98）の4倍を超えている。

質問その4（「あなたは「裁判官は、謝罪をしない法律違反者には懲罰的な損害賠償をさせるべきである」という意見に賛成ですか、反対ですか。」）への5段階スケールの回答は、多い順位に、「どちらかといえば賛成である」（305）、「どちらともいえない」（286）、「賛成である」（210）、「どちらかといえば反対である」（42）、「反対である」（41）、「わからない」（

115) となっている。結果は、明確な賛成多数であった。明確な意見のない人 (401) は 4 割に達して少ない数ではないが、賛成派 (515) は反対派 (83) の 6 倍を超えている。

#### (13) 回答において念頭におかれていた裁判の種類

問 25 は最後の質問である。「この質問票にこれまでお答えいただいていた際に、あなたが念頭においていた裁判 [B 票では、民事裁判] にもっとも近いものは、次の中のどれでしたでしょうか。もっとも近いもの 1 つに○を付けてお答えください。」この質問に対して用意された回答選択肢を回答の多かった順に示すと以下ようになる。1. 「交通事故の損害賠償をめぐる裁判」(419) 2. 「交通事故以外の事故の損害賠償をめぐる裁判」(134)、3. 「犯罪容疑者を訴追する裁判」(113)、4. 「契約を守らないことによる損害賠償をめぐる裁判」(81)、5. 「土地や建物をめぐる裁判 (所有権確認、明け渡し、登記など)」(57)、6. 「貸したお金の取り立てや、借りたお金の返済に関する裁判」(39)、6. 「離婚をめぐる裁判」(39)、8. 「相続をめぐる裁判」(31)、9. 「家賃や地代の取り立て、支払い、変更をめぐる裁判」(11)、10. 「クレジットやカード代金についての裁判」(10)、11. 「売ったり、買ったりしたものの代金についての裁判」(8)、12. 「その他 (具体的に: )」(28)、「無回答」(30)。

以下の点が注目される。まず、圧倒的多数 (419) の回答が交通事故関連の裁判となっている。現代社会では、交通事故紛争にはすでに定型的処理が確立しているように思われるが、一般的な感覚においては、交通事故はいまだに民事紛争を象徴する存在なのかもしれない。交通事故賠償に次いで回答が多かったのは、交通事故以外の事故の損害賠償事件である (134) が、これら二つの選択肢が多く回答されたのは、位置の効果も影響している可能性がある。これらの選択肢は、問 25 の回答選択肢の一番目と二番目に位置していたからである。

次に注目すべき点は、回答数第 3 位に刑事裁判が挙げられていることである。「民事裁判利用に関する」アンケート調査であり、調査票の文言の中にもそのことが明記されているにもかかわらず、この結果が得られたことは、一般人の裁判イメージを知る上で示唆するところが大きいと言えよう。回答数第 4 位以下になると、数値は二桁あるいは一桁になる。いくつかの選択肢は合体させて考えることもできるであろう (たとえば、「離婚」と「相続」をまとめて家族親族事件とするなど) が、そのようにしてもなお、事故の損害賠償というカテゴリー (合計で 553) に比べると圧倒的に少数派であることは注目されてよいと思われる。

#### (14) フェイス・シート

調査票の末尾にフェイスシートが付されている。取り上げた変数は以下の通りである。1. 年齢、2. 性別、3. 職業、3+. 法律関係の職業経験、4. 学歴、5. 法律関係の学修経験、6. 家族規模、7. 家族の年収、8. 家族の固定資産、9. 地裁までの所要時間。

回答者の年齢構成は以下の通りである。20 歳代 (121)、30 歳代 (212)、40 歳代 (162)、

50 歳代 (185)、60 歳代 (191)、70 歳代以上 (129)、合計 1000。なお、カテゴリーを丸めると、20・30 歳代 (333)、40・50 歳代 (347)、60 歳代以上 (320) となる。

性別は、男性 (479)、女性 (521)。

職業は、農林漁業自営 (22)、商工業自営 (82)、その他自営 (35)、管理的従業員 (45)、販売的従業員 (52)、技術的従業員 (89)、労務的従業員 (52)、事務的従業員 (64)、教員 (16)、専門職 (20)、パート (113)、専業主婦主夫 (212)、学生 (27)、無職 (152)、その他 (10)、無回答 (9)。

法律関係の職業経験については、法務部等での法律事務 (12)、営業販売等での法律に関わる仕事 (121)、仕事上での経験なし (760)、わからない (90)、無回答 (17)。

最終学歴は以下の通りである。学校歴なし (1)、小・中学校 (134)、高等学校 (494)、短大・高専 (122)、大学 (206)、大学院 (18)、わからない (4)、無回答 (21)。

法律関係の学修経験は、大学・大学院の法学部系 (27)、大学・大学院の法学部系以外 (57)、大学以外・独学 (85)、経験なし (777)、わからない (42)、無回答 (12)。

家族規模 (生計を共にしている家族の人数) は、1 人 (78)、2 人 (266)、3 人 (226)、4 人 (220)、5 人 (127)、6 人以上 (64)、無回答 (19)。

家族単位の年収は、なし (19)、70 万円未満 (17)、70～250 万円 (117)、250～500 万円 (268)、500～750 万円 (215)、750～1000 万円 (119)、1000～1250 万円 (52)、1250～1500 万円 (24)、1500 万円以上 (18)、無回答 (151)。

家族単位の固定資産は、1000 万円未満 (409)、1000～3000 万円 (188)、3000～5000 万円 (89)、5000～7000 万円 (37)、7000 万～1 億円 (25)、1 億円以上 (27)、無回答 (225)。

地裁までの所要時間は、30 分以内 (209)、30 分から 1 時間 (368)、1 時間から 1 時間半 (168)、1 時間半～2 時間 (37)、2 時間～3 時間 (7)、3 時間以上 (0)、わからない (199)、無回答 (12)。

## 5. おわりに

一般人調査の結果の概観は以上の通りである。訴訟当事者を対象とした全国調査の結果を分析する際に、比較対照のための一般的基準として、以上の調査結果を利用することができる。こうした比較対照があることで、希少なデータである訴訟当事者調査の分析をより有効に行うことが可能になるであろう。本稿は、そうした分析ならびに本調査のより詳細な分析を進めるための一つのステップとして位置づけられるものである。